平成23年第10回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成23年12月9日

2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成23年12月 9日

2. 閉 会 平成23年12月15日

3. 会 期 7日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 三 留 正 義 6番 鈴 木 滿 子 11番 五十嵐 忠比古

2番 長谷川 義 雄 7番 多 賀 剛 12番 武 藤 道 廣

3番 渡 部 憲 8番 青 木 照 夫 13番 長谷沼 清 吉

4番 伊藤一男 9番 荒海清隆

5番 猪 俣 常 三 10番 清 野 佐 一

2. 不応招議員

なし

平成23年第10回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成23年12月9日(金)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 管外行政調查実施報告
- 日程第5 議会基本条例制定特別委員会の中間報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明

平成23年12月12日(月)

- 日程第1 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第2 一般質問(猪俣常三 伊藤一男 長谷川義雄 渡部憲 多賀剛)

平成23年12月13日(火)

日程第1 一般質問(鈴木滿子 青木照夫 五十嵐忠比古 清野佐一 長谷沼清吉)

平成23年12月14日(水)

- 日程第1 議案第1号 西会津町暴力団排除条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町デマンドバス運行条例
- 日程第3 議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条 例
- 日程第8 議案第8号 西会津町スクールバス設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条

例

日程第10 議案第10号 西会津町立小中学校寄宿舎条例を廃止する条例

平成23年12月15日(木)

Ψ	.成23年1	2月15日(不)
	日程第1	議案第11号	平成23年度西会津町一般会計補正予算(第11次)
	日程第2	議案第12号	平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)
	日程第3	議案第13号	平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算
			(第1次)
	日程第4	議案第14号	平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1
			次)
	日程第5	議案第15号	平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)
	日程第6	議案第16号	平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)
	日程第7	議案第17号	平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)
	日程第8	議案第18号	平成23年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)
	日程第9	議案第19号	西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定につい
			て
	日程第10	議案第20号	西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定について
	日程第11	議案第21号	西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定につい
			て
	日程第12	議案第22号	西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定につ
			いて
	日程第13	議案第23号	西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について
	日程第14	議案第24号	西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定に
			ついて
	日程第15	議案第25号	西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定に
			ついて
	日程第16	議案第26号	西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定について
	日程第17	議案第27号	西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定について
	日程第18	議案第28号	西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定に
			ついて
	日程第19	議案第29号	西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定に
			ついて
	日程第20	議案第30号	西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定について
	日程第21	議案第31号	西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定につい
			て
	日程第22	議案第32号	西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の
			指定について
	日程第23	議案第33号	西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契
			約について
	日程第24	議案第34号	財産の取得について (医用画像総合システム)
	日程第25	議案第35号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第 2 議案第36号 介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請負契約の 締結について

日程第26 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第27 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第28 議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について

平成23年第10回西会津町議会定例会会議録

平成23年12月9日(金)

開 会 10時00分

出席議員

- 1番 三 留 正 義 6番 鈴 木 滿 子 11番 五十嵐 忠比古
- 2番 長谷川 義 雄 7番 多 賀 剛 12番 武 藤 道 廣
- 3番 渡 部 憲 8番 青 木 照 夫 13番 長谷沼 清 吉
- 4番 伊藤一男 9番 荒海清隆
- 5番 猪 俣 常 三 10番 清 野 佐 一

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長 伊	₽ 藤		勝	建設水道調	果長	酒	井	誠	明
副町	長 乖	田 田	正	孝	会計管理者兼出網	対室長	田	崎	宗	作
総務課	長 伊	₽ 藤	要一	一郎	教育委員	長	井	上	祐	悦
企画情報課	具長 木	彡 原	徳	夫	教 育	長	佐	藤		晃
町民税務課	見長 万	戈 田	信	幸	教育課	長	大	竹		享
健康福祉課	马县 是	高 橋	謙	_	代表監查委	5員	新井	出		大
商工観光課	果長 亲	折 田	新	也	農業委員会	会長	斎	藤	太喜	事男
農林振興課	県長 佐	上 藤	美恵	夏子	農業委員会事務	局長	佐	藤	美恵	子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤健一 議会事務局主査 薄 清 久

第10回議会定例会議事日程(第1号)

平成23年12月9日 午前10時開議

開会

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 管外行政調查実施報告

日程第5 議会基本条例制定特別委員会の中間報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

散 会

(全員協議会)

(議会広報特別委員会)

○議長 ただいまから、平成23年第10回西会津町議会定例会を開会します。

(10時01分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

3月11日に発生した東日本大震災と、それに続く大津波、さらには福島第1原子力発電所の事故により、福島県は県内全域にわたり深刻な被害を受け、県民生活や県内の産業は大きな困難に直面しております。

大震災から9カ月が経過しようとしている今、県をはじめ県内の各自治体では、全力を あげて復旧復興に向けた取り組みを行っているところですが、未だ原発事故は収束せず、 放射性物質の汚染や風評被害も深刻な状況にあります。何より一日も早い原発事故の収束 と復旧復興、風評被害の払拭を強く望むものであります。

また7月28日から30日にかけて発生した新潟福島豪雨災害につきましては、町内各所に大きな被害を受けましたが、現在、被災箇所の復旧工事等が鋭意進められているところであり、町議会といたしましても、速やかな復旧が図られますよう力を尽くしてまいる考えであります。

議員各位には、師走に入り公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり35件の議案が提出され、受理しました。

次に本定例会の一般質問の通告は、10 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを 配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に 出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町 長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委 員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしまし た。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、6番、鈴木滿子君、7番、多賀剛

君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの7日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員会委員長の報告を求めます。 報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。なお、報告は簡潔にお 願いいたします。

総務常任委員会副委員長、青木照夫君。

- ○総務常任委員会副委員長 (別紙報告書により報告)
- ○議長 経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。
- ○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)
- ○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5に入る前に皆さんに申し上げます。議会基本条例制定特別委員会から調査中の 事件について中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を 受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会の申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第5、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を行います。

議会基本条例制定特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例制定特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例制定特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって議会基本条例制定特別委員会の中間報告を終わります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、新井田大君。

- ○監查委員 (例月出納検査結果報告)
- ○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

- ○町長 (町長提案理由の説明)
- ○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。(11時41分)

平成23年第10回西会津町議会定例会会議録

平成23年12月12日(月)

開 議 10時00分

出席議員

- 1番 三 留 正 義 6番 鈴 木 滿 子 11番 五十嵐 忠比古
- 2番 長谷川 義 雄 7番 多 賀 剛 12番 武 藤 道 廣
- 3番 渡部 憲 8番 青木照夫 13番 長谷沼清吉
- 4番 伊藤一男 9番 荒海清隆
- 5番 猪 俣 常 三 10番 清 野 佐 一

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊	藤		勝	建設水道課長 酒	井	誠	明
副 町 長	和	田	正	孝	会計管理者兼出納室長	崎	宗	作
総務課長	伊	藤	要一	一郎	教育委員長 井	上	祐	悦
企画情報課長	杉	原	徳	夫	教 育 長 佐	藤		晃
町民税務課長	成	田	信	幸	教 育 課 長 大	竹		享
健康福祉課長	高	橋	謙	_	代表監査委員 新	井田		大
商工観光課長	新	田	新	也	農業委員会事務局長 佐	藤	美恵	子
-H- 11 1			\/.					

農林振興課長 佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤健一 議会事務局主査 薄 清 久

第10回議会定例会議事日程(第4号)

平成23年12月12日 午前10時開議

開議

日程第1 議会運営委員会委員の選任

(総務常任委員会)

(議会運営委員会)

日程第1 一般質問

散会

(一般質問順序)

- 1. 猪 俣 常 三 2. 伊 藤 一 男 3. 長谷川 義雄

- 4. 渡部 憲
- 5. 多賀 剛 6. 鈴木 滿子
- 7. 青木 照 夫 8. 五十嵐忠比古 9. 清野 佐一

10. 長谷沼 清吉

○議長 平成23年第10回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

農業委員会会長、斎藤太喜男君から、公務出張のため欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第1、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員である長谷川徳喜議員の死去によりまして、議会運営委員会委員が1名欠員となりましたので、議会運営委員の補充を行います。議会運営委員会委員の選任については、各常任委員会から3名選出となっておりますので、欠員となりました総務常任委員会より1名の選出をお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、直ちに総務常任委員会で1名を選出してください。

総務常任委員会の皆さんに申し上げます。総務常任委員会委員長も空席となっておりますので、併せて委員長の選任もお願いします。

暫時休議します。(10時01分)

○議長 再開します。(10時12分)

協議の結果、8番、青木照夫君が選出されましたので、委員会条例第4条第1項の規定により、議会運営委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員会条例第4条第1項の規定により、議会運営委員に8番、青木照夫君を指名します。

また、総務常任委員会から委員長及び副委員長の互選の結果が報告ありましたので申し上げます。総務常任委員会委員長に8番、青木照夫君。青木副委員長の委員長就任に伴い、副委員長に7番、多賀剛君。

以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

それでは、直ちに議会運営委員会を開催し、委員会条例第6条の規定により、空席になっております副委員長の互選を行ってください。

暫時休議します。(10時14分)

○議長 再開します。(10時23分)

ただいま議会運営委員で互選の結果、副委員長に9番、荒海清隆君と決定いたしました ので報告します。

日程第2、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。議場の皆さまがた、おはようございます。一般質問に 入る前に一言述べさせていただきたいと思います。 去る12月の3日、長谷川徳喜議員がご逝去されました。謹んで哀悼の意を表するととも に心よりご冥福を申し上げます。

さて、このたびの本定例会にあたり一般質問をさせていただきます。私は誇りあるまちづくり、住民の生活を守る。さらに住民の健康を守ることを理念といたしまして、住民の目線でものを申し上げてまいりたいと思います。

それでは、まず最初に町政の課題についてお尋ねをいたします。

本町において企業誘致に取り組んでいることは、大変ご苦労されていることと承知いた しております。なかなか思うように当町の工業団地に希望してくれる企業がないのではな いかと思われておりまして、しかしながら、町単独で企業誘致に努めることは、大切なこ とでありますが、厳しいものがあります。豪雪地帯であるからこそ若者に希望を持って生 きていく生活基盤が課題であります。

そこで、経済の活性化を図るために隣接市町村の首長と連携して、会津坂下インター付近の工場団地に中核工業化を進め、仮称企業誘致促進連盟等の名称を設置し、企業誘致に向けて、若い人に故郷に戻れるような雇用確保を向けた取り組み方の考えはないか、お尋ねをいたします。

次に除雪対策についてでありますが、目の前に雪の到来が待っております。豪雪に生きる住民、町民の生活確保と高齢化の中での雪との戦いは容易なことではありません。そういうことから、除雪対策は重要な役割を持っております。特に本町においては、この問題から避けて通れない重要な課題であります。隣接県の新潟県では、道路融雪施設が路地裏々まで完備されている。本町においてはどうなっているのか4点ほどお伺いいたします。

1点目は、通勤に支障のないように除雪対策は、住民、町民の生活を守るために、万全 の対策になっているのかどうかお伺いをいたします。

2点目は、本町において高齢化が進み、雪との戦いは容易でないため、除雪で住民、町 民のかたがたは、非常に苦労しておられます。集落の中でも、融雪施設の設置などの対策 はどう考えているのか、隣接の県では、融雪の施設の設置は豪雪地帯の中で生きる人々に 安心を与えております。本町にとって同じ豪雪地帯で暮らす住民、町民に住みよい環境を つくっていく考えはないか、お伺いをいたします。

3点目は、除雪対策作業ができないなど、除雪機の整備、修繕は万全であるかどうか、 更新するようなブルドーザはあるのかどうか、お伺いをいたします。

4点目は、除雪に対して町からの助成があっても追いつかないと住民は嘆いておられます。この現状をどう捉えるのか、お伺いをいたします。

次に協働まちづくりについてでありますが、本町において、まちづくり基本条例 32 カ条が平成 20 年 4 月に施行されて、協働のまちづくりとして、町民参加、議会、行政も参加し、企画立案して町の方向性を掲げ、実現することが目標となっております。 新西会津町の長期総合計画について、その後、住民、町民にどのような利点心効果があったのか、その検証と併せて取り組み結果についてお尋ねをいたします。

次に災害発生後の環境問題と災害復旧についてお尋ねをいたします。

過般、9月の定例議会において質問させていただきましたが、本町の隣接にある柳津町の管理型で産業廃棄物最終処分場に、3月11日の大震災に伴う東京電力福島第1原発放射

汚染による汚泥に、放射性物質が含んでいる汚泥が搬入されたということから、処理されて埋め立てられたことの報告は受けましたが、その後どのようになっているのか現地の確認と把握に努めることでありましたことを、その現状、どのようになっているのかお尋ねお伺いをいたします。

また9月議会の答弁にありましたように、4月30日に県中浄化センターの下水汚泥から高濃度の放射性物質が検出されたことと関連いたしまして、同じような内容について福島財界の記事によると、4月30日に県中浄化センターの下水汚泥から1キログラム当り2万6,400ベクレルという数値の汚泥を燃やしてできる溶融スラグ、つまり焼却灰そのものから、33万4,000ベクレルの放射性セシウムが検出されたと、そのように掲載されておりました。いわゆる焼却すると放射性物質が高くなることから、柳津町にある最終処分場で処理されて、埋め立てられたことについては、住民も非常に深刻に受け止めているので、どのように考えているのかお伺いをいたします。

さらに、柳津町にある最終処分場に埋め立てられている底にはビニールが敷かれている とのことでありますが、長年使用しているとビニールに損傷が生じないのかお伺いいたし ます。不安や支障があれば改善を求めて行く考えはないのかお伺いをいたします。

次に、災害復旧についてお尋ねをいたします。

去る7月28日から7月30日に、会津地方、新潟県を襲った大雨による豪雨災害にみまわれた甚大な被害を受けて、その爪あとは痛々しい。一級河川の阿賀川流域の環境も破壊され、杉や雑木が倒木したままになっております。また川沿いにある住居を支える土手や岸壁が削り取られて、住民の生活不安を残しております。

このような状況の中で、町の直轄事業ではないが、住民の暮らしに直接に関わることから、町として早急な対処が求められていると考えております。今後、二次災害の危険性が予想されますので、防災の面からも二次災害が起きないよう、本町内の災害復旧と併せて、どのように考えているのかお伺いをいたします。

以上をもって質問といたします。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 5番、猪俣常三議員から、いくつかのご質問がございましたが、私からは、災害 発生後の環境問題と復旧に関してお答えをいたします。

はじめに、柳津町のあいづダストセンターへの搬入された、放射性物質を含む下水汚泥 処理に関するご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、あいづダストセンターへは、5月1日以前に県中浄化センターから放射性物質を含む下水汚泥が搬入されました。このことについては、事前に町にも何の連絡もなく処理されたわけでありまして、誠に遺憾であります。

本町は、風評被害を招く放射性物質を含む廃棄物は他の地域から持ち込ませないという 基本的姿勢のもとに、柳津町とともに福島県に、このことに対しては抗議をしております。 5月2日以降は、放射性物質を含む汚泥は搬入されておりません。このことは町として確 認をしてございます。搬入されて埋め立てられた汚泥は、50センチほど覆土されて、飛散 しない状態で保管されてございますが、安全性を確認するため、本町と柳津町から職員が 立会い、定期的に空間放射線量の測定を行っております。 また、県災害対策室原子力班は、5月、8月、12月の3回測定しておりまして、あいづダストセンターも独自に、毎月1回、測定を実施しております。その結果は町に対しても報告をいただいているところでありますが、高い数値を示す箇所はなく、計測ごとに低下をしているという実態にございます。

これとは別に、町も独自に、青坂、縄沢周辺の空間線量及び切石川の上流と下流、青坂の飲料水の放射能測定を行ってございます。この数値はケーブルテレビで町民の皆さんにもお知らせしておりますが、空間線量は、1時間あたり0.08~0.1マイクロシーベルトと周辺と比較しても高い数値は示しておらず、河川水、飲料水からの検出はございません。安全であることを確認しているところであります。

漏水に関するあいづダストセンターの安全性については、議員ご指摘のとおり、埋め立て処分地のその下に塩化ビニールの遮水シートが二重に張られてございます。漏水を検知するシステムも設置されておりまして、万一、シートが損傷すれば、直ちに二重に挟み込んだペントナイトが挿入され、漏水を防ぐ仕組みになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、新潟・福島豪雨災害における阿賀川の災害復旧のご質問にお答えをいたします。 阿賀川は議員もご承知のとおり一級河川となっておりまして、福島県が管理をしております。したがいまして、被害を受けた箇所については、管理者である福島県が復旧を行います。

今次の災害では、被害箇所について町から県に報告をするとともに、早期の復旧についても強く要請してまいりました。これを受けて、県では災害箇所の査定を受け早期の復旧を計画してございます。阿賀川沿線は被害が甚大でありまして、現在、県では、浸水のあとを調査をいたしまして、この状況を把握しているところでございます。

町といたしましては、県に対して、早い復旧と併せて、二次災害の防止についても強く 働きかけを行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、企業誘致についてのご質問にお答 えいたします。

議員おただしのとおり、企業誘致は若者の雇用を確保するための大変有効な手段であると考えております。現在までの企業誘致に向けた取り組みにつきましては、県及び県内43市町村で構成する福島県企業誘致推進協議会が主催する企業立地セミナー、県ホームページ等において、県内外の企業に本町の工業団地の情報発信を行ってまいりました。また企業立地促進法に基づき平成19年12月に策定いたしました地域基本計画の計画期間が満了することから、会津地方17市町村で組織している会津地域産業活性化協議会において、地域の特色を活かした企業誘致を推進するための計画の見直し作業を各市町村が連携しながら現在進めているところであります。

一方、本町独自の企業誘致の促進と町内既存企業の支援を図るため、新たな協議会の設置に向けて、現在、町工業会、商工会工業部会など関係団体と協議を進めているところであります。新たな協議会の具体的な内容としましては、企業誘致を一層推進するため、誘

致企業に対する各種助成金や税制面における優遇措置などの新たな施策についての検討の ほか、既存企業の維持・発展のための支援策の検討などであります。なお、おただしの隣 接市町村と連携して企業誘致を進めることにつきましては、町といたしましても選択肢の 一つとして今後検討してまいる考えでありますので、ご理解願います。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、除雪対策についてのご質問にお答 えいたします。

雪国における冬期間の交通確保は、快適な住民生活を営むうえでの最重要課題であると認識しており、町では冬期間の交通確保に全力で取り組む覚悟であります。町の本年度の除雪対策につきましては、直営及及び業者委託で合計 41 台の除雪ドーザで、230 路線 147.9 キロメートルの除雪を行う計画であります。その際、道路は国道や県道との一体的な利用がされることから、国道工事事務所や喜多方建設事務所との連携も充分に図っていきます。また大型除雪機械が入らない路線へは、自治区等に小型除雪機械を貸与することで対応していく考えであります。

こうした今年度の除雪計画については、今月7日に自治区長の皆さまにお集まりをいただき説明会を行い、ご理解とご協力を求めたところであります。国や県、直営オペレーターや委託業者、そして自治区長さんの皆さんや関係機関との連絡を今まで以上に密にし、今冬の除雪に全力であたっていきたいと考えております。

次に、融雪施設の設置についてのご質問にお答えいたします。

町では、除雪につきましては機械除雪による除雪を基本としており、大型除雪機械の運行できない路線については、小型除雪機械の配置や流雪溝の整備など、それぞれの地区に合った対応を行っているところであります。おただしの融雪施設につきましては、住家が連坦し排雪が困難な地区において有効な施設であると認識しております。町では本年度に、町道上野尻村中線において消雪パイプの水源調査及び測量設計を実施し、本路線に消雪施設置を計画しているところであります。

今後の設置については、地域の除雪体制や機械除雪との費用対効果などを検討し対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に除雪機械の整備についてでありますが、全ての除雪機械について降雪前に車検整備または点検整備を行い、万全な体制で本格的な降雪に備えておるところであります。また除雪ドーザ等の更新についてでありますが、除雪機械につきましては稼働時間等を考慮し、年次計画のもとに更新を行っており、昨年度に1台更新をしたところであります。今後も引き続き除雪機械の充実に努めてまいりますので、ご理解願います。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、除雪に対する助成についてお答え いたします。

本町においては、高齢化・過疎化の進行により、自力での除排雪や、地域の中での除排雪労力の確保が困難になってきております。昨年度は豪雪によって、町では平成23年1月21日に豪雪対策本部を設置し、対策の一環として高齢者・障がい者などの低所得世帯に対して除排雪費用の一部助成を行ったところであります。この助成の要件としては、一つに

は町民税非課税世帯、二つには非同居の子を含め自力で除排雪ができない世帯、三つには 実際に除排雪賃金を支払った世帯に対し、町建設業協同組合の除雪単価の半額程度として、 一世帯あたり8千円を助成したところであり、256世帯、総額204万8千円となったとこ ろであります。

西会津町在宅高齢者等福祉サービス事業による助成事業は、町の豪雪対策本部の設置時に限定された助成でありますが、今後とも除排雪が困難な世帯に対する支援策として継続してまいりたいと考えております。また、除排雪が困難な世帯に対しては、社会福祉協議会で組織しております除排雪協力員により、安否確認を兼ねながら、出入口の確保など除排雪作業に協力をいただいております。

昨年度、地域の見守り体制を整備するための補助事業により、小型除雪機械を導入した 社会福祉協議会などと連携を図りながら、今後とも集落ごとの見守りネットワークづくり を、除雪支援を含めて推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと 思います。

- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、協働のまちづくりについて、お答えを いたします。

平成 20 年4月1日に施行されました西会津町まちづくり基本条例は、その前文に平成 16 年9月の自立宣言に至る経過と、これからのまちづくりの基本的な考え方を総論的に謳い、本文で町民の皆さんをまちづくりの主役として、町民参加や情報共有など、五つの基本原則を掲げております。そのうえで、町民・議会・行政の三者の役割などを定め、行政運営の考え方と町民参加のしくみを具体的に規定し、町の憲法として位置付けた条例であります。

町では、この基本条例の趣旨に基づき、協働のまちづくりを進めるため、条例内容の周知啓発作業をはじめ、既存条例の見直し、総合計画の策定、行財政改革の推進などについて、重点的に作業を進めてまいりました。中でも、協働のまちづくりを進めるうえで最も重要となる、町の設計図・総合計画の策定を進めるため、町民参加による検討組織を設置し、公募を含めた30名の町民の皆さんに参加をいただき、原案づくりに取り組んでいただいたところであります。また、町民の皆さんが積極的に町政に対し、参加していただけるよう、各種計画案に対する意見公募や町の重要施策等を審議する各種審議会等委員の一般公募、さらには町政懇談会の開催や町民提案制度を導入し、広く皆さんの意見を聞くしくみを築いてまいりました。

このように、まちづくり基本条例は理念のみならず具体的に協働のまちづくりの手法を 規定したことにより、町民の皆さんが一層まちづくりに参加しやすい態勢が整い、まちづ くりに対する意識が高まったことで、町政に対し積極的な提案や意見が多く寄せられてお ります。

一方、行政内部においても、常にまちづくりの主役は町民であることを自覚し、町民目線に立った各種施策の推進に努めるとともに、西会津町行財政改革大綱(第15次)に基づき、しっかりとした行財政基盤を確立するため、現在、全ての事務事業にわたりまして、見直し作業を行っているところであります。

いずれにいたしましても、協働のまちづくりは、町政運営における基本理念であり、その中において、町民・議会・行政の三者がお互いに協力しあい、みんなの声が響くまちにしあいづを着実に推進するため、今後も基本条例に基づいたまちづくりを進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 先ほど町長のほうからご説明をいただきまして、最終処分場の内容の中に、 汚泥を燃やす前の段階が低くベクレルである値と、要するに焼却灰になったときのセシウムが高くなる値があるということが出ている関係、その関係で4月の30日であったがゆえに、たった1日の5月の1日に、若干のものがあったというふうに話も承ってはおったわけで、その少しが万が一のことが起きたとき、町長がいわく健康が第一なんだと、そして町の住民の命を守らなければならないというとき、そういう部分で当時はわからなかったんだけれども、その部分がある程度入っているやもしらんと、だからそういうことがあった場合に、当時は若干空間線量が高かったという住民のかたがたもおられましたし、不安的な部分もあったわけだから、そういう部分をどうしても解明ができなかったと、だけれども、焼却灰でセシウムが高くなるんだということがわかったということになると、これはやはり恐ろしいものだと、そういうことに対して、町はある程度検査や、あるいは調査や、気を緩めることなくやっていただければありがたいものだと、そういうことのお願いで再度お尋ねをしてみたいと思います。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 おただしの県中から持ち込んだ汚泥についての処理方法でありますが、実はこれは、焼却をしたということではございません。確かに現物よりも焼却すれば、溶融スラグということであれば、数倍もの放射性物質になるということについては承知をしております。したがって今回の場合については、先ほど言いましたように、埋め立てをして50センチの覆土をしてあるということでございまして、それが焼却されたところの一番底の部分にあるのかどうかについては確認しておりませんけれども、そういう状況であったということであります。

したがって、現在の数値でありますと、0.19というマイクロシーベルトということで確認をとってございまして、これはあいづダストセンター柳津事業所空間線量測定結果ということで、書類をいただいているところでございます。1カ月ごとにいただいております。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 詳細な説明をいただきまして、ありがとうございます。一番健康が大事であるんだということを、まず念頭に私も置いておりますので、まず当局の皆さまもご認識のとおり、まず気を緩めることなく、今の監視を強めていっていただければありがたいと、こんなふうに考えております。

ただ、私が住民から聞いているのは、もう一つ伺ってみたいとは思います。実はこの放射線との関係で、因果関係があるかどうかはわかりません。ただ、9月中に住民からお聞きしたところでは、大畑というんですか、上流から捕れた魚の、その背の曲がったものが捕れた証言をされていることから、放射線との因果関係があるかどうか、それはわからないんだと、ただ十分な監視、調査、検査を続けて、人体への影響がないように、風評被害

にも気を使いながら健康を守るよう行政の役割を強く求めたいと、改善すべきところは改善してほしいなというところに強く語尾を強めるわけであります。

ですからこういったところ、つまり町長がひびくまちづくりを提唱している限りは、そのようなことのないような姿を求めていきたいということなので、それについて一つ答弁をお願いしたいと思います。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 猪俣議員からご指摘のあるような、非常に住民が心配されているような内容について、やっぱり町として、これは安心安全を確認する意味において河川の水の検査、それからその周辺の放射線の空間線量、こういったことを逐次検査をして、万が一その高いとか、あるいは異常があったということがあれば、ただちに町としてはそれに適した対応を取っていきたいというふうに考えているところであります。

したがって、これからもそういう安全性を求める声として、これでいいということはございませんでしょうけれども、限りなく町としても安全性には十分に気を付けながら対応をとっていくつもりでございます。

今、議員からご指摘のありました9月中に上流から、魚の背が曲がっているということ については、ちょっと私も確認してございませんので、担当のほうでそういうことがあっ たとか、話があったとかということであれば、担当の職員からお答えをしたいと思います。

- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 町内における放射性検査の中で、魚についても町内の河川のものを県の 内水面試験場のほうで採取をして検査をしております。現在まで13点の魚を検査しており ますが、すべて暫定規制値を大きく下回っておりまして、安全は確認されております。

ご質問のその魚の件については、町のほうには情報は入っておりませんので、確認はしておりません。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 詳細な説明を承りましてありがとうございます。できるだけ住民から私が直接聞いている関係上、一番大事なことでありましたので、直接は農林振興課長のほうからの、9月から説明を承っておりました中では、曲がった状態の話は出ておりませんでしたが、その後いろいろ聞いてきた中での話をここで再度質問させていただいたのは、こういう例がありましたということがあるがゆえに、検査等については慎重にお願いをしたいと。そしてまた、安心安全を町長が言っておられますように、やはり住民はそういったところがすごく敏感に受け止めておる状況ですので、さらに気を緩めることなくお願いしたいと思います。

次に移らせていただきますが、東北電力の関係の一級河川にある上野尻発電所の上流、下流、ご承知のとおり痛手は大きいはずです。その中で、見てのとおり、上野尻の発電所から見れば、下流は端村、それからご承知のとおり銚子の口、それから徳沢の新渡、あそこのところの徳沢方面の岸壁あたりの部分が相当やられているという部分も見受けられますので、そういうことを見ると、ゆがんでいる状況が、もしこのままであるとすると第二の被害にもなりかねないので、そういうところについては目を向けてほしいということであります。

それから上流につきましては、やはり尾登方面、尾登方面といいましても、スノーシェッドというところがかなり傷んでいるかなと、こんなふうにも思います。それからまたずっときますと、発電所が高郷にありますが、その下流、橋屋にかけてかなり木が倒木していると、ゆがんでいるという状況も見受けられます。そういったところを、先ほど町長がご説明されましたように、できるだけ町の力を借りて、そしてまた住民が安心できるような方法をお願いしたいなと、そういうふうに考えておりますので、さらにさらに町の力を住民が信頼できるように、早く手を付けてほしいとこというようなところは、指導力をいただきたいと、こんなふうに考えておるわけであります。それに対しての行政のリーダーシップということについて、町長、何か一言ありましたらお答えをしていただきたいと思います。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 先ほどもご答弁申し上げましたが、確かに今回の豪雨災害で阿賀川沿線が非常に 大きな浸水の痕跡を残しているところであります。すべてにわたって町の建設水道課が確 認をしてございまして、その確認された内容については、県がこの河川の管理者でありま すので、県のほうに具体的な箇所と、それからその災害調査について、すでに申し入れて ございまして、県のほうでもこれを確認しているという状況でございます。

過般、つい先日でしたか、現在の尾登の釜ノ脇というスノーシェッドが、これが一部下の土台が崩落しておりまして、非常に危険度が高いということで、何とか片側通行で通ってございますけれども、これは大型は非常に危険性があるので、これは当分の間ストップさせていただきたいと。夜間についても確認できないのでストップしていただきたいということで申し入れあって、何とか今、日中については通行されております。

そうしたことで、各それぞれの箇所について、非常に危険度の高いところ、そして将来、 東北電力がこれを復旧するのか、あるいは県で行うのか含めて、いろいろ調査をしている ところでございまして、この早期に復旧するように、再度、喜多方建設事務所の所長のほ うに申し入れを行っているところであります。

ついででありますが、1月中旬、下旬ころについては、夜間でもこれは通すようにしたいというのが釜ノ脇の状態でありますので、この降雪を前にして、これは一方で通行止めになってしまうなんていうことになると、これは夜間でも大変な状況になりますから、そこは何とかこれは通行できるようにしていただきたいという要望も含めて、今、県当局といろいろと協議をしているところでございます。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 町長から詳細のご説明をいただきまして、ありがとうございます。できるだけそういう痛々しい事故のあとが見受けられますので、まず住民が安心安全であるということの証を立てていただくためには、町長の執行力を示していただきたいと、こんなふうに思います。

もう1点だけちょっと確認をさせていただきたいのでありますが、企業誘致の件につきまして、大変ご答弁いただきました。まず先ほど申し上げましたように、どうしてもここの若い人からの提唱でございまして、私のところに来たのは、若い者の提唱が、本来であれば30分ないし1時間の間であるとすると、私ら若い者はちょうどいい場所は坂下あたり

が一番いいんだという話を聞かさせていただいたわけであります。そういうことからしてみまして、検討してくれるというお話を、前向きなお話をいただきましたこと、ありがたく思っておりますが、さらにこの若者の夢をかなえていただくためには、町一つの力ではとても太刀打ちできない。今、原発があって、福島県のところには200億円のお金が入ってくるということになりましたときに、いずれにしても会津全体は放射能からある程度、ほかからみれば線量が少ない、安全であるということまで言われているところでありますから、ほかの避難されているかたも、この会津に何か勤める場所があれば助かるというお話までされております。だからこそ若い人は何とかここの将来を見越して、私たちの夢をかなえて、働く場所をつくってほしいと、それを何とか議会に通してほしい、町の当局に言ってほしい、そういうような切実な生々しい若い人たちの声を聞かさせていただいたわけであります。

そういったことを含めまして、雇用、経済の活性化のためには、ぜひともこの力を出して切っていただくように、町長の腹の内を聞かせていただきたいと思います。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 先ほども、これは課長答弁でありますけれども、これは町が基本的な考え方として申し上げたものであり、また町長が答弁したと捉えていただきたいというふうに思います。そこで再度申し上げたいと思いますが、工場誘致の基本というのは、これまでどおり町単独で取り組みたいという基本的な姿勢を持っていることは、これは事実でございまして、そのために具体的な方法の一つとして、これまでは確かに企業誘致といえば、そういう考え方にいるとか、あるいはそういう願望であるということでずっとこの間きていたのかなというふうに思います。

しかし、それだけでは、やっぱり町としての責任というものは果たしていくことができないだろうということで、これは今まで町当局だけの考え方だけでは、このなかなか企業誘致、一歩前に出ることはできないのではないかということで、現在、町が中心として企業誘致を図るならば、もっといろんな考え方、アイデア、そして多く皆さんの意見を聞いていこうじゃないかということで、工業会、商工会、あるいは工業部会、こういったかたがたのお考えも聞いていくことが必要ではないか、というのは、実際に今、経営しているかたがたの状況や、あるいは経済環境、そして西会津に合ったこういうところに企業を誘致をするということであれば、どういう業種が該当するであろうかということも含めて、まだきちっとした名称はできておりませんけれども、今後企業誘致に向けた第一歩の取り組みとして、そうしたかたがたの意見をきっちり取り入れて、そして具体的な企業名がそこで出てくるとか、あるいはこういう形を取っていけば企業が来やすくなるんではないかということで、いろいろ検討をこれからしていきたいというふうに思っているところであります。非常に遅いといえば、お叱りを受けるかもしれませんけれども、まずはそういうところからしっかり対応していかなければならないということであります。

実は先月、ある企業のかたとお話しましたら、今、本当にそういう関係で、すぐさまこれる状況ではないというのが本音でありましたし、それよりも、この西会津町に20数社ある企業を、何とか存続をして、そこから拡大をするということも、それは一つの大きな企業誘致の一つではないかという考え方のご助言もいただいたところであります。

大きな豪雪があったり、大きな事故があったりということであれば、福島県全体問題として、はたしてこれから企業の存続というものが非常に危ぶまれている現状でありますから、そういったことを総合的に判断をしていくことが大切なのかなというふうに思っているところであります。

したがって、これからそういったことを、逃げるんではなくて、積極的に、先ほど議員もいみじくも言われましたように、これから復興に向けた復興特区、これが県の中で具体的な活動として来年度から出てくるのではないかと、200 億以上の金がつぎ込まれると。復興特区の中には、やっぱり法人税を免除しようとか、あるいはその企業が来たならば、いい条件でその企業が成り立つような対応がこの中に網羅されているんではないかなと思いますので、西会津町としても、この復興特区がどういう形で該当するかどうかちょっとわかりませんが、できればこういったことを想定しながらも、ぜひ取り組む課題があれば取り組んでいきたいなというふうに思っているところであります。

ただ、連携した取り組みは、これは大切なことでありますので、今のは西会津町独自の考え方で、ただ、先ほど言いましたように、この企業誘致というのは、単なるそういうことだけでは、これから難しいのではないかというお考えについては同感でありますので、これは全会津総合開発協議会、こういった中で議論がされるかというふうに思いますから、そういった場合については、そういった対応も見極めながら、町としても町の考え方を述べていきたいなというふうに思っているところであります。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 わかりやすく町長からのご説明をいただきました。ありがとうございます。もう1点ほどお尋ねをしたいのですが、除雪関係のところで、一つ説明をさせていただきますが、非常に万全の対策をとにかく取っていただくということで、大変ありがたく思っております。ただ、雪が降って、10センチないし15センチないしの状況であった際に、なかなか住民の生活がスムーズにいかないときもあるという話も聞いておりますので、そういう部分につきましては、柔軟な対応をできるだけお願いしたいものだとこういうふうに考えますが、そこら辺のところの町長のお考えをお示しいただければと思いますので。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 これはもう除雪は、西会津の除雪というのは、他の町村からみると非常に高い評価を受けているところであります。ほかの地域をとやかく言うわけではありませんけれども、ほかから入ってきて西会津に来ると、まったく除雪の対応が違うという評価を受けて、いいところの評価でありますから、ですから、確かに何センチ積もれば出動ということで決まりはあるわけでありますが、しかしそれは住民生活の中で同じ路線を受け持っていても、朝出発しますと、お昼ころまでにはまた別なほうで雪が積もってしまいますので、そういったことを想定しながら、住民の生活に支障のないことで、それはオペレーターのかたがたにお任せをしながら、万全を期して取り組んでいくというのが基本的な方針でありますので、今後ともいろんな箇所でそういう町民の皆さんの不便や、あるいは声が聞きましたならば、直接担当課のほうにいっていただければありがたいなというふうに思います。
- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 町長のご説明をいただきましたこと、ありがたく思います。財源的に苦しく

なるということになりますと、私的な個人的な考え方ではございますけれども、財源の確保については、私は身を切るくらいの考え方で町に協力をし、そしていい方向付けをし、そして町がよくなる方向付けをしていくのが私の役目であろうと、こんなふうに考えております。今後はそういうような姿勢を貫いてまいりたいと考えておりますので、私の質問をこれをもちまして終わりたいと思います。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 4番、伊藤一男です。まず一般質問に先立ちまして、去る12月3日にご逝去 されました先輩議員であります故長谷川徳喜さまのご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。 それでは、これから一般質問をさせていただきます。

まず7月末の豪雨災害復旧状況について質問をいたします。去る7月28日から30日にかけての新潟・福島豪雨では、本町でも総雨量351ミリメートルの記録的な豪雨に伴う阿賀川増水により、町内の道路、河川、農地、農業施設等に甚大な被害が発生しいたました。現在も、その災害の爪痕が生々しく残り大変な状況であります。幸い今回の豪雨災害は国の激甚災害に指定され、国庫補助率がかさ上げされ小災害についても地方交付税による措置がとられ、町や受益者負担が軽減されるなど復旧にははずみがつくものと予想されますので、一日も早い復旧をお願いしたいと思います。そこで災害復旧状況について、次の点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、国県への最終的な災害申請箇所数と補助災害と認定された箇所数はいくらか。

2点目は、激甚災害に指定されての国、県、町の負担割合と受益者負担の割合をお伺い したいと思います。

3点目は、端村集落付近における阿賀川増水による堤防崩落の復旧見通しについてお伺いをしたいと思います。

4点目は、町の数少ない観光地の一つであります銚子ノ口の復旧見通しについてお伺いをしたいと思います。

続きまして商工業の振興についてのご質問をいたします。

現在、町の商工業を取り巻く経済情勢は大変厳しく、長引く景気の低迷や円高に加え、 未曾有の東日本大震災の発生、原発事故による風評被害等により、売上や受注の大幅な減 少などの被害が発生しており、今後も続くものと予想されます。町ではこのような経済情 勢を踏まえ、地元の商工業に対する各種の支援事業を実施して、経営の安定化及び経済の 活性化を図られてきました。そこで現在までの商工業支援事業の実施結果及び、来年度の 支援事業方針についてお伺いをいたします。

3項目目の質問は、町消防関係の質問についてお伺いをいたします。

まず1点目は、町消防自動車の軽、普通自動車の消防自動車の台数は何台あるのか。その車の点検・車検は町外の業者が行っていると思うが、その年間の点検・車検にかかる予算と、地元の自動車修理工場では点検・車検ができない理由についてお伺いをしたいと思います。

2点目は、町消防団員として町に住所のない人が入団していないかどうか、そういう確認作業をしているかどうかをお伺いをしたいと思います。

3点目は、住宅用火災警報器の故障についての対応についてお伺いしたいと思います。 最近、各家庭において住宅火災警報器が異音を発するなどの故障が発生しているが、保証 期間が10年間あるにもかかわらず4年位で故障が起こるのは何が原因なのか。また、町の 対応は十分できているのか、お伺いをいたします。

以上で一般質問の説明を終わります。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 4番、伊藤一男議員の質問のうち、私からは商工業の支援についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、長引く景気の低迷や円高、さらには東日本大震災、原発事故による風評被害の影響によって、町内の商工業者を取り巻く経済環境というは、大変厳しい状況にあるものと認識しているところであります。

現在まで町が実施してまいりました商工業者への支援につきましては、一定の金額を金融機関に預託して、その預託額の5倍に相当する額を融資できる中小企業振興資金補償融資制度や、日本政策金融公庫資金をはじめとした各種制度資金の融資を受けている商工業者の利子負担の軽減を図る中小企業融資制度資金利子補給事業を実施してきたところであります。

今年度の実績につきましては、中小企業振興資金補償融資制度の利用が、11月末現在14件2,091万円となってございます。中小企業融資制度資金利子補給事業については、上期分で49件54万5,980円の利子補給を行ってきたところであります。また、今年度は震災等の影響で厳しい経営状況を強いられている商工業者を支援するため、町ふくしま復興特別資金等信用保証料補助金を創設するとともに、既存の中小企業融資制度資金利子補給事業の下期分の補助率を2分の1から全額に拡大するなど商工業者の負担軽減を図ったところであります。

町といたしましては、商工業者への支援は、町経済の活性化を図る上で必要な施策と考えておりますので、今後の情勢を見極めながら、来年度の支援策を検討してまいりたいと考えているところであります。また、商工業者の支援と合わせて、雇用の確保につきましても、本町の重要な課題であると認識しているところであります。昨年8月に開所いたしました無料職業紹介所におきましては、今年12月5日現在で、求人15社、求職者40名が登録をされました。そのうち雇用が成立されたかたは16名となっております。

今後も、企業等からの求人と、町内就職者双方の情報収集・調整等を積極的に行いながら、雇用の確保に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、補助災害のご質問にお答えいたします。

新潟・福島豪雨災害の査定結果状況でありますが、公共土木施設災害につきましては、申請箇所8カ所で申請額4,127万9千円に対し、査定認定箇所8カ所で査定額4,127万9千円、査定率100%の査定結果となっております。

次に林道施設災害でありますが、申請箇所は7カ所で申請額1,621万2千円に対し、査

定認定箇所 7 カ所で査定額 1,548 万 8 千円、差定率 95.5%であります。さらに、農地及び 農業用施設災害につきましては、農地の申請箇所が40カ所で申請額 8,799 万 9 千円に対し、 査定認定箇所 40 カ所で査定額 8,538 万 3 千円、査定率 97.0%であります。また、農業用 施設災害の申請箇所は 33 カ所で申請額 8,877 万 3 千円に対し、査定認定箇所は 33 カ所で 査定額 8,545 万 9 千円、差定率 96.3%でありました。

次に激甚災害の指定についてでありますが、本年7月24日から8月1日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が平成23年8月24日付けで交付され、激甚災害の指定になったところであります。このことによりまして、国の補助率は増嵩することとなりますが、正確な補助率については、今後の補助率増嵩にかかる事務作業により補助率が決定されることとなります。なお、昨年の農地農業用施設災害での実績では、農業用施設災害では通常65%の補助率が90.3%に、農地災害では、通常50%の補助率が79.2%にそれぞれ増嵩となりました。

次に阿賀川の端村地区河川災害復旧工事についてのご質問にお答えいたします。

本箇所は平成23年7月の新潟福島豪雨災害により、阿賀川の河川堤防が決壊したものであります。その後10月19日に河川災害の査定を受け、事業採択となり11月16日に、喜多方建設事務所が工事を発注したところであります。工事の進捗につきましては、現在、矢板等の資材の準備を進めているところであり、今後は資材の手配ができれば本格的な工事となり、平成23年度内の工事を目指すものでありますので、ご理解願います。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、銚子の口の復旧見通しについての ご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、県立自然公園に指定され、その素晴しい景観から数多くのかたが訪れる銚子の口は、今回の豪雨災害により、東屋、木柵、観光看板などが流出・崩壊するとともに、流木やゴミなどの瓦礫が広範囲に散乱するなど、甚大な被害を受けたところであります。

町では、今年度、駐車場に堆積した川砂の撤去や、崩壊した東屋、観光看板、その他瓦礫の撤去などの復旧作業を進めてまいりました。今後の復旧計画でありますが、来年度は、県の森林環境交付金事業を活用し、東屋や木柵等の整備を図る予定であります。また、その後につきましても計画的に復旧作業を進めてまいる考えでありますのでご理解願います。

- ○議長 町民税務課長、成田信幸君。
- ○町民税務課長 4番、伊藤一男議員の町消防関係についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、町の消防関係車両は、現在、指令車1台、ポンプ自動車6台、積載車10台、 軽積載車13台、計30台の車両があります。車検の費用は、毎年度、公課費を除いて80 万円ほどとなっております。これらの車両は、一般の車両に特殊な艤装をほどこした改造 車であり、車両本体の車検とは別に艤装部分の点検が必要となっております。車検と消防 設備の点検を一緒に行うことが点検期間の短縮や経費抑制の観点から有利でございまして、 このため納入しております業者が車検を実施しております。一方、軽微な修繕などにつき ましては、これまでも町内のかたにお願いをしております。 車検については、大型の車両を除いては、町内の車検場でも可能でございますが、特殊な艤装となっておりますことから、円滑なる消防業務を遂行を踏まえながら、十分に検討させていただきますのでご理解いただきたいと思います。

次に、町に住所のない消防団員の確認についてのご質問にお答えをいたします。

消防団員は、町に居住する年齢 18 歳以上のかたで組織され、現在 451 人が在籍をしております。近年は若年層の転出や、サラリーマン化が進み、団員の確保に苦慮しております。団員が入団をする際には、分団長からの推薦により消防団長が承認をし、その際には、住所を確認しております。団員は、生業を持ちながら職務を遂行しており、入団後に転勤や仕事が変わることで、やむを得ず住所を移すかたもおります。こうしたかたは、消防活動はしていただいているものの、一朝有事の際に駆けつけることは困難なのが実態であることから、町と消防団とで再度実態を調査し、消防団員のあり方として整理してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

次に火災警報器の故障の対応についてのご質問にお答えをいたします。

住宅用火災警報器は、いち早い火災の発見により尊い人命を守るため、平成23年6月に一般住宅への設置が義務化されました。本町では、町、消防団が西会津消防署とともに、早くから啓発活動を行うとともに、高齢者等のため購入と設置の支援を行ってまいりました。この結果、平成23年度当初の設置率は75.1%でありまして、県内平均の60.5%と比較して高い設置率となっております。

市販されております住宅用火災警報器は、ほとんどの電池の寿命が10年間となっております。しかしながら、中には、数年のうちに電池切れを起こす不良品があり、消防団が仲介したものにも多く発生しております。このため、販売店及びメーカーにクレームを申し入れたところ、内蔵電池が原因であることが判明し、メーカーが責任を持って新しい電池に交換することとなりました。現在、メーカーと販売店が、電池交換されていない数量等を調査中であり、その間、支障を生じないよう消防団が仲介したものについては電池をストックし対処しております。

一方、消防団が仲介した住宅用火災警報器以外にも不良品がありますことから、町と西会津消防署が、広報紙、ケーブルテレビ等を活用しながら、町民の皆さんに交換方法などをお知らせしてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 ただいま答弁をいただきました。まず最初に、豪雨災害の復旧状況について の再質問をさせていただきます。

災害申請箇所数の中には、小災害、そういったものは入っているのかどうか。また、その小災害についての申請箇所については、町で全部復旧工事を行うのかどうか、お伺いを したいと思います。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 小災害のご質問にお答えいたします。

小災害につきましては、町の単独の災害復旧工事でございまして、40万円以下の工事となっております。この箇所については、81カ所ございまして、2,713万8千円ほどで工事を行いたいと考えております。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 農業の施設災害になると思うんですが、揚水ポンプ、そういったものについ ての補助、そういったものはみななされているのかどうかお伺いをいたします。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 揚水機の災害復旧工事についてのご質問にお答えいたします。 揚水機につきましても、農業用施設でございますので、補助の災害復旧工事のほうに申 請しておりまして、査定を受け認定となりましたので応急本工事でできる分については応 急本工事で工事を実施しており、今後2カ所につきまして発注をしていきたいと、そのよ うに考えております。
- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 農業用揚水ポンプについては、全額補助というか、そういうあれなんでしょうか。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 農業用施設の補助率のご質問にお答えいたします。

農地農業用施設につきましては、工事費が全額決まりまして、受益者の数で額を割って やって、その額によって補助率が決定することになります。その作業が現在進めておりま して、本年中に国のほうに申請する予定ですので、まだ補助率は確定しておりませんが、 先ほどご説明申し上げましたとおり、昨年の実績によりますと補助率が90.3%、農業用施 設については国の補助率が90.3%というふうになっております。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それでは、阿賀川増水によって田んぼへのそういう土砂の流入、そういった ところが何箇所かありますが、その中で、なぜその災害箇所に、早いところ、早く始まっ て今復旧工事が始まっているところ、まだ復旧工事が始まっていないところ、その早い遅 いの理由についてお伺いをしたいと思います。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 阿賀川の増水によって田が冠水した災害復旧のご質問にお答えいたします。

滝坂地区で冠水した箇所につきましては、3工区に分かれておりまして、3工区で発注しております。それで、滝坂の柴崎側は着手しまして、一番はずれのほうの滝坂地区についても工事は着工しております。真ん中の低い段について、今工事が着工されないということでございますが、あの箇所につきましては、一段田んぼが低いもので、工事の段取りといたしまして機械を、湿地ブルとか、そういうもので施工しなければならないというようなことで、今その手配のほうをしており、来年春からの着工になるか、その辺のところで検討をしているところであります。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 まず今、課長のほうから説明がありましたけれども、やはり災害復旧が遅れる、そういうことのお話を区長さんを通じてでもいいですし、また被災された個人に対しても、そういうようなお話をしているのかどうか、やはりこれは来年度の水稲のいろんな準備があるわけです。そういうことに、やはり皆さん、ほかでやっていて何で自分のとこ

ろはそういうふうに、災害の復旧工事が始まっていないんだと、そういうようなことを言われていますので、やはりそういう災害復旧の見通しについては、やはりその地区の災害があったところについては、やはり区長さんを通じてなり、また被災者を通じて、ちゃんと連絡やそういうことをしてあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 滝坂地区につきましては、現在着手していないところにつきましては、 地権者のかたにご説明を申し上げました。災害査定が11月の28日にすべて完了したとこ ろでありますが、査定が終わらないと工事が着手できないということでございまして、あ と災害につきましては、国の国庫補助でございまして、3年間の間に復旧するということ になっておりまして、各年度ごとに国の補助の割り当てもございますので、それらを勘案 しながら工事を進めていきたいとは考えております。なお、その工事の着手につきまして は、各自治区長さんを通してご説明申し上げたいと、そのように考えております。
- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 もう一度確認したいんですが、その査定が遅れたというのはどういう理由なんですか。ちょっと私の言い方が悪いかもしれませんが。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 災害査定といいますのは、国の補助事業でございまして、国から現地を確認して、それが災害査定だと認定することをやることなんですが、それにつきましては、 今次、かなりの数が福島豪雨で出たので、それにつきまして日程調整等がございまして、 大幅に査定がずれ込んだというようなことでございます。
- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 災害の中で、やっぱり阿賀川増水によって、崩落、そういったものがあるんですが、そういう東北電力関係の事業ですか、それについても、やはり町が窓口になって、やっぱりやっていただくと、そういうようなことをお願いしたいと思います。やはり町民にとってすがるところは町の担当課なわけでありますから、そういう意味でそういう発電所関係であっても県を通して、やはりそういうことを窓口になってやっていただきたいというふうに思いますが。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 阿賀川の災害につきましては、河川は福島県が管理する河川でございまして、そのほかに東北電力の用地等がございまして、そのあと民地という格好になります。 福島県として管理できる災害復旧とか、河川改修工事については、もちろん福島県のほうに強く申し入れまして工事を進めていってもらいたいということで、強く申し入れを行います。また、いろいろ町民の皆さまから被害等がございまして、その間に東北電力等の用地でございますれば、町が窓口となってこれからも進めていきたいと、そのように考えます。
- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それでは、第2点目の激甚災害に指定されての国県、そして受益者負担の割合についてなんですが、これは先ほど課長のほうから説明がありましたように、まだ決まっていないと、ちゃんとした数字ができていないと、そういうことでしたが、だいたいお

およそ受益者負担というのはどのくらいになりますか、お伺いしたいと思います。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 災害復旧の受益者負担とのご質問にお答えいたします。

災害復旧で受益者負担が発生いたしますのは、農地農業用施設災害だけでございます。 農地農業用施設災害につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ国の補助率が確 定しておりませんので、正確な負担額というのが出せないような状況となっております。 なお受益者の負担につきましては、工事と設計委託料の中から、国の補助額、国庫補助額 を引きまして、その残りの15%が受益者の負担というふうになります。それで、農業用施 設ですと、昨年ですと約90%が国庫補助となっておりますので、残りの10%に受益者の 15%がかかるということで、100万の工事ですと、仮に100万の工事と10万の設計委託料 が付きますと、110万円から90万円を引きまして、20万円に対しての15%の受益者の負 担が出るということですので、20万ですと3万ですか、そういうふうな受益者負担額とい うことになりますので、ご理解願います。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それでは、3点目の質問なんですが、端村集落の阿賀川増水による堤防決壊の復旧見通しだったんですが、今、課長から先ほど答弁あったように、今もう始まっているとそういうようなことでしたので、やはり人家が近いので、やはりパトロール、そういったものをやはり強化してもらいたいといいますか、そういう場所、何箇所かやはり町でもあると思いますので、そういうパトロール、そういったようなことを強化してもらいたいと、そういうふうに思いますがいかがですか。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 端村地区の災害復旧工事につきましては、もう発注になったということで、年度内完成ということで予定しているわけですが、工事が始まりましたので、その工事箇所については業者が責任を持ってやるということでございます。

また、河川パトロールにつきましては、県は定期的に河川パトロールでパトロールを実施しているところであります。その辺につきましても、より詳しく今後もパトロールをしていただくようお願いしていきたいと、このように考えております。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 4点目の銚子の口の復旧見通しについては答弁いただきましたので、よくわかりました。町の数少ない観光地でありますので、一日も早い復旧を望みたいと思います。次の質問に移りたいと思います。商工業の振興についてお伺いをしたいと思います。先ほど町長より詳しく説明がありましたので、まず最初に来年度も福島復興特別資金、そういったものは来年も実施されるのかどうかをまずお伺いをしたいと思います。
- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 今年度、震災がらみで県の特別復興資金、創設されたわけでありますが、 現在のところ来年度以降もその復興資金が継続するかどうかという情報は入ってございま せん。ということで、今回町で創設いたしましたのは、復興資金の信用保証料の3分の1 補助ということでありまして、来年度継続するかどうか県のほうでまだ未定でございます ので、そこら辺、町としても未定ということであります。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 今、課長のほうから、まだ来年のことについてはまだちょっとわからないと、 そういうことでありましたが、とにかく来年度においても、こういう景気の低迷というの は予想されますので、やはり、もし県の特別復興資金、そういったものがあったら、やは り9月定例議会におきまして提案されましたように、福島復興特別資金の保証料の全額の 補助、そして中小企業制度資金の利子補給の全額ですか、そういうことをぜひお願いした いと思います。

やはり、今、商工業者の間においては、やはりかなり厳しいそういう経済情勢によって、 かなり厳しい経緯を迫られているところがあると思いますので、ぜひ9月定例議会で提案 されました福島特別復興資金、そして中小企業融資制度、そういうものの継続を来年もぜ ひお願いをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 ただいま伊藤議員のほうから商工業者の支援の継続というお話がございましたが、先ほど答弁でもお答えしましたとおり、今後の商工業者の取り巻く環境、動向等を十分判断しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。
- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それでは、もう1点、先ほど町長のほうから答弁があったわけですが、雇用対策として町の商工観光課に職業紹介所を開設して、16名のかたが就職されたと、本当にこれは町にとって大きいことだと、そういうことで、私としては評価されるものではないのかというふうに考えております。

そこで、企業支援に対して、新たな雇用の促進という観点から、企業に対するもうちょっと大きなそういう補助事業、そういったものは考えられないかどうか、それは、今現在ある企業が、やはり企業によって町の若者、若い人、そして多くの人たちがやはりそういう企業に、地元の企業に就職して、そしてやはり生活をしていると、そういうようなことで、やはり既存のやはり地元の企業に対するそういう援助を、もっと大きな援助をしていただけないかということで、やはり私は工場の増設、そして設備投資、そういったものに対して上限を決めながら、やはりそういう補助を、支援事業をしていく必要があるのではないかと、それがこれからの西会津町のやっぱり発展につながっていくものではないのかと思いますので、見解をお伺いをしたいと思います。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 これまでも、企業のかたがたとの意見交換を行ってまいりました。やはり来年度に向けて、もう少し企業、現在、西会津町における、立地している企業の皆さんの状況や、あるいはもっと有効な手段といいますか、政策というものについて何が必要なのかということについて詰めた話をしていくというふうな考えでございます。

その中で、今ほど申されましたように、もし企業が、いわゆる雇用との関係で、この増設や設備投資、こういったことをする場合に、町として具体的な対策をどう講じていけるか、財政的なものもありますので、政策の一環として十分にそういったことも検討していく必要性があるだろうというふうに考えてございます。

それともう一つは、やっぱりまだこれからの話でありますが、復興特区との関係におい

て、ある企業が、いわゆる雇用を何名以上採用した場合については、有利な対応があるというようなことがもしあれば、町としてもそういった情報収集を行いながら、町としてそういったいわゆる支援といいますか、そういったことも含めながら、今後の状況を見極めながら判断をしていきたいと。何といっても、やっぱり正確な数字わかりませんが、2,000名以上のかたがたが何かしらの地元企業に勤めておるわけでありますから、そうしたかたがを心して勤めることができる対応を町として取っていくというのは、当然必要なことでありますので、今後とも相談窓口を設けながら、いろいろと町としてできうる政策をしてまいりたいなと、支援をしてまいりたいなと、こんなふうに思っているところであります。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 それでは、消防関係について質問をいたしたいと思います。

消防自動車の点検・車検についてということで質問しました。課長のほうから答弁をいただきましたが、やはり町内業者で、そういう行えるものは、ぜひ商工業の振興、そして経済の活性化の観点から、やはりぜひ町で、業者で行っていただきたいとそういうふうにお願いをしたいと思います。

あと、住宅用の火災警報器の故障の対応と、そういうことでるる答弁をいただいたわけでありますが、これについては、やはり町民のかたは、とにかくそういう故障があった場合にどこに相談していいかと、そういうことがやっぱりわからないと思うんですよね。そういうもし、もしそういう故障、そういうときがあったならば、先ほど答弁の中で言いましたように、ケーブルテレビ、町の広報誌等を通じて、町民に分かりやすく周知していただきたいと思います。

- ○議長 町民税務課長、成田信幸君。
- ○町民税務課長 消防ということで、まず消防車の車検の関係でございますが、先ほどご 答弁申し上げたとおり、ちょっと特殊な部分がございますので、それを十分踏まえながら、 議員のおっしゃりました発言要旨をもとに検討させていただきたいと思います。

あと住宅用火災警報器でございますが、先ほど町と消防署でケーブルテレビ、また広報 誌等を通じて啓発、またお知らせするということですが、実は、消防団も、消防署のほう でも、実際にこのお宅をおじゃまいたしまして、こういう状況を確認したり、またお話を しながら進めております。そこにプラスして、このよう形で広くお知らせをして、実際こ ういう故障が起きますと、いろいろ支障がございますので、それについては対処していき たいというふうに考えております。

- ○議長 4番、伊藤一男君。
- ○伊藤一男 以上で私の一般質問を終わります。
- ○議長 暫時休議します。(12時09分)
- ○議長 再開します。(13時00分)2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 2番、長谷川義雄です。一般質問の前に故長谷川徳喜議員のご冥福をお祈り申し上げます。

それでは一般質問に入ります。私の今回の質問は三つの項目で進めます。

一つ目は、放射能における環境問題について。一つ目として、全県民を対象に行っている健康調査の問診票の回収不足が心配されています。浜通りの先行地区でさえ回収率が50%と報じられていますが、西会津町ではどれくらいの回収率なのか、調査はしているのかお聞きします。

二つ目として、今後はどのような方法で回収率向上を考えているか。例えば記入支援講習会を行うなど考えていないか。

三つ目として、放射能を測定する電子式個人線量計を今回300台取得しましたが、今後、 保育所、学校、各父兄等からの機器追加購入希望等と、放射能に対しての健康意識調査を 町独自で行う考えはないか、町長にお尋ねします。

次に教育環境についてですが、一つ目として、尾野本出身の新田正夫氏より寄贈された 基金により、西会津中学校図書館に新田正夫コーナーがあり、本人の希望により人物伝記 を主としてたくさんの本が用意されているのに、広く町民に周知されていません。また一 度お知らせしていたとしても、再度ちらしやケーブルテレビで案内することが、寄贈され たかたの思いに応えることだと思うが、その考えはないか。

二つ目として、図書館で、小中学生の学習の便及び町民サービスとしてファックス、コピーなどを行えないか。図書館法及び学校図書館法に抵触しない方法で一部有料でもよいと思うがお尋ねします。

三つ目の項目として、エネルギー環境についてですが、再生可能エネルギーとして町が 試行設置する薪ストーブは、町内の数世帯に導入されており効果は実証されています。町 は薪ストーブ普及にあたっての課題をどのように捉えているのか伺いたい。

私の一般質問の内容といたします。

- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、教育環境についてのご質問にお答えい たします。

はじめに、新田正夫氏コーナーの町民への周知についてでございますが、ご承知のとおり本町名誉町民であります新田正夫氏より、本年7月に図書購入費として200万円のご寄贈を賜りました。誠にありがたく深く感謝申し上げているところでございます。

町といたしましては、新田正夫氏の、偉人の伝記・人物伝を特に選んでほしいとのご意向に沿い、子どもから大人まで幅広い世代のかたがたが楽しめる図書を購入させていただくこととし、西会津中学校図書館に新田正夫氏図書コーナーを設けるとともに、図書の購入手続きを進めてまいりました。また、図書が納入され次第、順次、利用しやすく配列することや、各巻に載っております人物をわかりやすく紹介するための解説書作成なども併せて進めてまいりました。これらの作業が完了いたしましたら議員ご提言のとおり、ケーブルテレビ等で町民の皆さまに広く披露したいと計画していたところでございますが、東日本大震災の影響で納入が大幅に遅れまして、12月2日にようやく寄贈図書が揃った次第であります。

今後、一連の作業が整いましたら、ケーブルテレビをはじめ、広報お知らせ版などを通して町民の皆さまにお知らせし、広く利用していただくよう努めてまいりますのでご理解願います。

次に、図書館での町民サービスとしてファックス、コピーなどを行えないかとのご質問でございますが、ご承知のように、著作権法第31条の規定によりまして、国立国会図書館、公共図書館など政令で定める図書館等においてのみ、利用者の求めに応じて複写サービスが可能とされております。小中学校の図書館は、政令で定める図書館に含まれておらず、コピーサービスなどを行うことができないことになっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、放射能における環境問題についてお答えいたします。

先日の新聞報道で県民健康調査の回収率が低いという内容の記事が掲載されました。その原因といたしましては、放射線に関する認識が行き届いていないことや、県内的に地域格差があること、また問診票記入にあたり難しいと感じることが多いことなどが原因と推測されます。

このような中において本町の回収率でありますが、県の県民健康管理調査事務局に確認したところ、10月中旬では約3%でありましたが、11月22日現在では13.06%とのことであります。町としましても、多くの町民の皆さまに回答いただくため、ケーブルテレビ、町広報、そしてホームページにより周知をしており、ホームページにおいてはリンク先から、書き方についての動画も見ることができます。

また、ケーブルテレビにおいても県より配布された県民健康管理調査・基本調査・問診 票の書き方のDVDを10月5日から2週間にわたり放映し、書き方等についてお知らせを したところであります。今後においても、回収率向上のため、定期的な放映など周知に努 めてまいりたいと考えております。

また、記入支援講習会を開催してはどうかというおただしでありますが、記入等に関しましては県立医科大学内にあります、県民健康管理調査事務局でコールセンターを開設し、専門のかたが県民の皆さまお一人お一人に対応をしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、電子式個人線量計についてでありますが、11月下旬に納入され、現在、妊婦及び 0歳から15歳までのかた780人に通知をし、現在、希望者の取りまとめを行っております。 電子式個人線量計はガラスバッチ式のものと違い、積算量がデジタル表示されますので、 業者による解析業務をしなくても使用者が判断できるものであります。電子式の価格は1 台3万円程度と高価となりますが、電池を入れ替えれば1カ月程度の連続使用が可能となり、繰り返し使用できるものであります。このことから、希望者を募りローテーションを 組み、繰り返し使用することで推移を見守りたいと考えております。

次に、放射能に対しての健康意識調査を町独自で行う考えはとのご質問でありますが、 その特殊性から、県では専門家 16 名を構成員とする放射線と健康アドバイザリーグループ を設置し、県民の皆さま及び県内市町村への助言をしていくこととなりました。

町としましても、町民の皆さまより放射線と健康に関する相談等があった場合には、専門的なことにつきましては、先ほど申し上げましたコールセンターやアドバイザリーグループに照会して、回答したり、場合によっては直接電話していただくよう取り次ぐなどの

対応をしてまいりたいと考えております。今後も、町民の皆さまの健康相談や不安解消のため、県内で最も放射線量の低い本町ではありますが、町民の健康管理について、専門的な関係機関と協議しながら、その対応について検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、エネルギー環境についてのご質問にお答えします。

本年度町では、森林環境交付金を活用し薪ストーブを役場北庁舎と菌床栽培用パイプハウス1棟に導入することで現在作業を進めているところであります。これは、今まで未利用となっている森林資源の有効利用と、石油等の化石燃料の使用を減らすことで、地球温暖化防止と循環型社会に貢献することを目的に導入するものです。

議員おただしの薪ストーブ普及にあたっての課題はとのことですが、重要なことは薪の 安定供給であると考えております。町内の森林資源の活用と、森林整備で発生する除間伐 材の有効利用も含め利用者に安定して薪を供給できる体制の確立について、町森林組合な どと、協議を進めてまいりたいと考えています。

また他市町村では市街地に設置した薪ストーブから発生する煙やにおいが問題となっている地区もあるようですが、町が導入する薪ストーブは通常の薪ストーブより高温の燃焼が可能な仕組みであり、煙やにおいの発生量も少ないとのことなので、どの程度なのか実際に使用し検証をしてまいります。

今後は、今年度の実施状況を踏まえながら、地元産の木材が再生エネルギーとして有効 活用が図れるよう検討してまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 私がちょっとお聞きしたいのは、例えばアンケートなどを取った場合とか、 地区の父兄とかから要望があった場合です、話し合いの中で、仮にやらなくても。そのと きにおいて、町が放射能に対する知識を子どもたちにきちんと教えるような教育などは考 えていないのでしょうか、お聞きします。
- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 放射能教育に関するご質問でございますので、お答えをさせていただきます。 国県によりまして、そのような来年度の教育活動について、大きな柱の一つに放射能教育が提唱されております。本町におきましても、現在来年、統合西会津小学校の教育計画を検討しているところでございますが、いわゆる学級指導という時間がございまして、そこの中で2、3時間放射能に関する教育学習ができるように、組み込もうというふうな形で今検討を進めているところでございます。来年、間違いなくその部分については教育活動に位置付けまして、実践をしてまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。
- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 先ほどの答弁で、質問が変わりますけれども、新田正夫コーナーの本の件なんですけれども、私が聞きたいのは、感謝状の贈呈やらやりましたけれども、例えばそのできた本のコーナーの様子や、読書している子どもの写真などを機会があればうかがう

とか、送るとか、合わせて町の広報にしあいづとか、持って行くなどの考えはありませんか。

- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 名誉町民でございます新田正夫さまにつきましては、先だっての自治功労賞の表彰式で善行賞として申し上げたところでありますが、現在まで7月に200万円をちょうだいしまして、直ちに新田正夫氏の図書コーナーをつくったわけでございます。内容的に申し上げますと、第1回目として200万円を寄贈しますと、このようにおっしゃっていただいているんです。したがいまして、ありがたいことに第2回目も期待できるのかなという思いでございまして、その点のスペースも踏まえて、広くコーナーをつくらせていただきました。それで、新田正夫さまには、このような形でコーナーをつくらせていただきました。そして新田正夫さまのご紹介もこんなふうにして掲げてございますということで、御礼のお手紙とともにお送り申し上げたところでございます。

なお、先ほどご答弁で申し上げましたけれども、12月2日にようやく全冊揃いましたものですから、きちっと配列をし、そして町民の皆さま、子どもたちが見やすいように、ここにはこういうかたが載っていますよというふうな形で、すぐわかるように解説書、ファイルなどを今作成中でございまして、それができましたらケーブルテレビで、十分に町民の皆さんにお知らせを申し上げ、その結果などもまた新田正夫さまにお知らせ申し上げたいなと、ご報告申し上げたいなと、こんなふうに考えているところでございます。

- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 町長は就任してから新田正夫さまに会う機会がありましたか、お聞きします。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 私が就任してからは、2、3回会ったと思うんですが、第1回目は在京西会津会がございまして、そのときに新田正夫さんご本人とお会いをいたしました。そのあとは、名誉町民の称号が送られるということで、私のほうから本人もわざわざ西会津町においでいただいて、そしておいでいただきましたので、ご子息さまと一緒においでいただきました。その中でお会いをすることができました。そのあとも1回くらいあったのかなと記憶しておりますが、現在は療養中でございまして、なかなか外に本人1人で出て行くということは非常に難しい環境にあるというお話を聞いておりますので、現在はお会いしてございませんが、息子さん、社長、新田管工の社長さんでありますが、そのかたとは常々いろいろな、先日もお会いいたしましたり、あるいは電話で最近よくお話する機会がございます。そういう状況でございます。
- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 私が申し上げたいのは、名誉町民でもあり、西会津町に多大な貢献をしているかたに対して、町長自ら、先ほど申し上げましたように、写真とか、議会だより、町の広報などを持ってうかがう考えは、機会があったらありますかどうかを聞きたいんです。お願いします。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 ご意見をよく承らさせていただきたいと思いますが、なお、ご本人と直接連絡が

取れないという状況でありますので、なお関係者といろいろ協議をさせていただきたいと。 そういう機会があれば、私としても行って、御礼を申し上げたいなという気持ちはござい ます。

- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 次の質問ですけれども、図書館についてですけれど、図書館法、学校図書館法という法律があって、答弁は受けましたけれども、全国の市町村において、まったくないということなんでしょうか。何か方法がないのでしょうかお聞きしたいんです。
- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- 国立国会図書館とかという図書館については、図書館法で規定されております。 それから学校図書館、あとは公民館にあるものとか、それらの図書室、図書館については 学校図書館法等で定められております。それについては、複写サービスについては、特に 規定はしてございませんで、その複写関係の町民の皆さまに対するサービスに関する点で は、著作権法、これが威力を発揮しておりまして、国会図書館なり、あるいは大学の図書 館もこれは認められております。公共図書館でありますから、例えば福島県の県立図書館 だとか、そういうところは許されるわけなんです。ただ、その場合に正式にちゃんとした 資格を持つ司書が置いてあるとか、あるいは司書がいなくても、これに相当する職員とし て、文化庁の長官から一定程度講習を受けまして、終了証をいただいている職員が勤務を しているとか、いろんな縛りがございまして、そういうところについてのみ図書館法で認 められているんです。図書館法の施行令というのがございまして、その施行令の中に、こ れに該当するのはこういう図書館ですよと、こういうふうに列記されているんですね。小 中学校、高等学校の図書館、図書室、これはこれに該当しないので注意をしてくださいと、 こういうふうなことでありまして、いかんとも、サービスしてあげたいんですけれども、 法の縛りを破ってまでそれはちょっとできませんので、ご理解いただくしかないのかなと こんなふうに思います。

もう一つ付け加えさせていただきますと、権利者の許諾を得てと、こういうふうにありますので、国立国会図書館等については権利者の許諾、許し、承諾ですね、これを得なくてもできるんですよと、逆に考えれば、小中学校の図書館で権利者の許諾を得るための手続きをすればできるのではないかと、こんなふうに解釈もできます。したがって、どうしてもこれはコピーをさせてもらいたいんだと、しかも貴重な資料をコピーさせていただくわけですね。その場合には、手続きをすれば、やった話は聞いたことなんですけれども、できるかもしれないですね。その要件として権利者ですから、作者ですか、文学作品でいえば作者、辞典類でいえば監修者だとかいろいろ出てくるかと思います。本人がご生存なさっていれば、そのご本人からお許しをいただくことになります。お亡くなりになっていれば、例えば出版者だとか、というふうに権利は移っているのかもしれませんが、そこに申請、あるいは手続きをするにしても、何の目的で複写したいんですかと、どっからどこまでの範囲ですかと、そっからはじまりまして、最後に今度は、じゃあ特別に許可します、ついてはこれだけの料金をお支払くださいとか、というふうな問題が生じてくるのではないかと、こんなふうにも予想されるわけでありますが、もし町民のかたで、いくらお金かかってもいいからやらせてもらいたいというときには、こちらでその手続きはやってあげ

ることもできますけれども、いかんとも、どのような内容になるかはちょっと予想つかない状況でございます。

- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 3項目のエネルギー環境についてですけれども、先ほどの答弁にありますように、薪の安定供給も一つのネックだと思います。それで、例えば森林組合ばかりにこだわらずに、メインとしてもかまいませんけれども、例えば灯油が普及するように、薪ステーションとか、薪の販売及び配達までも考えれば、ある程度普及に弾みがつくと思うんですけれども、どうでしょうか。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 答弁の中でお答えしましたとおり、町森林組合などということで、町の 製材業者さんも現在町内の薪ストーブを使っている皆さんに、製材端材を提供しているよ うな実績もありますので、それらの皆さんと話し合いを進めながら安定した薪の供給がで きるような体制を検討していきたいということで考えています。
- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 私が説明お聞きしたいのは、供給するのも一つの方法ですし、例えば電話 1本で配達するというのも方法論だと思うんですけれども、ただ、売っていますよ、届け ますよだけでは普及はしないと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 当然、高齢化にもなっていますし、薪を運んだりするのは重労働でありますので、供給体制の中には材料の供給と流通システムを加えた形での流通の確立を検討したいということで考えています。
- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 私の質問に答弁、答えてもらいましたので、私はこれで質問を終わります。
- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 まず質問に入る前に、長谷川徳喜さんのご冥福をお祈りいたします。 私の質問にこれから入ります。

まず認知症への行政の対応についてでございます。認知症を地域で支える事業は、多数 の高齢者と障害者を抱えるわが町の現況を考えますと、いろいろな対策がなされているよ うですが、今まだ対策の段階で目先の効いたきめ細かな実践がまだまだ足りないように思 われます。

先日のセンターの公開講座では、自治区地域見守りネットワーク(案)が示されましたが、 まさにこの件は早めの実践が急務だと考えます。そして三つほど質問いたします。

まず第1に、基本的には地域における自主的な活動とありますが、運営を支援する行政側の支援協力と対応策はどうなのかを詳しくお伺いいたします。

二つ目、地域に点在する空き家利用、いろんな空き家、学校があります。これを行政側が各地区の利便性のある場所に提供する考えはございませんか。

三つ目といたしまして、町のヘルパー養成講座を修了し、まだ就労していないかたは何人か、そしてヘルパーさんを、つどいの場、認知症支援に雇用してはどうかをお伺いいたします。

三つをお伺いいたしまして、明解なる、はっきりわかるような答弁をご期待いたします。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 3番、渡部憲議員の認知症への対応についてのご質問にお答えいたします。

高齢者や障がい者が住み慣れた地区・地域で安心して暮らし続けていくためには、それぞれの地域で支え合う見守り体制を充実していくことが重要であり、地域住民自らが主体的に支え合う取り組みが求められております。認知症高齢者につきましても、家族はもとより地域のかたがたが認知症に対する正しい知識と理解のもとに、となり近所や地域ぐるみで認知症高齢者とその家族を支えていくことが必要であります。

ご質問の地域活動への支援と対策、また空き家を利用したつどいの場の提供につきましては、現在、自治区、民生委員、老人クラブ、ボランティアなどのかたがたと協力しながら見守りネットワークやつどいの場となるサロンの組織化を地域包括支援センター及び社会福祉協議会と連携しながら進めております。すでに町では4自治区に見守りネットワークが組織されており、見守る側と見守られる側の双方が話し合いのうえ、地域の特性や状況に合わせた見守り活動を実施しております。また、平成18年度から地域や職場などにおいて自発的に認知症高齢者や家族への声かけや見守りなどの活動をしていただく認知症サポーターの養成を進めてまいりました。今後もその活動を継続して支援しながら、さらに多くのみなさんに認知症について知っていただくことが必要であると考えております。

また、つどいの場の提供につきましても、町では地域の実情に合わせた活動としてサロンづくりを支援しており、現在、自治区単位や地区単位で開催されています。気軽なお茶飲みや食事会などの対人活動などにより、認知症の進行を遅らせる効果や予防、高齢者の閉じこもり予防にも役立っていることから、今後も地域が自主的に活動できるように支援していきたいと考えております。

また、見守りネットワークやサロンについての説明会の開催や各種資料の提供、会議等でのアドバイザー的役割を通して、組織化に向けた準備段階からの支援も行ってまいります。

次に、ヘルパー養成講座を修了した未就労者数と認知症支援への雇用についてでありますが、町では平成10年度から訪問介護員養成研修を実施しており、現在までに町内者285名、町外者110名、合わせて395名の2級介護ヘルパーを養成いたしました。養成研修の修了者で就労していないかたの人数は現在把握しておりませんが、町内の訪問介護事業所に登録している介護ヘルパーは11月末現在で35名おり、そのうち町の養成研修を修了したかたは34名となっております。

また、認知症支援への介護へルパーの雇用につきましては、今後さらに認知症予防対策を進めるなかで、安心して暮すことができる地域社会づくりに取り組む方策の一つとして検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 今、課長から立派な答弁をいただきました。しかし、これで納得したかといえば、はっきりいえば納得はできません。でも、課長の対応の中に、やはり町として、これは本気になってやってやらなければならないんだという気概はみえました。私はそれをか

いたいと思います。

それで、もう1回課長にお尋ねしたいんですが、この私、つどいの場ってあまり、はっきり通告にどういうところかと説明しなかったんですけれども、やっぱりこれ、つどいの場というのは、私もその場に行ってはっきり見たわけではないんです、そのつどいの場がどういうものだか、でもだいたいはわかります。認知症本人、そしてその介護者、それから家族のかた、あとお医者さん、それから看護士さん、それから地域自治区の人たちですよね。その人たちが一緒になって、その家族の苦労とか、大変つらいところ、切ないところありますよ、それをみんなで助け合うんだと、みんなで手伝って。だから、これ今すぐ介護保険では無理だと思うんですけれども、これをできるだけ早い対応でやっていただく考えはございませんでしょうか。町長さんにお願いいたします。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 渡部議員のおただしについては、十分町としても意をもって対応していかなければならないということであります。そこで、特に来年から新しい町の介護と、いわゆる高齢者福祉計画、これの見直し時期になっておりますので、現在その作業を進めているところであります。ただ、認知症だけの問題ではございませんで、いろんな現在、家庭介護をされているかたで施設に入所したいということで、待機者もございますので、今後、町として具体的に福祉政策の中で何が一番大事なのかということも含めながら、現在検討しているところでございます。

そこで、特に今回おただしの認知症の問題でありますが、毎年状況をお聞きしてみると、 やはり患者さんといいますか、そういうかたがたが増えている傾向にあるそうであります。 これは町の状況でもありますけれども。したがって、今後どういう対応がいいのかという ことで、例えば現在いろんな病名を持って、そして認知症になっていられるかたがいれば、 その病名があるうちは病院の中で対応していただいているわけでありますが、いったんそ の病名が治ったり、あるいは症状が安定したということになってくると、今度は新たな施 設のほうにということになって、さあこれからそのことが大変になってくるわけです。実 際にそういう状況も私自らも経験しておりますから、十分知っているつもりでございます。

今後、施設の内容、施設入所の状況はどうか。それから地域的なサロンという問題は、これから各地域において具体的にできないかということ。そして家庭介護されている状況というのはどういう現状にあるかということを含めながら、西会津町の現状と今後のあり方について十分町として意を持って対処してまいりたいというふうに思っておりますので、今後いろいろとご指導いただければというふうに思います。

- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 町の対応は、これからしっかりやっていくんだという考えがある程度伝わりました。ある程度です。それで、最後に今全国で200万人、85歳以上の3人に1人が認知症だといわれているんですよね。わが町も65歳以上の老人が40%なんですよ、そういう現況を踏まえて、ご承知のとおり、いろんな障がいをかかえる人、認知症本人、介護者、お医者さん、行政、地域が一体となって認知症のかたがたを見守り、安心して話し合えるつどいの場、これくどいようですが、話すつどいの場をつくっていくことが急務とされております。みんなの声が届くまち西会津の町としても、町の現状を熟知して、早めの対応を

求めて質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長 暫時休議します。(13時45分)
- ○議長 再開します。(14時05分)7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 みなさん、こんにちは。7番、多賀剛でございます。本日最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

今定例会に3項目の質問を通告しておりますので、順次質問をさせていただきます。 質問に入ります前に、去る12月3日にご永眠されました長谷川徳喜議員のご功績をしの び、また豪放磊落だった在りし日のお姿をおしのびし心からご冥福をお祈りいたします。 それでは最初の質問に入らせていただきます。

まず、健康が一番のまちづくりについてお尋ねをいたします。今年平成23年は、年末年始の豪雪から始まり、3月11日には東日本大震災があり、未曾有の大災害となりました。その後の福島第1原発の爆発炎上、放射能漏れ事故、風評被害、7月末には新潟福島豪雨災害と、振り返ってみれば多くの災害があり、悲しいことが多かった苦難の1年だったように思われます。そんな平成23年も残すところ20日ほどで暮れようとしております。

そのような中、少しほっとするというか、心が和む、微笑ましいニュースが先月ありました。ヒマラヤの王国、ブータン王国のワンチュク国王とジェツン・ペマ王妃がハネムーンにと日本を訪れ、震災の被災地、本県にも来ていただき、被災者に祈りをささげていただきました。皆さんご承知のとおり、このブータンという国、私は実はあまりよく知らなかったわけでありますが、世界一幸福な国ということだそうであります。この国は世界でもめずらしい幸せを全面に押し出したユニークな国づくりを進めているということであります。そして、驚くべきは、95%以上もの国民が、自分は幸福だと感じていることであります。GDPなどという経済指標にとらわれずに、幸せを感じる度合い、GNH、国民総幸福量というそうでありますが、幸福度を国の柱にすえて各種の施策を行っているということであります。具体的には、九つの項目により算定するそうでありますが、この幸福度とは物質的な豊かさよりも、精神的な豊かさを大切にして、身近な人との関係を大切にし、家族も友人も、近所の人とも仲良く、いわば地域が一つの家族のように支えあって生きる、これが幸せなんだというブータン国民の生来の気質が根底にあり、成せるわざなのかもしれません。

ワンチュク国王もなんとなく日本人と風貌容姿が似通っていることもあり、私たちに本 日人が今忘れかけている本当の幸せとは何なのかという問題に警鐘を鳴らしているような 気がしてなりませんでした。

また、時を同じくして、法政大学大学院の研究チームが、日本で一番幸せな都道府県のランキングというのが発表されました。皆さんニュースや新聞等でご覧になったと思われますが、1位が福井県、2位が富山県、3位が石川県ということで、上位三つが、いわば地方の北陸3県が独占することとなりました。このランキングの算出方法も、生活・家族、労働・企業、安心・安全、医療・健康、この各部門を10段階評価し、そこから総合点を算出し、ランキング化したそうであります。特筆すべきは、東京や大阪などの大都市は下位にランキングされていること、人口の多さや町の開発度が必ずしも住民の幸せにはつなが

っていないということであります。

この日本で一番幸せな都道府県ランキングとブータン王国の話が、幸福度という共通の テーマでみれば、やはり根本的な部分では日本もブータンもそう大きくは変わらない、そ う感じた次第であります。また別の調査によりますと、日本人が幸福を感じる上で、もっ とも重視するものは何かという問いに、1位が健康、2位が家計、3位が家族ということ であります。

前置きが長くなりましたが、これらのすべての調査におけるキーワードは健康であります。本町は、早くから保健・医療・福祉のトークタルケアのまちづくりに取り組まれ、すべてにやさしい健康のまちにしあいづ、最近では健康が一番、このスローガンのもと健康に関しての意識付け、啓蒙活動をしてまいりました。また最近の健康志向の高まりから、多くの町民のかたがたが各自の健康を考え、食生活の改善や日々の運動の重要性、必要性が再認識されているように感じます。朝晩は町内各所、さゆり公園周辺では多くのかたがウォーキングやジョギングなどに、体を動かす姿を見かけます。私もこの秋は、幸いクマの出没情報も少なく、比較的安心してウォーキングなどできたわけでありますが、それでもクマよけの鈴を付けて、ガサガサというような風邪の音にも怯えながらのウォーキングでありました。多くの町民も同じ感覚だったと思います。

今後もできる限り体を動かすことは心がけたいと思いますし、町民の皆さんが安心して体を動かせる、気軽に運動ができる環境づくりは大切な問題だと感じております。これからの時期は気温が下がり、降雪などがあればなおさら外へ出づらくなります。体を動かす機会が少なくなってまいります。何とか一年中天候に左右されることなく、体を動かせる、運動ができる施設はできないものかとの声を、多くの町民のかたから寄せられております。町長もよくおっしゃいます健康が一番、このまちづくりの観点から次の点をお伺いいたします。

まず1点目といたしまして、ロータスインのトレーニングルーム、現在は会議室等で使われているようでありますが、通年での稼働率からすれば、あまり利用されていないようであります。そこで本来の使用目的、トレーニングルームとしての活用ができないかお尋ねするものであります。内容の詳細は検討が必要でありましょうが、ランニングマシンを数台、何点かのフィットネスマシンを設置し、現在群岡中にあるトレーニングマシンなどを移設すれば、そう費用もかからずに体力づくりやウエイトトレーニングなど、町民が気軽にいつでも利用できる利便性の高い施設になるのではないでしょうか。また、このトレーニングルームがあることにより、ロータスインの利用者の増加や、身近にスポーツジムのようなものがあれば、今まであまり健康管理に気を使わなかったかたや、あまりからだを動かさなかったかたが、気軽に利用するようなことがあるかもしれない。いろいろな面での相乗効果も期待できます。ぜひこのロータスインのトレーニングルームを本来のトレーニングルームとして利活用できないかお伺いいたします。

合わせて、一昨年、夜のさゆり公園周辺が、街灯があるのにもかかわらず、点灯しないためにあまりにも暗い。安心・安全・防犯の面からも危険であるということで、野球場のバックネット裏に2基の街灯を設置していただきました。おかげさまで野球場周辺は多少明るくなり、夜ウォーキングやジョギングをする町民のかたがたには、大変喜ばれている

ものと感じております。昨年来、この付近はクマの出没情報もあり、各所にクマ出没注意という看板が掲げられております。これはこれで注意喚起をし、それぞれそれなりの対処をしてくださいということで、大変いいことだとは思いますが、それにしても夜のさゆり公園周辺は大変暗いです。現在ある街灯を点灯することはできないか、点灯することができなければ、増設するなどして、もう少し明るくすることはできないか、先ほどお話しましたように、安心・安全・防犯の意味からもお伺いするものであります。

2点目といたしまして、町長がご就任以来取り組まれている施策についてお尋ねをいたします。

一つ目といたしまして、まちづくり提案制度、いわゆる町長へのおたよりについてであります。事業が開始されて約2年が経過いたしましたが、この提案制度によって、町の施策として実現できたものはどれほどあったのか、なかったのかお尋ねをいたします。提案件数の推移をみますと、開始直後の平成21年は、11月、12月の2カ月で26名の町民のかたが54件の提案をいたしております。平成22年は5月と12月を除いてほぼ毎月何件かのご提案が寄せられ、合計29名のかたが44件の提案をいたしております。今年平成23年は、5月、6月、10月の3カ月のみの提案で10名のかたが16件の提案をいたしております。今年の提案件数が随分少なくなっているのが大変心配であります。

この事業、町長へのおたより開始直後にも私は申し上げました。ただ提案を出していただくだけでは、必ず将来ジリ貧状態になって、誰もおたよりを出さなくなりますよと申し上げました。すべての提案に対して実現することは、これは難しいことだと十分承知しております。しかし、いくつかは実現可能な提案が寄せられているはずです。このまちづくり提案制度の中から、実現できた施策を多ければ多いほど、さらにこの制度がよりよいものになり、町長へのおたよりの件数も年々増えてくるものと思います。この提案制度の現在までの状況と今後の展望を含めお尋ねいたします。

二つ目といたしまして、町長ブログについてお尋ねをいたします。首長のブログというのは、全国で相当多くのかたがやられていると思いますが、町長がこのブログをおやりになろうとなさった目的は何なのか、現在のような町長ブログのようなスタイル、内容、状況で本来想定していたような活用ができているのかをお尋ねいたします。

3点目の質問といたしまして、西会津高校の存続の問題についてお尋ねをいたします。この西会津高校の問題は、存続の問題は、ここ何回か続けて質問をさせていただいております。先日の全員協議会においても、高校自体の生徒が集まりやすい、時代に合わせたカリキュラムへの変更や、今年の生徒募集への取り組み、町の支援体制等の説明がありました。高校、教育委員会、町が一体となって西会津高校を存続しなければならないという意気込みは大変感じられるところであります。しかし、年明け早々には、第一期選抜の募集がすぐ始まります。本当にこのままで生徒が集まるのだろうか、大変心配されている町民のかたがたくさんいらっしゃいます。また、最近、西会津高校野球部後援会が解散するというような寂しい話をうかがいました。講演会組織というのは任意団体でありますから、それぞれの事情があり、解散やむなしとなったとこなのでしょうが、本来なら西会津高校を内外から、多様な側面から支援し、盛り上げなければならない組織が一つでもなくなってしまうというのは、大変悲しいことであります。再度、西会津高校存続のために、今取

り組んでいる状況、今後の展望についてお尋ねをするものであります。

以上の3点を私の一般質問といたします。明解なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 7番、多賀剛議員からいくつかのご質問がございました。私からは、まちづくり 提案制度、いわゆる町長へのおたよりと町長ブログに関するご質問にお答えをいたします。 町長へのおたよりは、ご承知のとおり、みんなの声が響くまちにしあいづを目指したま ちづくりの実現に向けて取り組んでいるものであります。平成21年11月の開始以降、先 月末までに延べ65人より、114件のご提案やご意見をいただいております。

私としてもお寄せいただいたご提案やご意見の全てに目を通すとともに、その内容を十分に検討して、各担当課にそれぞれ対応を指示しているところであります。その結果などについては、順次本人に返答するとともに、ホームページや広報紙などにおいても公表しているとおりであります。

これまで町の政策として実現できたものがあったのかとのご質問でございますが、提案 内容をすべて政策、あるいは施策に盛り込むことは困難ではありますが、実現可能なもの は積極的に取り組むこととしておりまして、これまで約10件の提案については実現できた ものと考えております。例えばその例を申し上げれば、身近なものでは国民健康保険証の カード化、あるいは粗大ゴミ収集場所の増、さらに信号機の待ち時間の改善、地域活性化 への取り組みでは野沢まちなかの活性化プロジェクトの立ち上げなどがございます。

また、来年度より実施を予定しております、デマンドバスの運行計画の策定にあたっては、町民バスが診療所へつなぎが悪いといった意見が寄せられておりましたので、これらの内容についても具体的に利便性のいい内容として計画したところでございます。

なお、多額の経費を必要とする町道などインフラ整備についても、数多くの提言やご意見をいただいておりますが、これらについては、提案内容を十分に検討するとともに、地元の自治区との協議などを行いながら、事業化が必要と判断された事業については実施計画に盛り込み、計画的に事業を実施していくこととしております。まずは、できることから実施するという考えのもとに、スピード感を持って取り組んでいるところでございます。

次に、町長ブログに関するご質問でございますが、町長ブログの目的は、ホームページを一つの広報手段として、町のイベントや、あるいはこの事業の紹介など、本町の魅力を私自身が言葉で、町内外の皆さんにPRし、そして地域の活性化につなげることを目的に取り組んでいるところであります。最近、ご指摘ありますが、更新できない状況でありまして、なかなかそうした内容についても、私自身の努力不足の面がありますが、さらに更新してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、教育長並びに担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、西会津高校の存続についてのご質問にお答 えいたします。

議員ご承知のように、町では西会津高校存続向けまして、西会津高校活性化対策協議会を設置し、委員の皆さんからご意見やご提言をいただきながら、関係機関とともに様々な支援を行っております。また、11月議会全員協議会でご説明申しあげましたように、西会

津高校におきましては、生徒の進路希望に対応するため、これまで2年次より進学教養、 ビジネス情報、福祉ケアの三つのコース制を導入しておりましたが、来年度より、生徒の 医療・福祉関係への就職進学の希望に応えられるよう、福祉ケアコースを進学教養コース に統合し、進学教養、ビジネス情報の二つのコース制に変更したところであります。

今年度の対策協議会の取り組みといたしましては、まず一つ目に、西会津高校生徒活動 後援会への100万円の支援。

- 二つ目に、35人学級実現に向けた県への要望活動の実施。
- 三つ目が、西高PRビデオやPRチラシを作成し、中学生、保護者の皆さまへの宣伝啓発を図る。

四つ目が、近隣市町村教育委員会及び中学校への訪問。

五つ目が、西高への体験入学及び近隣中学校における高校説明会の開催。

六つ目が、同窓会、PTAによるPR活動の実施。

七つ目が、口コミによるPR活動の実施などでございます。

特に10月に実施いたしました近隣中学校への訪問では、今回初めて西高の校長先生と、私ども教育委員会が一緒に訪問いたしまして、PRや勧誘にあたってまいりましたが、中学校の校長先生から西高に対する期待や課題などを直接お聞きすることができまして、今後の学校運営、生徒数確保に向けて、大変有意義な訪問であったと考えております。近隣中学校への訪問につきましては、引き続き来年1月にも実施することとしておりまして、多くの志願者を確保してまいりたいと考えております。

西会津高校は本町唯一の後期中等教育機関であり、本町における人材の育成や地域の発展に欠かせない高校でありますことから、今後とも活性化対策協議会をはじめ、同窓会、PTAなどと連携しながら、存続活動を積極的に展開してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 7番、多賀 剛議員のご質問のうち、健康が一番のまちづくりについての ご質問にお答えいたします。

まず、ロータスインのトレーニングルームに旧群岡中学校にあるトレーニングマシンを移設して利用できないかとのご質問でありますが、現在、旧群岡中学校に設置しております器具は、リハビリテーション用の医療器具であり、理学療法士等の指導のもとで使用しなければならないものであります。このことから、一般のかたが気軽に利用できる器具ではございません。また、ロータスインのトレーニングルームにつきましては、先ほどのおただしにもございましたが、現在、研修や会議室として使用しており、新たな会議室等を増設する場合には、消防法の面積用件からロータスイン全館にスプリンクラーの設置をしなければなりません。

これらのことから、ロータスインのトレーニングルームに健康器具を設置することは困難でありますので、ご理解願います。

次に、さゆり公園周辺の街路灯の設置のご質問でありますが、議員おただしのとおり、 本町においても健康志向の高まりから近年、昼夜を問わずさゆり公園外周路においてウォーキングをされるかたが増加しております。このことから、利用者の夜間の安全を図るた め、昨年度と今年度におきまして街路灯の更新・新設を合せて4基実施したところあります。

ご質問のありました、新たな街路灯の設置につきましては、今後公園内を調査し、計画 的な更新・設置を進めてまいる考えでありますのでご理解願います。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 それでは再質問をさせていただきます。

まずはじめに、今ほど商工観光課長のほうでご答弁いただきましたロータスインのトレーニングルームの件、このトレーニングルーム、これ私は町の大切な財産でありますから、これはもっと有効に使わなければならないと常々考えておりました。それでこのトレーニングルーム、実は支配人にどのくらい使っているのか稼働率を聞いてまいりました。おおよそ年間35%ぐらいの稼働率だというようなことであります。その35%の中身も、今ご答弁にありましたように会議で1時間、2時間使う、年に何回か休息所、研修室が貸切で使えない場合に、あそこを休息所で使って、一日中利用する場合はあるんですが、ほとんど昼間でも会議で1時間、2時間、夜の会議が多いということであります。このトレーニングルーム、確かに旧群岡中学校にある機械を移設するというのは、それなりの指導者がいないと難しいのであれば、それはしょうがありませんけれども、この35%しか使っていないのを気軽にランニングマシンとか、フィットネスマシンを入れれば、もっと有効に使えるのではないかと、そして先ほど言いましたけれども、この施設を通年で使えるようにすることによって、ロータスインのお客さんの増加も見込まれると、振興公社の累積欠損1,700万の、これを減らす一助にもなるかれしれない。

ですから、会議とか研修で相当の割合で使っているというのであればしょうがありませんけれども、実際35%ぐらい、それでその中でもほとんど1時間、2時間の会議、研修会ということなので、本来のトレーニングルームとして使うことはできないか、再度お尋ねいたします。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

今議員のおただしありましたとおり、トレーニングルーム室は35%、年間、会議、研修等で利用しているということでありまして、ロータスインの施設の中で、トレーニングルーム以外に会議、研修を行える場所は、強いてあげれば畳の間、畳の宴会場、そこしかございません。会議、研修となりますと、やっぱり椅子、テーブルの会議、研修になりますので、そこら辺、やっぱり35%でもなかなか会議、研修があった場合の対応、それがやっぱり今一番問題となっているところでございまして、先ほど答弁でも申し上げましたが、実際、今のロータスインに会議室であれ、研修室であれ、増設できれば何ら問題はないと思いますけれども、増設につきましても、先ほどご答弁申し上げましたとおり、今度、ある程度の面積の増設になりますと、全館、消防法の関係でスプリンクラーの設置が発生してまいります。いずれにいたしましても、議員のおっしゃられた温泉施設に簡単なトレーニング機械があれば、本当に町といたしましても利用者増、利用者の健康増進の面から、まさしくいいことだと考えておりますので、そこら辺何とかクリアできる方法がないのかどうか、現場の振興公社とも含めまして検討してまいりますので、ご理解を願いたいと思

います。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 検討していただけるということであれば、それはそれでいいんですが、35%しか使っていないということは、65%は遊んでいるんですね、あれだけ立派な施設、何度も言うようですけれども、町の大切な財産です。

それでもう一ついっておかなければならないのは、西会津町から会津若松の、名前はあえて言いませんけれども、スポーツジムに結構通っている人がいます、お金と時間と燃料を使って。そういうかたがもし町に同じような施設があれば、必ず利用してくれるはずです。それで、何でもかんでもこれただで対応しろということではありません。デマンドバスにしても70歳以上のかたから料金をいただこうとしている。町民のかたも、多くのかたは多少の受益者負担は当然あってしかるべきだと、だから年会費にするのか、月会費にするのかわかりませんが、そういうお金をいただく手段も当然あってしかるべきだと思います。ですから、その会議室の増設うんぬんよりも、65%遊ばせているロータスインのトレーニングルーム、それをもっと有効に使う方法を考えていただきたいと思います。

質問を変えますけれども、夜のさゆり公園の件、街灯を計画的に更新、設置を進めていくというようなことでありますから、それはそれでいいんですが、一昨年、4基付けてもらったというですが、野球場の裏に2基街灯を付けていただきまして、今、思い返せば、ちょうどあそこに調剤薬局ができて、あの街灯があることによってあそこも随分明るくなって、夜の利用者には喜ばれていると思います。これはぜひ早く、明るくて安全な公園にしていただきたいと。先日、福島駅伝の合同練習、さゆり公園の外周、野球場の外周でやっておりました。あそこで合同練習するには、野球場のナイター照明を付けて、明かりを持ち込んで練習しているんですよね。何でかというと、やっぱり暗いから、危険だからということであります。

それで、先日の教育長の答弁にもありましたけれども、今年の福島駅伝は大変残念な結果に終わったと、子どもたちの体力が落ちているうんぬんのご答弁ありました。これ今の状況だと、例えば夜1時間、2時間、さゆり公園で走ってきたいと、子どもたちが仮に言ったとしても、親はクマ出没注意、なんてあれだけ看板があったり、あれだけ暗かったら、行って練習しなさいよとなかなか言いづらいですよ。ですから、今年は昨日からまた福島駅伝の練習が始まったそうでありますけれども、ぜひ来年、その競技力を上げる意味でも、早く公園を明るくしていただいて、安心して運動できる施設にしていただきたいと思いますが、再度その辺をご答弁お願いします。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 さゆり公園の街路灯の件でございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、夜間、危険のないよう計画的に更新、増設を図ってまいる考えでありますので、 ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 次、質問を変えまして、町長へのおたよりの件についてお尋ねいたします。ご 答弁いただきましたように、10 件ほどの施策が実現できたということで、大変いいことだ なと私も内容を見て思いました。この施策、町長へのおたよりというのは、町民の声に真

撃に耳を傾ける、町民の皆さんの声を吸い上げて、みんなの声が響くよう町政に繁栄させる。そういうためのこれ施策だと、町長もおっしゃっております。ですから、この町民提案制度の中から実現できた施策が多ければ多いほど、この西会津町まちづくり基本条例でうたわれている、町民が主役のまちづくり、これが実現できると思っています。先ほど言ったように今年の提案件数が少なくなってきているのが大変心配されております。これは、もう一回、再度周知を図って、いろんなご提案を寄せていただけるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 町長へのおたよりの中で、やっぱり最初はいろんな書き込みとか、いろんなことで町長へのおたよりも多いというのは当初はそうだと思います。しかし、だんだんとそれが実現をしてきたり、課題が解決をしてくるということでありますと、件数も若干減ってくるのかなというふうに思います。そうしたことで、いわゆる件数が多いとか少ないかということではなくて、町民のかた、あるいは町外のかたでも、西会津町における新しい提案とか、あるいは西会津町のいろんな施策をみて感じたこと、こういうことを直接この町長へのおたよりの中で、ぜひその考え方を問うてみたいというかたがおりますれば、私は件数にこだわらずとも、そうしたことはやっぱり必要になってくるだろうというふうに思っているところでありまして、私はあまり件数うんぬんというのにだけを評価しているものではございません。

ですから、中には具体的な提案と同時に、いろんなご意見もあるわけであります。そして、そこには必ず本人に対して返答が必要ですかという内容もありますので、本人は返答は必要ではないというかたについては返答はしませんけれども、返答が必要だというかたについてはきちっと返答しているという内容でございます。

そうしたことで、先ほど言いましたように、いろんなことから、町民の皆さんが日ごろ思っていることでもう少し簡素化にならないかとか、あるいはこういうことで、もっと住民の利便性を考えてもらえないかということが数多く出されております。先ほども言いましたように、国民健康保険のカード化、このカード化においても、カード化はしましたけれども、どうも薄いという内容も出てきておりましたので、今度はカードを入れるケースを厚くするとか、何とか工夫をして、そして薄い紙っぺらのようなというようなことから、少しまたこれを変えていく必要があるのかなということで、今、担当課で検討しているところでありますし、あるいは町のキャラクター、こゆりちゃんのグッズなどについても、これも町民の皆さんからいただいた提案の中身の一つでもあります。

こういったことで、最近におけるデマンドバスの、いわゆる利用のしやすい町のバスの 交通体系ということについても、いろんな形でこういうデマンドバスの運行になってまい りましたし、いろいろとこの取り上げている内容もまちまちであります。最近、皆さん感 じていらっしゃるかどうかわかりませんが、信号機の待ち時間の関係、これもございまし た。特に大久保街道に行くところの、いわゆる国道の待ち時間が、信号機の待ち時間がも のすごく長いというご意見がございまして、これは直接警察署のほうでいろいろと時間を 計ったり、対応したり、そういうことをやって改善をしていただきました。そういうこと がいろいろ随所に表れておりますので、できるものについてはスピード感を持って取り上 げて行っているという状況でありますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 今後も町民の皆さんの声をなるべく施策を活かせるように、さらに努力していただいて、本当の意味で町民が主役のまちづくりをしていただきたいと、これは要望しておきます。

次に、町長のブログについてお尋ねいたします。目的は理解しました。私も毎日気になっている人のブログはチェックしているわけであります。しかしこのブログ、たかがブログといえども、ツイッターとかフェイスブックなんかを含めれば、世界では、中東では革命なんかも起こすほどの影響力のあるツールになっているわけです。ですから、あまりブログをおろそかにすると、逆にマイナスイメージ、マイナスの情報発信になりかねない。最初に西会津町のホームページに訪れた人は、町長の部屋、一番上にありますから、普通はそこをクリックする、訪れるはずです。そしてその中身を見たときに、6月の奥川健康マラソンの記事が載っていると、半年近く更新していない。それで、それ見た人、ああ本当に西会津町の町長は忙しくて更新もできないんだ、大変だなと思うよりも、別な感情をいだくケースが多いんじゃないでしょうか。ですからこれはあまり、ブログといえどもあなどらないで、私も1週間も10日も更新しないところはだんだん見なくなります。これは気を付けていただいて、忙しいのはわかりますけれども、マイナスの情報発信にならないように努力していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 まさにおっしゃるとおりなんですね、いつも気にしているところであります。これはあまりそういうことで自分のことで理解をしていただくためにわざわざ言っているようなことではありませんけれども、最近なかなかじっくり席に座って、物事を考えるというような時間が非常に少ないというのが実態でございまして、そういうことから少しおろそかになっていたなということであります。もう年も暮れようとしておりますから、来年度は、やっぱり今おっしゃられた内容については、私も十分意を持って、これは努力しなければというふうに思っているところでありまして、今後とも私は一生懸命がんばってみたいなというふうに思っています。
- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 今後努力していただけるということは、大変いいことだと思います。それで、 今、町長申し上げましたけれども、本当にデスクに座ってじっくり考えて更新するという ことも確かに大切なんでしょうけれども、あまり肩肘張らないで、今は車の中でも携帯電 話でも更新できる時代ですから、必ず画像を貼り付けなければいけないとか、あまりそん な硬く考えないで、更新していただければいいかなと思います。

それで今申し上げました内容の部分なんですが、実はずっと町長のブログを拝見しますと、町長の部屋の下の下にある町の話題とほとんど同じような内容になっています。当然、町の話題になるようなところには町長、行っておられるから、当然同じような内容出てくるんでしょうけれども、以前は町長おもしろいブログを書いていましたよ、暮れになって久しぶりにそば打ちをしたと、大変うまいそばができたと、そんな記事のほうが見る読者

にとっては大変おもしろくて、私なんかはいいなと思います。ですから、先ほど来、話しておりましたけれども、放射性物質の中間貯蔵施設の話なんか、町長の本意でなかったらば、ああいうブログとか何かで積極的に発信すればいいと思うんです。だからあまり肩肘張らないで、気軽に日々更新できるようにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 そういうことなんですよね。十分わかっているつもりであります。これはツイッターとはまたちょっと違いますので、ああいう軽い考え、そう重い考え方ではなくて、日ごろ考えているところをツイッターのような形をとって、どんどんと発信していけば、そう無理なくやっていけるのかなというふうには思っていますけれども、内容等については、十分私なりに検討していきたいというふうに思っております。
- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 最後に西会津高校存続の問題について教育長からご答弁いただきました。本当にみんな一体となって盛り上げて、存続していこうという意気込みは大変感じられます。前回も分校化の危機が迫ったとき、ものすごく盛り上がって、定員が相当数集まったと、その次の年にはまたトーンダウンして、ちょっと消極的になったのかどうかわかりませんけれども、相当生徒数が減ってしまったというようなことがありますので、今後も気を抜かずに、来年度の募集人数どのくらいになるかわかりませんけれども、気を抜かないで取り組んでいただきたいと。あとは、高校の存続の問題というのは、最終的には高校自体が魅力ある学校にならなければいけない、黙っていてもほかの地域から生徒が集まるような学校にしなければならない、そう思っております。そんなふうに学校が進化するのにただ指をくわえて見ているわけにはいきませんので、それまでは地域の人、町も、教育委員会も、いろんな団体も一緒に取り組んで盛り上げていかなければならないと思っております。繰り返しますけれども、安心することなく生徒募集には取り組んでいただきたいと、再度教育長、ご答弁をお願いいたします。
- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 多賀議員をはじめ、多くの町民の皆さまに西会津高校の存続について、多大な ご心配をおかけしていること、本当に申し訳なく思いますけれども、私どもも今までにな く危機感を持って取り組んでいる次第であります。昨年、一昨年は、55名の合格者がござ いまして、大変喜んだわけでございます。昨年は45名の志願者があったんですけれども、 蓋を開けてみたら合格者が33名であったと、この45名の志願者から33名の合格者という、 この数字の違い、ギャップがやっぱり皆さん感じておられまして、10月に行いました高等 学校活性化対策協議会では、委員のお一人から、西会津高校は合格ラインが高いんだと、 それはもう45名の志願者が33名と、そこのところを念頭に置かれて発言をしておられた と思います。そういうことではなくて、やはり本人、西会津高校に入学して西会津高校を 卒業したいんだと、高等学校の卒業資格を取りたいんだということで志願してくるんだか ら、そこのところを優先して合格させていただきたい、こういう趣旨のご発言でありまし た。

先般、ご報告申し上げましたように、西会津高校の今度おいでになられた林校長先生と

私ども教育委員会、一緒に中学校を訪問させていただいたんですが、いみじくもある中学校、大規模校の中学校でございますが、校長先生から、生徒の間に、いわゆる 45 名の志願者から 33 名、このギャップの問題ですね。西会津高校は学力が多少低かったり、あるいは生徒指導上ちょっと問題を持っているような子どもについては合格させないんだと、そういう噂がものすごく広まっていますよと、こういうお話をいただいたんです。それで、私、校長先生と一緒におじゃましてよかったなと思いましたけれども、まさに対策協議会の委員のお一人のご発言ではありませんけれども、やっぱり西会津高校で学んで、高校を卒業したという資格がほしいんだと、そういうお子さんは大歓迎ですから、どうぞおくってくださいというふうにお話申し上げたところです。その校長先生は、残念だけれども、川口高校に向けたですよというふうなお話もいただいたものですから、川口高校より西会津高校は便利ですよということで、またお願いをして、今年はそういうこありませんから、どうぞおおくりくださいと、こんなふうにお願いをしたところです。校長先生と一緒におじゃまして、本当に大きな成果をあげられたなと、こんなふうに思っているところでございます。

あともう一つは、多賀議員さんおっしゃるとおりでありまして、西会津高校自体が特色ある学校にしていく努力、これが大事であります。教育課程の問題をはじめとしまして、そういう中で、西会津高校にぼくも行きたい、私も行きたい、そういうことが出てくることが大事でありまして、先般、第20回の少年の主張大会で、多賀議員にもご臨席を賜りまして、拝聴いただいたわけでありますが、西会津高校を卒業して会津大学に推薦で入りました。3年生の学生さんが発表してくれたんですが、大変いい影響を与えてくれたなと、こうなふうに思っているところであります。何もお金をいっぱいかけて遠くの高校に行かなくても、地元の高校でも会津大学にも入れるんだよ、県立医科大学だって入れるんだよと、そういう実績を着実に積み上げていっていただいて、そして同窓会、あるいはPTAの皆さまから、われわれ行政、あるいは中学校が、西会津高校に行きなさいなんて命ずることはできないわけでありますけれども、口コミでお宅のお子さん、お嬢さん、今年高校入試だなと、西会津高校どうだいと、これが口コミの威力でありますから、そういうことをPTAの皆さんも同窓会の皆さんもみんなおやりいただいて、結果として生徒が十分に確保できるように、つなげていきたいなと、こんなふうに思っているところでございますので、よろしくご理解、またご支援を賜りたいと思います。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 教育長のご答弁いただきましたとおり、いい先輩がたくさんいるわけですから、 そういうルートを最大限活かして、今後につなげるような形の方策を取っていただければ なと思います。

最後になりますけれども、冒頭に申し上げました、この幸せというのは何なのか、健康でなければならない、本町のように人がどんどん少なくなってきている、雪も降る、都会のように便利さは多少ないかもしれない、でもみんな多くの町民がこの町はいい町だ、自分は何となく幸せなんだと感じられるような提案を、私自身も今後また出していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。(14時59分)

平成23年第10回西会津町議会定例会会議録

平成23年12月13日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留	正	義	6番	鈴	木	滿	子	11番	五十嵐	忠比古	
2番	長谷川	義	雄	7番	多	賀		剛	12番	武藤	道廣	
3番	渡 部		憲	8番	青	木	照	夫	13番	長谷沼	清 吉	
4番	伊 藤	_	男	9番	荒	海	清	隆				
5番	猪俣	常	三	10番	清	野	佐	_				

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	伊	藤		勝	建設水道	課長	酒	井	誠	明
副町	長	和	田	正	孝	会計管理者兼出	1納室長	田	崎	宗	作
総務課	長	伊	藤	要一	一郎	教育委員	長	井	上	祐	悦
企画情報	課長	杉	原	徳	夫	教 育	長	佐	藤		晃
町民税務	課長	成	田	信	幸	教育課	長	大	竹		享
健康福祉	課長	高	橋	謙	_	代表監査	委員	新井	‡田		大
商工観光	課長	新	田	新	也	農業委員	会長	斎	藤	太喜	事男
農林振興	課長	佐	藤	美惠	夏子	農業委員会事	務局長	佐	藤	美惠	夏子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤健一 議会事務局主査 薄 清 久

第10回議会定例会議事日程(第5号)

平成23年12月13日 午前10時開議

開議

日程第1 一般質問

散会

(一般質問順序)

- 1. 鈴木滿子 2. 青木照夫 3. 五十嵐忠比古
- 4. 清 野 佐 一 5. 長谷沼 清吉

○議長 平成23年第10回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めて ください。

6番、鈴木滿子君。

○鈴木滿子 6番、日本共産党の鈴木滿子でございます。質問に入る前に、長谷川徳喜さんのご逝去に対し、心からお悔やみ申し上げます。

私は大きく三つ通告いたしましたので、順次質問いたします。

1番目は、国際芸術村、8年間の総括としていくつか質問いたします。

1番目には、公募展の成功があります。今年はこのような成功は思ってもみなかったわけです。作品応募数は190点、北海道、本州、四国、九州まで含まれ、全国的な発展となってきました。高校生、大学生、応募も多くて、未来を背負う世代が活躍する舞台を提供しているといえましょう。さらに養護学校からの参加もありまして、ハンデを持った人々に対し発表する場を与えることができました。これは本当に感動したことです。

さて質問の第1ですが、公募展のこれからの継続につき、町長のお考えをお聞かせください。

2番目には、今回までにいたる成功をみだした芸術村の事業、過去8年間の努力と歩いてきた道筋について考え、総括してみたいと思います。海外アーティストの存在は、いわゆる外人さんですね。非常に大きな引き金となっております。海外アーティストの存在はメディアに関心を呼び、朝日新聞、NHK等のマスコミにも紹介され、西会津の名が広く宣伝されました。何よりも木造校舎のぬくもりが大きな要所であることも事実です。最高の利活用ができたとこういうわけです。

芸術村には多くの問い合わせや訪問客があります。昨年の実績では、延べ 2,200 人であります。またNPOは地域との人々の連携という意味で、寺前自然塾、西会津応援団、水戸に立ち上がったわけです。郷土料理の会、東京で第 4 回、西会津アートサロン、草木織の紹介、版画教室などの開催、支援などが多く、活動と連携もあり、西会津及び西会津国際芸術村への集客を行っております。

質問の二つ目は、その過去8年間の活動及び今後の取り組みについて、やはり町長のお考えを聞かせてください。これはやっぱり首長の考えが、これからの芸術村をもっていくのに非常に大事になるからです。

三つ目には、芸術村事業の体制です。芸術村の開館、運営業務があります。スタッフくらいで、芸術村が閉まっていれば来場者はありません。公募展はその期間がわずか1週間ではありますが、その準備で9カ月必要になります。そういうことで、やはり開館業務ということが大事になってくるわけです。

三つ目の質問は、芸術村はNPOのものではありません。これは町のものです。NPOは運営をやるわけですので、ここを間違ってしまうと、芸術村はすべてNPOがやらなければならないという、そういうことになるわけですので、この辺をきちんと受け止めてい

ただきたいとこう思います。責任体制の確立はやはり、町でこのようにしてください、町の方針に従うようになりますので、ここが大事なところだなと私自身思っております。

4番目には、芸術事業の村の事業の課題はあります。課題としては、国内芸術家はその生計の拠点が居住地であるので、離れるのは経済的な困難が有するということになっております。したがって、国内芸術家の招へいは簡単ではありません。でも今、NPOたちが一生懸命あたっておりますので、今後いろいろな可能性は秘めていると私は思います。芸術村の開館業務や運営体制については、やはりこれから検討していかなければならない課題だと思います。

四つ目の質問は、今年の芸術村の開館業務に関する助成金はすべてカットされております。削減されており、その人件費に充てるべき資金は今年はゼロです。ゼロとなっている以上は、芸術家を呼ぶということなかなかできないわけです。だから、ぜひ復活して、公募展や訪問客の対応の基本的な芸術村の開館運営業務の体制を、やはり確立すべき問題ではないかなと私は思います。

最後に、西会津がこれから未来に向けて目指すものは何だろうかと、これもやはり町の人たちと、あるいは行政とNPOが考えていかなければならない問題です。芸術村事業は、芸術家の招へいだけでもありません。それから公募展だけではありません。いろいろなものをあそこで体験したり、そういうふうなものをこれからやっていかなければならないものだなと、今、私は思っています。そのためには、官民一体で何ができるのか、それから行政の役割として何ができるのか、こういうことを今年もう2年、2年でやっぱり考えていかなければならないので、十分話し合いが必要かなとこう思っております。

それで、芸術村のスタッフたちは、いわゆるNPOは、本当に西会津が大好きなんです。 それで、西会津のためならというようなことで、いくつもの行事をやっております。こう いうことをぜひ理解していただいて、これからの発展をしていきたいなとこう思っており ます。

大きい2番に質問を移ります。10月16日、福島民報新聞に記載されたことですね、この前、11月10日に全員協議会で説明を聞きました。これに対して、やはり町民のかたがたは非常に不安を持っています。中間貯蔵施設の設置を前向きに考えているという内容の部分が、ここが問題だと、こういうふうにいっている町民さんたちがいっぱいいます。やはり文章であれほど書かれたものですから、町民の皆さんに説明責任が、町長あるのではないかと、町長のいいとか悪いとかと、そういう問題ではなくて、こういうふうな文章で出たのに対して、町長はどのように責任を感じ、町民に説明しなければならないのかなと、この辺がちょっと聞きたいところです。

3番目には、透析治療を受けている人たちの対応です。西会津は今10名ほどいます。国保4、社保3、後期高齢3、この人たちは病院に通っているわけです。1日おきの人もいるし、2日、6日おきのいろいろ人によって違いますが、やはりこういうのは今後増えてくるのではないかなと私は思います。これから冬を迎えるにあたって、大雪で汽車もバスもストップする日もあると思います。そういうときに何ほど不安に思っているわけです。命にかかわるだけに、町の対応をひとつ考えてほしいというふうな要望が出ております。そういう考えがやはり必要かと思いますが、いかがなものでしょうか。

以上3点、私の質問でございますので、私もゆっくりと聞きますが、簡潔明瞭にお答えをしていただければ幸いだと思います。以上です。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 6番、鈴木滿子議員の質問のうち、私からは福島民報新聞に掲載されたインタビュー記事についてお答えをいたしたいと思います。

私のインタビュー記事が福島民報に掲載されて、いろんな誤解をされているということでありますが、いみじくも、今日の民報の1面に、中間貯蔵施設について細野環境兼原発事故担当相の発言が載っておりました。ご覧になったかと思いますが、それによると、東京電力原発事故による汚染廃棄物の中間貯蔵施設を双葉郡に整備する意向を、12日、関係自治体に伝えたと報道されてございます。この根拠となっているのは、同地区が長期居住困難地域となっていることや、年間外部被爆放射線量が50ミリシーベルト以上であること、そして、具体的な区域として大熊、双葉、浪江、葛尾の各町村の一部がこれに該当する、こう掲載されているわけであります。

したがって、この該当地区は、中間貯蔵施設を含め公共目的に政府が土地を買い取るという内容でございます。ここには、西会津町は含まれておりません。これが答弁のすべてではないかなとこう思いますが、改めてこれまでの町長の説明責任ということが問われておりますので、せっかくの機会でありますから、もう一度、過般の全員協議会で私から説明申し上げました、議員の皆さんに説明申し上げました内容について、再度説明を申し上げたいと思います。

このインタビュー記事は、9月12日午後4時に、福島民報社喜多方支社の記者が訪れ、 東日本大震災や東京原発事故による影響、対策、国・県及び東京電力に対する要望など、 約30分にわたり取材を受けた内容でございました。

その中で、福島再生に今一番大事なこと、あるいは国・県、東京電力への要望の内容等に聞かれたことは、いわゆるこの中間貯蔵施設の設置についてございました。しかし、新聞に書かれた内容は、私の意とするものではなく、全くの誤報であり大変迷惑しているところでございました。

私の真意は、自然豊かで、どこよりも安全安心な西会津町を、放射能で汚染するようなことは決して考えていないと。何ゆえ中間貯蔵施設が町に必要なのかと、何の得になるのか、私が町長である限り、こうした放射能汚染物は持ち込ませないと、施設は絶対つくらせないと。これが私の見解でございます。

私が町長になって、新聞社や雑誌社などから、これまでいろんなコメントやアンケートなどの依頼が何件かありました。その際どんな場合でもその都度、自分なりの内容をまとめ、そしてそれをパソコンに保存をして、それを回答しているという経過でございます。今回は、こうした内容が掲載されたものですから、この内容について、当時、自ら私はどういうことを言ったのかということで、当時のパソコンにある記事を、内容をもう一度確認をいたしました。そこで、どういうインタビューの内容だったのかということを再度申し上げますと。

- 一つは、震災や原発事故による町内の影響はどうでしたかと。
- 二つ目は、この事故が起きて半年間を振り返り、町として十分な震災対応はできました

かと。

三つ目は、今後復興に向けて町としてどのような政策が必要と考えておりますかと。

四つ目は、今後、国や県に求めていくことは何ですかと。

五つ目は、放射能対策についての考えは。

という5項目であったわけです。今回、誤った記事が掲載されたのは、いわゆる4番目の、今後、県や国に求めることはという項目の回答についてでありました。

私はこの回答の中でどういうことを申し上げたかといえば、いち早く、元の福島に戻すことだ。そのためには、県内の経済対策や会津でも問題の放射能を含む下水道汚泥処理の解決を求めたい。8,000 ベクレル以下など埋め立て可能な数値を示しても、安全性が確認されない中では、住民の理解は得られない。問題となっている瓦礫や除染物などの中間貯蔵施設など実効性のある議論と具体策を国は考えている。もっとスピード感をもってやらないと前に進まない。こういう答弁を実はしているわけですあります。これをどうしてあのような記事になったのか、いわゆる記事の内容ですから、これがすべて掲載するということにはならないだろうというふうに思います。あまりにも簡略化が過ぎて、そういう誤解をまねくような記事になったのではないかというふうに思っているところであります。いわゆる考えているのは、国であり、西会津町がそんなことを前向きに考えたとしても、国の法律によって中間貯蔵施設がつくられるわけでありますから、そういうことがいち町長が言ったからといって、国が西会津に中間貯蔵施設をもってくるわけがない、そういうことを改めて私から申し上げたいと思いますので、この点についてご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 6番、鈴木滿子議員のご質問のうち、国際芸術村についてのご質問にお 答えいたします。

議員もご承知のとおり、国際芸術村事業につきましては、中学校統合による廃校校舎の利活用や、町民と外国人芸術家との交流による国際交流の推進と芸術・文化の振興、さらには都市等からの交流人口の拡大による地域の活性化を目的として、平成16年9月に事業を開始いたしました。

まず、議員おただしの1点目、公募展の維持発展についてでありますが、本年第6回目となる公募展は、震災復興を願い、アートの力でよみがえれ、福島をテーマに開催し、北は北海道から南は福岡県まで、一般の部と学生の部合わせて188点の出展があり、過去最高の出展数となったところであります。

この公募展には、西会津展と東京巡回展合わせて町内外から 500 人を超える来場者があり、盛会に開催することができました。また、町民が身近にさまざまな芸術に触れることのできる機会の創出とともに、若者の出展が多いことから、芸術・文化の振興面におきましても効果があると考えております。このことから、今後も公募展を維持発展してまいる考えであります。

次に、国際芸術村の8年間の活動及び今後の取り組みについてでありますが、事業を開始してから昨年8月までの間、リトアニア共和国をはじめ6カ国で延べ10人の外国人芸術

家が創作活動とともに町内の児童・生徒や芸術愛好家等との交流を図り、国際交流の推進や芸術・文化の振興に一定の効果はあったものと考えております。

しかしながら、招へいした芸術家の滞在期間が1年ということもあり、事業の大きな目的である交流人口の拡大による地域の活性化という部分では十分な成果を上げることができなかったことも現状であります。

本町は、町が有する豊かな地域資源を活かし、地域産業の活性化を図るために取り組んでいるグリーンツーリズムをはじめとした観光振興策を意識した事業展開を強化していく必要があると考えております。

このことから、今後は、国際芸術村の運営を委託しているNPO法人国際芸術村や施設を活用して地域おこし事業に取り組んでいる新郷地区の寺前自然塾、さらにはグリーンツーリズム協議会等の関係団体との連携・協議を図りながら、設置目的である芸術村を活用した地域の活性化事業に取り組んでまいる考えであります。

次に、芸術村の運営管理、開館業務等についてでありますが、公募展の開催や芸術家の招致・支援、芸術をとおした地域の活性化などの業務は、事業開始当初からNPO法人国際芸術村に委託しており、施設の維持管理につきましては、町が行っております。また、開館業務に係る人件費などの経費につきましては、現在、NPOへの委託料で対応しております。

次に、開館業務に係る助成金が削減されているとのことでありますが、これは外国人芸 術家の招へいを廃止したことによるものであります。

いずれにいたしましても、芸術村は設置目的である交流人口の拡大による地域の活性化が図られる施設とすることが重要であり、事業内容や施設の展示内容等について、NPOなどの関係団体と協議を重ねながら体制整備を早急に進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 6番 鈴木滿子議員のご質問のうち、透析治療を受けている人に対する町の対応についてお答えいたします。

人工透析は腎臓機能が十分にその機能を営まなくなったときに、透析膜の物理化学的性状を利用して、人工的に血液中の毒素をろ過し、取り除く治療法であり、本町で把握している患者数は、現在10名であります。一月にかかる医療費は、患者一人当り約40万円程度でありますが、特定疾病療養受療証や重度心身障がい者医療費制度を利用すれば、自己負担はありません。ほかに通院に要した交通費の月額最高3万円までを補助をするなど、人工透析患者に対して支援を行っております。平成22年度の人工透析に係る町の医療費は、国民健康保険分で1,355万9千円でありました。人工透析が受けられる施設は、当町にはなく、全ての患者が町外の施設において透析を受けております。

患者の交通負担の軽減を考えますと、町の診療所で人工透析治療が可能かどうかの調査 もいたしましたが、人工透析は生命維持のための治療であり、治療にあたっては、専門知 識を持った医師、看護士、臨床工学士などのスタッフを配置することが必要であり、また、 年間患者の管理が必要であり、現在の診療所の医療体制では困難であります。

豪雪で、町の交通機関が麻痺し、道路等が閉鎖した場合は、生命にかかわることであり

ますので、福島県ドクターへリ出動を要請するなど、患者が透析を遅滞なく受けられるよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 6番、鈴木滿子君。
- ○鈴木滿子 町長のただいまの説明は、全員協議会で私ら聞いているんですよ。私の言っているのは、こういうふうな文章が出た場合には、首長としては町民にどのように説明するんだと、そういうことです。私はいいとか悪いとかではなくて、あなたが説明責任があるのではないか、こういう誤報ですよとか、そういうふうなものを聞いているんです。内容は私は全員協議会で知っていますから、それは問う必要はありません。あなたの町民に対する姿勢でございます。それでないと、心を町民と一緒に共有することはできません。これは、黙っていることはできないんじゃないかなとこう思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 いわゆる問われて、そしてその真意はということでありますから、私の真意を申し上げたわけであります。仮に、これがやっぱり西会津町に不利になるような記事だという判断で発言しておるから、こういうあなたの真意はということでいろいろ誤解をまねくようなことがあるけれども、例えばこれが、別な意味で、これとはまったく違う形で、何か西会津町に夢がある、あるいはそういうことが問われた場合に、あなたの真意は、なんて聞かれるわけはないわけですよ、非常にいいことなんだななんていうことで、ある意味では西会津の発展につながるような記事であればそういうことは出てこないだろうと。

今回の場合は、いわゆる私自身が、自ら筆を取って、そしてそれをちゃんとした記事に 載せたということであれば、あるいはきちっとした誰もが公の場で、直接そういうことを 聞いているということであればですね、その真意というもについて、改めていろんなかた がたからいろんなことが問われれば、その内容について申し上げるわけでありますよ。し かし、まったくそういうことの、今回の記事の内容について、多くの人からじゃんじゃん と電話がかかってきたのかとか、あるいはそういうことがあったのかというと、これまで はっきり申し上げますけれども、3名のかたでありました。こういう内容はなんですかと 問われた人は、電話がかかってきたり、あるいはお会いして直接、これは道端でお会いし て話をうかがったかた、3名のかたでございましたし、あるいはこういう場で、議員の皆 さんから、今回、2、3名のかたから同じような質問を受けておりますけれども、そして、 そういうことの内容はどうですかとい聞かれたから、私はきちっと申し上げているわけで あります。

私は、この問題について、そんなに深く、あるいはこれは自らこれを釈明しなければならないというようなものではないというふうに思っているんです。というのは、私の本意でありませんから、それをわざわざ何でこの言わなければならないんですかと。聞かれた場合はきちっと自分の考えを持って発言をするという態度でございました。

これから、こういう途方もないような問題が出てくる、あるいは宇宙開発のような問題を西会津に持ってくるなんていう、そういう問題については、ちゃんと町民の皆さんにも、議会の皆さんにも、きちんと事前にご説明を申し上げ、そして対応することにいたしますので、こういう誤報、誤解をまねくような施設は、私は持ってくることも考えておりませんし、そういう夢物語みたいな話には私は乗らないということです。

- ○議長 6番、鈴木滿子君。
- どうも理解できませんね、夢物語なんて、私はそんなこと言っているわけで はないのです。やはり、首長はそういうようなものが、例え誤報であろうが何であろうが、 出たときには、やっぱり文章で出さなければならないと私はそう思っているんです。それ で、今回の誤解があるとかないとかというのは、私には関係ありません。ありませんので、 その辺をきちんと皆さんに、私のところにも数人あるんですよ、これはどうなっているん だ、議会はどういうふうに決議したのか、あります。でも、町長さんから直に説明があり ますから、私の一般質問を見てくださいよと、聞いてくださいよと私は言っているんです よ。数人からやっぱり聞いております。だから、その辺、やはり責任というものは、首長 の責任というものはあると思いますよ。その辺をきちんと私はやってもらいたいなと、そ ういうふうに思っているんです。選択肢はあります、全員文書を出してやるか、あるいは ケーブルテレビを使うか、あるいは昨日言いましたブログでいうか、あるいは私は広報委 員長ですので、広報の部門にひとランク空けておきますので、そこに言うかと、書くかと、 選択肢はあると思います。だから、何でかんでやってもらわんなんねと、そういうふうな 受け取り方ではなくて、軽い気持ちで、あっ私はここに誤解があったんだということを町 民の皆さんにお示ししていただければ、私は何ら心配ないのです。その辺がどうも意見が 合わないようですが、もう一度聞きます。お願いします。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 私は今申し上げましたように、はっきり申し上げますが、今日のあなたのご質問が、多くの人が見ているということであれば、これも一つの大きな発言の場であり、あるいは町長の誤解を解く場であるということでありますので、はっきりと今ほどの答弁の中で申し上げましたように、今回の誤報について、町長はまったくそんなことは考えてもいませんし、これは記事掲載が、私の真意を伝えたものではないということを明確に申し上げておりますので、どうか質問の内容の中で、町長はそういうことはつくらないとこう明確にしているということを、あなたの質問の中できちっと明確にすれば、活字で載せればいいんじゃないんですか。
- ○議長 6番、鈴木滿子君。
- ○鈴木滿子 どうもやっぱり合いませんね。きちんとはやっぱりできないのかなというふうな感じがいたします。困ったものです。やはり、リーダーはそういうふうな声が出たら、即、申し訳ないと、こんな誤解を生んでしまったんだということをやっぱ言うべきだと私は思います。立派なリーダーは、それはちゃんと言います。その辺がどうも平行線になるようですので、今後、やはりそういうことに対しては、謙虚な気持ちであたってほしいなとこう思っております。

それでは次の質問に移ります。芸術村の質問なんですが、管理業務委託ということで、 今年は350万を業務委託金としていただきました。それで、21年は640万、その委託金が 400万、それから芸術村運営補助として240万、そのうちの120万は芸術家のいわゆる活 動費、そのまた120万は委託人件費とこういうふうな形でいただいておりました。ところ が、今年は350万きり、それでゼロですね。そういうふうな、いきなりばっさばっさと切 るようなことでは、私はうまくないんではないのかなとこう思っております。それでどう いうふうにして切られたんですかと私聞いたら、これでやっていくれ、そういうことだ、ということでは、私はうまくないな。もっと、いわゆる温かい気持ちで、あれだけ本気になってやってくれるんですから、温かい気持ちでもう少しお話して、それから納得いくということね。それをやっぱりやってほしいなとこう思うんですが、350万、400万のうち50万が引かれたのはどういうふうな理由ですかと聞いたら、いわゆる外人が渡航費、外人いないから渡航費はないでしょう、それは私たちも理解しております。120万の補助、いわゆる芸術家の活動費も、これも差っぴいたのもこれも理解できます。なぜ、管理運営費の120万を、これを引いたのかということが、なんとしても考えられない。こういうことで、なぜなのかこういうこと。あんなに一生懸命やってもらっていてこういうふうなことを本当にしていただくなんて、とんでもない話だと私は思っておりますが、いかがなものでしょうか。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

芸術家の活動支援補助金、以前は240万、今、議員おただしのとおり、120万円は芸術家の活動支援にあて、残りの120万、ぴったしではありませんけれども、それについては開館業務を頼んでいるかたの経費ということで以前は出てございました。昨年8月に最後の外国人の芸術家のかたが帰られたということで、昨年度は107万の活動費補助金でありました。それから、まず芸術家がいなくなって、その活動費補助金がなくなったというのは議員もご理解のとおりということでありますけれども、まず先ほど答弁でも述べさせていただきましたが、まず芸術村については、やっぱり町の活性化のための施設であるということで、やっぱり先ほど鈴木議員のほうから、年間2,200人のかたが訪れると推定で、そのうち公募展がかなり、今年の場合500人を超す人数ということで、やっぱり町の活性化を図るための施設でありますから、もっともっと多くの人に来ていただき、もっともっと交流を図っていく施設でなければいけないということも確かであります。

今回、減額の理由としましては、なかなかそういった交流の部分で、なかなか成果があがっていないということで、その分のかかる人件費、開館4日、以前やっていたんですけれども、そこまで必要なのかどうかという議論もされた上で、現行の委託料の中でNPOでやっていただきたいという話から減額をさせていただきました。

いずれにしましても、先ほど答弁でも申し上げましたが、町、それからNPO、あと地域興し団体、グリーンツーリズム協議会、それらが協議を図りながら、あの施設をいかに活用しながら交流人口を拡大して、地域の活性化を図っていくかという、今後、体制整備を図ってまいりますので、それが実現できればその分についても、当然町として見直すべき項目であると考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

- ○議長 6番、鈴木滿子君。
- ○鈴木滿子 とにかく、町の当局とNPOでしっかりお話して、今後の見通しを立てると、 こういうふうに私も考えておりますので、よろしくお願いします。

3番目の透析治療を受けている人たちのというところ、対応について、これでこの 10 名の人たちは、どんな方法で病院に通っているんですか。というのは、後期高齢者が 3名 いるわけです。一人暮らしもいるはずです。だからこの辺のことをちょっとお聞きしたい なと、こう思っています。

- ○議長 健康福祉課長、髙橋謙一君。
- ○健康福祉課長 それでは、人工透析患者の交通手段ということでお答えをいたします。 自家用車を利用されているかた7人でございます。これは別の患者さんの自家用車に同 乗するかた1名も含めて自家用車7名でございます。また汽車等がお二人でございます。 さらにタクシー利用が1名。合計10名でございます。
- ○議長 6番、鈴木滿子君。
- ○鈴木滿子 先ほど西会津診療所に透析の機械を持ってくるのは不可能だとこう言っていますが、やはり1人当たり40万でしょう、10人だと480万、1人当たり1年間480万、それから10人だと4,800万。こういうお金を若松、喜多方、坂下あたりに下ろしていいのかというふうに考えられますので、そういうことも含めてどうですか、町長さん、町民病院建てては、そういうようなことも4,800万を基準にして、町で透析を受けられるということ、これをぜひ考えてほしいなとこう思います。私自身も町の病院にかかりたいとこう思っておりますが、その辺はどうでしょうか。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 構想としては非常にいい構想だと思いますし、むしろ中間貯蔵施設よりもそうい うのが町には似合っているかなというふうに思います。したがって、そういう内容につい て、現実的に可能であるということであれば、そういうことも考えていくことも大切だな というふうには、これは基本的には思っております。

しかしこれも、いわゆる今の問題に限って、この透析の問題についてもいろいろと議論をいたしました。そうしたら、やっぱり機械だけの問題ではないと、携わるかたもまた必要である。医師との関係も出てくるということで、やっぱり一部的に投資すればできるというものではなくて、いわゆるこれが経費としてずっと維持管理をしていく段階において、相当な経費も必要としてくるだろうと、そういうことになりますと、やっぱり今申し上げたような、きちっとした診療所ではなくて、ちゃんとした病院でなければなかなか難しいだろうというふうな結論にいたるわけであります。

今後、そういう状況で、あるいは社会的な状況で、そういう町立病院というようなことが可能であるというこが現実的にあれば、そういうことも考えたいというふうに思いますが、今の段階では非常に難しい話だなというふうには思っているところであります。

- ○議長 6番、鈴木滿子君。
- ○鈴木滿子 50分になりますので、時間が来ておりますが、とにかく今のお話を、病院のお話が非常に私も大賛成です。この辺がやっぱり西会津がこれからいろんなことをしていく上にも、老人病院だと、やっぱり老人の病院が近くにあると、こういうことになると非常にいいなとこう思っておりますので、心の隅に入れておいていただきたいというふうに思って質問を終わります。
- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 皆さん、おはようございます。8番、青木照夫でございます。質問の前に大 先輩である長谷川徳喜議員のご逝去をいたみ、心からお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈り 申し上げます。

それでは、今次の定例会には3項目を提出させていただいておりますので、順次項目に 従い質問させていただきます。

一つ目、ラジオ放送の聴取可能なエリア拡大とその効用などについて。次に排水路の放射能汚染の調査について。最後に協働のまちづくりについてを質問させていただきます。 よろしくお願いいたします。

ラジオ放送の聴取可能なエリアの拡大とその効用などについてお伺いいたします。現在、 テレビの多機能高画質化が進んでいる一方で、ラジオの有効性が今改めて見直されており ます。それは、受信機も安価で購入ができ、屋外で安直に聴衆、簡単に聞くことができる から、根強い人気が続いているものと思われます。そこで、ラジオ放送の聴取エリアの拡 大と情報入手手段としての機能面から質問させていただきます。

一つ、当町は周囲が山で囲まれている地理的な条件から、直進する電波が届きにくいという悪条件があり、ラジオで聴衆できるFM、AM放送においてもNHK第1、第2、AM放送、FM、各1波が何とか聞ける程度であります。それを解決するためには、電波の中継をするなどの方法で、民報各社のラジオ放送を聴取できるようにすることであります。情報格差の解消の面でも検討してみる価値があると思われますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

二つ目、地震、津波の災害時に地域の生活情報入手手段として、地域に解説されたFM 放送局の有効性については広く知られているところであります。現在のNCTにある放送 機材を活用すれば、それほどの費用をかけずにFMミニ放送局の開設が可能と思われますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

三つ目、近隣の市では、すでに開局しているFM局が二つあります。中継による放送エリアの拡大も可能でありますが、当町も独自にFM局を開設して、近隣の町村を巻き込んだネットワークを構築すれば、災害時の地域情報の発信、伝達に極めて有効な手段として機能することになると思われます。当町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

四つ目、携帯電話の活用ですが、当町ではワンセグのテレビ受信も未だできません。そこで携帯電話が利用できる一例として、災害時に地域情報を伝える手段を考えてみてはいかがでしょうか。すでに地震速報のサービスは行われておりますが、このサービスとは別な方法、つまりNCTに生活情報を集め、そこにダイヤルをすれば情報が得られるようにすることであります。実現が可能となれば、ユビキタス社会の入り口になると思われますがいかがでしょうか。実現可能性についてお伺いいたします。

次の質問に入ります。排水路などの放射能汚染の調査についてお尋ねいたします。当町で生産されたコメ、野菜などについては、残留放射能の調査結果が公表されており、一応安心しております。がしかし、遠隔地の汚泥処理施設や排水路などからは、かなり高濃度の放射性物質が検出されたとの報道があります。そこでお尋ねいたします。

当町では、排水路や雨水枡などの検査はされているのでしょうか。検査をされているのであれば、その結果をお知らせください。実施していないのであれば、計画の有無とその必要性につき、今後の対応、対策などについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、町施設の汚泥処理は、従来の搬送先から変更されているようでありますが、その 経緯をお伺いいたします。また、同施設の汚泥の仮置きの量は、現在どのようになってお りますか、その変更後の業者の汚泥処理の受け入れ能力などは十分であるのかをお伺いいたします。

最後の質問であります。協働のまちづくりについて質問いたします。住民、議会、行政、 3者による協働のまちづくり基本条例がすでに施行されておりますが、町民が主役である と実感がわいてこないという町民の声が少なくありません。あいかわらず行政指導であり、 到底、町民が主役とは思えないというものであります。地方分権の推進には、行政による 団体自治と、住民による住民自治をもとに、議会による審議を通じて、よりよいまちづく りを進めようということでありますが、このことは理念としては理解できるのだが、とい う町民の声であります。

そこで伺います。予算の編成に住民の意思が最大限に反映されるのが、住民からみれば望ましいということになるのでしょうが、行政の立場からの見解もあるかと思います。行政と住民との懇談会は実施されているようでありますが、町民が主役であることの意識を高めるためには、もっときめ細かな住民懇談会を開催するなどの施策が必要と思われます。行政情報を公開するだけでは不十分です。情報の公開から、情報の提供を町民に行政職員自らが積極的に行う必要があると思います。このことは以前にも申し上げておりますが、行政、具体的には行政職員が就業後などの積極的に町内に出向き、今、何が問題なのかといった行政情報を地域住民に示し、住民と対話することであります。この方法を出前講座として実行した自治体があります。行政情報を住民に出前して促進するというものです。情報の提供は行政職員自らが住民に直接働きかけることが必要なのではないでしょうか。各課の具体的な予算編成、方針の説明、から拠りて、つまり優先順位などを説明し、住民に理解してもらうことや、意見を求めることであります。今後の対策なり、計画などありましたらご説明願います。

以上の3項目が私の一般質問であります。明解なるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 8番、青木照夫議員からいくつかの質問がございましたが、私からは排水路の 放射能汚泥に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、排水路の調査につきましては、8月31日に町道上原西2号線の道路側溝の汚泥を調査しております。その結果は、放射性ヨウ素は検出されませんでしたが、セシウムは134が822ベクレル、137が981ベクレル、合計で1,803ベクレルとなっておりました。その際の空間線量は1時間当たり0.12マイクロシーベルトでございました。

その他に、端村自治区と滝坂自治区の阿賀川からの汚泥、青坂自治区の河床泥についての調査も行いましたが、61 ベクレルから 126 ベクレルとなっております。

一方、小中学校の全6校、保育所の全4カ所、公共施設では診療所、公民館など7施設の計17施設は、排水溝や雨水枡など汚泥の堆積している箇所の空間放射線量を測定しております。この結果は、地上1メートル地点で、1時間当たり0.09マイクロシーベルトから0.21マイクロシーベルトであり、除染の必要な1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回っており、汚泥濃度も高くないことから、安全な範囲にございました。

一方、喜多方広域の羽山最終処分場では、喜多方広域管内で除染等により生じた汚泥等

について、事前に空間線量等を確認した上で、仮置きとして受け入れることとなりました。

これを受けて、子どもへの安全をより確保する観点から、比較的、汚泥の線量の高かった3施設、0.21マイクロシーベルトの野沢保育所、0.1マイクロシーベルトの野沢小学校、0.13マイクロシーベルトの芝草保育所の側溝等を除染し、発生した汚泥等200キログラムを、喜多方広域の羽山最終処分場に仮置きをしたところであります。

次に、下水道の汚泥に関するご質問についてお答えいたしますが、町では浄化センターから発生する汚泥は、量が少ないことや処分費用が安価なことから、あいづダストセンターで最終処分しております。しかし、平成23年5月2日より、あいづダストセンターでの処分ができなくなったために、野沢浄化センター敷地内に仮置きをして対応をしてまいりました。

6月24日付けで農林水産省消費安全局より、肥料に利用する放射性物質を含む汚泥の取り扱いについての通知がなされ、200 ベクレル以下の汚泥は、肥料原料としての処分が可能となりました。本町の汚泥は100ベクレル以下となっていることから、汚泥処理の処分方法を最終処分から、再生処分に変更し、8月18日より須賀川市の株式会社平和物産に再生処理、肥料化として処分しております。仮置きをした汚泥も同様に処分をして、現在のところ仮置きはなくなっております。

次に、業者の受け入れ能力については、株式会社平和物産に確認をしたところ、現在の 状況であれば、受け入れは十分可能ということの回答でございました。

したがいまして、今後も国の動向を注視しながら、肥料原料としての処分を継続してい く考えでありますのでご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、ラジオ放送に関するご質問にお答 えします。

はじめに、ラジオ放送の受信状況についてでありますが、現在、本町で比較的良好に受信が可能なラジオ放送につきましては、AM放送では、NHK福島第1及び第2とラジオ福島の3チャンネル、FM放送では、NHKFM福島、ふくしまFMの2チャンネルでございます。

ご指摘のとおり、本町は山間部が多く地上波のラジオが受信しにくい状況にあります。これらにつきましては、これまでもNHKに要望を行い、西会津中継局を設置をいただいたり、NHKFM、ふくしまFMにつきましては、ケーブルテレビでの再送信により、ケーブルテレビの加入世帯においては、すべてFMラジオ放送を聴取できる環境を整備しているところでありますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、FM放送局の開局についてでありますが、現在、会津地区で開局しているFM放送局は、会津若松市のFM会津、喜多方市の喜多方シティFMの2局であります。これらは、いずれも電波法に基づく免許の必要なコミュニティFM放送局であります。この放送局は、市町村を単位とし、送信出力も半径15キロメートル程度と放送エリアが狭いことから、山間部が多く面積の広い本町にはなじまないものと考えております。また、複数の市町村への広域放送には対応できませんことから、ご提案のありました近隣市町村のネット

ワークにつきましては、対応が難しいものと考えております。

一方、FMミニ放送局は、免許を必要としない無線局であり、放送範囲も 100 メートル程度に限定されるものでございます。したがいまして、主にイベントの場内放送などに用いられるにとどまり、災害時における活用効果は期待できないものと考えているところでございます。

次に、災害時における情報の伝達についてでありますが、町としましては、町民の安全 安心の確保のため、防災行政無線やケーブルテレビなど、あらゆる手段を講じて対応して いく考えであり、携帯電話の活用につきましても、議員からのご提案を踏まえ、今後十分 に検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

続きまして、協働のまちづくりにつきましてのご質問にお答えします。

ご承知のように、本町は、みんなの声が響くまちにしあいづを基本理念として、行政運営に努めているところであります。多くの町民の皆さんの声を行政に反映していくため、各種審議会や委員会の委員には多くの公募委員を入れる取り組みを行うとともに、新規事業導入や新たな制度づくりを行う際には、目的別にできるだけこまめに事業説明会を開催し、町民の皆さんのご意見をお聞かせいただく機会を設けているところであります。

また、日頃感じている町民の皆さんの町政への思いを的確に把握することを目的に、町 政懇談会を各自治区などからの申し出に応じ、積極的に開催しているほか、町長へのお便 り等の事業も行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 今ご答弁いただきましたが、その中で、ラジオ放送、FM関係のことで再質 問したいと思います。

まず今のご答弁の中では、現在の状況ではなかなか対応が、答えでいえば難しいという答えだと思います。しかし今現在、情報格差、西会津町はいろんなことの中であります。昨日も同僚議員からのブログの中で話がありましたが、私も見させていただいたら、大変町長はがんばって、いろんなところで宣伝をされて、各放送局、FMなどに行って宣伝をされているようであります。そういう中で、今、一番問題だったのは今年災害時であります。その中で、FM放送がどんな働きをされたのか、課長、今の答弁の中でご存知ある範囲でお答えいただきたいと思います。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 災害情報をお伝えするというようなことで、FM放送局を開設して、臨時に解説して災害情報を伝達するというような形で放送を行ったという事例は多くあるという情報は聞いているところでございますが、それは、先ほども申し上げましたように、海岸近くの平野部が広い市だからこそそういったものが使えたということでございまして、先ほど言いましたように、FM放送、15キロの半径しか放送できないということでございます。さらには西会津町は15キロといいますと、ほとんど山間部にあたってしまうということでありますので、ここから放送しても奥川だとか、新郷地区だとか、そういったところに情報を伝えるということは困難だということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。地形の状況によって、そのFMが効果を発揮する地区もあれば、使えない地区もあるということでございます。

- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 私の質問は、FM放送でどんな働きをされたのか、課長はどのくらいそれを 知っていらるか伺いたいと、それをもう一度質問します。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 FM放送が放送可能だったエリアにつきましては、有効な効果を発揮したんじゃないかというふうに考えておるところでございます。
- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 今の段階ではそういうお答えになると思いますが、今、答弁の中で半径 15 キロ、今現在、会津管内で総務省の許可を得てやっているのが 20 ワット、20 キロです。 ということは、確かに 20 キロだから電波は直進派では届かないはずですが、しかし、青坂中継所、もしできれば、こっちが 20 キロ、向こうが 20 キロであれば可能ではありませんか、その点は考えたことはございませんか。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 ただいまの質問の意味がわかりません。青坂に設置をして、よその放送を西会津に流せということでしょうか。質問の内容は西会津に放送局をつくってFM放送を流すというような趣旨の質問ではなかったのかなというふうに思いますが、その辺ちょっと意味がわかりません。
- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 私は最初の質問の中には、西会津町ではケーブルテレビがあります、放送は 開設が可能であります、というような内容で私は質問させていただいていたと思います。 そういう意味を含めて、私は、せっかくケーブルテレビ放送局があるわけですから、でき ないというものではないと、私はいろんなところで情報を集めて判断させていただいた中 で、今回のできるできないは、今、即答はできないと思います。今回の災害時のことで、 喜多方FMは、3月11日、地震のときに即単独行動で全国に電波を流して、ラジオを全国 から 6,000 台集めたそうです。なぜラジオが必要だったか、みんな電源が切れて、聞くの はFM、また前にご提案したときに、自動でまわすと携帯もできる、ラジオも聞ける、電 灯も点けるというようなことを申し上げましたが、そういう関係のラジオで、住民が喜多 方シティFMが大活躍をされて、災害時には石巻、宮城、いわき、FMの職員が汗水垂ら して大活躍をして、自衛隊なりいろんなかたから注目をあびて、現在ではいろんな立場に 立って、災害時には必要であるということを直接私も喜多方FM放送局、また、その間に 会津FM、行ってどんな働きをしたかということを尋ねさせていただいて、一部喜多方の 情報を得ることができたから、西会津にも職員がおります、それで設備もあります、安価 にできるということも逆に教えていただいたんです。こちらにFMの周波数を合わせれば、 それはできますよという説明も受けました。

そんな中で、今、話があれですけれども、課長ちょっとよろしいですか。これが東北のFMのネットワーク、23 局ある。それで、災害時に活躍したのは、この放送局 23 局の中で、福島県は五つあります。本宮、福島、いわき、そこに会津と喜多方、これが連携して今回の災害時に大活躍をされたという、直接行って教えていただきました。

それで、最初に戻りますが、せっかくの放送設備があるわけですから、ほかのかたは会

津若松が 16人、喜多方では 20 数名の職員がFM放送に携わっております。そういう中で、 もう一度申し上げますが、可能性のあるケーブルテレビの中で、私は可能であるというこ とをうかがっておりますので、その点をもう一度ご確認いただいて、答弁できなければ、 この次また伺いたいと思いますが、もう一度その点伺いたいと思います。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 それではお答えします。

コミュニティ放送というのは、市町村をエリアに放送対象地区として行う放送ということで、先ほど申された喜多方のFMが全国に発信するというのは、たぶん別なNHKFMだとか、そういったものと連携するような形でできた話でありまして、直接、喜多方FMが全国に向かって発信するということは、この形態上できないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それと、西会津町におきましては、ケーブルテレビ、インターネットと、それからテレビ放送やっているわけでありますが、FMを放送できる設備は備えておりませんので、新たにそういったことが必要であれば設備を導入して、放送設備を備えていかなければならないというようなことが必要になります。

あと、先ほども申し上げましたように、コミュニティFM放送は15キロのエリアということでありますので、西会津町にはたしてそれが合っているのかというようなことも十分検討していかなければらないと思うんです。災害時の情報を流しても、それが町の大半のところに電波が行き届かないような放送をしても何ら意味はないというふうに考えておりますので、十分検討していく必要があるのではないかなというふうに思います。

- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 私の質問も言葉足らずだったかもわかりませんが、こういうものを出しております。これはFM会津、喜多方でもそうですが、これは全世界にFM、宣伝しております。これはインターネットを通した2月14日、FMでやっております、現在。今年の2月14日から開局して、日本全国はもとより、全世界にこれやっております。今、課長が西会津町町になじめないと、対応できないという答弁でありましたが、そうではないと思います。インターネットもやっております、西会津では。そういう中で、私はむこうのかたからも西会津さん何でできないんですか、周波数をキャッチできるようにすれば、費用としては20万か30万でできるはずですよ、なぜできないんですかねという逆質問を私はうかがっております。その点をもう一度、今のなじめないという言葉からこのインターネットであれば、どのように判断されるのか、ちょっと伺います。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 インターネットを使ってのラジオ放送、先ほどは屋外で視聴できるというようなことをおっしゃったわけであります。ラジオ放送は、今NHKの第1も第2もインターネットを使いますと、AM放送も容易に聞けるような環境は当然整っております。 西会津町はインターネット整備されておりますので、インターネットを活用すれば今でも聞けるということでありますので。

それから、先ほども言いましたように、FM放送につきましても、なかなか視聴できないという環境だったわけでありますが、インターネットといいますか、ケーブルテレビで

放送しているということでありますので、屋外にいればラジオは聞けるような環境に西会 津町はあるということでございます。

- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 対応できない、西会津にはなじめないということなんでしょうが、私の最初にこの中でいっているのは、緊急時にはじゃあどうしますか。西会津町はどんな対応ができましたかと、中には、この質問がちょっと定まらないかもわからないが、今の時代は、例えば0120、177、444、某運送会社、やればすぐキャッチして、その場にいれば5分以内に来るというような通信網なんですね。そのときに、3月11日の当時、その某会社がどれだけの通信が不能になったかということを尋ねました。3時間だそうです。それでもうつの某会社は6時間だそうです。それはプログラムの誤作動であったそうですが、西会津町も先ほどワンセグという言葉で説明しましたが、西会津町も対応しますと、またブログの中でも、ある男性のかたから、西会津町はケーブルテレビに入いらないと、すべて困難なんですね。ブログの中でも対応できませんかというブログを拝見いたしましたが、その答弁の中に情報課長がワンセグで答えたいということですが、同じ通信の情報の中で、ワンセグというどのように、緊急時の場合、お考えになられますか。
- ○議長 青木君、もう少し要旨をまとめて、質問事項を確定してからもう一度お願いします。

8番、青木照夫君。

- ○青木照夫 最初に、私ここで壇で言ったのは、ワンセグという言葉も入っています、いいですか。その中で、町は対応はどのようにしますか、ワンセグはできませんということで、西会津町は当然ワンセグなんてできるはずがないんです、はっきり言って。私は2、3年、4、5年前から、なぜできないかというと、西会津町はパススルー方式というか、同一周波数パススルー方式じゃないんです。トランスモジュレーション、トランスモジュレーションというのは、トランスでモジュレーション、西会津町ケーブルテレビ用のトランスでモジュレーション、周波数を変換しているんです。だから、ワンセグはできません。だからそういう意味で、緊急事態のときには、今FM放送も大事、このワンセグも大事、これ情報格差を本当にどうすればいいんですか。その辺を町長に一度伺いたいと思います。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 非常に青木議員の得意とする高度なお話で、なかなか理解できない面もあるわけでありますが、最初、青木議員がいいことを言っているなというふうにお聞きしたのは、いわゆる私も感じているところですが、外でなかなかこのAMがはっきりと入らない地区がいろいろとあって、そうした場合に、このいろんな情報網がある意味では途絶えてしまうんじゃないかと、そういう難視聴を西会津町として、いかに解消すべきかと、それがいわゆる災害時の場合において情報が、見ると聞くという観点からすれば、この聞くというラジオの重要性というものについて問いただしているんだなというふうに私は承っていたわけであります。

したがって、今後、難視聴といわれる地域格差を町としていかにして改善すべきかという観点からするれば、やっぱりこれから聞ける状況に改善をしていくとか、あるいはアンテナ網をどうするとか、そういうことが必要になってくるだろうと思いますし、またFM

についても、今お聞きいたしますと、いわゆるケーブルテレビ網を活用した、一つの有効活用もできるというような話の内容ではありまのすで、じゃあ現在のケーブルテレビのどこをどう改善をすればいいのか、初期投資はどうすればFMも受けることができるかというようなことを具体的に出てくれば、町としてこの対応を考えてもいいのかなというふうには思いますけれども、この問題について、課長会議でもいろいろ議論をいたしました。私から率直に言って、今のケーブルテレビ網を改良して、実際にこのFM放送が聞けるのかという話をしたら、非常に難しいと、現在は。そういう答えでありましたので、それ以上の内容に突っ込んだ答弁にはいたらなかったわけであります。

したがって、内容について検討すべき課題については検討しておりますし、また提言いただくものについては提言をしていただきたいというふうに思います。ですから、今すぐどうこうしろと言っても、なかなかこれ設備的にできない部分がありますので、具体的なものがそういう形として表れてくれば、これは災害時の対応として有効的な手段と思えば、町としてもきちっとそういった対応をせざるを得ないだろうというふうに思っているところでありますので、今後ともいろんな形で、より明確で具体性のある内容であれば承っておきたいなというふうに思います。

- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 町長のご答弁の中で、これから、やはり今の私の質問に対して、いろいろご 検討いただきたいと思います。それは、何べんも申し上げますが、緊急時の最高の手段で あるというのが私の提案であります。

次に質問を変えさせていただきます。汚泥処理のご答弁の中で、西会津町は結論を言えば、現在では何も問題はないということであるかと思います。6番議員の中でも町長が答弁されましたように、ほかからは持ち込ませないというのが私は理解できます。国の方針では除染に関する基本方針、骨子案というのが、その2番目の中間貯蔵という言葉が出るわけですが、これからいろんな面で濃度が高くなったり、またこれでいいという安心化はないと思われます。そんな中で、国で示された中間貯蔵という、都道府県で処理してくださいというような言葉の中で、万が一、想定でありますが、濃度が出た場合、西会津町で中間処理貯蔵庫は、やはり必要としなければならないのかなという思いもありますが、その点、想定でございますが、町長はどのようにお考えですか。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 私自身も中間貯蔵施設という施設は、実際のところどういうものだか理解しておりません。しかし、早くから国は、瓦礫処理、あるいは汚泥処理の最終的な処分として、これは中間貯蔵施設を段階的につくり、そしていつかはやっぱりそれは、20 年、50 年、100年と最終的なところの処分も考えなければならない。そのための中間的な安全性をより高めたような施設が必要だということの段階であります。

各自治体では、現在いろんな除染を行っておりますし、あるいは飯館村などについては、 農地などについても除染の対応として田んぼの除染や、あるいは土地を剥いだり、いろい ろしておりますけれども、結局のところどこにも持っていく場所がないわけです。それは 仮置きしなければならない、そういうことが今、非常に大きな問題となっているわけであ ります。しかし仮置きは、それぞれの施設でやらなければならないというふうに私は思っ ています。それはどこでも引き受けてくれるところがございません。しかし、いずれはそれだけでビニールシートを覆いかぶせるようなものだけでいいのかということになりますと、これは完全に、ある程度は密封された貯蔵施設というような施設が必要であろうと、それにはやっぱり現在の特措法に基づいて、国が管理をしなければならないところでありますから、国の責任で、むしろ県よりも国の責任でその貯蔵施設をつくり、そしてそこに将来的に最終処分にいたるまでの中間的な置場が必要になってくるだろうと、そういう段階の施設だと思いますから、決して西会津町のようなこういうようなところに、それを持ってくるなんていう可能性は100%私はないというふうに確信しているわけであります。

しかし、これ西会津町としても、今後どうなるかわかりません。もし高い場合がでてきた場合いったいどこに持っていくのかとか、あるいはこれからそういうものがどんどんでてきた場合はどうするとかといえば、やはり一時的にはその自治体が処理をしなければならない状況も出てくるのではないか。今そういうところが一番問題になっているのでありまして、仮定の話でありますから、それ以上私からは言うわけにはいきませんけれども、そういう被害者ではないんですね、本当はわれわれが被害者であって、むしろそういったことについてきちっと東電や国が責任を持って対応をしていただくものであるというふうに思っているところであります。

- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 ありがとうございました。国もそういう設置する場所や期も、保管する期限 などが具体的に示されていないところから、当然、今の町長の答弁の内容だと思います。 しっかりとした対応で今後もお願いしたいと思います。

質問変わります。最後のまちづくりについてのことでありますが、私は出前講座という言葉を、過去4回使わせていただいております。平成16年、18年、21年、まちづくりには出前講座が必要ですという言葉を今回4回目、使わせていただきました。繰り返し、しつこく、なぜかというと、今は町民が主役でありますよと言われていますが、確かにご答弁の中にも、また町長の説明の中でも、いろんなことあるごとにやっています。一生懸命やっています、説明していますという答弁があります。しかし、肌で町民のかたは、自分たちが主役であるという感覚がまだないということでありましたので、またあえて出前講座、出前講座ということは、課長どのようにご理解されているのか、ここでひとつ伺いたいと思います。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 出前講座への認識ということであります。先ほど議員がおっしゃられた のは職員が各地区に出向いて、町の情報を伝達していくというようなことをおっしゃった のかなというふうに思います。町としましても、先ほど申し上げましたように、各施策ご とに地区説明会というような形で集落に出向いて、そういった、それに代わる作業はさせ ていただいているというふうに認識しているところでございます。
- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 その答弁では、本当のまちづくりは私はできないと思います。あえて、やはり町民は、例えば千葉県の八潮市、福島県では伊達市、それは行政職員が仕事が終わって、各町村、町村というか地区に出向いて、今現在の町の予算、このくらいです。それで将来

についてはこのくらいです。説明をされて、またいろんな要望に対しては、今現在こうであるから、今はできません。この次はこうでありますというような、本当に町民の目線に立って説明をされて、まちづくりをされているということであります。そういう中で、本当に町民が目線を合わせてやれば、あっそうか、俺たちは言うだけは言うけれども、中身はそうだったんだなというような話し合いがなされて、立派な予算編成なりをされているということをうかがっております。

そういう中で、今後、やはりまだまだ町民が主役であるという感覚がないという声があれば、私はまた再質問、再々質問させていただきますから、もう一度課長の、私の今の質問の中でお答えできればお願いします。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 先ほど来申し上げていますように、町政懇談会なども広く区長さんがたに開催していただきたいと、町で積極的に出向いていきますんで、実施していただきたいと、計画していただきたいというようなお願いはしているわけでありますが、なかなかまだ全集落に行き渡っていないというような状況でございます。本当に町民の皆さんが、そういったことを本当に望んでいるのであれば、町としてもそういった事業を取り組むというようなことも必要かというふうに思いますが、現状はそういった状況にあるということであります。町としましても、できるだけ今後も住民の皆さんの声を町政に反映させるというような取り組みは積極的に行っていきたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 私のお願いしたいのは能動的な活動、ただ言われたらやる、自動的な形ではなくて、自ら行政職員もがんばっていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。
- ○議長 暫時休議します。(11時49分)
- ○議長 再開します。(13時00分)

11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 11番、五十嵐忠比古でございます。今定例会に通告に従いまして、一般 質問をさせていただきます。よろしくお願いします。また、同僚議員と重複するところが ありますが、よろしくお願いします。

質問の前に、12月3日にお亡くなりになられた長谷川徳喜議員のご冥福をお祈り申し上 げます。

それでは、一般質問に入ります。まず、中間処理施設の設置についてであります。東日本大震災で発生した瓦礫には、一部で放射性物質を含む可能性があるため、受け入れに難色を示す自治体が多い中で、東京都は岩手県宮古市の瓦礫1万5,000トンを受け入れ、新たに2013年度までに岩手・宮城両県の瓦礫計50万トンを受け入れて処理するとの新聞報道がありました。環境省の4月の調査では、全国で507市町村と一部の事務組合が受け入れを表明していたとのことでありましたが、原発被害が拡大した10月の再調査では、受け入れ可能が6、検討中48に激減したそうです。福島県内の瓦礫は対象外だそうであります。

放射性物質に対する住民の不安は消えないと思います。また、将来世代への影響が危惧

される現況にある中、町長は新聞社の、ふるさと再生、首長に聞くの取材の中で、市町村は何をすべきかを明確に示してほしいと、中間処理施設の設置を前向きに考えていると答えて新聞報道されていることについて、町長の考え及び真意をお伺いします。

2点目でございますが、原発事故における風評被害についてであります。福島県内では 原発事故により稲藁を食べた牛が汚染され、野菜・果物等も一時出荷停止となったとのこ とです。新たに、県北地方の一部では収穫されたコメから国の暫定基準を超えるセシウム が検出され、出荷停止となり、会津地方においてはこれら一連の原発事故の風評被害が拡 大する現状にあります。

そのことを踏まえ、西会津町におけるコメ、野菜等の出荷に対する現状と町の観光への 影響及び道の駅よりっせへの来客数への影響等の現状をお伺いします。また、これら風評 被害に対する対策等の町の考えについても併せてお伺いいたします。

以上で私の質問といたします。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、私からは中間貯蔵施設の設置について のご質問にお答えをしたいと思います。

このことについては、6番、鈴木滿子議員とまったく内容が同じでございますので、町 長の答弁に食い違いや誤解が生じてはなりませんので、まったく同じ答弁になりますけれ ども、ご了承いただきたいと思います。そしてその真意についてご理解をいただきたいと 思います。

冒頭申し上げましたが、私のインタビュー記事が福島民報に掲載されて、誤解をされてございました。いみじくも、今日の民報の1面に、中間貯蔵施設の内容について細野環境兼原発事故担当相からその発言が今日載ってございました。それによりますと東京電力原発事故による汚泥廃棄物の中間施設、これについては双葉郡に整備する意向を、12日、関係自治体に伝えたということでございます。この根拠となっているところは、この同地区が長期にわたる居住困難地域となっていることや、年間外部被爆放射線量が50ミリシーベルト以上であること、そして、具体的な地域については大熊、双葉、浪江、葛尾の各市町村などの一部がこれに該当するという内容でございました。

したがって、この当該地区は、中間貯蔵施設を含め公共目的に政府が土地を買い取るという内容であることも掲載されているものであります。ここには、まったく西会津町は含まれておりません。これが答弁のすべてであると思ってございますが、改めてこれまでの経緯について申し上げたいと思います。

本記事については、9月12日午後4時に、福島民報社喜多方支社の記者が訪れ、東日本 大震災や原発事故による影響、対策、国・県及び東京電力に対する要望など、約30分にわ たり取材を受けた内容でありました。

その中で、福島再生に一番大切なことや、国・県、東京電力への要望などを聞かれた中で、 中間貯蔵施設の設置についてありました。しかし、新聞に書かれた内容は、私の意とする ものではなく、全くの誤報であり大変迷惑をしているところであります。

私は、自然豊かで、どこよりも安心安全な西会津町を、放射能で汚染することは決して考えてもいないし、何ゆえ中間貯蔵施設がこの町に必要なのか、何の得になるのか、私が

町長である限り、こうした放射能汚泥物は持ち込ませない、施設は絶対つくらせないと。 これが、改めて私の公約として受けてもらいたいということが、いわゆる私の真意で、そ して私の見解でございます。

私が町長になって、新聞社や雑誌社などから、コメントやアンケートなどの依頼が何件かありましたが、どんな場合でもその都度、その内容等をお聞きしながら、内容をまとめて、それを文章にしパソコンに保存をしているわけであります。そして、今回のこの内容について、当時どういう発言をしたのか、どういう内容で報告したのかを改めてこの文章を拝見したところでございます。そしてその具体的な内容について申し上げますと、その当時のインタビュー項目とは、

- 一つは、震災や原発事故による町内の影響は。
- 二つ目は、半年間を振り返り、町として十分な震災対応はできたか。
- 三つ目は、今後復興に向けて町としてどのような政策が必要と考えるか。
- 四つ目は、今後、国や県に求めていくことは。
- 五つ目は、放射能対策についての考え方は。

と、この5項目でありました。今回、誤った記事が掲載されたのは、4番目の、今後、 県や国に求めることはという項目の回答についてであります。

私はこの中で、いち早く、元の福島に戻すことだ。そのためには、県内の経済対策や会津でも問題の放射能を含む下水道汚泥処理の解決を求めたい。8,000 ベクレル以下など埋め立て可能な数値を示しても、安全性が確認されない中では、住民の理解は得られない。問題となっている瓦礫や汚染物などの中間貯蔵施設など実効性のある議論と具体策は国は考えている。もっとスピード感をもってやらないと前に進まない。と、こう答えたのであります。これをどうしてあのような内容に省略をしたのか、私には理解はできません。重ねて申し上げますが、私は中間貯蔵施設を西会津町に設置する考えはまったくありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、原発事故にかかる風評被害についてのご質問にお答えいたします。

はじめに本町のコメや野菜等農林産物の出荷の現状についてでありますが、野菜においては5月以降は国からの出荷停止・摂取制限はなく、6月からは例年と比べても比較的安定した単価での出荷が続いています。また、安全確認のモニタリング検査も継続して実施しておりますが、放射性物質は検出されておりません。

米のモニタリング検査については、町単独事業も含め町内 49 件の調査を行い、暫定規制値を大きく下回ったところが 1 件あったものの、その他はすべて未検出であり、安全性が確認されたことから、出荷・販売が行われたところであります。

この米の販売状況についてJA会津いいでによると、高温障害があった昨年に比べ、特に会津産米は品質評価も高く、中でも西会津町産についてはほぼ全量が売約済みとなっているとのことでありますが、JA出荷者以外の個人販売においては、風評被害により苦戦をしいられているところであります。さらに先月末になって、福島市と伊達市において暫

定規制値を上回る放射性セシウムが検出され、当該地域に対する国の出荷制限指示が出され、今までの調査で米から放射性セシウムが検出された地域の全販売農家を対象とした緊急調査を行うことになりました。本町は対象外ではありますが、このことにより、収まりつつあった風評被害の影響を懸念しているところであります。

その他の農林産物等につきましても、モニタリング検査で安全性が確認されているにも 関わらず、特に、そばやきのこなどでも風評被害の影響が大きく出ております。町といた しましては、今後の状況を見極めながら、東京電力株式会社への損害賠償請求について販 売農家を支援してまいる考えであります。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、町観光及び道の駅よりっせの 影響と風評被害に対する対策等の町の考え方についてのご質問にお答えいたします。

まず、町の観光への影響についてでありますが、3月の原発事故発生から、8月までの 入込客数は、大型観光バスによる参拝ツアー等のキャンセルなどにより、例年と比較して 鳥追観音が50%の減、大山祇神社が30%の減となりました。また、9月以降につきまして は、いく分回復したものの、鳥追観音・大山祇神社とも20%の減となったところでありま す。

一方、道の駅よりっせでありますが、観光施設と同じく、現在は回復傾向にあるものの、3月から11月までの実績では、来客数・売上額ともに前年比約14%の減となり、来客数で約2万1,000人、売上額で約2,200万円の減となりました。

次に、風評被害に対する対策についてでありますが、本町が、安全・安心な町であることを県外に広くアピールするため、町オリジナルのハガキを首都圏等に送付するとともに、毎年参加している世田谷区民まつりや鶴見サマーフェスティバルをはじめ、新たに千葉県市川市や新宿で開催されました会津秋の大収穫祭等のイベントに積極的に参加し、風評被害の払拭に努めてまいりました。また、ふるさとまつりにあわせ在京西会津会との懇談会を開催し、本町の安全・安心を会員の皆さんにアピールするとともに、首都圏等への呼びかけをお願いしたところであります。

さらに、本町と交流のある沖縄県大宜味村の副村長が9月に来町され、自ら体験した本町及び福島県の安全安心を必ず沖縄県民にアピールしていく、新たに本町の物産を1月に開催する大宜味村の産業祭りでPRしいくなどのお話をいただき、交流市町村の支援も合わせて広がりを見せているところであります。

今後につきましても、風評被害を払拭するため、雪国まつり等の各種イベントや物産展への出展など、継続した取り組みをしてまいる考えでありますので、ご理解願います。

- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 それぞれ答弁、ありがとうございました。また、中間処理施設については、6番議員の答弁の中で理解はできておりますが、なお、11月10日の全員協議会の中で説明は聞いておりますけれども、また本会議の中で、再度質問いたします。

まず町長に伺いますが、まず瓦礫の受け入れについては、放射能物質の瓦礫は町民の理解が必要ではないかと思いますけれども、その考えについてお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まったくこの今回の原発事故で、いわゆる一番やっかいなのが、いわゆるこの福 島が復旧復興に進まない大きな原因は、私は原発事故による放射能の問題があるというこ とだと思います。阪神淡路の大震災のように、放射能というようなそういう最悪な状況で はない限り、日本の現在の、いわゆるこの社会資本整備の能力からいけば、もっともっと 早めにこの復旧ができたであろうというふうに思います。

私も実際に、この瓦礫の内容等々をみてまいりましたけれども、非常にこの大変な状況であります。そのままにしておけば、自然発火するといわれている状態なんですよね。そういうところが、今まったくほかに持っていくことができない、それはつまり放射能の問題であります。そういう問題が西会津町に好意でもって瓦礫を受け入れるなんていう状況ではございませんで、そして、今回それをやるには、今回の新聞に書かれておりましたように、いわゆるそれをまったく外部に遮断するという、ひとつの中間的貯蔵施設、あるいは最終処分、こういったところのしっかりとした施設がない限り、本当の復旧復興は進まないだろうというふうに思います。

したがって、今後はそういうものについては、国の、あるいは東京電力が責任を持って、 そうした施設をしっかりとつくって、その中でやはり対応してもらうと、こういうことが 一番の復旧復興の一番の問題だというふうに思いますので、西会津町に受け入れるという ような考えは、まったくこれはあり得ませんし、そういう考えは持ってございません。

- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 本当に町長の、6番議員の答弁の中で、十分なる答弁をもらいまして、 理解はできました。なお、町長は先ほどの答弁の中で、安全安心の町、私が町長である限 り、持ち込まないというそういう力強い答弁をもらいましたので、なお最後に、本町を瓦 礫のごみ捨て場にならないように、最善の努力をしてもらって、絶対に持ち込まないとい う町長の力強い答弁をもらいましたけれども、次世代に残さないようによろしくお願いし ます。

質問を変えます。風評被害について、農林課長にお伺いいたします。先ほどの答弁の中で、本町はその再検査の対象にないと答弁がありましたけれども、なお県が実施を決めたコメの再調査の範囲拡大に対しての対応は、どのような対策を考えておりますか。農家に調査に入るとか、そういうことはあれですか、西会津は対象外と先ほどの答弁でありましたけれども、新聞報道もそういうふうになっておりますけれども、伺います。

- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 緊急調査の件なんですけれども、県は安全宣言をしたあとで、再度その 暫定規制値を超えるコメが検出されたということで、緊急調査を実施することになした。 その対象としては、本調査、予備調査の段階でセシウムが検出された 29 市町村の旧 129 地区が対象となったわけですが、西会津町は本調査で1地区検出されたわけですが、対象 農家がすべて本調査で安全が確認されているということで、今回の緊急調査の対象にはな りませんでした。

その後の対策としては、県全体で 200 カ所の土壌調査をしております。西会津町内からも 17 カ所の田んぼの土を採取して検査をしておりますので、その結果をみて具体的な対策を検討していきたいということで考えています。

- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 理解できました。

質問を変えますけれども、平成24年度米の西会津町の作付数量は、まだ出ないんでしょうか、ちょっと説明をお願いします。

- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 来年度の作付けにつきましては、国から県のほうには数値が示されておりますが、各町村に対しての数量については、今月末会議が行われる予定ですので、その場で割り当て面積が内示されるものと考えております。
- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 はい、わかりました。

次に、町の観光の風評被害についてお伺いいたします。まず観光課長に質問いたします。 まず大山祭りの、6月のだいたい1カ月間でありましたが、その全体的に14%のマイナス ということで説明がありますけれども、その中で、大型バスによるキャンセルは何台くら いあったかお聞きします。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 お答えいたします。

まず 14%の減と申しますのは、よりっせの入り込み客数と売上でありまして、観光地、大山祗神社、それから鳥追観音ですと、9月以降はそれぞれ2割程度の減、ただそれ以前は鳥追で50%、大山で30%の減でありました。やっぱり震災当初が大きいな影響がございまして、大型バスどれくらいキャンセルがあったのかと具体的な数字は把握してございませんけれども、連休前まではほとんどキャンセルということで、かなりの大きな影響があったと聞いております。

- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 それでは、このイベント、世田谷区と鶴見、あと会津秋の収穫祭、大収穫祭、このイベントの参加についてでありますけれども、その反響と手応えというか、どういう結果になりましたか、お伺いします。
- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 各種イベント、物産の参加ということで、西会津町ですと、特産品、コメですとか、それからあとキノコ関係、農産物ですとそういった、あと野菜ですか、それから名産品のお酒、それから車麩等の物産をしてまいりましたが、参加した物産展、ほぼ完売ということで、大変反響がありまして、それぞれ世田谷含めていろんなところで好評で終わることができたということでございます。
- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 今の説明の中で理解できました。

最後に在京西会津会でありますけれども、会員の皆さまのお力を借りて、風評被害をできるだけ首都圏に、その対策を立ててもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 10番、清野佐一でございます。私は今定例会に3点ほど通告をしております

ので、順次質問をさせていただきます。

質問に入る前に、去る12月3日にご逝去されました故長谷川徳喜議員に謹んで哀悼の意をささげますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは質問に移ります。今年も余すところ約半月となってしまいました。今年は近年まれにみる豪雪から始まり、3月11日には誰もが予想だにしなかったマグニチュード9.0という最大級の地震が発生し、本県をはじめ宮城、岩手など、太平洋沿岸の地域を大津波が襲い、壊滅的な被害を受ける未曾有の大災害となりました。加えて福島第1原発の事故により、9カ月が経過した今でも多くの人たちが地元に帰ることができず、避難生活を余儀なくされている現状であります。そして、一時は放射能による農産物への汚染が心配されましたが、本町においては出荷販売ができるようになりました。

また、7月28日には、記録的な豪雨により、河川の氾濫、土砂崩れや家屋への床上、床下への浸水、農地の冠水により水稲をはじめとする農作物への被害など、甚大な被害を受けました。このように、今年は自然との闘い、災害との闘いの1年だったと思います。

昨日、2011年の世相を一字で表す今年の漢字が絆に決まり、発表されました。これは東日本大震災や紀伊半島豪雨などの大規模災害で、家族や仲間との絆の大切さを知ったことや、ワールドカップで優勝した女子サッカー日本代表、なでしこジャパンのチームワークというのが選ばれた理由とのことです。そこで、来年こそは平穏であり、復旧復興の事業が加速される年であることを願うものであります。

このようなことを踏まえ、平成24年度は活力ある西会津町を期待するわけですが、新年度の予算編成をするにあたり、重点施策として考えておられるものは何かをお伺いします。

次に、生活環境づくり支援事業についてお伺いいたします。この事業は、住宅改修等の工事費用に対し、町が財政支援をし、生活環境づくりの促進を図り、当時、景気の低迷で大幅に仕事量が減少していた建築関連事業者のかたがたの受注量の増加により、町全体の活性化を図ることを目的に実施されたものです。ちなみに、補助金額は工事費用の2分の1とし、限度額は15万円で一部を商品券で支給するとのことでありました。当初、平成23年度と24年度の2カ年で行う予定の事業が、反響が大きく6,000万の補助金では足りず、さらに1,000万円の上積みをいたしました。

これらの現状を踏まえ、事業のさらなる継続を求めるものですが、今後どのように考えているのかお伺いをいたします。また、今年度の実績もお伺いをいたすものであります。

次に、雇用対策についての基本的な考え方についてお伺いいたします。町長は町政の主要事項報告の中で、現在は県の緊急雇用創出基金事業を活用しているとのことですが、それで事業を求めている人たちの要望に十分に対応できているのかお伺いをするものであります。

次に、安全安心のまちづくりについてお伺いします。まず防災対策についてでありますが、7.28 新潟福島豪雨災害は、本町においても道路や農地、住宅等にも甚大な被害をもたらしました。これらの復旧の進捗状況と見通しについてお伺いをいたします。

次に、先般、町では300台の線量計を購入いたしました。本町は原発より遠く離れているとはいえ、事故以来、町民の皆さんは放射能に対して大きな不安を抱えています。300台の線量計の貸し出しにより、不安解消、安心確保につながればと願っております。

しかし、去る 10 月 16 日付けの福島民報新聞に、ふるさと再生、首長に聞くというインタビュー記事が載っていました。その中で中間貯蔵施設の設置を前向きに考えていると答えておられます。この記事は町民に大きな不安を与えたまま、今日にいたっております。町長は改めて説明をすべきと思いますがいかがですか、考えをお伺いいたします。

次に、3月の原発事故以来、本町では当初、農産物の出荷停止や風評により往来する人口の激減もあり、農業や商業、観光面に大きな影響が出ました。しかし、9カ月が経過した今、西会津町の安全が認識され、また高速道路の無料化ともあいまって、道の駅よりっせにも客足が戻ってきた感があります。そこでこの機会をとらえ、さらに西会津町の安全安心をアピールするために、リアルタイムで表示できる線量計を設置してはとの町民の声もありますが、考えをお伺いいたします。

次に3点目の福祉政策についてお伺いいたします。最近、健康がいちばんという文字や 言葉を見たり聞いたりしますが、新しい政策に対してのキャッチフレーズなのかお伺いを いたします。

次に、憩の森やさゆりの園などの施設周辺に、以前に購入した用地が未利用の状態で残っていますが、今後、新たな施設建設も含めた利用計画があるか否かお伺いをいたします。 明解な答弁を求めまして、私の一般質問といたします。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、本町の平成24年度重点施策についてのご 質問並びに安全安心なまちづくりの中で、中間貯蔵施設の問題について触れられておりま すので、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

まず、本町では、西会津町総合計画に基づき、まちづくりの理念であります、みんなの声が響くまち・にしあいづの実現に向け、各種施策に取り組んでいるところであります。 平成24年度の当初予算の編成においては、特に地域経済の活性化、人材育成・教育振興、健康づくりと安全安心の推進の三つを重点目標として、町民の視点に立った予算編成を進めていくこととしております。

ご質問の重点施策でありますが、地域経済の活性化にあたっては、原発事故の風評被害の克服、農林産物の積極的な生産と販売、商工業の振興と雇用の確保、グリーンツーリズムや教育旅行の推進による交流人口拡大と町活性化などに力点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

また、人材育成・教育振興にあたっては、保育事業など子育て支援事業の充実、統合西会津小学校の円滑な学校運営、西会津小学校校舎整備事業の推進、町の将来を担う若者の育成などに取り組んでまいります。

健康づくりと安全安心の推進にあたっては、健康がいちばんをスローガンとした町民健康づくりの推進、高齢者福祉の充実、医師確保による医療体制の充実、災害に強い安全安心のまちづくりの推進、町縦貫道路の整備推進などを重点施策として掲げ、活力に満ちた元気な町を目指し、取り組んでいく考えでありますのでご理解を願いたいと思います。

次に、安全安心のまちづくりについてのご質問のうち、6番、鈴木議員、11番、五十嵐 議員とまったく同じ質問でありますが、答弁に誤解を与えることのないよう、同じ答弁と なりますが、ご了承いただきたいと思います。 さて、私のインタビュー記事が福島民報に掲載されて、誤解をされていたようでありますが、いみじくも、今日の民報の1面に、中間貯蔵施設について細野環境兼原発事故担当相の発言が載っておりました。それによりますと東京電力原発事故による汚染廃棄物の中間貯蔵施設を双葉郡に整備する意向を、12日、関係自治体に伝えたと報道されております。この根拠となっているところは、同地区が長期居住困難地域となっていることや、年間外部被爆放射線量が50ミリシーベルト以上であること、そして、具体的な区域は大熊、双葉、浪江、葛尾の各町村などの一部がこれに該当するという内容でありました。

したがって、該当地域は、中間貯蔵施設を含め公共目的に政府が土地を買い取る内容であるということも掲載されております。したがって、ここ西会津には、これはまったく含まれておりません。これが答弁のすべてであると思いますが、改めてこれまでの経過を申し上げたいと思います。

これは改めて誤解をまねかないように申し上げているわけでありますので、本記事は、 9月12日午後4時に、福島民報社喜多方支社の記者が訪れ、東日本大震災や原発事故による影響、対策、国・県及び東京電力に対する要望など、約30分にわたり取材を受けた内容でありました。

その中で、福島再生に一番大切なことや、国・県、東京電力への要望について聞かれた内容で、中間貯蔵施設の設置についてでありました。しかし、新聞に書かれた内容は、私の意とするものではなく、全くの誤報であり大変迷惑をしているところであります。

私は、自然豊かで、どこよりも安心安全な西会津町を、放射能で汚染することは決して 考えておりませんし、何ゆえ中間貯蔵施設が町に必要なのか、何の得になるのか、私が町 長である限り、こうした放射能汚染物は持ち込ませない、施設は絶対つくらせないと。改 めてこれが私の公約として受けてもらいたいと、これが私の見解でございます。

私が町長になって、新聞社や雑誌社などから、コメントやアンケートなどの依頼が何件かありましたが、どんな場合でもその都度、内容をまとめ、パソコンにこれを保存して、そしてその内容を回答しているわけでありますが、今回のインタビュー記事についてもう一度確認をしたところであります。そしてその内容というのは、次のインタビュー項目でございますが、

一つは、震災や原発事故による町内の影響は。

二つ目は、半年間を振り返り、町として十分な震災対応はできたか。

今後復興に向けて町としてどのような政策が必要と考えるか。

五つ目は、今後、国や県に求めていくことは。

五つ目は、放射能対策についての考え方は。

の5項目でありました。今回、誤った記事が掲載されたのは、4番目の、今後、県や国 に求めることはという項目の回答についてでありました。

私はその中で、いち早く、元の福島に戻すことだ。そのためには、県内の経済対策や会津でも問題の放射能を含む下水道汚泥処理の解決を求めたい。8,000 ベクレル以下など埋め立て可能な数値を示しても、安全性が確認されない中では、住民の理解は得られない。問題となっている瓦礫や汚染物などの中間貯蔵施設など実効性のある議論と具体策を国は考えているが、もっとスピード感をもってやらないと前に進まない。こう答えております。

これをどうしてあのような内容に省略になったのか、私には理解ができません。重ねて申 し上げますが、私は中間貯蔵施設を西会津町に設置する考え方はまったくありませんので、 ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、生活環境づくり支援事業のご質問にお答えします。

まず今年度の実績についてですが、4月及び7月の募集に対し547件の申請があり、そのうち543件に対し補助決定を行いました。金額ベースでは補助金で7,080万円、それに対する工事費では約3億3,000万円となりました。11月末時点で380件が事業完了し、4,900万円の補助金の支払い手続きを終えたところであります。

事業対象工事費が3億3,000万円と、補助金の4.7倍となったことからも、この事業により町内での仕事を掘り起こし、地域経済の一層の活性化に寄与したものと認識しております。なお、この事業は23年度と24年度の2カ年で実施しており、事業の申請額は予算額に達しております。このことから、現在のところ継続していくことは考えておりませんのでご理解をお願いいたします。

次に、安全安心のまちづくりについての中の、新潟・福島豪雨災害の復旧状況と今後の 見通しについてのご質問にお答えいたします。

町では11月29日までに、公共土木災害、林道災害、農地及び農業用施設災害すべての査定を終了しております。公共土木施設災害は査定決定箇所8カ所でありまして、全箇所について、工事を発注しております。林道施設災害につきましては、災害査定が11月29日に終了したことから、現在、工事発注に向けて準備を進めているところであります。農地及び農業用施設災害につきましては、査定決定箇所73カ所のうち、農地3カ所・農業用施設4カ所の工事を発注しております。

今後の発注見通しでありますが、災害につきましては国の補助事業であることから、補助金の国よりの配分等を勘案し、緊急性等を考慮しながら計画的に工事の発注に努めていく考えでありますので、ご理解願います。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、予算編成時の雇用対策の基本的な 考え方についてのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、本年3月に発生した東日本大震災及び福島第1原子力発電所の事故、さらには急激な円高の影響を受け、企業や雇用を取り巻く環境は一層厳しい状況にあります。本町においても例外ではなく、新たな雇用を確保するため、平成24年度緊急雇用創出基金事業、震災対策事業を活用し、昨年度を約2,000万円上回る総事業費約6,000万円を県に要望し、新たに25名の雇用の確保を図ってまいる考えであります。

また、雇用対策の推進を目的として昨年8月に開所いたしました無料職業紹介所につきましては、今年12月5日現在で、求人15社、求職者40名が登録され、そのうち雇用が成立されたかたは16名となっております。今後も企業への働きかけを強化すると共に、ケーブルテレビ等の活用により、求人情報をいち早く町民のかたがたに周知するなど、雇用の

確保に努めてまいります。

また、新卒者の地元就職を促進するため、これまで町と町商工会の共催で実施してまいりました西会津高校の生徒を対象とした町内企業の見学会を継続するとともに、地元企業への働きかけを強化し、新卒者が一人でも多く地元企業に就職出来るよう努めてまいる考えでありますのでご理解願います。

- ○議長 町民税務課長、成田信幸君。
- ○町民税務課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、安全安心をアピールするため、道の駅よりっせにリアルタイム線量計を設置してはとのご質問にお答えをいたします。

東京電力福島第1原子力発電所の事故は、福島県だけでなく広い範囲に放射性物質を飛散させました。本町は、原子力発電所から遠く離れていることや、地形や風向きなどの関係から放射性物質の飛散が少なかったことにより、1時間当たりの空間線量は0.1マイクロシーベルト程度であり県内でも最も低い数値になっております。

町の安全安心をPRするためには、本町の空間線量は低い数値であることを情報発信することは大切であり、これまでもホームページなどを通じてお知らせしてまいりました。 道の駅よりっせにリアルタイムの線量計を設置することにつきましては、その機器が高額 であることから、今後の空間線量の動向や来場者の意向を踏まえながら、十分に検討させていただきますのでご理解いただきたいと思います。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、健康がいちばんと施設整備などの 福祉政策についてのご質問にお答えいたします。

本町では、町総合計画おいて、人と自然にやさしいまちづくりを目指し、健康づくりの 推進を掲げて事業推進をしているところであります。町民の皆さんがいきいきと健康に、 そして安心して暮らすことができるよう、健康がいちばんをキャッチフレーズにして、保 健・医療・福祉の連携を図りながら、町民の総合的な健康づくりを進めております。

具体的には検診率の向上・健康運動・食生活について、町の重点施策として継続した取り組みを進め、日本一の健康の町を目標にしたいと考えております。

来年度はこの健康がいちばんを単なるキャッチフレーズとしておくことなく、政策スローガンとして事業展開を図る初年度として、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、憩の森やさゆりの園等の施設周辺の用地についてのご質問ですが、現在のところ 具体的な施設等の建設計画はありませんが、福祉施設等については、現在策定作業を進め ております第5期介護保険事業計画の中で、サービス量の推計やニーズ調査などを踏まえ て施設整備が必要かどうか、また、適地であるかどうかも合わせて検討してまいりたいと 考えておりので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 まず予算編成についてお伺いをいたします。健康づくりの推進ということでありますが、今まで3カ年計画、実施計画ですか、やりながら毎年ローリングだというようなことであるわけですが、特に今回、今年度のような特殊ないろんな災害、大変な年を過ごして、新たな年に向かうにあたって、特に留意されるというような、予算について留

意されるというようなことがありましたらお伺いしたいと思います。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 具体的な内容については、各いろんな項目が、これから具体的に予算編成する場合においては出てくるかと思いますけれども、まずこの何といっても、子どもたちの健康管理というものについては、今回の放射性の問題もありますので、今回本当に300台を積算線量計を与えましたけれども、これはある意味では長期間必要と思われるわけでありますので、それはローテーションを組んで、そして現実に子どもたちが西会津においてどれだけの外部被爆を浴びているのかということも、やっぱり注目していかなければならないだろうというふうに思います。

ただ、これがすぐさま健康に害するような状況なのかどうかということについては、はっきり私は今の段階では分かりませんけれども、まず西会津の現在の空間線量計を計っている段階においては、安心できる値であるのかなというふうに思っているところではありますが、まず来年度以降、今回この装置を設置したわけでありますので、今後その推移をきちっと見守っていかなければならないというふうに思います。

そして来年度は、健康がいちばんという単なるスローガン的、キャッチフレーズ的なものではなくて、それは具体的に実践に、もっと一歩前に移していくことも必要だなと思っているわけであります。それには、これまで行ってきましたけれども、健康がいちばんの、いわゆるコンセプトとしては、毎日の食、それから検診率を 100%みんなで高めていこうと、そして健康運動を、全体でやれる健康運動を推進していこうと、それは子どもから大人、男女、老若男女問わず、みんなが参画できるような、そんなまちづくりを健康づくりの推進として取り組んでいきたいというふうに思います。

そして今そういったことを町のキャンペーンが必要でありますので、看板にするとか、 そういったことをもう少しアピールできるような施策を取っていきたいというふうに思っ ているところであります。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 先ほど健康がいちばんというようなことで質問したわけですが、今までのトータルケアのまちづくりと、これから特に違うというか、町長の答弁にもあったかと思いますが、力を入れてやられるというのは、どのような方法でやられるか課長のほうから答弁お願いします。
- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 それでは、お答えをしたいと思います。

これまでの施策とどう違うかというご質問でございますが、基本的な考え方は変わってはございません。ただ、もっと町民の目線に立って、例えば食の場合ですと、1世帯1世帯の食事を対象とした食生活の改善ですとか、そういうもっと身近なものを対象として浸透していくような形で、食、運動も含めてそういう対応を取ってまいりたいということで考えております。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 今までの西会津町の健康づくりの発端は、脳血管疾患が多くて、短命の町を 何とかしようというようなことからはじまりして、食生活の改善、そしていろいろ数多く

の健康診断等の積み重ね、そしてまた町民を巻き込んだといいますか、一緒になった健康 づくりの推進というようなことで、すべてこの理論に合わせて、理論立てといいますか、 その積み重ねで今日まできたと思うんですね。だから今後も、やはりそのようなただ単発 的にこれやるあれやるではなくて、そのような積み重ねをしていただいて、やっぱり恒久 的に長寿の町、西会津町は健康がいちばんの町だと、町長言われましたけれども、そのよ うな形なるよう努力をしていただきたいと思いますが、お考えを伺います。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 それではお答えをしたいと思います。

これまでの政策の中で、理論立てた政策であったということでございますが、これまでさまざまな大学、さまざまな先生がたにご指導いただきながら、予防医療という形で対応をしてまいりました。これまでご指導いただいた大学、さらに先生がたから、さまざまなノウハウを町としては得ているということで考えております。それらをベースにしながら、より浸透させるような形で対応してまいりたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 先ほど来、同僚議員も質問されておりました中間貯蔵施設のことについて町長にお伺いします。これは、前回、全員協議会の中でもお話ししたわけでありますが、今回、同僚議員が質問それぞれされるというのは、やはりこの問題の重要性、重大な問題だという認識からだと思っております。そういうことで、町長にはこちらの答弁、質問にぶれのないように答えていただきたい。と申しますのは、私が質問しておりますのは、町民に誤解であれ何であれ、誤報であったという説明が大事ではないんですかということなんです。先ほど6番議員も言われましたけれども、町民に対する説明責任があるんじゃないんですかということで、貯蔵施設がつくるつくらないの問題ではなくて、その間違いだと町長がいわれるんであれば、それらをはっきりと新聞社に抗議を申し込むなり、謝罪文を出してもらうなり、あるいは町民に対して、これはこうこうこういうわけで間違いだったんですよと、説明すべきではないですかと言っているんです。

それに対して、先ほど6番議員もいろいろなことでケーブルテレビもありますよ、議会 広報ありますよと言っている中で、ぜんぜん町長は町民のほうを向いた答弁ではなかった ですね。それは6番議員に対して話をすれば、それでいいだろうというふうに私は取りま した。本当に、みんなの声が響く町を本当に基本理念とするならば、やはりちゃんと町民 と向き合って、説明すべきは説明すべきということが大切だと思うんですが、いかがです か。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 確かにこれが、私の舌足らずな内容のものであったり、そして誤解をまねく文章を書いたり、自らがそういう非を認めるということであるならば、やっぱりそれはちゃんとしたことをしなければならないというふうに私は思っていました。しかし、今回出てきて、この国や県に対してはということの設問であったので、あの文章を見ると、その文章の1カ所だけ見ると、国や県に対する内容なんだなという受け止め方も一方ではできるわけですよ。しかし、あの文章を見ると、西会津町の町長が考えているみたいなような錯覚

をおこして見ることもできる。そういうふうに、私もどちらとも言えないような内容で見たわけであります。それがまず1点であったということ。

そしてもう一つは、やっぱりこれは自らの真意ではないということを私ははっきりとこう思っておったわけでありますから、今回こういう事態になって、まだ国が特措法を詰めて、具体的な内容をどこに何するかと出ていないものについて、町長自らが先走ってこういうことをして、大きな県民の話題になっているというふうならいざしらず、しかし、新聞社やいろんなマスコミから、それ以上のことを聞かれたわけでもなく、そうしたこともあって、いたずらに風評被害を拡大するようなことは、これはあまりよろしくないのではないかということの判断をもって、あえてこういう抗議を新聞社にはしなかったわけであります。

もう一つは、こういうことが具体的な問題として、昨日もブログに載せろとか、あるいは議会の広報のますを空けておくから書けとかといろいろな出ましたけれども、しかしこれが公共的な公告として、あるいは公共的な報道のものをもってやるべきものかどうか、そういうことを考えたときに、これには値しないのではないかというふうに私は思っているところでありますので、そうした総合的な判断から現在にいたっていると。

そしてもう一つは、聞かれたから答えるということもそれはありますけれども、その場は今回だって、それは公にこうした議会の場をもって、ちゃんとした質問の中で、私は誤解のないようにちゃんときっちりと報告しているわけであります。これも一つは町民の皆さんにちゃんとお答えをしているということでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 誤って書かれたとかいろいろあるわけですが、それについても、やはり町長 ご自身として、自分の名誉とか、そういう地位的な西会津のトップとしての、そういうことはお考えになりませんでしたか。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 今回の場合は、名誉とか、自分自身の地位を失墜するものだというようなところ まであなた判断しているのかというと、私は今回はそれには該当しないだろうというふう に判断しております。
- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 それはそれぞれ個人的な考え方ですから、それについてはいい悪いは申し上げられませんが、でも、やはり町民は心配をし、そして前も申し上げましたけれども、西会津町という一国一城の主が、こうやるああやると、やはり誤解をまねくようなことがあったわけですから、それに対してはちゃんとした対処をすべきだろうというふうに思います。

それで、先ほどの青木議員の中間処理の中で、処理施設についてはよくわからないというような町長の答弁がありました。これはやはり、この事態に及んでの答弁としては、ちょっと無責任ではないかなというふうに思いますが、町長自身としてはどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

- ○町長 私は正式に中間処理施設というのはどういうもので、どういう器で、実際どういうところにどれだけの規模で、何を入れるかというようなところまでは聞いておりません。 ただ、何となくわかるのは、いわゆる外部的に遮断すべきそういう施設、例えばコンクリートの囲われた中に、外部と遮断をして、それが長期にわたる施設のものだというくらい の程度しか何も報告されておりませんし、その現物を見せられているわけではありまもんので、それ以上のことはわからないというふうに申し上げたんです。
- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 やはり、町政をつかさどる長たるかたが、やはりあまりにも無責任だという ことは申し上げておきます。

それから、施設の周辺の空き地の問題なんですが、それについては計画はないということですが、これからいろいる指定管理者の切り替えというか、年度契約おいて、また再度指定にかかわることがあるわけですが、指定管理者単独では、あの土地どうしようこうしようなどは全然できないわけですよね、町の所有ですから。それらを、あそこら辺通ったときに、やっぱり施設に勤めるかたがたの車が路上に止まっているんですね、だからこれは、やはりそこで管理をする人にお願いしますというんであれば、そういうかたがたが安心して勤務できる態勢は取るべきだろうというふうに思います。

先般、除雪の会議もありましたけれども、除雪、冬期間になれば、余計に妨げになるわけです。だからそこら辺は、やはりこういう会議を経て、そういうふうになるかどうかわかりませんが、それはぜひともやっていただきたい、そしてその周辺の道路を利用する農家にとっても、本当に万が一接触するようなことがあれば、やはりお互いに迷惑するわけですよ。ですから、その辺のところはちゃんと現状を見ていただいて、町としてちゃんとした草ぼうぼうの土地にしておくんだったら、ちょっと整地して、簡易舗装でもすれば立派な駐車場になるわけです。ですから、その辺のところも考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、第5期介護保険事業計画が平成24年から26年の3年間でございますが、現在策定中でございます。今年度につきましては、震災の影響でスケジュール的にちょっと遅れてはおりますが、現在さまざまな介護事業所と意見調整をし、またニーズ調査をしながら施設整備が必要かどうか、また適地であるかどうかも含めて、現場の声を聞いている段階でございます。

そこの中で、先ほどお話が出てきました駐車場の件は、直接耳には入ってはきておりませんでしたが、確かに裏の上小島下小島線ですか、町道。そこに職員の駐車がされていることは存じておりますが、今後現場の声も聞きながら、また施設整備が必要かどうかも踏まえて、総合的に判断し検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 なかなか名前をあげれば福祉会ですよ、福祉会のほうからこれやってくれあれたってくれというのはなかなか言えない部分があると思います。ですから、やはりまわ

りのほうが現状を見て、危険性が伴うわけですから、そういう観点からもやっぱり早めに 対応すべきだと思いますし、ご検討いただきたいと思います。

そして、あとはデイサービスセンターの前、あそこも広い停車地にはなっていますが、 花壇にするでもない、何もない、草刈ばっかりやっているんですよね。私も何回か行って やったことがあるんですが、それもやはり、今までですとアニマルセラピーだとか、いろ いろな匂いですか、香りのセラピーとか、いろいろやってきました。ですから広いところ の、そういうところの環境づくりだって、いろいろ利用者なり、入所者といいますか、利 用者のかたですか、の環境づくりにも大いに役立つことだと思うので、それらも総合的に、 こちらが言われる前に、町のほうが対処すべき問題だと思いますがいかがでしょうか。

- ○議長 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 確かに町として指定管理で福祉会にお願いしている施設であるということは十分認識しておりますけれども、指定管理者だからといって、町に何も言えないとか、あるいはこちらから、こちらの施設であるという前提で、いろいろ協議をしていきたいと、しているところでありますので、相手の話をまったく何か聞いていないかのような、そういう印象だったものですから、指定管理と町と話し合いながら進めていきたいという基本的なところをご理解賜りたいなと思います。
- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 今、副町長の答弁で、そのような私の言葉で誤解を与えたのであれば、それ は訂正します。そういうこと一切なく、質問したところでございます。

あとは、雇用問題について1点だけお伺いしておきます。これからやはり、卒業したり、またちょうど春、いろいろな動きがあると思います。そういう中での取り組みといいますか、今までも会社訪問とか、先ほど町長の話にもありましたけれども、課長言われたんですよね、働きかけをしているんだというようなこともありましたけれども、やはり積極的にやっていただいて、やはりみんなが西会津、口では西会津町に住んでよかったと言われるようにと言いながら、これやっぱり働く場がないということは、一番大変なことですから、その辺の努力というか、時節柄またこれから大変な時節になってくるかと思いますが、その辺のお考えをひとつ。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 雇用の確保につきましては、町といたしましても誠心誠意努力してまいりますので、ご理解を願いたいと思います。
- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 それぞれご丁寧な答弁ありがとうございました。 以上で一般質問を終わります。
- ○議長 暫時休議します。(14時27分)
- ○議長 再開します。(14時50分)13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 13番、長谷沼であります。私も通告に従って一般質問をしてまいりますが、 長谷川徳喜議員がお亡くなりになりました。私とは25年間一緒にこうしてきたわけであり ます。長谷川さんは腹にものを持っていられない人で、常に本当のことをお話しておりま

した。そして、本当にまた細やかな気持ちの持ち主でもありました。一番寂しい思いをしているのは私であります。長谷川議員のご冥福をお祈りしますとともに、これからは長谷川さんの意を汲んで活動していきたいなと思っております。ご冥福をお祈り申し上げます。

今回、私は町民の安全安心な暮らしのためにということで4点ほど質問をしております。 今回の原発事故、放射能の事故に対して、町民が何を望んでいるのか、何を求めているのか、町として何をしなければいけないか、何を求められているのか、それは何もよりも町民の命と健康を守ることではないかなと。

そして、この放射能対策の二つ目は、風評被害対策であろうと思います。被害をいかに少なくてしていくのか、そして被害があるわけでありますから、その請求のとりまとめ、迅速化の手助けであって、中間貯蔵施設の設置なんていうことは何ら西会津には問題のないことであります。放射能対策に対して、本当に町民の皆さんがピリピリしております。この前お叱りを受けました。長谷沼さんは小さい子どもや孫がいないからいいけれども、俺のように小さい孫がいるのは、安全を証明してもらわない限り、そんな言葉で西会津は安全だ安心だなんて言ったって信頼できません。そういうようなお話を承っております。本当に放射能対策というのは敏感な問題だなと思っています。

今議会で民報の新聞記事に対して、今日、同僚議員3名が質問をしました。町長が同じ3回の答弁をなされました。この答弁によって、町民の皆さまは一連の経緯、経過を知ることができたわけでありますが、ここにいたるのには、この前の全員協議会で町が、町長が自ら議会に説明したほうがいいですよと申し入れをしましたならば、それがかなわなくて、議会の申し入れによって一連の経緯を知ることができたわけであります。今回、われわれ議員が、この場で取り上げなければ、この民報の記事に関しては町民のかたがたは知ることができないわけであります。町長、同じ答弁をなされましたが、清野議員は、町民に不安を与えているぞということも言及しておりましたが、それに対しては、お答えになりませんでした。11番の五十嵐議員も通告で書いておりましたが、新聞記事では、市町村は何をすべきか明確に示してほしいと、そしてその次の言葉が中間貯蔵施設であります。

10月だと思いましたが、ケーブルテレビで会津の市町村長さんと県知事との懇談会の様子が放送されました。町長がバイオマスについて触れられておりましたので、そのことについて詳しく知りたいなと思って、ケーブルテレビに行って、そのときの放送内容を見せていただいたわけですが、そのときに、伊藤町長は、復興のために何をなすべきか、県に対して復興のために何をなすべきか、市町村に役割を示してほしいということをおっしゃっておられました。そういうことを考えるならば、中間貯蔵施設について、持ってくるなんては決してしゃべっていないと思いますよ。だけれども、それについて触れられたのではないかなというような気がします。

私にもおしかりの電話、わざわざ来ていったかたもおいでです。議会何をやっているんだと、何だと言ったら、町長が貯蔵施設を西会津に持ってくると言っているんだぞ。私は民報でありませんからわかりませんでした。だけれども、心配するなと、そんなことできるわけない。なぜ西会津に中間貯蔵施設をつくらなければならないんだ、そんなこと町長だって考えていないんだから、そんな心配はするなと。そうは言っても心配だ、不安だと言うんですよ。やはりこれが町民の多くのかたがたの不安だ、持ってこられないとわかっ

ていても不安だと、そういうことだと思いますよ。

それに対して、いろいろおっしゃいましたが、民報を信じるか町長の言うことを信じるか、それは人さまざまでしょうが、町の人は、今日のケーブルテレビ、議会放送しておりますから、理解が深まったと思いますが、民報の新聞を見ておられるかたは、県内にたくさんおられるかたですから、西会津以外のかたがたは、未だに誤解のままであるというのも事実であります。このことに関してはのちほど再質問等で、時間があれば町長のお考えを聞かせていただきたいと思っていますので、進みます。

町民の安全安心な暮らしのための4点の一つ、はじめには、放射能対策についてであります。学校、保育所等の汚泥の調査をしたか、しないかということであります。なぜこの問題を取り上げたかというと、喜多方市では8月と9月に35の施設の汚泥の調査をしました。幼稚園、小学校、中学校、公民館の施設であります。その結果、8,000 ベクレル以上が21カ所、6割に達しておりました。最高で5万ベクレル、最低で49ベクレルであります。特に気になるのは、お隣の高郷小学校は680ベクレルでありましたが、高郷中学校は2万7,000という数値を示しました。この結果をみれば、西会津は差し支えないのか心配になるわけであります。町では、この喜多方の事実をいつ知ったのか、知った時点でなぜ汚泥の調査ができなかったのか、安全が証明されてはじめて安心といえるのであります。

皆さんご承知のように、今年産米のコメでありますが、県ではそれぞれの合併前の町村 単位で検査をしたその結果、安全宣言をなされましたが、調べれば調べるほど、細かく調 査すればするほど今のような結果が出ているわけであります。県の安全宣言は信頼を損ね て不信感を県民に与えました。これを受けて、知事は先般の記者会見で、県民に向かって 謝罪をしましたし、昨日の見解でも知事は謝罪をしております。

また、千葉県の柏市で異常に高い地点が見つかりました。ホットスポットというそうでありますが、これは地上の放射性物質が雨や風で流され、土砂や雨の溜まりやすい場所へと集まるから、このホットスポットができるそうであります。具体的にいえば、建物の雨どいや樹木の根元、落ち葉のたまった場所、そして土砂や雨水の溜まりやすい汚泥枡などだそうであります。

町で本気になって、本当に町民の健康を守るならば、特に影響を受けやすいこの児童生徒の安全確保が誰もが願っていることであります。そのような施設で調査をしなかったというのはなぜか、お答えをいただきたいと思います。

10月3日に広域市町村圏の議会がありました。この場で喜多方市の、先ほど私がいった喜多方市の汚泥、放射能を含む汚泥の問題が議会に対して話がありました。広域市町村圏の一般廃棄物の最終処分場、羽山というところにありますが、そこでは埋立地が2カ所あります。1カ所を今使っている、1カ所は造成したままだと。その場所に一時仮置きをしておりました。これから国の指針、指示に従って処理をしていきますと、この一時仮置きに関しても周囲の集落の理解を得るように今話し合いを進めているということでありました

そこで、私のほうの武藤議長から、それでは同じように北塩原や西会津が、そのような 汚泥が出た場合にはどう対応しますかと聞いたならば、事務局長は喜多方市と同じ取り扱 いをいたしますと、北塩原も西会津も受け入れますと、これは一般廃棄物ですから、受け 入れますと。それは当然同じ構成をしている市町村の取り扱いですから、それは当然だと 思います。

そのときであります。副管理者の私のほうの町長が、自ら進んで発言を求められて、西会津はまったく心配いらないと、そういうような汚泥は出ないということですね。心配いりませんよと、須賀川の処分場で処分していますとこう発言をなされたわけであります。それで帰ってきて、尋ねてみましたならば、汚泥の調査はしていないと、じゃあ須賀川へ運んでいるのは一般廃棄物かとお尋ねをしましたならば、公共下水道から出る産業廃棄物だということでありました。こういう事実を皆さんにまた知っていただきたいと思ってお話を申し上げました。

次に、放射能の被害を受けやすいのは乳幼児、妊婦の皆さんであります。細心の注意をはらってこのかたがたを守っていかなければならないと思います。3月11日以降、このようなかたがた、妊婦や乳幼児の皆さんに対して、どのような対策を講じてきたか、あるいは相談にのっておいでになりましたか、3月以降の実態をお知らせしていただければありがたいなと思います、お願いをいたします。

安全安心の二つ目は、災害時の対策であります。今回も新潟福島の集中豪雨がありました。こういうときの本部長の役割、何だろうかとこう改めて考えてみました。本部長でしかできないこと、本部長でしか取れない責任、これがあるはずであります。災害の現状を的確に判断すること、今後この災害がどのように結びつくのか、想定されるのか、各種の見通しや可能性の的確な判断、そういう判断があって、的確な指示や命令が出せるのではないかなと思っております。それを出すためには、本部長個人ではなくて、本部を構成する皆さん、それぞれの部署の責任者でありますから、このかたがたの合議によってなされるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、災害マニュアルの見直しについてであります。東日本大震災に関しては、たくさんの想定外という言葉が使われておりました。その意味でいえば、町のマニュアルに欠けていたのは、放射能対策がまずあげられると思います。避難民の受け入れ、これもマニュアルにはなかったのではないかなと、風評被害、これなども想定していなかったのではないかなと。いずれにしましても、マニュアルの見直しをしなければならないわけであります。それには、今回の東日本大震災の実態をつかんで、検証が必要であります。検証をするのには、記録がなければ検証ができません。この記録をまとめるということは、どこまで進んでおるのかお伺いをいたします。

そして、これからの目安といいますか目標として、今後の段取りであります。記録はいつまで完成するのか、検証はいつまで、見直しはいつまでで完了するのか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

三つ目は、0歳児の保育所入所についてであります。希望通り入所できないと聞いておりますが、それはなぜか。その現状と見通しであります。1年間に平均どの程度お生まれになっているのか、そのうち何割が0歳児保育を望むのか、0歳児を受け入れるのには、要件、基準があるそうでありますが、その要件、基準は何なのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。そして、町ではこの解消法を具体的にどのようにお考えか聞かせていただきたいのであります。

この前、指定管理者の選定についての報告がありました。持ち帰って家で読みましたならば、野沢保育所の待機児童解消対策は喫緊の課題だとおっしゃっておりました。これは福祉会、指定管理を受ける福祉会に対してそうおっしゃっておられる面もありますが、私は、保育所の設置者は町であるならば、福祉会の責任というよりも全部町の責任で0歳児の対策をすべきだと思いますが、この点についてもお伺いをいたします。

四つ目は、サル対策の効果を高めるためにということであります。今議会で経済常任委員長から上山市の例が報告されました。本当に上山市の対策に学ぶことが多いと、一日も早く西会津もこれが実施されるならば、安心感が増すなと思ったので質問をいたします。上山市では、サルの群れに1群れ2頭以上に発信機を付けておるそうであります。そのサルが一定の距離、それは場所とかいろいろ違うでしょうが、一定の距離の中に入ると、柱に取り付けてある黄色い回転灯がまわって知らせると。そして、言葉だかどうだかちょっと私も確認してきませんでしたが、サルが来たということを放送で告知をしていると、いわゆる接近警戒システムが稼動しておりました。これが黄色い回転灯がまわったり、告知されると、すぐさま連絡を取り合って追払いを実施しているので、大きな効果をあげているということでありました。

わが町でもこの方向で取り組むべきだと思って質問をするわけであります。上山市のような対策をして、サル対策の効果を高めて、農家の期待に応えるべきだと思いますが、その考えがあるかないかであります。特に上山市のように、独自の柱を立てなくても、わが町では防災無線の柱が70カ所前後あるはずであります。その柱を使用できるのではないかと思います。そして、幸いなことにといいますか、今、防災無線のデジタル化を検討しておられると聞いております。それに合わせてこの接近警戒システムを採用できたならばいいなと思っておりますので、お答えをいただきたいと思います。

最後に、新エネルギービジョンについてであります。町ではこの取り組みについて、21年2月に報告書を出しました。なぜ新エネルギービジョンを取り上げたかというと、先ほどもいいましたように、知事との懇談会でうちの町長が、この件に関して、バイオマスについてご発言をなされているので聞くものであります。21年の2月に報告書を出しましたが、その後、どのように進捗しておるのかと、取り組んできたのかと、特にバイオマスについて伺いたいのであります。

この件に関しては、昨年の12月議会で、荒海議員が質問をいたしましたが、課長の答弁からは町の積極的な姿勢が見られなかったのであります。報告書を出した21年、荒海議員が質問した22年当時とは状況がかなりといいますか、ころっとといいますか、変わっておるのではないかなと思います。それは、今回、原発事故を受けて、福島県では原子炉を廃炉にするといっております。これからは原子力発電への依存は徐々に少なくなっていくだろうと。そして、今回の事故によって、電気の使用料が制限されております。あるいは温室効果ガス削減の問題もあります。また、技術の進歩によって小規模での活用が可能になっているのではないかなと思いますので、今後の積極的な取り組みを期待を申し上げて、答弁をお願いして私の一般質問といたします。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、私からは災害時における本部長の役割に

ついてお答えをいたします。

災害対策本部における本部長の役割とは、災害対策基本法に定められております地域防 災計画の定めるところにより、災害予防及び災害救助対策を実施すると明記されており、 その職務は、町の災害対策本部条例により災害対策本部の事務を総括し、職員の指揮監督 をすると定められております。

災害発生時には、災害対策本部で職員の指揮監督をし、さらに関係団体・関係機関いわゆる消防団と連絡をしながら、町民の生命・財産を守るための適切な指示を行うとされております。私は、災害時に求められているのは、的確で迅速な判断であり、特に初期段階での判断と対応が重要であると認識しております。

東日本大震災発生時においては、ただちに必要な指示をし地震発生5時間後には、町内 全域において異状がないことを確認しております。

一方、7月の豪雨災害においても、ただちに災害対策本部を設置し、関係機関との連絡 会議のあと、町内全域の被害状況を把握しております。

以上のように、本部長には、町民の生命と財産を守るため、迅速な判断のもと、適切な 対応が求められていると認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

- ○議長 町民税務課長、成田信幸君。
- ○町民税務課長 13 番、長谷沼清吉議員の学校・保育所等の汚泥調査のご質問にお答えを いたします。

学校・保育所等の排水溝、雨水枡などの汚泥の放射線濃度については、調査はしてございませんが、町道上原西2号線の道路側溝と端村自治区及び滝坂自治区の阿賀川の汚泥、青坂自治区の河床泥の調査は実施しております。その結果は、町道上原西2号線でセシウムが1,803ベクレル、そのほかにつきましては、61ベクレルから126ベクレルが検出されております。なお、上原西2号線の空間線量は1時間当たり0.12マイクロシーベルトでございました。

小中学校は全部で6校、保育所も全部で4カ所、公共施設は診療所、公民館など7施設、計17施設の排水溝、雨水枡等の空間線量は調査をしてございます。1施設あたり2カ所から8カ所を、地上1メートル地点で計測した結果は、0.09 マイクロシーベルトから 0.21 マイクロシーベルトで、除染を必要とされる基準の1時間あたり0.23 マイクロシーベルトを下回っており、安全な範囲内にあります。

したがいまして、汚泥の濃度はそれほど高くはないと判断できますが、子供たちのより安全性を確保する観点から、0.21マイクロシーベルトの野沢保育所、0.19マイクロシーベルトの野沢小学校、0.13マイクロシーベルトの芝草保育所の3カ所につきまして汚泥については除染し、喜多方広域の羽山最終処分場に仮置きをしてございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、東日本大震災の記録、検証及び災害マニュアルの見直しの進捗状況についてのご 質問にお答えをいたします。

6月の町議会におきまして、東日本大震災における一連の対策の検証及び実施した対策 の記録に関するご質問をいただきまして、各種データ、文書等の内部での記録に加え、被 災地での対応も参考としながら取りまとめ、検証に役立てていく旨をお答えをしています。 現在、資料や写真の整理、記録集の項立てをするなど作業を進めており、県においては、 被災地での検証作業を開始しましたところから、それらの内容も踏まえながら検証をして いく考えでございます。

次に、災害マニュアルの見直しにつきましては、東日本大震災、新潟・福島豪雨災害での対応を踏まえまして、避難勧告等基準及び避難所設置・運営のマニュアルの見直しに着手をしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 13 番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、放射能対策における乳児、妊婦の心配の対処についてお答えいたします。

2番、長谷川義雄議員にもお答えしましたように、町では、電子式個人線量計を購入し、 今後、順次希望者のかたに配布をして、子どもや妊婦の健康相談や不安解消に努めてまい る考えであります。具体的には、町保健師、栄養士による相談アドバイスや、より専門的 事項については県の放射線と健康アドバイザリーグループの助言をいただきながら対処し てまいります。

3月11日の震災以降これまでも、ミルクをつくる水道水は大丈夫か。母乳をあげてもよいか。また、子どもを外で遊ばせてよいか。などの相談があり、県などの意見を参考としながら相談業務を行ってまいりました。

本年5月に国が示した放射線量の考え方でありますが、福島県内における児童・生徒等が学校・保育所等において受ける線量を当面、年間1ミリシーベルト以下を目指すこととしております。空間線量では、1時間あたり0.23マイクロシーベルトであります。

本町は現在の空間線量が、1時間あたり0.1マイクロシーベルト程度であり、県内で最も低い放射線量でありますが、町ホームページでは、放射能について正しく理解しましょうなどの情報提供をしてきたところであります。

今後、放射線による生活の影響など、正しい知識を得るための専門家による講演会などの開催も検討してまいりたいと考えております。今後も未来を担う子どもの健康を最優先に、町民の皆さまの不安解消、健康増進に努めてまいる考えでありますのでご理解いただきたいと思います。

次に、0歳児の保育所入所についてお答えをいたします。

近年の少子化や核家族化、社会状況の変化により、保育環境に多様なニーズが生まれ、子育て支援の必要性が求められております。町内においても0から1歳児の乳幼児保育について、昨年度からの2人目以降入所児童の保育料無料化などにより、入所希望者が増加しており、受け皿となる保育所の入所定員や保育室の面積が不足している状況であります。また、毎年、次年度の受け入れ体制を準備するため、12月末までに入所希望を取りまとめ、その人数や年齢に応じて保育士の人員配置等を前年度中に行っておりますが、最近では転入などによる年度中途からの入所見込みが多く出されているため受け入れ体制の調整が難しくなっております。

本町では0、1歳児の乳幼児保育は設備や給食の提供などの関係から野沢保育所だけで しか実施できませんが、増築するには施設全体の改修等が必要となります。待機児童を解 消するため、増築をせずに0、1歳児の定員を増やすには、0、1歳児保育室と他の保育室の改修とともに、全体の保育定員、保育士の人員配置などのクリアすべき課題もあることから、指定管理者である、にしあいづ福祉会との協議も必要であります。

今後、申込みの状況を見ながら保護者に対しても他の三つのへき地保育所への入所調整を個別にお願いすることや、野沢保育所の職員室を屋外の仮設スーパーハウスに移し、保育スペースを拡張して受け入れることも選択肢の一つとして考えるなど、待機児童の解消に向けた対応策を鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 13番、長谷沼清吉議員のサル対策についてのご質問にお答えします。

現在本町には11の群で約700頭のサルが生息しており、町ではそのうち奥川地区の高陽根群などの五つの群れのそれぞれ1頭ずつ5頭のニホンザルにテレメトリー発信機を装着し、行動域の追跡調査を行っております。この調査は、今まで不明だった各群の行動域を把握するため、平成20年度から捕獲したサルに発信機を装着し、継続して調査を行っております。その結果、野尻群と宝坂群が同一の群であることが判明したり、高目地区で捕獲した冨士群のサルが小綱木まで移動していることなどの調査結果が出ております。これらの追跡情報は有害鳥獣捕獲隊にも提供し、被害防止対策に活用しているところであります。

議員のご質問にありました上山市の接近警戒システムは、発信機を装着したサルが発する電波を受信することによりアラーム音が鳴り、回転灯が光って群れが接近していることを集落に知らせるものです。警報装置が作動した場合は集落をあげての追払い活動を行い、これを何度も繰り返すことで、この地域が人の生活圏だということをサルに教え込み、警戒装置が作動しただけで、集落に近づかなくなり被害の減少に繋がっていくという効果があります。

このシステムは大変有効であることは承知しておりますが、導入にあたっては課題もあります。1点目としましては、あくまで装置に個体が接近していることを知らせるだけで、接近してくる方向までは特定できないということです。

2点目としては、システムを導入し、警報装置が作動した時、集落としての追払い体制 が確立できるかどうかであります。

本年度の新たな取り組みとして町内の26自治区において集落環境点検を行い、サルやクマが集落や集落周辺に出没する原因を地区の皆さんと調査し、調査結果を基に集落環境点検マップを作成しました。この点検マップは、今後の被害防止対策に活用する予定であります。この取り組みにより、集落によっては、サルの移動ルートが特定できる集落もあったことから、これらの集落であれば今後は、この接近警戒システムは活用できるものと考えております。また、効果的な活用を図るためにも、設置した集落で組織的な追払いの対応が可能なのかを地域のみなさんと話し合い、導入に向け検討してまいりたいと考えています。なお、ご質問にありました防災無線の工事と合せての設置はシステム形態が異なるため、難しいとのことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 13番、長谷沼議員の新エネルギービジョンについてのご質問にお答えい

たします。

西会津町地域新エネルギービジョンにつきましては、国の地球温暖化対策などの流れを受けて、新エネルギー事業に対する本町の取り組みの方向を探ることを目的に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の補助を受け、平成20年度に策定作業を実施したところであります。

本ビジョンでは、本町において効果的に推進が可能とされる新エネルギーとしては、短期的には太陽光発電の公共施設での利用をあげており、太陽熱利用やバイオマスの活用、雪氷熱の利用、小水力発電などについては、事前の調査を実施し必要に応じて導入を図って行くという内容となっているところであります。

ご質問の新エネルギーの進捗状況、特にバイオマスの取り組みについてでありますが、 ビジョンの中では、公共施設のボイラーをペレットボイラー化するとともに、一般家庭に あってはペレットストーブの普及を図り、本町の豊富な森林資源の有効活用を図っていく ことを、今後の取り組み方針としているところであります。

そうした提言を受けて、町としましても、木質ペレットの製造施設の設置等について検 討をしてきた経緯がありますが、施設整備には大きな費用が必要であることなどから、事 業計画にはいたらなかったのが実態であります。

町としましては、現在、森林資源を有効に活用する方策の一つとして、薪ストーブの導入・普及を検討しており、実証事業を進めているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

この度の原発事故を契機に県は脱原発の方向性を明確にしたところであり、今年策定される福島県復興計画の中に再生可能エネルギーの推進が重点プロジェクトの一つとして盛り込まれましたことから、これらに関連する事業については積極的な予算配分があるものと考えられます。

町としましても、再生可能エネルギーの推進について、これらの動きを注視しながら、 有利な財政手当がなされ、事業実施が可能であれば積極的に導入の検討をしてまいりたい と考えているところでございますのでご理解いただきたいと思います。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 最後の答弁から再質問しますが、簡単に答えてください。

私が言ったのは、これを作成した当時からみれば、状況が大きく変化しているよと、その変化に合わせて、町はこれから積極的に取り組む考えがあるかないかということだけを確認しておきます。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 ただいま申し上げましたように、新エネルギーに関する事業につきましては、今次の国の第3次補正の中にも大きく盛り込まれているところでございまして、最近になりまして、太陽光発電の公共施設設置などについても照会があったりしているところでございます。新エネルギー対策につきましては、町としても有利な財源手当がなされるというようなことであれば、積極的に取り組んでまいる考えでございます。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 願わくば事業化をして、西会津にある生産物を利用して雇用の拡大が図れ

ればそれに越したことはないわですから、その方向でこれから大いに検討していってほしいと思います。

サル対策でありますが、これもやったからといって 100%の効果といいますか、それは やはり灯火するだけのこともありますし、ただ追払うということがこれ一番効果的だと思 っています。サルが俺のほうで近づいたと、だいたいサルの出てくる場所はほぼ固定して いるような気がしているわけですが、そういう点で上山市では大いに効果をあげておった ので、やっていただきたいということと。それは専門的ですから、私もわかりませんが、 防災無線の電波とクマの電波がバッティングして使用できないとなれば、それは無理でし ょうが、ただその柱の一部を借りて回転灯を付けたり、何か付けたりすれば、上山市では 柱を立てていたから、それはしなくてもいいのではないかなと、そこら辺も合わせて検討 してほしいと思います。

最初にいきますが、いわゆる放射能に弱いのは小さい子どもさんです。やっぱり保育所、学校、心配をしておられます。お前そんなこといったって信頼できないとはっきり言われているわけです。本当に安全が保証されるのか、それは検査をしたその結果でないと出ないわけでしょう。隣の高郷では、2万7,000という数値が出ているわけです。西会津は本当に安全か、安心かと、私はこれを知った時点で、その汚泥枡の汚泥を調査するべきだったなと思っているんですよ。それが小さい子どもを持つ親に対して安心を与えることだなと、高郷が、喜多方が空間線量が特別高いんですか、高くないわけですよ。西会津よりも高いでしょうが、そうは変わりがないわけですよ。ですから、調査すべきだと。その汚泥が異常に高い数値を示しても、そこで常に子どもがいるわけではないですから、健康そのものにはそうは心配ないとも思いますが、やはりそういう不安はすぐに取り除くというのが町の取るべきことではなかったかなと思いますが、今やらなかったと、では今後やるつもりはないのかと。

それから、今回、喜多方の広域に持ち込んだことについて、どのような内容物を運んだのか、この際ですからお尋ねをします。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 今回、この放射能に関する町がこれまで取った基本的な考え方というのは、私からも非常にこの問題については町の姿勢が問われるので、きちっとした対応を取るようにということをいってまいりました。喜多方市の内容が新聞やその他の報道で出されました。町では学校関係においては教育長、そしてその他、保育所施設とか、あるいは関係する公民館、それから支所、こういう公共的な施設については、特にこの多いと思われるような溜枡、そしてその周辺、こういったところについて徹底的に調査を行ってくださいと。まず、どういう調査を行わなければいけないのかといいますと、この数値については、質問に答えているとおりでありますから、どの箇所うんぬんというのは私から、改めていえば担当者から答えていただきますけれども、そのすべての箇所について、いわゆる空間線量を計ってくださいと、その空間線量で高いと思われるところ、それは必ずその土壌が、いわゆるベクレルにすれば相当、一般的にいわゆる高い数値を表すので、前提となる空間線量をまず計ってくださいということで、それを計ったわけであります。

その結果、いわゆる町として一番高いと思われるところの数値というのは、いわゆる今、

安全の、本当に安全だという一般的にいわれている年間1ミリシーベルト以上になるようなところはないかどうかということでありましたけれども、その前提となるのは、0.23マイクロシーベルト以上のところについては、それ以上になるとこう計算ではいわれているわけです。しかし、計った結果、最高でも0.2以下であったということであります。

したがって、しかしそうであっても、1ミリシーベルト以上ということに限りなく近いようなところについては、土壌検査をするまでもなく、その近くの溜枡の内容について、その箇所について特に高いという3カ所でしたけれども、3カ所についての溜枡やその周辺の関係する汚泥があれば、それは除去してくださいということで除去したわけであります。それが200キロでありました。その200キロについては、これは喜多方広域圏で先ほど議員が申されたとおり、羽山処分場のほうに持ち込みながら、一時仮置きということに現在しておるわけであります。

その内容については、覆いを盛って、安全に確認されているということで、その状況については、その周辺にある真木集落というところがあるわけですが、そこの自治区にも西会津のこの汚泥の持ち込みについては了解を得ていますということで、これは喜多方広域圏から了解を、内容を調査した具体的な取り組みの状況を報告を受けているという内容であります。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 空間線量の高いところはその可能性が高いということは知っておりますが、 それだけではないでしょう。雨水や泥が溜まるところ、落ち葉がたまりやすいところ、そ ういうところは空間線量だけではなくて、やはり安心のために町長あれでしょう、あなた 自ら放射能の測定器を検査したのをケーブルテレビで映しているでしょう。これだけ細心 の注意でやっているというならば、保育所や学校の、その溜枡の、汚泥枡の汚泥を調査し て、怪しいものは撤去するというのが当然だと思いますよ。

そして、あと時間がないからほかのことは取り上げることできませんが、それだけ放射能に心配をしている町長さんが、なぜ中間貯蔵施設の件に関して、あの記事になったのは、あなたがいい悪い、民報社がいい悪いなんてそれは論外としても、見た人が何を感じたか、不安を感じたんですよ。だから私にもお叱りの電話した人もいるんですよ。そういう不安に対して、あなたは説明責任を果たさなければならないんですよ。それがいわれて説明しているんでしょう。私はそうではないと思いますよ。皆さんよくいいますね、町民目線に立って、本当に町民の目線に立って、この放射能対策をしておるならば、そういう多大な町民のかたがたに不安を与えたわけでありますから、その点に関しては、私が先ほど言ったように、知事も記者会見、あるいは県の議会で一言、申し訳言っているんですよ、私はやはりそれはトップの責任として、県民に向けて、町民に向けてとなるならば、一言あなたから、いやいや申し訳なかったと、一言言えば、あなたは圧倒的な差で当選しているんですから、まだまだなるほどなと、みんな言ってもらえるはずですよ。まず町民に与えた不安に対して述べてください。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 これは、先ほど6番、そして11番、それから10番ですか、でも申し上げました とおり、これは、例えば知事が今回、福島のコメは絶対大丈夫だ、こう宣言をされたわけ

です。しかし、そのあといろんなところからセシウムが出たとか、あるいはその安全宣言が覆すことになってしまったということに実例があってはじめて、自分の言ったことに対する具体的なものが出たときに、それはちゃんとした報告を、あるいは内容でもって、皆さんに謝罪をするとか、その内容について説明をするというのは、私は当然のことだと。

私が、今回何回も言うようでありますけれども、私の舌足らずだとか、間違った文章をやったとか、そしてその中で、口頭の前でインタビューを受けたとかという問題ではないんです。先ほど言ったような内容について、ちゃんと説明をしているんです。今日だって説明しているんでしょう。それが理解できないなんていうのは、これ以上、私は言う必要はないと思うんです。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 時間ですからやめなければなりませんが、そうすると、町長あなたは、民報新聞の記事を見て、不安を感じた町民、不安を持った町民が悪いというんですか。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 不安を持った町民がいいとか悪いとかではなくて、私の真意を知ってもらうというだけで、その不安は解消ができる、そう確信を私は持って言いたいと思います。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 言葉は重宝ですな、言われてやっているんですよ、あなたは。自ら説明したほうがいいですよ、こっちのほうで手を差し伸べているんですよ。それを蹴っぽぐって、言われて、そんなことでは町民の不安の解消にはならないと、それを申し上げて私の一般質問を終わります。
- ○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。(15時50分)

平成23年第10回西会津町議会定例会会議録

平成23年12月14日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留	正	義	6番	鈴	木	滿	子	11番	五十	上嵐	忠比	比古
2番	長谷川	義	雄	7番	多	賀		剛	12番	武	藤	道	廣
3番	渡 部		憲	8番	青	木	照	夫	13番	長名	\$沼	清	吉
4番	伊 藤	_	男	9番	荒	海	清	隆					
5番	猪俣	常	\equiv	10番	清	野	佐	_					

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	伊	藤		勝	建設水道	道課長	酒	井	誠	明
副町	長	和	田	正	孝	会計管理者兼	使出納室長	田	崎	宗	作
総務課	長	伊	藤	要一	一郎	教育委	員長	井	上	祐	悦
企画情報語	果長	杉	原	徳	夫	教 育	長	佐	藤		晃
町民税務認	果長	成	田	信	幸	教育	課 長	大	竹		享
健康福祉調	果長	高	橋	謙	_	代表監	查委員	新井	丰田		大
商工観光調	果長	新	田	新	也	農業委員	員会長	斎	藤	太喜	事男
農林振興調	果長	佐	藤	美惠	夏子	農業委員会	事務局長	佐	藤	美惠	三子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤健一 議会事務局主査 薄 清 久

第10回議会定例会議事日程(第6号)

平成23年12月14日 午前10時開議

開 議

日程第1	議案第1号	西会津町暴力団排除条例
日程第2	議案第2号	西会津町デマンドバス運行条例
日程第3	議案第3号	議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第4号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第5	議案第5号	西会津町税条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第6号	西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第7号	西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第8号	西会津町スクールバス設置条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第9号	西会津町スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例
日程第10	議案第10号	西会津町立小中学校寄宿舎条例を廃止する条例
散 会		

(議会基本条例制定特別委員会)

○議長 平成23年第10回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町暴力団排除条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第1号、西会津町暴力団排除条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、暴力団が住民生活や 社会経済活動に脅威を与えていることに鑑み、47 都道府県すべてにおいて暴力団排除条例 が制定され、本県では本年7月1日に施行されたところであります。

このような状況を踏まえ、本町においても、暴力団の排除に関する基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全・安心の確保と、社会経済活動の健全な発展を図るため、本条例を制定するものであります。なお、県の条例は規制や取締り・罰則などの規定がありますが、市町村の条例は理念条例として、県条例を補完するものでありますので、あらかじめご理解をいただきたいと思います。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

まず第1条は、目的であります。ただいま申し上げました内容を目的としております。 第2条は、この条例において使用する用語の意義を定めるものであります。

第3条は、暴力団の排除に関する基本理念について規定するものでありますが、暴力団が町民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として推進するものであります。

第4条は、町の責務について規定するものでありますが、第1項は、町は基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し推進すること。第2項は、その推進にあたっては、県、関係団体等、他の市町村との連携に努めることを定めるものであります。

第5条は、町民等の責務について規定するものでありますが、第1項は、町民等は基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図って行うとともに、町が実施する施策及び活動に協力するよう努めること。第2項は、町民等は暴力団員等による不当な要求行為があった場合は、町の協力を得て、その排除に努めること。第3項は、町民等は暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、町にその情報を提供するよう努めることを定めるものであります。

第6条は、町民等に対する支援について規定するものでありますが、町は町民等が暴力団の排除のための活動を自主的に相互の連携を図って行うことができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うことを定めるものであります。

第7条は、暴力団事務所の撤去の促進について規定するものでありますが、町は町内に存在する暴力団事務所について、県及び関係団体等と連携し、必要に応じてその撤去に向けた活動を促進することを定めるものであります。

第8条は、訴訟の支援について規定するものでありますが、町は暴力団事務所の使用の 差止めの請求、暴力団員等による不法行為の被害に係る損害賠償の請求、その他の暴力団 員等に対する請求に係る訴訟を提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、助言や県暴 力追放運動推進センターの紹介、その他必要な支援を行うことを定めるものであります。

第9条は、暴力団からの離脱の促進について規定するものでありますが、町は事業者及び県暴力追放運動推進センター、その他の団体と連携して、暴力団員の暴力団からの離脱の促進及び社会経済活動への参加の援助をするため、就労の支援、その他必要な措置を講ずることを定めるものであります。

第10条は、広報及び啓発について規定するものであります。町は暴力団の排除の重要性について、町民等の関心及び理解を深めるため、暴力団の活動の実態について、町民等への周知、その他の広報活動を行うとともに、暴力団排除の気運を醸成するための集会の開催、その他の啓発活動を行うことを定めるものであります。

第11条は、保護措置への協力について規定するものであります。町は暴力団の排除のための活動を行う者が、安心してその活動に取り組むことができるよう、警察本部長が行う安全確保のための措置に協力することを定めるものであります。

第12条は、不当な要求行為に対する措置について規定するものでありますが、町は職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、不当な要求行為に対する対応方針等の策定、その他の不当な要求行為に対する必要な措置を講ずることを定めるものであります。

第13条は、公共事業等における措置について規定するものでありますが、町は公共工事、補助金等の給付、その他町の事務または事業の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員または社会的非難関係者による公共工事に係る契約、補助金等給付対象からの除外、その他暴力団排除のために必要な措置を講ずることを定めるものであります。

第14条は、不当な要求についての報告等について規定するものであります。事業者は町の実施する公共工事等の履行にあたって、暴力団員または社会的非難関係者から不当な要求行為を受けたときは、速やかに町長に報告するとともに、警察署長に通報しなければならないことを定めるものであります。

第15条は、町の施設の使用における措置について規定するものであります。町長もしくは町教育委員会または指定管理者は、会議場、集会場、広場その他これらに類する公の施設について、暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、使用の許可または承認をしないことができることを定めるものであります。また、第2項では、施設の使用の許可または承認をした後においても、施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該使用の許可または承認を取り消すことができることを定めるものであります。

第16条は、児童生徒に対する教育等について規定するものであります。町は町が設置する学校において、児童または生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員等による不当な行為による被害を受けないようにするための教育について、必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずることを定めるものであります。

第17条は、委任規定でありますが、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関

し必要な事項は、町長が定めるものであります。

次に、附則でありますが、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

なお、本町における暴力団事務所及び暴力団員等の存在について、喜多方警察署に確認 いたしましたところ、本町においてはいずれも存在しないとのことであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案の とおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 この暴力団排除条例、これは理念条例であっても、大変必要なことでもあるし、 この反社会的な組織とは毅然とした対応をしなければいけないと、これは当然であります。 今、総務課長の話の中で、いわゆる暴力団の組織の存在、構成員は、本町にはないという ことでありましたが、いわゆる準構成員とか、交友者とか、そういうのも本町には存在し ないのでしょうか。

あと、具体的にいろんな業務、仕事をする中で、具体的な脅威というのは過去にあった んでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。

- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 まず準構成員の関係についてお答えいたしますが、喜多方警察署に確認した 中では、そういった存在は確認できていないということでございます。

それから、過去にそういうことがあったのかということでございますが、過去に何件か はあったというふうに感じております。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 こういう条例を制定して、町民の安全安心を守っていくということですから、私も好ましい条例だと思いますが、2、3お尋ねをします。

町の責務の中で、例えば暴力団の排除に関する施策を策定し、これから策定をしていくということです。あるいは第12条ですか、不当な要求行為に対して必要な措置をのところでも対応方針等を策定していくと、これはどういう形で、どういうことを策定しようとしているのか。

それと、町民の責務の中で、町の協力を得てという文言がありました。こういう場合、 町の協力というのはどういうのを想定しておられるのかと。

それと、やはり条例を策定するのも大事なことでありますが、やはり何といっても警察官が日ごろ町内を十二分にパトロールして、町内の治安を守っていくことだと私は思っています。ところがこの前、一般質問もしましたが、車峠の交通事故の場合には、喜多方勤務のために、相当な時間が消防署の職員だけで、その処理にあたっていたので、警察官の増員もお願いしたわけですが、そういう点で、現在の西会津における警察の勤務状況をどう判断しておられるかと。

それともう一つは、やはり今はないとこうおっしゃっておられますが、いろんな動きがあると思います。暴力団関係だけではなくて、やはり警察等とは緊密な連絡、情報の交換があって、しかるべき効果をあげると思いますが、そういう情報の交換のルールといいま

すか、ルートといいますか、それはどのようになっておられますか。

- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 第4条の町の責務の中で、暴力団排除に関する施策を策定ということでございますけれども、議員がおただしのように、具体的には12条の不当要求行為に対する措置、あるいは公共事業等における措置ということで、12条、13条で具体的な部分は出てきているわけでありますが、特に12条の不当要求行為に対しましては、このような形で、不当要求行為の対応マニュアルというものをすでに策定をしてございます。

それから 13 条でおきますと、町の公共工事につきましては、建設工事等の暴力団排除措置要綱というものを 22 年の 3 月に策定をしてございます。それからもう一つは、建設工事等にかかる暴力団排除に関する協定と、これは 22 年の 5 月に喜多方警察署と協定を締結しているところでございます。

さらに 15 条のほうにも、町の施設の使用における措置というところがございますが、ここにおきましては、特に公営住宅の使用につきまして、公営住宅条例を 20 年の 3 月に改正をさせていただきまして、暴力団関係者については入居できない規定を設けたところでございます。

今後につきましても、必要に応じてその施策を具体的につくってまいりたいということ でございます。

それから、町民等の責務の第5条の中に、町民等の皆さんが暴力団員等による不当な要求行為があった場合、町の協力を得て排除に努めるということでございます。これにつきましては、町民の皆さんから具体的にこういったことがあるというようなお話しをいただいたときに、まずは喜多方警察署、警察のほうと相談いたしまして、一緒に連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。そのいろんな部分で、場面、場面でいろんな情報の提供、あるいは啓発等も行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、暴力団のその構成の関係だとか、動きだとかというのは、日々変わるということがございます。そういった動きがあったときには、警察のほうから、警察が一番そういう情報を持っておりますので、警察のほうから逐次そういった情報を提供していただきまして、この条例に基づいた対応を図っていきたいということでございます。

警察との連携を図る上での仕組みづくりでございますけれども、この条例をご議決いただきまして、県の条例については7月1日から施行してございますので、県のほうと具体的なその仕組みづくりと申しますか、それについては今後進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、警察の町における態勢につきましては、町民税務課長のほうからお答えしますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長 町民税務課長、成田信幸君。
- ○町民税務課長 地域の安全安心にかかる警察官の役割というのは、大変大きなものがあるというふうに認識しております。やはり警察官が日ごろ巡回を行ったりすることにより、その安全性がやはり確保されているという点は大変ございます。 うちの町における勤務の状況というお話でございましたが、この喜多方警察署ございまして、ここには交番所、あとは奥川に駐在所という形で施設がございます。おのおの警察官が配置されておりますが、

基本的には警察署のほうに確認をしましたところ、全体の中で人をやりくりをし、そして 夜間についても最低1人はいるような形で一応勤務をしておるというようなことでござい ました。

やはり昼間の際、事故等がございます。それも1件の事故ありますが、二つ、三つとやはり重なった際には、現場に駆けつけるのにやはり時間がかかったりすることもあるということを聞いておりますので、今後、できるだけそういうことのないように警察のほうに申し入れをしながら、地域の安全の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町暴力団排除条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町暴力団排除条例は、原案のとおり可決されました。 日程第2、議案第2号、西会津町デマンドバス運行条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第2号、西会津町デマンドバス運行条例につきまして説明をさせて いただきます。

ご承知のとおり、本町の町民バスは、西会津中学校の開校に合わせ平成14年度より運行を開始したところでありまして、町民と中学生を混乗する形で運行し、町民生活支える足として大きな役割を担ってまいりました。

そんな中、今度は小学校の統合が決まり、開校が来年4月に決定したことから、本年は じめからスクールバスの運行方法、町民バスのあり方につきまして、総合的に検討してま いりました。

最終的な運行計画ですが、スクールバスにつきましては、児童生徒の負担軽減を図ることを目的に、専用車両12台を用意し送迎することとし、町民向けのバスにつきましては、これまでの運行方式である定時定路線運行の路線バスについては、野沢坂下線と野沢尾野本循環線を除き全て廃止し、デマンドバスを新たに導入することとしたところであります。

デマンドバスにつきましては、利用者の要望、需要に応じ運行するもので、本町のように面積が広く集落が点在しているような地域で、しかも多くの利用者が期待できない地区に適しているといわれておりまして、本方式を導入することにより、本町どこに住んでいても等しく利便性が提供できるようになると考えているところであります。

町民バスの新しい運行計画は、地区説明会や老人クラブ等を対象とした説明会やアンケート調査などをおこない、それら結果を踏まえて策定したところでありまして、本条例に

つきましては、本計画に基づき平成 24 年度から、デマンドバス運行を開始していくため、 新たに制定するものであります。

それでは条例の説明に入らせていただきます。

第1条は条例制定の趣旨であります。この条例は、町民の交通手段を確保し、もって福祉の向上に資するため、西会津町デマンドバスの運行に関し、必要な事項を定めるため制定するものですございます。

第2条は運行の方法を定めております。デマンドバスは、次に掲げる方法によって運行することとしておりまして、第1号でありますが、道路運送法第79条の規定による登録を受けて行う自家用有償旅客運送でございます。第2号でありますが、前号に掲げるほか、町長が特に認めた運行というような形で定めさせていただきました。

3条は運行について定めております。デマンドバスの運行区域は、町内全域といたします。第2項ですが、デマンドバスの運行時刻は、別に定める。としておりまして、運行時刻表は、規則で規定させていただきます。第3項、前2項の規定にかかわらず、町長は、天災その他やむを得ない事情によって、運行に支障があると認めるときは、運行を変更し、または中止することができる。としまして、やむを得ない事情の場合には運行の中止、変更、そういったことができることを規定させていただきました。

第4条は使用方法について定めております。デマンドバスを使用する者は、事前に登録をするものとする。とし、第2項では、デマンドバスを使用するときは、事前に予約をするものとする。というようなことで、事前登録、事前予約というような形で使用していただくこととしております。

第5条は使用料についてです。デマンドバスを使用する者または使用した者は、次の各号に掲げる使用料を納めなければならない。というような形で規定をさせていただきました。

第1号は普通使用料の規定でございます。ア、前日までの予約者、1乗車につき 200 円とする。ただし、小学生及び 70 歳以上の者は 100 円とする。ということで 2 段、200 円、さらには 100 円というような形で規定をさせていただいたということでございます。なお、1乗車とは、出発地から目的地までといたしました。次にイでございます。上記ア以外の者及び町外者は、1乗車につき 300 円というような形で規定をさせていただきました。

第2号は定期使用料等の規定でございます。定期使用料及び回数使用料は別表のとおりとする。ということで別表で定めました。別表につきましてはあとから説明をさせていただきます。

第6条は使用料の免除に関して定めております。町長は、次のいずれかに該当する場合は、使用料の全額または一部を免除することができる。としておりまして、第1号ですが、身体障がい者福祉法第15条第4項の規定に基づき身体障がい者手帳の交付を受けている者または福島県診療手帳制度要綱に定める診療手帳の交付を受けている者、それから精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条第2項の規定に基づき精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者につきましては使用料の全部を免除することとしております。

第2号でありますが、前者に定めたかたがたを介護するのために乗車する者ということ

で、これらのかたにつきましても使用料の全部を免除する規定でございます。

次に、第3号でございますが、就学前の乳幼児につきましても使用料の全額免除というような形であります。

第4号でありますが、町長が特別の理由があると認めた者にあっては使用料の全部または一部を免除できるというような規定を4号に掲げさせていただきました。

次に第7条でありますが、使用料の還付について定めております。すでに納付された使用料は還付しない。ただし、町長が別に定める事由に該当する場合においては、その全部または一部を還付することができる。ことを規定させていただきました。

第8条でありますが、運行及び管理業務の委託について定めております。デマンドバス の運行及び管理業務は、運送事業者に委託することができるこという形にさせていただき ました。

第9条は、委任に関する規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。としておりまして、本条例を補完するために西会津町デマンドバス運行条例施行規則を制定することとしております。

次に附則でありますが、施行期日を定めております。本条例は、平成24年4月1日から施行することといたします。

次に別表でありますが、第5条に規定する定期使用料と回数使用料について定めております。これまでの町民バス使用料同様に、デマンドバスにつきましても、通勤、通学の区分を設けるとともに、1カ月、3カ月定期を設けていく考えでございます。なお金額は記載のとおりです。

次に、回数使用料でありますが、100円及び200円の券種を設け、11枚つづりを1券の10倍の額で販売することとしております。

これで、説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 使用料の免除のことで確認をしたいと思います。私はこの制度に対しては大 賛成の立場から確認をします。と申しますのは、全員協議会では、健常者、自分で1人で 乗れるかたであるという私は認識をしましたが、この条例をみますと、介護者も免除しま すというようなことが載っております。その点について介護されるような障がい者のかた も今度乗れるということでよろしいんですか、質問します。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 健常者のかたというようなことをこれまで説明してまいりました。これは1人で乗車する場合にはそういった形ということでありますが、介護者がつきまして、一緒に同乗していただくというようなことであれば、例えば目が見えないとか、そういったかたであっても大丈夫、ただ、車椅子だとか、そういった乗車はちょっと困難だということでございます。
- ○議長 3番、渡部憲君。

- ○渡部憲 ここに天候が不順とか、大雪とか、災害の場合には運行しないことができるんだというふうになっておりますけれども、バスが運行した場合、途中でスリップとか何かで車の運行ができなくなった場合、その予約されたかたへの連絡方法とか、透析に行かれるかたとか、そういう人たちは時間がずっとかかりますよね。そういう人たちの連絡方法というのはどういうふうにしてなされるのか、それを説明お願いしたいと思います。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 ただいまの質問にお答えします。

運転手さんにつきましては、乗務員のかたにつきましては、携帯電話を1台ずつ持っていただくというようなことを考えております。さらには、携帯電話、使えないエリアもありますので、無線を全部バスの営業所と通ずる無線を装備するというようなことでございますので、電話を直接かけるなり、さらには営業所を通じて電話をしてもらうなり、というような連絡態勢だけはきっちりと取れるように態勢を整えたいということでございます。

- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 本人のほうには、予約されたかたには間違いなくちゃんと連絡はできるという ことなんですね。代わりの車を使うとか何かではなくて、予約されますよね、デマンドバ ス利用するんだから、その人には、車自体が故障とか何かになった場合に、ちゃんと連絡 して、その人たちがお医者さんとか何かに予約している場合、それに支障はないんですか とお聞きしているんです。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 今までも、やはり大雪であったり、倒木であったりというような形で、 どうしてもバスが行けないというようなこともあったわけでございます。それらについて は、ただちに通行止めの解除を図るなりの措置を取りながら、できるだけ運休が生じない ように町としても努めてきたということでございます。

言いましたように、自宅に電話をかけるわけですから、直接、もうくは事務所通じて電話をかけるような形になりますが、100%自宅にいるかどうかということもありますので、100%連絡取れるということになるのかどうかちょっとわかりませんが、できるだけそういった形で本人に連絡を取れるような態勢を取っていきたいということでございます。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 何点か質問をさせていただきます。

町内のバス交通はデマンドバスとスクールバスということでありますから、できるだけ スクールバスには触れたくありませんが、必要上触れることもありますのでお許しをいた だきたいと思います。

最初、料金の改正についてお伺いします、使用料ですか。これに関しては過去何回か一般質問等で取り上げられてきましたので、今回のこの200円均一、70歳以上からも100円もらうというのはもっと丁寧に説明すべきであると思います。どういうことでこういうふうになったと、そのためには当然、70歳以上のかたがたに関していえば、老人クラブ等でも話し合いがなされて、それなりの理解を得てのご提案だと思いますが、その料金、使用料のこと。

また、これらをいただくことによって、デマンドバスの経営にはどういうような影響を

及ぼすのかということであります。

デマンドバスについては、今回の全員協議会とこの前の全員協議会で説明をしていただきました。それで、今回じゃなくてこの前のを見ましたならば、いわゆるブロック化、七つのブロックに分かれておりまして、最大7台の車といいますから、1ブロック1台の、基本的には1ブロック1台でとこう理解をしたわけであります。私らのほうのブロックは感じませんでしたが、例えばFブロック、野沢のFブロック、これが一くくりで路線が全然違います。安座、大久保、この場合、野沢駅の朝の一番、例えば高校生等がおられるならば、はたしてこの1ブロック1台で間に合うのかなと、それと合わせて、Gブロック、これは上谷、下谷、それに青坂、軽沢とこう三つに分かれておりますが、はたしてこの今言ったところに高校生等がおられて、各ブロック1台であるならば、時間が間に合うのかなという心配がありますので、そこら辺をわかりやすく説明をしてください。

やはりデマンドバスを利用されるのは、想定されるのはやっぱりお年寄り、あるいは西高に通う高校生だろうと思っています。私らのほうからみれば、西高へ通う生徒さんは、最初の町の案ですと、部活が終わってからはバスに乗れなかったが、今回提示されたのは7時なんぼがありますから、これは解消していただけたなと思っておりますが、もう一つ気がかりなのは、診療所です。奥川診療所、新郷診療所の患者さん、間に合うようにこのデマンドバスでできるのか、あるいは来るときはさほどじゃなくとも帰るとき、診療が終わって、このかたがたが今までは町民バスを利用しておられたわけですが、この時間帯でそれらの人をきちっと乗せていただくことができるのかということであります。人によっては滑沢から高目から、そのバスというの、こういうケースはめったにないでしょうが、やはり毎週何人かの患者さんが診療所、西会津診療所、奥川診療所を利用しているわけですから、そこら辺はきちっと、100%デマンドバスに乗れるのかということであります。

そうすると、このあとで提案されるスクールバスに、町民混乗を廃止してしまうという 条例も出るわけですが、そこら辺もありますのでお尋ねをします。

もう一つは、デマンドバスによって町民バスと今までの国県からの交付金とか補助金等 はどう変わるのか、関連がありますから、スクールバスの混乗をやめることによって国県、 補助金、交付金等はどう変わるのか、それもお尋ねをします。

それから、細かい話になって恐縮ですが、高校生の親からいわれたのは、定期を買って 通学をしますと、その場合、毎日私は乗りますよというような連絡をしなければならない のかなんていっていました。これはそれぞれの村をまわって説明をするから、そのとき聞 いてくださいとこういいましたが、定期のかたのそういう乗り降りの場合はどうお考えで すか、お尋ねをいたします。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 お答えします。

まず料金、使用料の考え方でございます。使用料につきましては、高齢者を対象にした 説明会、それから老人クラブの連合会の役員の皆さんにも説明会などをさせていただきま して、いろいろご意見を聞かせていただきました。さらには地区説明会も5地区で開催を しまして、参加者アンケートというようなことで、皆さんはこの使用料についてどうお考 えいただいているのかということで、アンケートも取らせていただきました。ただ地区説 明会の段階では、なかなか実際にバスを利用しているというかたが少なかったということで、老人クラブを対象にした説明会をやったわけであります。

その結果でございますが、老人クラブの説明会も5地区で、5会場でやったわけでありますが、93人のかたにご出席、アンケートを書いていただきました。デマンドバスについてはどう考えるかということで、今までより便利になるよということでお答えいただいたのは、58%のかたでございまして、あとは目的地まで行けるというのも48.4%というような形で、おおむねデマンドバス運行に関しましては、評価いただいているのかなというふうには思ったところであります。

それから、一緒に使用料についてもアンケートで聞いたところでありますが、利用料金を免除していたかたから利用料金をいただくということについてはどう思うかという問いでございます。問題がないというふうにお答えいただいたかたが 24.7%ございました。それからやむを得ないというお答えのかたが 35.5%、今までどおり減免すべきというかたが 23.7%、未記入だったかたが 16.1%ございました。やむを得ないと、問題ないというようなかたで、だいたい 60% ちょっと超える数値でございます。

それで、もし利用料を払うとしたらいくらが妥当かというようなことも質問等に設定させていただきました。それで、100 円とお答えしたかたが 44.1%、それから 200 円が 29%、それから 300 円が 5.4%というようなことでございまして、100 円とお答えいただいたかたが一番多かったというようなことでございます。 老人クラブ連合会で説明した際につきましても、使用料につきまして、ちょっと町から投げかけをしたわけでありますが、本当にただといいますか、使用料減免というような形で、こう免除という形で乗っているのは、心苦しいという意見も多く出されたということでございまして、今次 100 円という、高齢者のかたにつきましては 100 円という料金をいただくことで条例をつくらせていただいたということであります。

その影響額でありますが、昨年の免除者のかたがたに 100 円を加算しますと、おおむね 300 万円、年間 300 万円の使用料増額というようなことになってくるのかなというふうに 考えているところでございます。

それから2点目の、そのブロック化の問題でございます。おおむねデマンドバスにつきましては、7つの区域に分けて7台の車両を運行して、それぞれの地区から野沢の駅に向かって出発してくるというようなことで考えているところでございますが、今までの実績からしましても、ここに7時50分に到着する、野沢駅7時50分というバスで来ますと、各医療機関に行くバスの迎えがあったり、さらには磐越西線の上り下りの列車があったりというようなことで、一番つなぎのいい、それから高速バスもあります。そういった形で、大変つなぎのいいバスでございますので、そのバスにつきましては一番利用者が多いだろうということでありまして、そこのときに各地区から利用があった場合でも、どちらから出た場合でも、7台の車両があれば何とか1時間以内には野沢の駅に到着できるような運行ができるのではないかということで、7台を配置したということであります。

ただいまご指摘にありましたFブロック、Gブロックというようなことであります。Fブロックにつきましては、野沢の地区、結局は大久保、それから安座、堀越あたりをカバーしているブロックでありますが、そこを、さらにはGブロックということで、下谷、上

谷、睦合方面をカバーしているブロック、これについては、一つの路線に入って迎えてくればこられるというような状況にはないということで、確かにいくつかの集落から予約が入っている場合は、なかなか厳しいというようなことは想定しているわけでありますが、ただ、安座から、例えば駅に来ますと、10分ちょっとで到着すると、それから1回来て、それから大久保に行っても、また10分くらいで帰ってこられるというようなことでありますので、最初に乗ったかたは、大久保もまわっていただいて野沢の駅に到着するというようなことになります。その辺は、おおむね1時間くらいな乗車はご理解いただくような運行の仕方が今回のデマンドバスだということでございますので、そういった形での運行を考えているということであります。

それから、先ほど言いましたが、朝は7台用意しておりますが、それ以降は台数を減らして運行する計画であります。したがいまして、二つのブロックを集めたような形で一緒に乗車いただくとか、一緒に送迎、送っていくとか、そういった形で毎日運行計画を立てながら送迎を行うというような形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから3点目は、診療所への利用者の足でございます。時刻表がございまして、野沢着何時、それから野沢の駅発何時というようなことになります。例えば、高目のかたが新郷の診療所を利用するという場合につきましては、野沢着の午後になりますから、野沢着13時50分というバスがございます。これはだいだい1時間くらいな余裕を持って、13時50分には野沢に到着するということでありますので、集落は12時20分か、そのくらいの出発になるのかなと思います。それを予約していただきますと、高目から乗せてまいりまして、新郷の連絡所に落とすと、そのほか同じく新郷のかたが野沢に行きたいというかたがあれば、当然一緒に乗ってくるわけで、そのかたについては野沢まで乗せてくるというような形を取ります。それで帰りにつきましては、野沢発15時30分、3時半に駅を出発していく便があります。それは、途中から乗っていただいても高目までお送りするということでありますから、予約の段階で診療所から高目というような形で予約をしていただければ、帰りの便にお乗せして自宅の乗降所、地区の乗降所までお送りするというふうな形の運行をしますので、路線バスと同じような形で利用していただけるのかなと、いうふうに考えているところでございます。

それから、交付金、4番目でありますが、交付金、補助金についてはどう変わるのかということであります。先日の全員協議会の中でお示しをしましたスクールバス運行費用の 試算表をご覧いただきたいと思います。

それで、スクールバスにつきましては、国から特に補助金という形では入ってまいりません。ただ、普通交付税で算入になるというようなことであります。それから、路線バスにつきましては、県の補助制度がありまして、補助金というような形で入ってまいります。それを試算した表が、このあいだ配付をしたところでございます。スクールバスにつきましては、今までも12台というような形で普通交付税が入ってきたということでありまして、5,300万ほどいただいていたと、それが今回ちょっと小型のバスを使うというようなことになりますので、5,000万程度にちょっと減少になるのかなというふうに考えております。それから町民向けのバスにつきましては、県の補助、それから使用料収入、そういった

それから町民向けのバスにつきましては、県の補助、それから使用料収入、そういった ものを引いて、赤字といわれる部分の80%を特別交付税で措置するというような形になっ ておりまして、現行の収入見込額、4,600 万ほどだったわけでありますが、新しい制度、 当然費用も2,000 万ほど余計にかかるということでありますので、収入も1,300 万ほど増 えてくるだろうというふうに想定しているところでございます。

それから5点目でありますが、高校生の利用ということでございます。高校生の定期利用というような話でありますが、高校生は何時に乗って、何時のバスで帰りますということで、おおむね毎日のスケジュールが決まっているというかたにつきましては、1カ月単位での予約ができる、1カ月前から予約ができるということでありますので、毎日乗りますよと、何時のバスに乗って何時に帰りは帰りますよというような形で予約さえしていただければ、1カ月まとめての予約もできるということでありますので、そういった形の運行をしていく考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 今、説明いただきましたが、今回はこの料金でやっていくということですから、よしとしまして、ブロックのことで答弁もありましたが、確かにFブロック、いわれれば安座から野沢の駅まで、さしたる時間かからないから大久保行っても、ただ、Gブロックはちょっとそういう面からいくと、上谷、下谷、青坂、軽沢ということで、三つが同じような、朝あった場合にはやれるのかなという、希望に応えられるのかという、まだ疑問が残ります。特に冬期間、夏場はよっぽどいいでしょうが、冬期間はかなりこの点は問題になるのではないかなと思っています。

あと、7ブロックというのは、私の見方ですが、7ブロックというのは、朝の、一斉の乗車をするのには7ブロック、こういう形態でいったほうが一番、野沢の駅へ到着しやすいということで計画したとみていますが、帰りは、じゃあ7ブロック1台ずつ帰すかというと、そうではなくて事例によっては5台のときもあると、3台のときもあるというわけですから、ブロックという考え方はそう大きく、堅くといいますか、捉えなくてもいいのかなと思っていますが、帰りの運行と、そのブロックについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

先ほどお尋ねするのを忘れてしまったわけですが、第4条で、使用する人は事前に登録するものとする。この前も説明を聞きましたが、改めて登録しなくても乗れるのか、乗れないのか、登録していただいて乗車したほうがいいでしょうが、登録しないでも乗車できるのかできないのか、その場合、おそらくできるということになると思いますよ、それは。それは町民以外のかたに関してもここで言及していますから、町民以外のかたが、このデマンドバスを利用する場合のルールといいますか、それをお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

Gブロックの考え方でございます。われわれも最低何台用意すれば皆さんに利用いただけるような態勢が取れるのかというようなことで考えたところでございまして、必要最小限の車両でやっていかなければならないというようなこともございまして、7台というような形で設定をさせていただきました。確かにGブロック、ちょっと範囲が広くて、これ本当に全集落から1人ずつでも予約が入っていれば、本当に回りきれるのかといわれると、

ちょっと切ないところがあるわけでありますが、実際に今の乗降状況をみますと、黒沢線につきましても、ほとんど朝一番は高校生も乗っていなかったりというような形で、乗っていないという実態がございます。医者にかよっていると、高齢者のかたがたの説明会の中でも、こういろいろ聞いてみますと、だいたい多くて週2回とか、そういった形での乗車だということでありまして、皆さんそれぞれに予約がばらついてくれるのかなということで考えたところであります。一斉にスタートして7台で到着できるような形を考えているということであります。

その台数を変えてというようなことをいっておりますが、朝一番だけは7台、そのあとは5台、最終便は3台というような形で想定をしているところでありまして、デマンドバスはその予約状況によって臨機にそのルートを変えていくということでありますので、奥川には三つのブロックが実際には存在しております。ただ、帰りの便、奥川方面に3人のかたが予約あったという場合は、その三つのブロックを超えた形で運行するということもありうると、それが最大乗っていただいても1時間以内には到着できるような配車計画を立てて運行していくと、1人しかいなくても時間がかかるという場合には、1台向けていくというような形の運行になっていくんだろうというふうに考えているところであります。それから、登録予約であります。基本的には登録をしていただいて、さらには予約をしていただいて乗車をしていただく、それによってスムーズな運行態勢が整いますし、それによって必要のないバスは動かさないというようなことであります。それがデマンドバス運行の一番のメリットというようなふうに考えているところでございます。

町外者、予約なしの場合はどうなんだということでありますが、登録ない、予約ないという場合も、2時間前まで予約をしていただいた場合は乗車できる。さらにはバス乗降場所で一緒に連れ立って乗りたいという場合も、空き席があれば乗れるような形で対処していきたいというふうに考えているところであります。

それから、あと町外者であります。町外者のかたも、どこか目的があっておいでになるわけでありまして、できるだけ西会津町のバスはこんなバスですよと、こんな運行していますよという形でお知らせしていきたいということでありまして、事前に予約をしていただくというのが一番望ましい姿でありますが、そういった状況がわからなくて、突然おいでになった観光客につきましては、バスの時刻に合わせて、それも飛び乗り乗車というような形になりますので、300円という料金をいただくことになりますが、そういった形で対処をしていくというようなことで考えているところでございます。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 登録をして、予約をしてということで、乗客の管理ができて、スムーズな 運行ができてということはわかります。ただ、町外もそうでありますが、町内の人が登録 も予約も関係なく、例えば俺だと小清水から樟山に行こうかなと思ったら、町民デマンド バスが下ってきたので、手を挙げて乗りたいと、そういうようなケースもあると思うんで す。そういう人は予約をしていないから乗せないのか、そういう場合でも基本的には席に 余裕がある場合は、乗せられるのか、あまりないケースだと思いますが、ないばっかしで もないはずですから、そこら辺を聞いておきます。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

- ○企画情報課長 手を挙げて乗れるのかというようなことでございますが、そういったケースもすべて応えてしまいますと、手を挙げたけれども止まってくれなかった、それはバスの運転手さんも安全運転をしていて、気づかないで通り過ぎたと、俺、手を挙げたのに止まってくれなかったというようなことで、いろいろ問題に発展する可能性もございますので、そういった乗車は認めないというような形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 私も1点ほどお伺いをいたします。最終のバスなんですけれども、例えば野沢から奥川に行きます。その最終のバスですね。それで、それでバスが帰ってくるのを、いわゆる回送バスというんですけれども、だと思うんですけれども、以前はその回送バスを利用していた人もいるようですし、またその回送バスを利用することができなくなったというような話を聞いておるんですが、その点、大変、回送バスを利用できると、例えば奥川に行って、ちょっと仕事をしてまたこっちに戻ってくるというような人は便利だというような話を聞いております。そういう点、回送バスを利用するというようなことは、できるのかできないのか、その点を一つお伺いをいたします。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、最終便、19 時 20 分というような形で設けさせていただきました。それで、集落は一番最終便が19 時 20 分に野沢の駅に着いて、また野沢の駅を集落に向かって19 時 20 分最終便というような形になります。19 時 20 分というふうになりますと、6 時半近くに集落のほうを出発してくるような便であります。それを予約していただければ乗車できるということであります。

最後は集落に送り届けて、あとそれで終わりということでありますので、回送のバスに乗るというのは、それは営業運行ではございませんので、それは原則乗車できないというようなことになりますので、その前のバスに予約をしていただければ乗車いただけるのかなと、かなり遅い時間になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 以前のことなんですが、以前そういう事実があって、大変重宝していたんで すが、そういう事実もあるもんですから申し上げたところです。
- ○議長 2番、長谷川義雄君。
- ○長谷川義雄 デマンドバス利用の際ですけれども、啓蒙普及を図るために、7時50分まで野沢駅に来るわけですから、町職員の通勤等には考えていないんでしょうか。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 当然、職員でバスに乗りたいというような形で予約していただければ、 乗車は十分可能だということであります。
- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 1点ほど確認をしたいと思います。野沢の駅をスタートしまして、群岡診療所に通っている高齢のかたもいらっしゃると。そういう場合に、どのように行ったらいいのか、それを具体的に説明していただければありがたいと思うんですが、野沢から群岡診

療所へ通っておられるお年寄りのかたもいらっしるんだけれども、ここどのように行ったらいいのか、具体的にお示ししていただければありがたいと思います。その声が出ておりますので。

- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

野沢のどこから乗りたいのか、それは乗降場所、いったように町の循環線のコース内の 停留所であれば、そこから乗れます。したがいまして、どこの場所から群岡診療所に行き たいという形で予約をしていただければ、何月何日、そうすればそこに、その乗降場所に お迎えに行って、群岡診療所も乗降場所になっておりますので、群岡診療所で降ろすとい うような形になります。ただ、そのときには奥川とか新郷とか、さらには屋敷のほうとか、 その日その日によって一緒に乗っていくかたが変わってくると、そのかた専用で送るわけ ではなくて、いろんな奥川とか新郷に向かうかたと一緒に乗降していただくということに なります。

- ○議長 5番、猪俣常三君。
- ○猪俣常三 よくわかりました。できるだけ高齢者のかたがたが、このように複数のコースが設けられている関係上、かなり理解していただくまでには時間がかかるのではなかろうかと、このように考えております。ですから、具体的なことがこれからいろいろと出てまいりますので、それについては、できるだけ具体的にそって、親切丁寧に説明をしてあげていただきたい、これがこれから求められていくところでありますので、それを強く要望、要請してまいりたいと思います。終わります。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町デマンドバス運行条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町デマンドバス運行条例は、原案のとおり可決されま した。

日程第3、議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を 議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例に ついて、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員報酬の支給方法について、月割り計算から日割り計算にする改正と、期末手当の支給について制限規定を新たに設けるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせまして、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

第3条は、議員報酬の支給方法について定めるものであります。第1項は正副議長の報酬について、それぞれその職に就いた日からとし、議員についてはその任期が始まる日から日割り計算で支給する規定であります。第2項は、正副議長・議員それぞれが、その職を離れたときは、その日まで日割り計算で支給するものといたしまして、死亡した場合についてはその日が属する月末分まで支給するものであります。第3項は、日割り計算の計算方法を規定するものであります。

第7条は、期末手当の支給日を定めるものでありますが、支給にあたっての正副議長及び議員の資格基準を判断する日として、これまでの支給日から、新たに6月1日及び12月1日を判断するための基準日として規定し、6月1日の基準日に対しては6月15日、12月1日に対しては12月10日を、それぞれ支給日とするものであります。

第7条の2は、期末手当を支給しない場合の規定について、定めるものであります。第1号は基準日から対応する支給日の前日までの間に、禁錮以上の刑に処せられ失職したもの。第2号は基準日の1カ月前から支給日の前日までの間に離職し、その離職した日から支給日前日までの間に、禁錮以上の刑に処せられたもの。第3号は支給の一時差し止め処分を受けた議員で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられたもの。にそれぞれ該当する場合は、支給しないとするものであります。

第7条の3第1項は、期末手当を支給することとなっていた議員が、当該支給日の前日までに、次の各号に該当する場合は、その支給を一次差し止めする規定を定めるものであります。第1号は支給日前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、起訴され、その判決が確定していないとき。第2号は支給日前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、逮捕されたとき。なお、これらの犯罪については、いずれも禁錮以上の刑が定められているものに限るものであります。第2項は一次差し止め処分の取消しに関する規定、第3項は一時差し止め処分を行う場合の手続きについて、第4項はその他一時差し止め処分について必要な事項については、議長が別に定めることを規定するものであります。

次に、附則でありますが、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案の とおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 1点だけお尋ねをしておきます。議員の報酬等を変える場合には、町では これまで人事委員会の考え、勧告ですか、それを尊重してやってきましたが、今回、この 条例を出す背景といいますか、この時点でなぜこういうような条例を制定するのか、その 制定の狙いあたりをもっとわかりやすくお話していただければと思います。
- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 この改正にいたる経過ということでございますけれども、全国的に月割りで

これまで支給していた部分につきまして、月の途中でお辞めになったときに、それ以降の月末までの分をお支払していたわけでありますが、それを月の途中でお辞めになったときに、辞めたときから月末までの分は実際の活動がないわけですね。その活動がないところに議員の報酬をお支払するということが、全国的にも問題になってまいりまして、国からの通達等もございましたので、通達といいますか、国からの準則等もございましたので、それに基づきまして町のほうもそれに準じて今次改正をさせていただくということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採 決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、人事院勧告等に伴う職員給与の改定についてでありますが、ご承知のように、公務員につきましてはその職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることができないことになっております。そのための代償措置といたしまして、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

この給与勧告制度は、公務員と民間の給与や労働条件などについて均衡を図ることを目的として行われるものであり、本年度の人事院勧告は9月30日、県の人事委員会勧告は10月28日に行われたところであります。

市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない。と規定されておりますことから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってまいりました。今次の改定にあたりましても県人事委員会の勧告に準じて行うものであります。

改定の主な内容でありますが、給与月額については平均 0.23%引下げるものであります

が、40歳代以上、特に50歳代に重点を置いた引下げを行うものであります。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の4ページをご覧いただきたいと思います。

本改正条例案第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。第7条第2項は職員が退職したときの給料の支給方法でありますが、病気により退職したときはこれまで月割りで支給していたものを、月割りで支給とするため削除するものであります。別表第1は行政職の給料表を、平均0.23%引下げる改正であります。

次に、本改正条例案第2条は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であります。本改正案は平成18年条例第9号で公布されました条例の一部改正でありまして、平成18年4月1日に実施されました給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置対象者のうち、平成21年の改正時に、現給保障額に対し100分の99.42を乗じて得た額に改定された職員については、さらに0.49%引下げをいたしまして100分の98.93を乗じて得た額に改定するものであります。また、これまで対象となっていなかった経過措置対象者についても、今次の改正に伴い同じく0.49%を引き下げ、100分の99.51を乗じて得た額に改定するものであります。

次に、附則でありますが、施行期日でありまして、公布の日の属する月の翌月の初日、 その日が月の初日であるときはその日から施行するものであります。なお、具体的には平成24年1月1日から施行する予定であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案の とおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 今これを見ますと、確かに国のがなを見ますと、国家公務員のほうは先送りされまして、別に下がっているわけではございませんですよね。ただ、私、町長にお伺いしたいのは、この西会津町の職員さんの給料は、町民の目線にあったような給料だと思われますか。

それともう一つは、やはり公務員のかたはスト権はないんだと、だから人事院勧告で上げるんだといいますけれども、今、西会津町にスト権なんかある会社はないんですよ。会津だってないんです本当にいうと、ストなんかやって給料上げてくれるなんて、そんなことをいえば、明日から来るなといわれるのが今の会社なんですよ、西会津町も会津も。そういうことに関しまして、町長のお考えをひとつお聞きしたいと思います。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 職員給与というのは、例えばその町でどういう役割を果たしているかということ も考えなければならないというふうに思っております。じゃあ西会津町の職員給与が県内 的にどういうレベルにあるのかということでありますけれども、私も以前議員の立場から 何度かご質問させていただいたことがございます。その中で言えることは、何位とかということではなくて、中くらいだというような判断でございました。ですから、県内的に高 いという、全般的に見てですよ、高いほうではないなというふうに思っているところであります。

それと、もう一つは、確かに町内で労働争議を行って自らの賃金を自ら獲得できるというような、そうした民間企業というのはなかなかいないのかなというふうには思いますけれども、しかし、こうした一つのバロメーターとして、公務員給与というのはだいたいどの程度にあるのかということも、ある意味では民間賃金の引き上げということですか、あるいは引き下げよりもむしろ労働条件をどういうふうにみるかという、賃金ベースでいえば、一つのいわゆるバロメーターになっているのかなというふうに思います。したがって、例えばこれは賃金ではありませんけれども、日当とか、あるいは日割り計算でだいたいどの程度支払えばいいかとかという場合について、やはりそれも一つの基準的なものになっておりますので、非常にそういったことからすれば、非常に影響というものはあるんではないかというふうに思っているところであります。

- ○議長 6番、鈴木滿子君。
- ○鈴木滿子 人事院勧告がまだ国のものもできていないのに、今先送りになってしまったというのを、あえてこれすぐ下げるなんていうことは考えなくていいんじゃないかなと、国に合わせていかなければならないのではないかなと私は思いますが、その辺ちょっと説明してください。
- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 本年度の国の人事院勧告につきましては、議員もご承知のことと思いますが、 先ほど9月30日に勧告をされまして、10月の28日に政府の閣議決定がされております。 その内容につきましては、本年度の人事院勧告については見送るということでございました。その見送る理由といたしましてでありますけれども、国においては、国家公務員の給与を平成25年度末までに平均で7.8%削減する臨時特例法の早期成立を目指してまいりました。その7.8%の引き下げの中に、今回の0.23%の引き下げが包含されるということがございましたので、今次の人事院勧告については見送るということにしたところでございます。ただ、この給与削減法案でございますけれども、ご承知のように、先の臨時国会の中では継続審議ということになったところでございます。

今回の 7.8%の給与の引き下げの関係でございますけれども、これはあくまでも国家公務員ということに限定をされた法案でございます。地方においては、国の判断でございますけれども、地方の給与については地方の判断でやってくださいということがございます。そういったことから、今回の県の人事委員会の勧告については、引き下げ率は人事院勧告に準じたわけでございますけれども、地方の判断としてその引き下げを行ったということでご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 私は一貫して人事委員会、人事院の勧告は尊重すべきだということで、今までずっと貫き通してきました。過去、職員の給料上がるときは賛成して、マイナスのときに反対だというような意見もあったときもありますが、私は一貫して人事委員会に従ってということ、人事勧告に替わる物差しができればいいんですが、なかなか私の頭ではそれが考えつかないというところでありますが、今回、勧告に対して聞いておるのは、岩手、宮城、福島は調査をしなかったと、できなかったということでの勧告であります。県の人事委員会も今回は調査をしなかったと、そうすると、いろいろあったからできなかったん

でしょうが、それではやはりこの勧告の 0.23 という数字に信頼性があるのかという疑問が起きてくるわけであります。国の勧告と同じですから、今までも国の勧告と県の勧告とが同じ数字できているのか、きていなかったのか。もし下がるならば、今回、その差の分くらいをマイナスの幅を大きくするとか、少なくするとかという、そういうような操作があってもいいのではないか。あるいは、浜通りがあのような状態ですから、調査は困難だったでしょうが、会津はさほど民間企業の操業、あれには影響していないわけですから、そういうような一部でもいいから、そういうようなデータを取って、なぜできなかったかなと思っていますが、そこら辺の経緯をご承知であればお聞かせをいただきたいということと。

先ほど説明ありましたが、国では先送りしました、7.8%と。それは国だけのことであって、地方は地方だということでありますので、しかし、遅かれ早かれこのような影響は出てくるのではないかと思っていますが、なぜ今まで、人事院勧告だからですか、なぜその国が地方、いやわかった。やめた。

もう一つは、今回、0.23 を実施することによって、40 代、50 代とおっしゃっていましたが、全体でどの程度の影響があるのか、重く影響を受ける 40 代、50 代の影響の度合いをお尋ねします。

- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 今回の人事院の勧告、それから県の人事委員会の勧告でございますけれども、まず国の人事院勧告につきましては、議員がおただしのとおり、今回、東日本大震災の影響によりまして、岩手、宮城、そして福島、この3県を除く44都道府県で調査をした結果でございます。この調査も震災の影響によりまして、通常よりは2カ月遅れで実施した状況でございます。その結果が、公務員給与が民間の給与を0.23%上回るということで、その格差を解消するために今次引き下げの勧告がなされたということでございます。

それから、県の人事委員会の勧告でございますが、これもおただしありましたように、本県については本年度、民間給与との比較の調査を実施してございません。当初はやる予定だったそうでありますけれども、やはり震災の影響でできなかったということで、今回の県の勧告については、人事委員会の勧告に準ずるということで、今回の県の人事委員会の勧告が出されたというような経過でございます。

それから、影響額でございますけれども、今次の改正によりまして、影響額全体で 32 万 2,037 円でございます。特に、先ほども申し上げましたように、40 代以上から 50 代、特に 50 代に重点を置いた改正ということでございまして、50 代で申し上げますと、多いところで 0.33%、あるいは 0.30%といったことで、50 代に重点を置いて、0.23 よりも高い率で引き下げを行うというような状況でございます。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 確認するのを忘れましたが、当然、町には職員組合がありますので、それ との話し合いはどうだったかお聞かせください。
- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 町の職員組合につきましては、県の職員組合と県の当局が11月の30日に交渉を行いました。それを踏まえて結果が出されたのが12月の1日に情報が1部流れてまい

りました。その後、確認作業を行いまして、12月の2日に職員組合と協議をさせていただきまして、県の職員組合と同じ内容ということでございますので、これで了承を得たということでございます。

○議長これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案の とおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案についての説明を求めます。

町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例について、ご説明を 申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、平成23年度の地方税法の改正に伴うものでございまして、寄附金税額控除の適用額を、5,000円を超えるものから2,000円を超えるものに引下げることや、故意に申告をしなかった者への罰則の強化、期限切れとなる特例措置を延長する改正を行うものでございます。また、条文の簡素化のため、法律や政令、規則において明確に規定されているものは、それを引用する条文としてございます。

それでは改正条文について説明を申し上げます。併せまして条例改正案新旧対照表の11ページもご覧いただきたいと思います。

本条例の改正は第1条から第3条で構成されており、第1条は、西会津町税条例の一部を改正するものでございます。

その第 26 条は、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料に関する規定でございます。その額を地方税法の改正に合わせまして、3万円以下から 10万円以下に引き上げるものでございます。

第34条の7は、寄附金税額控除に関する規定でございます。第1項は、控除の対象となる寄附について規定してございます。地方公共団体及び共同募金会、日本赤十字社については、地方税法に規定されていることから、地方税法を引用することによりまして条文の簡素化を図ったものでございます。第2項は控除額の計算についての規定でございます。地方税法の改正に伴い、今年度までは5,000円を超える寄附金が控除対象でございましたが、平成24年度からは2,000円を超えれば控除の対象額となり、この部分も地方税法を引用することにより条文を簡素化してございます。

第36条の3は、所得税に係る更正または決定事項の申告義務に関する規定であり、地方税法施行規則が改正されたことに伴い、文言を訂正するものでございます。

第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料に関する規定でございまして、地方税 法に合わせ文言を訂正し、過料は、3万円以下から10万円以下に改正するものでございま す。

第54条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料に関する規定であり、同様に過料を、3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

第62条は、固定資産税の課税標準に関する規定であり、第9項及び第10項は、地方税 法の条項の移動により改正をするものでございます。

第66条は、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第76条は、固定資産 に係る不申告に関する過料、第89条は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料に関する 規定でありまして、それぞれ、3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

第 101 条の 2 は、たばこ税に係る不申告に関する過料でございまして、次の第 106 条の 2 は、鉱産税に係る不申告に関する過料、これにつきましては、地方税法の改正に伴い、新たに追加したものでございます。

第 108 条は、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第 135 条は、特別土地保 有税の納税管理人に係る不申告に関する過料に関する規定でございます。これにつきまし ても、それぞれ、3万円以下から 10万円以下に改正するものでございます。

また、第141条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料を新たに追加するものでございます。

次に附則の改正でございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例に関する規定でございまして、第34条の7で引用したことにより条文の簡素化が図られたことから、特例規定についても同様に、条文を簡素化したものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例 に関する規定でございまして、免税対象牛の売却頭数の上限を年間2,000頭から年間1,500頭に引き下げたうえで、適用期限を平成27年度まで3年間延長するものでございます。

次に附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定でございます。高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正を受けまして、固定資産税の軽減措置につきましても、その対象を登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅としたものでございます。

附則第 16 条の 3 は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例に関する規定でございます。附則第 16 条の 4 は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定、附則第 17 条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定、附則第 18 条は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定、附則第 19 条は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定、附則第 20 条の 2 は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定、附則第 20 条の 4 は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定、附則第 20 条の 4 は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定でございまして、基となっております第 34 条の 7、附則第 7 条の 4 が改正に

より読み替えする必要がなくなったことから削除するものでございます。

次に改正条例の第2条は、平成20年6月にご議決いただきました、西会津町税条例の一部を改正する条例の附則の改正でございます。

附則第2条第10項は、本法附則第16条の3に規定しております、上場株式等に係る配当所得に係る個人の町民税の分離課税の税率の軽減についての規定でございます。同条第17項は、本法附則第19条に規定いたします、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の分離課税の税率の軽減についての規定でございます。同条第22項は、本法附則第20条の4に規定いたします、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の分離課税の税率の軽減に関する規定でございます。現下の経済情勢等を踏まえまして、本来3%の税率を1.8%に軽減する特例等を2年間延長し、平成25年12月31日までとするものでございます。

次に、第3条は、平成22年6月にご議決いただきました、西会津町税条例の一部を改正 する条例の附則の改正でございます。

本法附則第19条の3に規定いたします、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の 所得計算の特例の施行日を2年間延長いたしまして、平成27年1月1日とし、平成27年 度以降の年度分の個人町民税から適用するものでございます。

次に、本改正条例の附則でございます。

第1条は施行期日を定めておりまして、公布の日から施行するものでございます。ただ し、以下の各号に掲げる規定につきましては、各号に定める日から施行することとしてお ります。

第1号の、不申告等に対する過料に関する規定は、周知期間を設けまして、条例公布の 日から起算して2月を経過した日とするものでございます。

第2号に規定する、本改正条例の第1条中西会津町税条例附則第8条の改正規定及び次 条第2項の規定につきましては、平成25年1月1日とするものでございます。

第3号に規定いたします、本改正条例の第1条中西会津町税条例附則10条の2第4項の 改正規定につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律、 これの施行日とするものでございます。

次に第2条は、町民税に関する経過措置について、第3条は、固定資産税に関する経過 措置について、第4条は、罰則に関する経過措置についてを規定したものでございます。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案の とおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回、3万円から10万円と過料が上がりましたが、これの背景と、実際、町ではこのような過料を科したことがあるのかどうかということをお尋ねします。

それと、固定資産税に対する過料ということが出てきましたので、この際お尋ねしておきますが、例えば兄弟2人であったと、片一方が、兄貴が、家の跡取りの兄貴が亡くなったと、弟は若いころ東京に就職して行方不明だと、そういう場合の申告なんて、なかなかできないわけですから、そういうものには過料を科すのか、そういう場合の固定資産税管

理人でしたか、納税管理者、その場合と。またこういうケースもあるんです、もう3代くらい前の人から相続ができなくて、こられないと、そしてその家族がもう空き家になってしまったと、子どもさんはまだ近くにおられる人もいますが、そういう場合は誰に納税になるのか、その件についてお尋ねしておきます。

- ○議長 町民税務課長、成田信幸君。
- ○町民税務課長 それでは、1点目の過料の件についてご説明を申し上げたいと思います。 国の国税につきましては、すでに平成22年度でこの規定が改正をしておりまして、地方 税については、これまで改正されてございませんでした。これに従いまして、秩序犯の引 き上げということで、今回、地方税法が改正されたのに伴いまして、こちらの条例につい ても引き上げたものでございます。

2点目、固定資産税の関係の納税管理の関係でございます。今回の、過料についてですが、過料の規定、これについては不申告のものについての過料ということでございまして、ただ中には、忘れてしまったとか、そういうものもございます。これは故意に申告をしなかったというようなかたの一応過料というふうになっておりまして、本町の場合は、これまで適用はしてございませんでした。

次に、固定資産の関係の納税管理のかたでございます。これにつきましては、先ほどお亡くなりになっての相続関係とか、あとはずっと前でわからない場合といろいろございますが、そのケースケースによりまして、ご相談を申し上げながらやっていくのが一番かなというふうに思っています。特に誰がその土地の管理をされているのか、またなかなか管理が難しいというような細かな状況もございますので、できるだけ関係するかたの中でお話し合いをいただいて、そこで納税管理をするかたを決めていただくというのが一番いいわけでございますが、これにつきましては、お話し合いをしていただく、またそういった中で個別対応ということでさせていただきたいというふうに考えております。

- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 固定資産税の話が出ましたんですけれども、固定資産税の評価というのは、やっぱり一部の人に言わせますと、俺の家は30年も経っているのに一つも固定資産税が変わらないという場合は、これはどういうふうに税務課のほうでは評価されているのか、ちょっと。
- ○議長 3番、その件につきましては、これとあれですから、個別であとで聞いておいて ください。
- ○渡部憲 じゃあ直接あとでお聞きします。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決 されました。

暫時休議します。(12時03分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第6、議案第6号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第6号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

本条例につきましても、先ほどご議決をいただきました議案第2号、西会津町デマンド バス運行条例同様に、新町民バス運行計画に基づいて、来年4月1日から新たなバス事業 がスタートできるよう改正を行うものであります。

それでは、改正条文の説明に入らせていただきます。なお、併せて条例改正案新旧対照表の33ページをご覧いただきたいと思います。

第2条は町民バスの名称及び設置場所を定めておりまして、表を次のように改めるものであります。対照表 36、37ページ記載のとおりです。現行は1号車から 15 号車まで 15台の車両を町民バスとして所有していたわけでありますが、改正後につきましては、ご覧のとおり1号車と2号車の2台だけになります。設置場所でありますが、野沢字下小屋乙3178番地としておりまして、これは会津乗合自動車株式会社野沢営業所の所在地を指しております。

次に第5条第1号は普通使用料の規定でございます。アの野沢尾野本循環線にあっては1人1乗車につき100円に、イの野沢坂下線にあっては1人1乗車につき200円とするものでございます。町民バスの使用料につきましては、現行では10キロ未満が100円、10キロ以上が200円と定め、小学生の半額料金もあったところでありますが、改正では、路線により運賃を決めて、大人・子どもの区分は廃止し一律料金としたところでございます。

次でありますが、第6条につきましては、使用料の免除について定めております。現行使用料の免除の区分から、第1号の町内に住所を有する年齢70歳以上の者、第5号の町民バスをスクールバスとして利用する町内の小中学校の児童生徒につきましては除外し、その他の号のつきましては号の番号を改正したところでございます。年齢70歳以上の高齢者につきましては、これまで実施してまいりました老人クラブを対象とした説明会やアンケート結果などを踏まえて、デマンドバス使用料金と同様に免除規定から除外させていただきました。また、町民バスをスクールバスとして利用する場合の町内の小中学校の児童生徒の免除規定もありましたが、こうした利用は今後なくなりますことから削除したところでございます。

次に別表第1の改正です。別表第1につきましては、町民バスに運行路線を示した表で ございまして、野沢尾野本循環線と野沢坂下線のみを残し、その他の路線は廃止しました ことから、次のように改めたものでございます。なお、野沢尾野本線につきましては、運 行ルートを変えましたことから、主な経路、経由地も一部改めているところでございます。 次に別表第2第2項の改正でございます。別表第2は、回数使用料を定めているところでありますが、券種から50円を削除するものでございます。

次に附則でありますが、施行期日を定めておりまして、本条例は、平成24年4月1日から施行することとしているところでございます。

これで、説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 この町民バスの運行条例を一部改正する条例、先ほどの議案第2号のデマンドバスの運行条例とちょっと一緒の部分ありますけれども、この町民バスとデマンドバス、今までと相当がらっと運行形態を変えて運行するようになると、いろんなシミュレーションをした中で、万全の態勢でできるという確証のもとでやっているんでしょうが、実際、想定、去年、今年は結構、想定外という言葉を使われましたけれども、いろんな不具合が生じるかもしれないというような中で、このいきなり本格導入する前に、ある程度試行期間というか、ウォーミングアップの期間をつくって、やってみたら問題ないと、いざ本格運行しようというような試行期間をつくるような想定はしなかったのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 お答えいたします。

喜多方市の場合などは、新たに、今まで路線バスがなかったというようなことで、市民の足を確保するためにデマンドバスを新たに導入していくんだというような場合には、試行をしてというようなことで、やれるということでありますが、西会津町は、現在、町民バスを動かしているというような状況でありますので、それをどういった形で試行していくのかというようなことについては、なかなか段取りができなかったということであります。そういったことで、試行ということはあまり考えていなかったということでありますが、予約、そういった作業につきましては、もう予算を確保しまして、システムの開発、そういったことにつきましては、準備を進めております。

予約システムの試行的なものは2月、3月にかけまして実施できるような形を取っていきたいということで考えております。試行運転というようなことまでは想定しなかったということでございます。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 そういうことで、いきなり本格運行ということであればやむを得ませんけれども、なお私が心配するのは、やってみたけれども、いざ使いづらい、不具合があるというようなことが予想されますので、そういうことは極力ないように、仮にあったとすれば、住民のこのデマンドにしろ、町民のバスにしろ、今までよりもいいバス運行形態にならなければしょうがありませんので、そういうことのないように要望しておきます。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長討論なしと認めます。

これから議案第6号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例は、原案のと おり可決されました。

日程第7、議案第7号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、大竹享君。

○教育課長 議案第7号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例 について、ご説明を申し上げます。

本案は町長が提案理由の説明で申し上げましたように、来年4月の西会津小学校の開校 に伴い、今年度末をもって、新郷小学校及び奥川小学校が閉校となることから、新郷及び 奥川教職員宿舎を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の42ページをご覧いただきたいと思います。

議案第7号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項では使用料の額を規定しております。これまで第1号では新郷、奥川教職員宿舎の使用料の額を、第2号では西林教職員宿舎の使用料の額を規定しておりましたが、新郷、奥川小学校の閉校に伴い、新郷、奥川教職員宿舎の使用料の額を削除し、西林教職員宿舎の使用料の額のみを規定するものであります。

次に、別表でありますが、宿舎の名称、位置を規定しております。別表におきましては、 新郷及び奥川の教職員宿舎に係る宿舎番号3番から7番までの項を削除するものでありま す。

次に、附則でありますが、施行期日を規定しており、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のと おりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 別表ですか、見ておりましたらば、新郷で3戸、奥川では8戸あるわけですか、宿舎。じゃあこれは、現在どの程度利用されておるのかということと、廃止にされた後のこの施設の財産はどういうふうになるのかということと、その活用方法を今検討しておいででしたならば、説明をしていただきたいと思います。

- ○議長 教育課長、大竹享君。
- ○教育課長 まず第1点目の新郷、奥川の入居人数でございますけれども、現在、新郷に は全戸数3戸のうち1戸が入居されております。

それから奥川につきましても、8戸のうち1戸というようなことで入居されておるところでございます。

それから、条例廃止後、財産をどうするのかというようなおただしでありますけれども、 条例施行後につきましては、現在、教育財産であるわけですけれども、普通財産に所管替 えするというような考えでございます。

それから、今後の利活用についてのおただしであるわけでありますけれども、現在のところは未定でございます。今後、普通財産に所管替えしたのち、閉校後の小学校の利活用計画と併せて検討していきたいというような考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 すべて木造の建物だと、住宅ですから、その利用の検討にあたっては、そこを買って住みたいという人もおられるかもしれませんので、そこら辺も考慮しながら、この利用については検討すべきだと思いますが、いかがですか。
- ○議長 教育課長、大竹享君。
- ○教育課長 今後の利活用についてでありますけれども、現在、小学校の閉校後の利活用、 それらでも、住民の皆さんの意見等も聞きながら検討しているところでありますので、そ ういった住民の皆さんから利用したいようなお話でもあれば、そういった利活用も一つの 案かなというふうに考えております。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 お尋ねするのを忘れていましたが、今建っている建物の土地は、すべて町 の土地か、あるいは民間から借りて建物は建っていないか、お尋ねいたします。
- ○議長 教育課長、大竹享君。
- ○教育課長 奥川の宿舎については町の土地になっております。新郷については、一部民間のかたの土地を借りているというような状況でございます。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、西会津町スクールバス設置条例の一部を改正する条例を議題と します。

本案についての説明を求めます。

教育課長、大竹享君。

○教育課長 議案第8号、西会津町スクールバス設置条例の一部を改正する条例について、 ご説明を申し上げます。

本案は町長が提案理由の説明で申し上げましたように、スクールバスの運行につきましては、来年4月の西会津小学校開校に併せ、遠距離から通学する児童の負担軽減と利便性を考慮し、また、これまで町民バスを利用していた中学生も一緒に送迎する専用のスクールバスを運行することとしております。これに伴い、本案ではスクールバスの台数の変更や専用のスクールバスとするため、スクールバスでの住民利用は行わないことなど、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて、条例改正案新旧対照表の 44 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第8号、西会津町スクールバス設置条例の一部を改正する条例、西会津町スクール バス設置条例の一部を次のように改正する。

第2条はスクールバスの台数と設置場所を規定しております。来年4月からのスクールバスの運行にあたりましては、12台のバスを使用して児童生徒の送迎にあたることとしておりますが、このうち9台は町所有のバスで運行し、残り3台については委託業者所有のバスを利用することとしております。このため、第2条ではこれまでスクールバスとして利用していた町所有のバス13台から9台のバスに改め、設置場所については、この4月から全てのバスが西会津小学校あるいは中学校を始発、終点となることから、駐車スペースのある西会津中学校を設置場所とするものであります。

次に、第4条では、スクールバスの目的外使用を定めております。第4条第1項第2号については、これまでスクールバスの住民利用ができる旨を規定しておりましたが、デマンドバスの運行に伴い、住民利用は行わないこととしたことから、第2号を削除するものであり、これに伴い以下の号を繰り上げるものであります。また、住民利用に係る規定を削除したことに伴い、第4条第2項及び第5条においては、所要の改正を行うものであります。

次に、附則でありますが、施行期日を規定しておりまして、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のと おりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 このスクールバスの件に関しましては、先日、教育長からご答弁いただきましたけれども、これ通学に関してのバスであると、ただし中学校の部活なんかは、いわゆる学校の行事、学校の日なので出しますよということでありますが、これ実際通学のためだけなのか、例えば中学校であれば、部活にからんで中体連、あるいは練習試合等も想定さ

れます。小学校であれば、学年行事だとかでバスを使うケースなんかも想定されますが、 そういう使用には使えないのか、どこまで使えるのか、その辺をお尋ねします。

- ○議長 教育課長、大竹享君。
- ○教育課長 7番のご質問にお答えいたします。

今回のスクールバス、おただしのとおり、朝晩の登下校の専用のスクールバスとして基本的には使うことになっております。このほかに、目的外使用としては学校行事と、そういったものにも使えるというような、そういった規定もございます。したがいまして、例えば小学校の学年行事とか、そういったクラブ活動で使う場合も出てくるかと思います。そういった場合については、そういった目的外使用の中の範囲内で使用するというようなことになるかと思います。

以上でございます。

- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 1点ほどお伺いします。運転手の採用については、現在、運転業務についている運転手のかたもいますけれども、そのまま継続するのか、また改めて募集するのか、その辺をお伺いいたします。また、これ定年制は何歳くらいですか。
- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 スクールバスで直通をすると、直通で送迎をするというふうに方針を大きく変えまして、スクールバスも今までの台数より増やして12台ということでありますので、私どもまだ町として最終的に決定されたことではございませんけれども、公募をして、運転手さんを募集をして、そして確保をしていきたい、基本的にそういう考えでいるところでございます。
- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 なるべくなら、現在業務に就いている、支障がでなければですよね。採用して、子どもたちともなじみが深いところもあると思いますので、それはよろしくお願いします。
- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 今回、このスクールバスが学校専用と、今までは混乗方式でやってきたということでございます。この混乗方式も平成14年から、やはり町民の足として皆さんに利用してもらったわけですが、やはり今、それに代わるべくデマンドバスだということでありますが、デマンドバスも皆さんが利用されるのは、高齢者がかなり多く利用されると思います。慣れるまで、やはりいろいろな問題、トラブル等が発生するのではないかというふうに思います。そのカバーとして、スクールバスの今までの混乗方式をというような思いの中、ないわけではないですが、やはりそういういろいろな不測の事態に対して、万全の対応をするんだというような町の姿勢といいますか、その決意のほどをまずお伺いしたいと思います。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 町民バスの形を改めて路線バスは2路線、そのほかはデマンドというようなことでスタートするわけであります。スクールバスへの混乗というのは、やはり子どもたちの通学時間に影響を及ぼすということで、それは避けたということでございます。

いろんなことが想定されるわけでありますが、万障繰り合わせてといいますか、支障が出ないような形で運行態勢を万全な形で4月1日の新しいバスの運行開始に向けて準備を進めたいというふうに考えております。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 やはり初めてのことでもありますし、今までよりよくなったといわれるよう に、万全を期待したいと思います。

以上で私の質問を終わります、要望です。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 第4条の(2)では、住民の混乗を認めておるわけであります。(1)では 保育所入所、(3)では学校教育が課長の答弁したとおりであります。そのほか、今この条 例をみて気が付いたのは、例えば今回の大震災のようなときに、いろんな、これより大規 模等も考えられるわけですから、そういう場合の輸送だとか移動だとかの手段に、すべて デマンドバスで対応できればいいでしょうが、もしできなかったならば、ここに1項目加 えるべきではないかなというような気がしました。

それで、混乗してもいいですよという条例で認めたから乗ることができたわけですから、あるからこそ何でかんで乗せなければならないということでもないと思います。すっきりした形でデマンドバス、スクールバス、これはそのような運行でいいでしょうが、先ほどもあったみたいに、予測しがたいようなことが起きた場合、今の計画、本当に躓かないのかなと、そういうような気もしておるわけでありまして、最初の案から見れば、デマンドバスは最後のバスを運行するということですから、ほとんどカバーできるなと思いますが、上谷の冬の場合なんか、いくらか心配があったわけです。私はこの1年の計、デマンドバスの利用をみて、本当に町民はデマンドバスで 100%需要に応えることができたといった段階で、今の4条の2を削っても遅くないのではないかなという気がするわけであります。いわゆるこれが、安心の一つではないのかなと、いざというときには、ないかも知れませんが、デマンドバスが重大な事故に巻き込まれて、何台か不能になった場合には、スクールバスでと、そういうようなことも、いざというときのために、これを今回廃止をしないで、来年度、改めて何にもなかったから、これで大丈夫ですよと、今日、私が言ったのは心配で終わったよというような形であるならば、私はいいのではないのかなと思っています。

そういう点で、この2を廃止するのをおやめになる考えはないかということと。廃止にしても、廃止はしたけれども、想定外のケースにあったときには、臨機に対応しますよと、そういう町民のためですから、そういう配慮をするということをおっしゃっていただけるならば、私はそれにはこだわる必要はないと思いますが、やはり安全安心の面から言えば、いかがかということで質問するわけです。

それと、混乗をやめることによって、陸運局との関係はどうなるのか。これは陸運局の許可があってやっていたのか、やっていなかったのかと、いわゆる法の関係ではどうなるのか、それが一旦、今回廃止することによって、新たに混乗といった場合の、もしもするといった場合の手続き等は簡単にできるのかどうか、をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。

町民バス、スクールバスの町民バスとしての利用という形で、今までは混乗方式という形でやっておりました。この設置の目的外使用、4条改正しまして、町内における交通機関のない区域の部分は廃止をしたわけでございますが、目的外使用の中に、(4)号の中に、町が行う事業、または行事に使用する場合といった条項もございます。したがいまして、スクールバスが町で特に必要な事態が生じた場合なんかは、そういった条項に当てはめながら、臨機に対応できるようなことができるのかなというふうに考えているところでございます。

陸運局との関係というふうな話がございました。今までスクールバスにつきましても、路線を、スクールバスの運行ルートにつきましては混乗というような形で、陸運局に路線バスの路線として認可を受けて運行していたわけであります。それで料金もいただけたということになっているところでございます。今度は、新たな運行計画では、デマンドバスということになります。デマンドバスは路線を決めないで、面的にこう動いていくということで、面的な許可を得ていくというようなことになります。そういった形で、今度路線はないわけでありますが、その区域に動くデマンドバスは料金をいただいて運行してもいいですよという許可をいただくということになります。

したがいまして、スクールバスで今まで料金をいただいて、町民のかたを乗せていたわけでありますが、それはできなくなるというようなことになろうかということであります。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 スクールバスに町民を乗せるということは、陸運局の許可が必要だったわけですね、やっぱり。スクールバスに住民のかたが乗るというのは、それなりの許可が必要だと、で、スクールバス単独であるならば、どのような法律的な規制とか、何かがあるわけですか。もしもスクールバスに一般の住民を乗せるとなった場合の手続きといいますか、許認可といいますか、それはどういうところでするわけですか。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 陸運局の許可につきましては、運賃をいただいて運行するといったこと に関する許可をいただいているということでございます。

スクールバスを利用する場合の考えでございますが、スクールバスにつきましては、そ ういった混乗する場合には、ちょっと詳しくは存じ上げておりませんので、教育委員会の ほうでお答えいたします。

- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 スクールバスが本当に対象となる小学生、中学生、児童生徒の送迎関係を主として使う場合には、陸運局に対する届出申請は不要となっております。今までの、今のような形の町民バスとして、一般町民の皆さまにも乗っていただいてという形になりますと、道路運送法の決まりによって、あらかじめ予定したコース、こういうコースで走らせますよと、乗車場所はこういうところですと、距離はいくらいくらですと、そういう細かなところまで詳細に記載をして、陸運局に申請をして許可をいただかなければいけない、そういう違いがございます。町民の皆さんを混乗していただいた場合と、子どもだけの送迎の場合の違いは、手続き上はそういう違いになってまいります。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 現在は、その陸運局の許可をもらって運行しているわけですから、この陸運局の許可の、いつまでの年月日かと、私がなんでこういうことを言うかというと、あんまり杓子定規に捉えないで、町が運行するデマンドバスとスクールバスだから、削らないでもう1年間おいたらどうでしょう、そうすれば、何かトラブルあったときなんかには、スムーズにいくのではないかなと、これが残すから何でかんで乗せんなんないということではないんですよ。もう1年間くらいは様子をみて、それから廃止しても何ら住民は困らないであろうと、児童生徒も困らないであろうと、この条例の性質上、何でかんでこれを廃止しなければならないのかと。

もう一つは、廃止しても、それは臨機応変にケースバイケースでやりますよと、住民を 乗せることも可能ですよということをいっていただければ、それはそれでいいわけです。

- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 13 番議員のおっしゃることはよく分かりました。私ども、これも議員の皆さまにも深くご理解を賜っているところでありますが、今回の小学校の統合にあたって、保護者の皆さまが一番重要視されたのが、子どもの送迎関係でございます。直通で送迎をいたします。町並びに教育委員会の考えはよく理解できたと、そうやってぜひやってくださいと、こういう経緯がございました。そしてそのあと、そういう議論の中で、ならば中学生もやっていただけますかと、こういう強いご要望になりまして、中学生まで送迎しましょうと、小学生の場合はなおさら発達段階からみて、手厚い配慮が必要でございますから、そのような形でスクールバスの運行時刻、体制等も組みまして、議員の皆さまにもご説明申し上げてきたところでございます。

これについては、来年の4月から、まったく新しくスタートさせるわけでございますけれども、私どもなるべく子どもの負担を軽くしようということで、今まで町民バスと同じ体制でやっていたわけですが、バスが大きくて近くまで迎えにいけないと、そういう問題もございましたので、2キロも歩いていただかなければいけない児童生徒さんもおりました。そういうことも解消しようということで、文科省に申請をして、スクールバス4台を購入させていただくわけでありますが、それは小型化をいたしました。したがいまして、来年の4月からスタートをするスクールバス、どの区間も、ゆとりあるところもありますけれども、ほぼ満席の状態になっております。スペースが一つくらいしかないとか、そんな状況でございます。

また、25年になりましたら、また中学校3年生が卒業し、今度この地区から新しく入学生が出るということであれば、その近くまで迎えにいきましょうと、こういうことで、なるべく児童生徒の負担を軽減しようという方向で考えてきているところでありまして、それは全員協議会等でもご説明を申し上げたとおりでございます。

ここにに、今13番議員がおっしゃられた、これを残す残さないというのは、そういうレベルの問題ではないと私も理解をしておりますけれども、そこに、例えば余席があったら町民の皆さん乗せましょうというような方向をもし出したとしたら、ちょっとまた負担が増えるような、ちょっと迂回をしなければいけないとかという問題も出かねないというふうに思います。

したがいまして、残す残さないは別にしましても、この小中学生の直通の送迎については、最後まできちっと徹底するという考えでいきたいと思いますので、まずご理解を賜りたいと思います。

次に、この(2)のどうするかという問題でございますが、これにつきましては、先ほど企画情報課長からもお話がありましたように、町が行う事業、または行事に使用する場合と、これは使用していいわけでありますから、陸運局に対する申請も不要でございます。したがいまして、直通のスクールバスで学校に届けた、そのあとあちらで困っている町民の皆さんがいるから、それを迎えに行きましょうと、そういう使い方は可能であります。許される範囲でございますので、陸運局に対する申請もこれはいらないことだというふうに理解することができますので、その対応については可能ではないかとこう思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 教育長からご答弁いただきましたが、ご答弁、承知の上で私は尋ねていると思っております。やっぱりスクールバスはスクールバスの目的があるわけですから、それはそのように使って、特に小学校が統合になって、それが第一ですから、それはそれで何ら私は異を言うものではないし、デマンドバスも最初の話からみれば、今回の全員協議会ではきめ細かな計画で、答弁だったから安心もしているわけですが、デマンドバスは初めての試みなんでありますから、今、教育長言ったように、町のできごとだとか、乗せるの当り前、それは可能でしょうが、それ以外にスクールバス朝1回は全員と、帰りは2回、3回に分けて乗るわけですから、そうすると座席の余裕もあるわけですから、それを乗せた人を全員乗せろと私は言っているわけではないんですよ。乗りたいとか、乗せなければならないという場がなければ、それにこしたことはない。あったときには、この乗せる条例がないから絶対乗せられないというのか、いうならいうべし、条例は条例としても、そういう、にかかわるときには、その場に応じて柔軟に乗せるのも認めるのかと、それを柔軟に対応しますというならば、これはこれ削除していいでしょうが。住民のデマンドバスに乗れる、乗るという 100%本当にかなえられるならばいいでしょうが、そういう不安もあるので1年間の経過をみたらいかがですかと私は言っているわけです。
- ○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- ○企画情報課長 ただいまの質問にお答えします。

スクールバスに今まで住民混乗していたということでありまして、それにつきましては、料金をいただいて乗車していたということでありまして、混乗というようなこともありますが、町民バスにも位置付けていたということであります。今回は、きちんとスクールバスと町民バスを分けようという形で条例をつくったところでありまして、今のように乗せてくれという人、なかなか町民バスで対応ができないというようなことで乗せるといった場合には、今度どういった。デマンドバスです。にスクールバスに乗せるというようなことになりますと、今度は陸運局の許可を得ていないというような形になりますので、デマンドバスで陸運局の許可を受けなおすというようなことになりますので、町民バスには町民のかたは乗せることはできないのかなと。先ほど何か事故とかあった場合に、その代替として無償で町民のかたをスクールバスの、町の行事、そういったもの、4号に照らして

町が行う事業、または行事に使用する場合というようなことで臨機に対応することはできるにしても、有償運行という形で乗せることはちょっとできないのかなというふうに考えているところであります。

したがいまして、デマンドバスでそういった場合にも対処できるように、仕組みづくりをしていきたいというふうに考えております。なお、デマンドバス、本当に試行をしないでという話もありました。本当に想定の中で計画を立てた部分があります。したがいまして、この結果、3カ月経ったらどうなんだろう、1年を踏まえてどうなんだろうというようなことを検証しながら、中身を少しずつ、よりよい形に修正をしながら運行をしていくというようなことをしていきたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 少し補足させていただきますが、陸運局との兼ね合いで申し上げますと、日常的に、恒常的に町民の皆さんを子どものスクールバスに便乗させる場合、これは必ず手続きが伴います。13 番議員がおっしゃるように、何か災害等があって、本部から、これはデマンドバス、今動いていないのもそっちに派遣しなければいけない、町のスクールバスもこっちに派遣しなければいけない、そういう場合は、あくまでも臨時的な利用でございますから、陸運局に対する申請うんぬんは関係ない、いらないと、こういうことになりまして、有事の場合に臨時的にその必要性が出てきた場合は、当然あり得るということでご理解を賜れればありがたいと思います。
- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 一つ、スクールバスのモータープール関係はちゃんと決まって、子どもはどこからバス、スクールバスというのは今の小学校の中に直接入るのか、それとも役場に置くのか、そしてそっから歩いてくるのか、子供たちが。それちょっと教えてもらいたいんですけれども。

それから、子どもといったって小学校1年だと、やっぱり生まれも育ちも、環境も違った人たちが一緒に乗ってくるわけですから、昔、保育所には添乗員の人たち、家族でみな金出して乗ってもらって、面倒みてもらったことあるんですよ。小学校1年といったって、保育所の年長者と一つしか変わらないだから、だからその子どものケアというのがちゃんと役場で責任を持ってやってもらえるのか、俺はあのバスには乗りたくないなんて騒いだりなんていうことはないんだけれども、そういうこともある程度、ああいうバスの中、とても危なくてバスなんか乗せられないなんて、何されるかわからないとか、そういうことも父兄からいろんな不安があると思うんですよね、おっぱなしてやるんだから、バスばっと乗せて。だから、そういうこともやっぱり役場として、子どものケアと、ちゃんと安心して学校に届けて、それでまたちゃんと安心して送り届けてもらえるんだということを、そういうことも一緒にちゃんと返答していただきたいと。

- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 3番議員、ご心配をおかけしておりますけれども、これにつきましても、統合 の審議の中で、小学校1年生、2年生、まだ発達段階からみて体力的にも十分ではないわけでありますので、添乗員というお話も実際申し上げてまいりました。そうしていただけるとありがたいという保護者の皆さま、地域の皆さまのお声だったわけでありますが、途

中から要望が、中学生へと、こういうふうに発展してきたものですから、町といたしまして、じゃあ中学3年生まで、小学生と一緒に送迎しようと、直通でと。この際でありますから、それこそ縦の関係ですね、中学生がお兄さん、お姉さんが1年生、2年生の面倒をよくみる、いわゆるそういう道徳教育の場にも活用したい。そんなことで子どもたちの指導にあたり、また保護者の理解をいただいて、安心して送っていただけるようにしていく予定でございます。そのとおり、来年4月から準備をして、取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長 教育課長、大竹享君。
- ○教育課長 今回のスクールバスにつきまして、4月から西会津小学校ということで、現在の野沢小学校を仮校舎として使用するわけですけれども、スクールバスを利用してきた子どもたちは、今の役場の南庁舎前で降ろすような考えで、今運行計画を立てているところです。

以上です。

- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 冬なんかは、あそこ狭いから、本当に大変だと思うんですけれども、車乗り入れるにしたって、何したって、学校の裏は狭いから、ああいうところをやっぱり想定して、大丈夫なんだということなんですよね。車の乗り入れと役場に子どもを降ろした場合の、ちゃんとあそこに入ってくるとか、車だってなかなか、小学校の職員の車もみな入っているから、例えばあそこまで乗り入れるというのはちょっと難しいと思うんだけれども、そういうことも一緒に、子どもの通学路の管理もちゃんとしていただきたい。
- ○議長 教育課長、大竹享君。
- ○教育課長 冬期間のスクールバスの運行の安全管理ということですけれども、当然、冬期間、除雪等につきましても万全の態勢を取ってやっていただくことにしていますし、冬期間についても、役場の駐車場で降ろしまして、そこから学校まで歩いていただくような態勢を整えているところでございます。

また、駐車場につきましても、安全管理ということで、用水路にふたをかけたりしまして、子どもたちのそういった通学に危険が伴わないような、そういった措置をとっているところでございます。

- ○議長 6番、鈴木滿子君。
- ○鈴木滿子 今の話を聞いていますと、やはり私は、子どもは子ども独自に送って、迎えにいってほしいと思います。奥川ですと、本当に町民混乗ということで乗っていて、8時半くらいに帰ってくるというような、大口説きなんですよ、そういう点で今回は非常に早く帰れるし、朝もそんなに早くないし、やっぱり町民と一緒にというふうになると、バスにどっと乗る人が増えてきますよ。こういうのは、やっぱり時間も長くなるしということですので、あくまでも保護者のかたは、絶対にやっぱり早く返してくださいというのが大きな要望なので、今回は廃止ということで、私はいいのではないかなとこう思います。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町スクールバス設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町スクールバス設置条例の一部を改正する条例は、原 案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例 を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、大竹享君。

○教育課長 議案第9号、西会津町スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例 について、ご説明を申し上げます。

町長が提案理由の説明で申し上げましたように、本条例はスクールバスに一般の町民のかたが乗車できるよう必要な事項を規定しておりましたが、デマンドバスの運行に伴い、スクールバスでの住民利用は行わないこととしたことから、本条例を廃止するものでございます。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第9号、西会津町スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例、西会津町 スクールバスの住民利用に関する条例は、廃止する。

次に、附則でありますが、施行期日でありまして、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のと おりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

- ○多賀剛 この条例は廃止条例、混乗の廃止ということで内容はわかりました。実はこの前の第8号の議案でちょっと聞き忘れた件なんですが、学年行事、部活等、送迎は使えるという話でしたが、私は一つ忘れたのは、スポーツ少年団とか、結構学校でありますけれども、そういう団体の利用、例えば送迎だとか、そういうのは使えるんでしょうか、お尋ねします。
- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 先般もご説明申し上げましたけれども、中学校の部活動については、来年から 実施の新しい学習指導要領の中で、教育活動の一環として位置付けられています。これは 歴史上はじめてでございます。その教育活動でありますから、土曜日か日曜日、どっちか は部活をやります。それについてはデマンドバスに乗りなさいではなくて、スクールバス できちっと責任を持って送迎をさせていただくことになります。

スポーツ少年団等々については、学校の教育活動とはちょっと一線が引かれておりまして、直接的な教育活動ではございません。したがいまして、町として教育委員会で内規みたいなものをつくりまして対応しているところであります。スクールバスが即、どうぞスポーツ少年団、大会に行くのにどうぞお使いくださいと、そこまではちょっと簡単につながらない状況になっておりますので、そこのところはご理解を賜りたいと思います。教育活動であるかどうか、ということが大きな判断の材料になります。よろしくどうぞお願いします。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 教育長、内容はわかりました。以前ですと、この議案にそぐわないかも知れませんが、公民館のマイクロバスをお借りして練習に行ったとか、そういうケースが私も実際あったわけなんですが、そのいわゆる内規、使えるような内規というものをもっと多くの町民のかたに知っていただくのと、こういうケースは使えるけれども、こういうケースは使えないと、スクールバス、町民が使える方法を今後もっと周知する必要があると思うんですがいかがでしょうか。
- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 現在まで具体的には、あるスポーツ少年団の指導者の皆さん等々に対して、よくご説明申し上げているんですが、町のスクールバスをはじめ、バスが空いているときには、どうぞお使いくださいと、ただ運転手さんについては、それはそちらで責任を持って対応していただくことになりますよというふうな形で利用に供していたりしているところであります。

これも、他の市町村からみますと、まだまだ西会津ではよくやってもらっているなというふうにも思われているような内容でございまして、さらによくしたいとは思いますけれども、いろいろ研究しながら進めてまいりたいと思います。

ちょっと訂正させていただきます。

私の今お答えに誤りがありまして、スポーツ少年団等に対しましては、町の予備車、これを空いているときにはお使いいただくという対応でございました。大変失礼いたしました。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 そうすると、このスクールバスに関しては、そのスポーツ少年団等の団体には 使用させないということで認識してよろしいですね。

あともう一つは、その町のバスを使う場合、運転者の規定、例えば安全運転者の講習会、 大型免許を持っていれはいいというものではなくて、いろんなそういう規定があるのかど うか、その辺も併せてちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○議長 教育長、佐藤晃君。
- ○教育長 またまた失礼いたしました。

町の予備車ではなくて、教育委員会所有の予備車でございました。何度も間違って申し 訳ございません。

それから、運転手さんの資格といいますか、安心できる、心配ないのかというご質問で ございますが、特にそういう規定は設けておりませんけれども、きちっと資格を持って、 そして人間的にも信頼できるかたというふうなことで、選考していただいて対応していた だくというふうなことを口頭でお願いしたりしております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例を 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、西会津町立小中学校寄宿舎条例を廃止する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、大竹享君。

○教育課長 議案第 10 号、西会津町立小中学校寄宿舎条例を廃止する条例について、ご説明を申し上げます。

町長が提案理由の説明で申し上げましたように、本条例では尾野本、群岡、奥川寄宿舎の設置にかかる必要事項について規定しておりましたが、今後、西会津小学校の開校や専用のスクールバスの運行などに伴い、小中学校の寄宿舎としての利用が見込まれないことから、本条例を廃止するものであります。

なお、小中学校の寄宿舎として利用されておりましたのは、尾野本寄宿舎が平成9年度まで利用されていたのが最後でありまして、それ以降小中学校の寄宿舎としては利用されておりませんでした。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第10号、西会津町立小中学校寄宿舎条例を廃止する条例、西会津町立小中学校寄宿舎条例は、廃止する。

次に、附則でありますが、施行期日を定めております。平成24年4月1日から施行する ものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のと おりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 現在、三つの寄宿舎があるわけでありますが、この寄宿舎は、現在どのように利用されておるか、それをお聞かせいただきたいと思います。 4月から寄宿舎でなくなるわけですから、そうすると今現在結んでいる契約的にはどのような取り扱いといいま

すか、変更とか、そういうのはないのかなと。

そして、これも教育財産から今度は普通財産に移管されると思いますが、この利用方法 等について、関係者で相談をしてあれば、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長 教育課長、大竹享君。
- ○教育課長 それでは、お答えいたします。

まず利用状況でございますけれども、尾野本寄宿舎につきましては、現在、役場の保存 文書などを保管しているような状況でございます。それから群岡寄宿舎につきましては、 町内の遺跡等から発掘された出土品、そういったものを保管しているような状況でござい ます。それから、奥川寄宿舎につきましては、現在、奥川地域のかたがたによる農林産物 加工施設というようなことで、これは昨年の3月から今年の3月までということで、昨年 の1年以内ということで利用となっております。

それから、寄宿舎の、寄宿する宿泊場所ですけれども、そこには現在、東北電力の発電所関係の作業をしているかたが宿泊している状況でございます。これは今年の8月末から、一応契約的には12月末までというような状況でございます。ですから、契約的に変更がないのかどうかということでありますけれども、基本的には1年以内の契約だということで、来年以降については、そういった契約の変更というのは生じてこない状況でございます。

それから、これからの利活用ということでございますけれども、先ほど教員宿舎でもお話しましたように、これから普通財産に所管替えしまして、今後の利活用を検討していただこうというような状況でございます。

以上であります。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 学校関係では、中学校、小学校統合にかかわって、相当数の建物が使用されなくなるわけでありますから、やはりこれは町あげて、跡地利用についてはご検討して、 速やかな利用方法を示すべきだと思います。

いわゆる奥川の寄宿舎の使用に関しては、町関係ではありませんから、いわゆる使用料、料金をいただいておると思っていますが、それらの料金算定についてと、一つの施設で二つの利用ということであります。加工施設ですと、家庭でいえば炊事場、厨房ですか、作業員もお泊りであるならば、その厨房も使うはずでありますが、そこら辺はどうなっておりますか。

- ○議長 教育課長、大竹享君。
- ○教育課長 今後の施設利活用につきましては、先ほども申し上げましたように、現在、 小学校の閉校後の利活用というようなことで、町のほうで検討しておりますので、併せて 寄宿舎についても検討していただくような形でお願いしているところでございます。

それから使用料に関してですけれども、現在、先ほどいいました農産物加工施設、それから発電所にかかわる作業員の宿泊施設というようなことで利用しているものですので、使用料を徴収しているところでございます。今回の補正予算、そちらにその歳入を今回計上させていただいているところでございます。それらの算定方式としましては、町の行政財産使用料、それをもとに算定しまして計上させていただいているところであります。

また、電気料等についても、そういったかたがたが利用しているというようなことで、

そういったかたがたに負担をしていただいているということで、それらについても雑入というような形で、今回計上させていただいているところでございます。

すみません。答弁漏れがありました。

厨房につきましても、行政財産使用料に基づいて算定した金額で徴収しているというような状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長討論なしと認めます。

これから議案第10号、西会津町立小中学校寄宿舎条例を廃止する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、西会津町立小中学校寄宿舎条例を廃止する条例は、原案のと おり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(14時16分)

平成23年第10回西会津町議会定例会会議録

平成23年12月15日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留	正	義	6番	鈴	木	滿	子	11番	五十嵐	忠比古
2番	長谷川	義	雄	7番	多	賀		剛	12番	武 藤	道廣
3番	渡 部		憲	8番	青	木	照	夫	13番	長谷沼	清 吉
4番	伊 藤	_	男	9番	荒	海	清	隆			
5番	猪俣	常	三	10番	清	野	佐	_			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	伊	藤		勝	建設	比水道	課長	酒	井	誠	明
副町	長	和	田	正	孝	会計管	理者兼占	出納室長	田	崎	宗	作
総務課	長	伊	藤	要一	一郎	教育	育委員	長	井	上	祐	悦
企画情報記	課長	杉	原	徳	夫	教	育	長	佐	藤		晃
町民税務調	課長	成	田	信	幸	教	育 課	!長	大	竹		享
健康福祉	課長	高	橋	謙	_	代表	医查	委員	新井	‡田		大
商工観光記	課長	新	田	新	也	農業	美委員	会長	斎	藤	太喜	事男
農林振興調	課長	佐	藤	美惠	息子	農業委	美員会事	務局長	佐	藤	美惠	京子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤健一 議会事務局主査 薄 清 久

第10回議会定例会議事日程(第7号)

平成23年12月15日 午前10時開議

開	議		
日程第	第1	議案第11号	平成23年度西会津町一般会計補正予算(第11次)
日程第	第 2	議案第12号	平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)
日程負	第 3	議案第13号	平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予 算(第1次)
日程第	第 4	議案第14号	平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 1次)
日程第	第 5	議案第15号	平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)
日程第	第 6	議案第16号	平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)
日程第	第 7	議案第17号	平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)
日程第	第8	議案第18号	平成23年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)
日程第	第 9	議案第19号	西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定について
日程第	第10	議案第20号	西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定について
日程第	第11	議案第21号	西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定について

日程第12 議案第22号 西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定に

ついて

日程第13	議案第23号	西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について					
日程第14	議案第24号	西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定について					
日程第15	議案第25号	西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定について					
日程第16	議案第26号	西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定について					
日程第17	議案第27号	西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定について					
日程第18	議案第28号	西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指 定について					
日程第19	議案第29号	西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定について					
日程第20	議案第30号	西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定について					
日程第21	議案第31号	西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定について					
日程第22	議案第32号	西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理 者の指定について					
日程第23	議案第33号	西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変 更契約について					
日程第24	議案第34号	財産の取得について (医用画像総合システム)					
日程第25	議案第35号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて					
日程第26	議会運営委員	員会の継続審査申出について					
日程第27	議会広報特別	川委員会の継続審査申出について					
日程第28	議会基本条例	議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について					

閉 会

(議会広報特別委員会)

第10回議会定例会議事日程(第7号の追加1)

平成23年12月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 提案理由の説明

日程第2 議案第36号 介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請負契約の 締結について ○議長 平成23年第10回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第11号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第11次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 11 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 11 次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容でありますが、職員の人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の調整、後期高齢者医療費療養給付費負担金及び中山間地域等直接支払事業交付金の見込みによる追加、また子育て支援の拡充を図るため、妊婦及び0歳児から高校生までを対象としたインフルエンザワクチン予防接種事業と、東日本大震災で犠牲となられた消防団員に支給される消防賞じゅつ金負担金を新たに計上するものであります。そのほか、年度の終盤を迎え、各種事業費の精査による調整を行うものであります。

これらの財源といたしましては、国・県支出金及び使用料等を計上したところでありますが、調整の結果、103 万2千円の剰余金が生じましたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成23年度西会津町の一般会計補正予算(第11次)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,606万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容でありますが、事項別明細書でご説明を申し上げます。 7ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でありますが、11 款分担金及び負担金、2項1目総務費負担金 42 万円でありますが、ケーブルテレビ加入負担金増であります。

次に、12 款使用料及び手数料、1項6目教育使用料157万6千円の増でありますが、学校等施設使用料などであります。

次に、13 款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金235万円の増でありますが、障がい者にかかる各種支援事業の国負担金であります。

次に、14 款県支出金、1項1目民生費県負担金117万5千円の増でありますが、これも 障がい者にかかる各種支援事業の県負担金であります。2項1目総務費県補助金109万円 の増は、地域づくり総合支援事業であります。5目農林水産業費県補助金は、中山間地域 等直接支払事業や森林整備加速化・林業再生基金事業などで増になったものの、森林病害 虫等防除事業や森林環境交付金などの減により166万3千円の減であります。

次に、19 款諸収入、5項4目雑入17万3千円の増でありますが、有料広告掲載料など

であります。

次に、10ページをご覧いただきたいと思います。

歳出の主な内容でございますが、1款議会費、1項1目議会費は、人件費の調整であります。なお、このあと、各款にわたり人件費の調整が出てまいりますが、いずれも職員の人事異動及び人事院勧告等に伴うものでありますので、以下の人件費に係る説明は省略させていただきたいと思いますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、次に、2款総務費、1項2目文書広報費234万6千円は、郵便料などの追加であります。5目財産管理費168万2千円は、財政調整基金への積立金などの追加であります。12目生活バス運行事業費360万6千円の追加でありますが、4月から運行開始の予定でありますデマンドバスにかかる準備経費などであります。

次に、3款民生費、1項3目老人福祉費2,290万9千円は、後期高齢者医療費療養給付費負担金の見込みによる追加などであります。5目障がい者福祉費432万4千円は、障がい者支援事業にかかる追加であります。2項1目児童福祉総務費139万7千円は、子育て医療費サポート事業助成費の追加であります。

次に、4款衛生費、1項2目予防費235万5千円の追加であります。子育て支援の拡充を図るため、妊婦及び0歳児から高校生までのインフルエンザ予防接種費用について、自己負担1千円を差し引いた残額を助成するものであります。4目健康推進費100万円の減は、各種検診委託料の一部確定によるものであります。2項3目し尿処理費384万円の減は、個別排水処理事業特別会計への繰出金減であります。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費228万7千円の追加でありますが、園芸ハウス整備工事の請差処理と農地利用集積円滑化事業補助金については事業の組み替えにより減額する一方で、中山間地域等直接支払事業交付金は対象者及び面積の増加により追加するものであります。5目農地費425万8千円の減は、農地・水・環境保全向上対策地域協議会負担金と農業集落排水処理事業特別会計繰出金の減であります。2項1目林業総務費772万9千円の減でありますが、森林環境整備推進事業の減などであります。

次に、7款商工費、1項3目観光費159万円は、県の地域づくり総合支援事業による宿 泊施設の消耗品費と修繕料であります。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費1,181万6千円の追加でありますが、東日本大震災で犠牲となられました消防団員に支給する消防賞じゅつ金の負担金などであります。 次に、10款教育費につきましては、それぞれ燃料費や光熱水費、修繕料など今後の経費 について調整するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のと おりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 ページ数でいきますと 20 ページでありますが、農林水産業費で中山間地域等 直接支払事業交付金の追加です。面積でどの程度が増えたのか、あと総額で金額いくらに なったかをお伺いします。

それとあと、その下の21ページのモンキードック養成訓練業務委託料、これは減であり

ますが、今、何頭くらいの訓練をされているのか、また今後の何頭くらいを目標に養成を するお考えなのか、それをお伺いいたします。

- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 中山間地域の事業の増の分についてのご質問にお答えしたいと思います。 中山間事業につきましては、年度当初、集落協定で43集落、個別協定で12集落という ことで予算を組んでおりましたが、今年度中、4集落の集落協定が増えまして、個別協定 においても2名のかたが増えたことになります。それによりまして、面積につきましては、 金額総額で7,853万1千円ということで、それ今、単価で計算して、細かい数字、手元に ちょっとありませんので、そのくらいの増になっております。

それで、次のモンキードックの養成なんですけれども、今回の減額につきましては、町予算で取っていた分が被害防止の地域協議会のほうに直接支払われるということで、組み換えによる増です。実際、モンキードックにつきましては、平成21年から今まで3頭養成しております。集落を点的においてあるモンキードックを、一つの線につながるような形で集落に拡大していきたいということで推進をしているわけですが、なかなか飼育等の点で、なかなか受け手がいないということで、現在のところは3頭です。今後、今飼育しているモンキードックのさらなるステップアップの養成を検討していきたいということで考えています。

- ○議長 10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 モンキードックについて、私あまりイヌの種類というか、よく知らないんで すが、やっぱり特別な種類じゃないとだめとかという、そういうことはあるんでしょうか。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 モンキードックのその性格といいますか、イヌによっては闘争心がなかったりということで、品種的に向いているイヌと向かないイヌはあります。今まで導入した3頭については、品種的に、性格的に向いているであろうということで導入したわけなんですけれども、やっぱりそれぞれの訓練の段階で十分にその役割を発揮できるイヌと、そうでないイヌとが結果的にはいるように、現在、1頭についてはなかなか十分に機能を発揮できないということで、本年度についてはその辺のレベルアップを図るような訓練を検討しております。
- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 私も何点かお尋ねしたいと思いますが、総務課長より報告ありましたけれども、 今補正で財政調整基金の残額、今現在の額、説明、私聞き漏れたのかもしれませんが、財 政調整基金の金額がなんぼになっているのかということと。

あと、14 ページの結婚祝金の追加 49 万8千円、ありますが、今年度、これは大変、結婚祝金を追加する補正というのは、大変町としては、私としてはうれいしことだと思いますが、件数はどのくらいあったのか、それとあと、祝金の内容で、現金でもらうかたと、あとは定住促進住宅等の家賃を補助してもらうかたとあったと思うんですが、その件数等わかればお示しいただきたいと思います。

- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 財政調整基金の残高でございますが、今次補正後の見込みでございますけれ

ども、6億7,016万円となる見込みでございます。なお、昨年同期から比較いたしますと、約7,000万ほど少ない額でございます。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 結婚祝金についてのご質問にお答えいたします。

まず昨年度の実績でありますが、昨年度結婚されたかたが11件、すべて現金支給ということであります。今年度でありますけれども、今年度12月1日現在の実績でございますが、現金8件、それから家賃3件ということで、合計11件、前年度の実績と同じ件数になったと。昨年度につきましては、11月以降に7件の結婚がございまして、それを見込んで今回補正をさせていただいたところであります。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 財政調整基金等はわかたました。この結婚祝金の中身なんですが、その今後、 現金ではなくて家賃の補助をしていただきたいといわれた場合、それ町として対応できる んでしょうか。空き家とか、空き家というか部屋の空き数等はあるんでしょうか。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 住宅の空き数でございますが、今、町営住宅で1戸、定住促進で1戸ということで、2戸の空きがあるということでございます。
- ○議長 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 1点ほどお伺いをいたします。ページ数で19ページなんですが、農業振興費、園芸ハウスの整備工事費299万7千円となっておりますが、この減額になったということは、工事が棟数ですか、1棟とか2棟とか減額になったということでしょうか、お伺いいたします。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 園芸ハウス整備工事につきましては、年度当初10棟の希望者がおりまして、10棟の予算計上をしていたわけですが、今年度の原発の関係で規模拡大をちょっと見合わせたというかたが1名おりまして、実施の段階で1棟減額になりましたので、1棟分と入札の請差について、今回減額をさせていただきました。
- ○議長 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 それと、20ページなんですが、農地費の農地水環境保全向上対策協議会地元 負担金ですか、地域協議会負担金減263万ですか、それとその下の、すみません、これは いいです。その上なんです。環境保全型農業直接支払交付金、この減というのは、どうい う原因で減額になっているのでしょうか。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 農地費の農地水環境保全向上対策事業地域協議会の負担金の減、それから環境保全型農業の交付金の減につきましては、平成19年度から農地水環境保全向上対策事業が、19年から23年の事業計画で実施をされていたわけなんですけれども、最終年度であります今年度、国の事業内容が変更になりまして、共同活動といいますか、町でいいますと、その基本事業と重点事業を行っています共同活動支援交付金のほかに、もう一つ新たに重点事業のスーパー重点事業といいますか、今まで重点事業は各集落ごとの水路の点的な工事を行っていたわけなんですけれども、今年度新たに創設されました部分につき

ましては、町内全体、水路全体をとおして、5年間の計画を立てて集落を超えた点的な事業を線的、面的な事業として計画を立てて実施すれば、同じような交付金がまた上乗せでくるという事業が、最終年度、今年度から始まりました。国においては、この制度がはじまったわけなんですけれども、県におきましては、その財源が今年度震災の関係で、町村の要望額すべてに応えられないということで、2年間の事業を申請してくださいということで、4月以降、この事業要望取りまとめが行われました。当初予算の段階では、町内全体の3分の1の対象面積が実施可能ではないかということで、予算計上していたわけなんですけれども、県の事業財源の関係で、3分の1というのはちょっと縮小されまして、町内的に一つの事業、2年間の一つの事業を農地水の水土里環境委員会で事業を検討しまして、実施をしたということで、当初計画よりも事業費が減になったということです。

環境保全型農業といいますのも、これも農地水の事業が最終年度で一部変わりまして、いままで先進的営農活動ということで、元気米をまとまった取り組みをしている集落に、反6千円で支払になっていたわけなんですけれども、今年度から、それが一部戸別所得補償の制度の中で変更がありまして、個人的にそういう取り組みをしているかたについても、新たにそこに元気米プラスもう一つの新しい2カ月間の冬季湛水をすれば、反8千円を交付しますという、新しい制度ができました。それにつきまして、町では当初、見込まれる約3割程度のものを予算計上していたわけなんですけれども、実際の取り組みの中で、今回予算を調整した125万4千円、当初に比べて取り組み者が農地、環境保全型農業については少なかったということで、減額をしたわけです。

ただ、これは新たに増えた部分ですので、今まで集落としてまとめていた部分、さらに それに上乗せで新しい事業ができたということで、町全体の事業費からみれば、昨年と比 べて多くなっております。

- ○議長 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 ただいま課長からご答弁願ったわけなんですが、農地水も、この次も、来年 も継続されるということですと、この減額になった分は、まだまだ余裕があるということ に考えてよろしいですか、来年もまたこういう事業はまだまだできると、幅があるという。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 農地水のこの事業につきましては、今年度からその名称が変わりまして、 農地水保全管理支払ということで、また新たに継続されるわけですので、その取り組みの 仕方については、環境保全型農業については、農家の皆さんの取り組み意向によりまして、 拡大は考えられると思いますし、ただ、向上活動を支援といいますか、県の5カ年の計画、 とりあえず今年は23、24の2年間でやりましょうという事業につきましては、来年度以降 につきましては、県の方針が決定されて以降でないと、はっきりした姿は見えてこないの かなということで考えています。
- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 簡単に1点だけ質問、11ページの文書広報費の中で、郵便料追加220万という、200万という金額なんですが、今年はいろんな災害時とか何かあったのかなと思うんですけれども、その金額の使い道についてのご説明をお願いします。
- ○議長総務課長、伊藤要一郎君。

- ○総務課長 この郵便料につきましては、いわゆる行政が行っております通信運搬にかかる郵便料ということで、行政一般に要する経費でございます。これまでは、例えば道路工事だとか、ああいった国県の補助金の中で一定の事務費というものが取れたわけでございますけれども、その事務費が廃止になりまして、各課のほうでそれが計上できなくなったということで、総務課のほうである程度一括して計上しているということでございます。年間700万程度かかるわけでありますけれども、今回その差額分を、不足するものですから、計上をお願いしたということでございます。
- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 中山間地域支払事業ありますけれども、町のこれからの将来を考えますと、やっぱりTP 問題もいろいろありまして、何ていうんですか、農業も大規模集約型にだんだんなってきていると思うんですよ。そしてやっぱり、この大きい農家の人たちは、やっぱり自分たちやりやすいところに農地を集めてくるという形になると思うんですけれども、そうすると将来にわたりまして、この中山間事業というのは、将来続くと思われますか、ずっと、国の、政府のやり方は場当たり的なやり方もありますよね、個人所得補償なんてね。ですから、将来にわたって農業人口も老齢化してまいりますので、そうすると本当にこの限界集落も西会津町もいろいろそういう場所があります。ですから、この将来もこういうものが続いていくのかどうか、それを課長お聞きしたいと思うんですけれども。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 どんな政策が出てきても、基本的に農業の基盤である農地や水路を守っていくことは、絶対条件として必要なことであると考えています。そのために、中山間地域直接支払制度や、農地水の事業は大変有効な事業であると考えていますし、町もそうですが、県、国においても継続して、さらに事業拡大を行っているということは、その必要性を十分重視しているということで考えていますし、今後も継続されることを望んでおります。

町内におきまして、中山間の支払制度を実施することによって約7,800万、それから農地水の事業で4,600万以上ということで、1億以上のお金が、年間その農地水、水路の管理のために交付されておりますので、これらのお金を有効に使って、農業の基本である農地、水路、それらを地域の皆さんと一緒に守っていくことはとても大切なことでありますので、事業の円滑な推進のために担当課として取り組んでいきたいということで考えております。

- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 それでは1点ほどお伺いいたします。まず21ページの農林水産業費でありますけれども、森林病害虫防除事業委託料でありますが、これ追加になっておりますが、これはその内訳はどうなんですか、また山を見ると、そんなに拡大しているとは思わないのですが、その説明をお願いします。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 森林病害虫防除事業の事業費の追加についてのご質問と、併せてその事業の現状についてご説明をしたいと思います。今回、森林病害虫防除事業は、町としてマックイムシの森林病害虫防除、それからカシナガということで考えておりました。今年度

新たに、収束したではないかというお話もありますが、現実はまだまだマツクイムシ、カシナガの被害は町内で拡大している部分もありますし、今後とも必要な事業だということで考えています。

今年度の事業につきましては、マツクイにつきましては、ただ被害にあった木を切るだけではなくて、被害が予想される森林について、樹幹注入ということで、薬剤を木に注入して被害防止に役立てるということを、新たな取り組みとして考えておりますので、それらを含めて今年度、今回の補正で追加をさせていただいております。またその事業については、雪解け後、3月ころが事業の適している時期であるということで、今後、実施に向け進めていきたいということで考えています。

- ○議長 11番、五十嵐忠比古君。
- ○五十嵐忠比古 今年度の事業としては、どの辺を対象にして事業をしたんですか。
- ○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- ○農林振興課長 樹幹注入及びマツクイムシ防除につきましては、雷山周辺の松林がだい ぶ被害が拡大していますので、その周辺を重点的に行っていきたいということで考えてお ります。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 歳入で一つお尋ねしますが、9ページで、微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金、これについての説明をお願いします。それと、これを受けて歳出では、どこでこの事業が出てくるのか、併せてお尋ねをします。

あと、人件費でありますが、人勧を反映して給料等は下がっているわけですが、ただ、 共済費をみますと、全部精査したわけではありませんが、ほとんどのところが共済費がプラスになっています。マイナスのところはそうなかったんでありますが、そのなぜ、この 時点でこのように共済費がプラスになるのかということ、そのプラスになる金額も併せて お聞かせをいただきたいと思います。

それと、観光費で修繕料の追加がありますが、これを具体的に説明をしてください。 それから、今回、インフルエンザの予防接種が計上されていますが、これも、これにい たった経緯を説明をしていただきたいと思います。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 ご質問のうち、まずPCBの関係のご説明をいたします。

このPCBの件につきましては、まず町の施設の電気設備、これにつきまして、東北電気保安協会に保守点検を委託してございます。保安協会のほうから町のほうに報告として、さゆり公園のキュービクル、高圧受電設備の中に、そのPCBが含まれているおそれのある変圧器があるということで、至急調査の必要があるという指摘がございまして、それで今回、歳出のほうで、ふるさと振興費、2-1-10 のふるさと振興費、11 ページでありますけれども、11 ページのふるさと振興費、役務費手数料、機械器具点検手数料ということで、11 万4千円計上させていただいていますが、これでまず検査をすると、それでその検査に対しまして、県の単独の補助がございまして、消費税は含まれませんけれども、かかった費用の2分の1 が県から補助金としてくるということで、今回歳入に計上させていただきました。

それから2点目の観光費の修繕料の内訳はなにかというご質問でありますが、これにつきましては、まず歳入のほうで8ページでございますが、県支出金の総務費県補助金、地域づくり総合支援事業ということで、県のサポート事業でありますが、これで奥川寄宿舎、それの整備を図ろうということで、今回、観光費に経常させていただきましたが、修繕料の中身につきましては、奥川寄宿舎の主にその部屋、部屋の網戸ですとか、襖の張り替えですとか、そういった修繕を行いまして、都市との交流といいますか、県内の子どもを含めて、受け入れ態勢を整備しようということで修繕料138万4千円、部屋の修繕をあげさせていただきました。なお、併せて、扇風機、洗濯機等の消耗品も併せてこのサポート事業を財源として計上させていただきました。

以上です。

- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 人件費のうちの共済費の負担金についてのご質問にお答えをしたいと思います。

今回の一般会計の補正におきまして、昨日、人事院勧告等で調整させていただいた分としまして、 $4 \, {
m T} \, 6,505 \, {
m PI}$ 円ほどございますけれども、それを含めまして、一般会計では全部で $59 \, {
m T}$ 日と減額でございます。各課にわたりましてプラスの部分とマイナスの部分とございますけれども、 $27 \, {
m c}$ 一ジに給与費明細がございます。上の段が特別職の共済費といたしまして、 $13 \, {
m T} \, 5$ 千円ほどの増、それから下の段が一般職でございますけれども、 $72 \, {
m T} \, 5$ 千円の減ということでございます。今回の共済費の調整につきましては、基本的には負担率の見直しが若干ございました。ちょっと手元に資料ございませんが、基本的には負担率が少し上がっております。逆に、今年になりまして一般会計で計上している職員で、 $2 \, {
m L} \, 6$ とお辞めになりました。その辺の調整を全体的にさせていただきましたので、その結果が $20 \, {
m T} \, 6$ の減ということでございます。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 インフルエンザワクチン予防接種の経緯についてご説明を申し上げたい と思います。

町長が提案理由説明の中でも申し上げましたとおりでございますが、昨年、一昨年、新型インフルエンザの蔓延対策といたしまして、国が特別法を制定いたしまして、緊急的な対応を行いました。また今年度でございますが、本年3月に厚生労働省、新型インフルエンザ対策推進本部事務局のほうから通知がございまして、本年、平成23年4月1日から新型インフルエンザは季節型のインフルエンザに移行するという通知でございまして、これまでの新型インフルエンザという概念がなくなりました。そのようことから、季節型ということで任意接種ということになったものでございます。

本年度、町といたしましては、子育て支援という観点から、妊婦及び0歳から高校生までの1回の自己負担を1千円とする町単独の助成を行うこととなりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 寄宿舎の整備の、奥川の寄宿舎の整備のためにお使いになるということであります。昨日も寄宿舎の廃止条例の中で出ましたが、今、二つの団体といいますか、組

織といいますか、それをお使いになっているということですが、基本的には今、課長が説明したような子ども受け入れのために使うべきだろうと思いますが、そういう点で、現在約束している人との関係もありますが、あの寄宿舎はどのように優先的に使っていくか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

インフルエンザの件でありますが、今回、何人かのかたがたから、インフルエンザの接種はどうなっているんだという指摘を受けました。私も勉強不足でありまして、わからなかったのでありますが、お尋ねをすれば、いわゆる新型インフルエンザは収束したので、やらないと。それが分かっておいでになれば、その私なんかに電話なんかよこさないはずでありますが、そういう点では、こういう制度を改正したときのPRといいますか、そういうお知らせといいますか、これはやはり徹底しておったかもしれませんが、そういう点では不足をしていたのではないかなと思っていますので、そこら辺を制度改正のときにはもっと丁寧にやっていただきたいと、これはお願いをしておきます。

それで、今までですと、任意であっても事故が起きた場合の責任、そういうことを考慮するならば、町では今課長がいった 0 歳から高校生までの接種には補助を出さないということでやってきました。今回はじめて、いわゆる伊藤町長になって政策の見直しをして、やるということになったわけでありますから、そこら辺の、この前まで危惧しておったそういう事故等に対しての対応はどう変わったのか、変えていくのか、対応等についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 かつてこの予防接種の関係では、なかなか町の判断の中で、この万が一こうしたことが責任の所在が不明確なままに実施していいのかどうかというような内容で、ずっとこれは任意で行ってきたわけであります。ただし老人のかたがたについては、これは無料というようなことで行ってまいりました。今回、たまたま季節型インフルエンザが収束をして、これからのあり方についてどうなのかということで、担当者等々といろんな協議を行ったわけであります。そこには、一つは西会津町独自の判断もありますけれども、各市町村段階でどういうこうしたインフルエンザに対する取り組みを行っているのか、まずそのデータを出してくださいということで、データを出させました。

それからもう一つは、お医者さんとの関係であります。西会津町の場合について一番信頼、私たちしているのは、診療所のお医者さんの関係でありますので、このお医者さんのいろんなご意見も聞いてみましょうと、そして、これからの子育てというのは、やっぱり自己責任というのは、何も町だけの問題ではなくて、一番責任を持って対応しなければならないといのうは、それはその親であり、そうしたこともやはりきちっと責任を持って対応していただくということが必要でしょう。

そしてもう一つは、実際にこの予防接種をとおして、大きな事故があったのかどうなのかという判断もあるわけであります。

こうした総合的な判断の上に立って、私はやっぱりそうであれば今回、政策的に変えながら、この西会津町においても子育ての一環として、多くのかたがたから要望のあった内容について応えていきましょうということで、1千円だけいただくというようなことで、あとの全額については、これは町が補助していきましょうということで政策の転換をした

わけであります。

ただし、今後これはあくまでも、これどういう状況になるかわかりませんが、万が一そういう事故の場合はどうなのかということであれば、それはその時点で、町はまったく責任がないというようなことではなくて、やっぱりそういった状況に合わせながら、しっかりとした対応も取っていくことも必要なんだなというふうに判断しているところであります。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 奥川寄宿舎の活用についてでございますけれども、現在、地域おこしの活動を奥川地区でやっております奥川地域づくり会議、その会議をはじめとした奥川地区の各種団体のかたに有効活用をしていただきまして、放射能の影響で外で遊べない被災者の受け入れ、もしくは首都圏等の交流促進などを寄宿舎を利用して図っていただいて、奥川地区の活性化を図っていただくようにできたらなと町では考えております。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 町長からは懇切丁寧に事情を説明をしていただきました。私もインフルエンザを接種したいと、要望に応えていくのが町の姿だと思っておりますから、それには何ら異議もないわけでありますが、ただ、一つだけ申し上げておきたいのは、いわゆる前の政策を転換をしたわけであります。政策を転換するならば、今のはじまってからではなくて、せめて9月の補正等であがっていれば、もっとスムーズにこのインフルエンザの予防接種が行われたと思いますので、今後、そういう点には政策の転換をするときには、もう年度終わり、年度当初、十二分に検討をして提出していただければありがたいなと思います。

それともう一つ聞いておきますが、これは今年度から大きな事故等がなければ、来年度も再来年度も対象となるかたがたの予防接種は、今度は当初予算で計上すると、こう理解をしていいですか。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 今、来年度の新年度の予算編成に向けて、いろいろまず担当のほうで検討しておりますので、それらを見据えながら、そして今回の状況を判断をしながら、来年度以降については、その新年の中で、それ以降も実施するかどうか十分検討させていただきたいと思います。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 11 次)を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第11次)は、原案

のとおり可決されました。

日程第2、議案第12号、平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第12号、平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 1次)の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、特定環境保全公共下水道事業の事業費が確定したこと、人 件費の調整及び前年度繰越金が確定したことに伴い行うものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成23年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ659万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,710万5千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。 5ページをご覧ください。まず歳入であります。

2款国庫支出金、1項1目未普及解消下水道補助金300万円の減額です。下水道施設事業につきましては、本年度は未普及解消下水道補助金を活用し、堀越地区の整備を実施していますが、国の補助金が確定したことによる減額であります。

3 款県支出金、1 項1目下水道事業費県補助金 25 万円の減額です。これも同じく県補助金の確定による減額です。

6 款繰越金、1項1目繰越金95万8千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正です。

8款町債、1項1目下水道事業債 430 万円の減額です。これも事業費確定による減額です。

6ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1項1目一般管理費 63 万3千円の増額です。人件費の調整と需要費におきましては、浄化センターの電気料の追加及びマンホールポンプ通報装置の修繕料の追加、役務費においては、汚泥の減少による汚泥手数料の減額、公課費においては消費税確定と汚泥処理を再生処理としたことによる産業廃棄物税の減額です。

2 款施設整備費、1項1目下水道施設費722万5千円の減額です。人件費の調整と委託料につきましては請差による減額、工事費につきましては堀越地区の管渠工事費の追加補償費につきましては、管渠工事の追加による水道管移設補償費の追加であります。

次に、3ページをお戻りください。

第2表地方債補正、変更です。下水道事業費の限度額を4,720万円から4,290万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更ございません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、 よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 まったくお恥ずかしい話でありますが、産業廃棄物税減とありますが、この税に対しての知識がなかったので説明をしていただきたいんですが、当然これは町がお支払になるのでしょうが、これはそうすると、町で産廃としてはほとんど公共下水道の汚泥ではないかなと思っていますが、この産業廃棄物税に関して、この際ですからもう少し、少しといいますか、詳しく説明をしていただきたいということが一つと。

あと手数料で、汚泥処理手数料減とおっしゃいましたが、これは汚泥そのものが減少したからだとこう説明をなされましたが、聞いておることは、今まで町の下水道の汚泥を受け入れていた柳津に持ち込めないために、須賀川の業者へ持ち込んでそれを処理しているということを聞いているわけですが、そうすると、その柳津の業者と須賀川の業者では、手数料といいますか、その業者にお支払するお金はまったく同じなのか、あるいはトン当たりの処理料は違うのかと、そこら辺もお答えをしていただきたいと思います。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 まず第1点目の産業廃棄物税のことでお答えいたします。

産業廃棄物税につきましては、最終処分をする場合につきまして支払うものでございます。今までは、あいづダストセンターのほうに汚泥については最終処分ということで処分をしておりましたので、産業廃棄物税を支払っていたわけですが、今回、中間処理ということで、最終処分ではなくて、また再生して肥料として使うというようなことで処理方法を変更いたしました。それが最終処分でないものですから、中間処分でございますので、産業廃棄物税の支払はなくなったということでございます。

次に、今回、最終処分をしていましたあいづダストセンターと中間処理をしていました 須賀川の業者につきましては、ダストセンターでトン当たり1万8,700円くらいでした。 今回、須賀川でやりますと、2万2,000円ということでございまして、差額が約3,300円 というようなことでございます。

それと汚泥手数料の減でございますが、今回、汚泥につきましては、放射能の関係でダストセンターが引き受けないというようなことで、処理場で一時貯蔵をしておりました。そのときに汚泥の量を減らすために、浄化センターに池が三つあるんですが、1回その三つを通って汚泥処理された水について、もう一度戻して、2回処理をしたわけなんです。これについては、あまり好ましいことではなかったんですが、処理業者が定まらないということで、汚泥を減らすために処理を2回やったということで、そういうことで汚泥が減ったということで、汚泥手数料の減ということになりました。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 柳津と須賀川でいくらかの差が出るということはわかりましたが、そうすると、23 年度全体では、これを出るトン数で掛ければいいんでしょうが、見通し、見込み

として、今回その須賀川の業者へ払うお金はどの程度になるのか、それはもう予算上は確保されてあるのかどうかをお尋ねしておきます。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 汚泥につきましては、今、残の予算で十分今年は間に合うというような ことで考えております。
- ○議長 8番、青木照夫君。
- ○青木照夫 今の課長の説明うかがいましたが、国県の補助がだいぶ削られていると、減額になっているという原因は何なのかなと思いますが、いろんな国の県の事情があろうかと思いますが、質問がちょっとずれるかもわかりませんけれども、町内の下水道の加入率というのはどのくらいあるんですか。やはりこの加入率の関係で、あまり進捗率が悪ければ削られたとか、そういう意味のものにはなってはいないんですか。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 現在、町の下水道の、公共下水道の加入率については 65%となっております。加入率が低いからといって国の予算が削られるというようなことはございません。
- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 今、下水道課長から堀越のほうも工事をやっておるんだという話をお伺いいたしました。それで、塩喰地区も同じ行政区に入ると思うんですけれども、塩喰地区も水が、山の流れ水ですか、流水と、それと簡易水道みたいな、丸いため水ためて、家のほうに流してくるというのもあるんですけれども、実際、水が濁ったり、方法がないんだということなんですよ。
- ○議長 今、下水道の話だから。別なところで。これは下水道ですから。
- ○渡部憲 はい。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第13号、平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第13号、平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正

予算(第1次)の調整についてご説明申し上げます。

本会計につきましては、歳入におきましては、繰越金の確定、それに伴いまして繰入金の減額、歳出におきましては人件費の調整によるものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成23年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,689万5千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。 4ページをご覧ください。まず歳入であります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金162万8千円の減額です。繰越金が確定したことにより、不要となった額につきましては一般会計繰入金を減額いたしました。

4 款繰越金、1項1目繰越金197万5千円の増額です。前年度繰越金が確定したことに伴う計上です。

5ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1項1目一般管理費34万7千円の増額です。人件費の調整と需用費において小島処理場の流量調整ポンプの修繕費の追加、委託費において処理施設管理委託料確定による減額であります。

2款公債費、1項1目元金ですが前年度繰越金を精査した事による財源内訳の変更であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、 よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、平成 23 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 1 次) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第14号、平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第14号、平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算 (第1次)の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入においては循環型社会形成推進交付金事業の事業費と 繰越金が確定したこと及び本会計を調整いたしまして不要となった額について一般会計繰 入金の減額、歳出につきましては、人件費の調整及び個別排水処理施設工事費の確定に伴 い行うものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成23年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,470万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,129万4千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。 5ページをご覧ください。まず歳入であります。

2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金417万1千円の減額です。個別排水処理事業につきましては、本年度は循環型社会形成推進交付金を活用し、合併浄化槽の設置を計画していましたが、国の補助金が確定したことによる減額です。

3款県支出金、1項1目個別配水処理事業費県補助金90万7千円の減額です。これも同じく県補助金の確定による減額です。

4 款繰入金、1項1目一般会計繰入金 384 万円の減額です。これは、本会計を調整いた しまして不要となった額について、一般会計繰入金を減額するものであります。

5 款繰越金、1項1目繰越金 42 万1千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正です。

6ページをご覧ください。

6款諸収入、2項2目消費税還付金9千円の減額です。前年度消費税が確定したことによる減額です。

7款町債、1項1目下水道事業債 620 万円の減額です。これも事業費確定による減額です。

7ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1項1目一般管理費 98 万4千円の減額です。人事異動等に伴う人件費の調整による減額であります。

2 款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費1,372万2千円の減額です。個別排水処理施設工事費において、当初35基を計画しておりましたが、本年度の申し込みが27基であったことによる工事費の減とそれに伴う事務費の調整による需用費の減額であります。次、3ページをお戻りください。

第2表地方債補正、変更であります。下水道事業費の限度額を2,320万円から1,700万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、 よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 35 基のうち 27 基で8基、これは申し込みがないからできなかったというわけでありますが、これをどう捉えたらいいのかなと、これから農集排はやめて合併浄化槽で個別で対応していくということで、町では年次計画を立てて実施をしているわけですが、8基となるとかなりの数になりますので、この8基の申し込みが少なかった要因をどう捉えておられますか。今年、住宅のリフォームのために補助金を出しましたから、そういうような影響もあるのかなという気もしておりますが、この要因をどう捉えているか。それから、来年度以降の計画に支障は出てこないのかなという気もしますので、その点についても併せてお答えをいただきたいと思います。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 本年度については 35 基を計画し、27 基の申し込みしかなかったということで、8 基減となっております。これの原因につきましては、合併浄化槽を設置するだけではなく、家の中をかなりいじらなくてはならないということで、便所の改修費とか、そのほか水周りの改修費ということで、やはり 100 万とかという工事費がかかるというようなことで、なかなか取り組んでいただけないというような要因が一つと。

あと、お年寄りのかたがたが、だんだん家に後継者も戻ってこないというようなことで、 なかなかこの事業に取り組めないというようなことが主な原因ではないかと考えておりま す。

なお、来年度につきましては、今のところ申込者が、13 基申し込みのかたがございます。 なお、この補助事業につきましては、町で取り組むのが最低 10 基以上でないと国庫補助の 対象にならないというようなことで、この事業がありますので、町といたしましても、こ の事業を活用して生活環境の改善を図っていきたいということで考えておりますので、今 後も皆さまがたにこの事業について説明会等を申し上げながら、この事業の展開を図って いきたいと、このように考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第15号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第15号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。事業勘定についてでありますが、出 産育児一時金に不足が見込まれますことから、それに係る所要額を調製したものでありま す。また、診療施設勘定につきましては、職員の人件費の減額調整と備品購入費などによ り、それに係る所要額を調製したものであります。

予算書をご覧いただきたいと思います。

平成23年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,586万9千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。 5ページをご覧いただきたいと思います。事業勘定の歳入であります。

3款国庫支出金、2項2目出産育児一時金補助金は、3万円を増額するものです。3名 分の見込による増であります。

9 款繰入金、1項1目一般会計繰入金82万円を増額するものです。これも、3名分の見込による出産育児一時金の追加財源としての一般財源からの繰り入れするものでございます。

11 款諸収入、3項5目雑入は、48万9千円の計上であります。県国保団体連合会から、 国保総合システム機器調達が当初見込みより安価となったことによる還元金であります。 次に6ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1 款総務費、1項1目一般管理費は、4万7千円を追加するものです。これは、職員の 異動による追加であります。

2 款保険給付費、4項1目出産育児一時金は、126万円の追加であります。当初予算では、国保被保険者の対象見込数を6人分で見込んでおりましたが、母子健康手帳の交付状

況などから、さらに3人の出産が見込まれることから42万円の3人分、126万円を追加計上するものであります。

5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金は、3万2千円の追加であります。 これは、過年度分の老人保健医療費に係る拠出金であります。

13ページをご覧いただきたいと思います。診療施設勘定の歳入であります。

2款使用料及び手数料、2項1目診療施設使用料は、94万2千円を計上するものであります。医薬分業に伴い院外薬局施設として医師住宅を株式会社日本メディカルに行政財産の使用許可により使用を認めたことによる使用料であります。

4款財産収入、2項1目 財産貸付収入は、104万2千円の減額であります。院外薬局施設の貸付収入を当初予算に計上しておりましたが、使用料となったことから、組み替え減額するものであります。

9款寄付金、1項 1目一般寄付金は、10万円の計上であります。これは、地域医療に役立てて欲しいと診療所にご寄付をいただいたものであります。

14ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1項1目一般管理費は、726 万3千円を減額するものであります。職員の 退職及び育児休業に伴う人件費などの減額調整と小型除雪機械2台の備品購入費の追加計 上であります。除雪機械につきましては、降雪期に診療所玄関等の除排雪を円滑に行うと ともに院外薬局へのアプローチを安全に行き来できるようにし、患者の安全安心と利便性 の向上を図るものであります。

2款医業費、1項1目医療用機械器具費は、261万5千円の追加であります。医療用器 具消毒機の修繕料 62万円と地域医療連携システム構築のための検査システム機器の購入 費199万5千円であります。

5 款予備費、1項1目予備費は、464 万8千円の追加であります。歳入歳出差引き調整による余剰金を予備費に計上したものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 12 月 5 日開催の町 国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところでありま す。よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上 げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 1点ほどお尋ねします。施設勘定の14ページの今ほどご説明あった施設用備品購入費、小型除雪機を2台購入するということだそうですが、これは必要があって購入なさるということだと思いますが、例年と違うような、特別な除雪態勢が変わったのか、特別な、今までにないようなところまで除雪しなければいけなくなったのか、薬局へのアプローチ、患者への利便性を図るために除雪機で除雪をするんだという説明がありましたけれども、これは当然お客さんの、町民の利便性を図るということで大変いいことでありますが、院外薬局とのこの機械を使う上での特別な契約とか、取り決めだとか、そういうことは実際なさっているのか、その薬局までのアプローチの除雪をするということでありますが、どの辺までをするのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

今年度、除雪機械を2台、各診療所に配置するということで、例年との違いと、また患者さんへの利便性の向上などについてのご質問でございますが、昨年度は豪雪にみまわれまして、大変診療所の出入り口の除排雪に苦労したところでございます。例年との違いということで一つ申し上げますと、群岡診療所におきましては、これまでおりました薬剤師が退職されまして、先生を除く男性の職員がいなくなったということでございまして、除雪機械を購入いたしまして、患者さんが出入りするのに、安全安心して出入りできるような形で除雪機械をシルバー人材センター等に委託をして、除雪が稼動され、排雪が残った場合には、利便性を確保し、安全性を確保したいということで考えております。

また、西会津診療所におきましても、駐車場も前面にあって広いこともございまして、 排雪、または屋根雪の落雪にこれまで事務員が行っておりましたが、除雪機械を購入いた しまして、患者さんの利便性の向上を図りたいということで考えてございます。

あと院外薬局との取り決めということでございますが、除雪機械につきましては、診療 所敷き地内の除雪を基本としてございます。院外薬局、例えば一旦道路に出まして入るわ けですが、そちらまで除雪するということは現在のところ考えておりません。

- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 群岡診療所に関しましては、そのいわゆる人手が少なくなったので、今までスコップ、あるいは人の手を使ってやっていたのを今度は機械でやるというようなことでありましょうから、それはわかりました。

道路をわたって除雪、これ私、院外薬局のために使うなとは決して申しません。これ町 民の利便性のために、できれば取り決め等をしてもらって、有効に使ってもらえばいいと 思うんですが、西会津診療所なんかは、後ろ、入り口向いていますが、いわば診療所と同 じような敷地の中にあるというようなことなので、せっかくこれだけの高額な除雪機を購 入なさるわけですから、もっと有効に使えるような方法、院外薬局と話し合って、取り決 めをして、契約をして、有効に使うべきだと思います。今までだって、いわゆる機械除雪 で済んでいたところを、今度は機械を買ってやるということでありますから、ぜひそうし ていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

これまではスノーダンプ、スコップ等で人力で行ってきたわけでございます。新たに患者さんの利便性の向上のために、安全確保のためにということで、院外薬局へのアプローチの安全性も踏まえて導入するわけでございますが、除雪、小型除雪機械の利用方法等につきまして、まだ院外薬局側と話し合いの場をもっておりませんので、今後、除雪機械を導入した後に話し合いの場を設けて、患者さんの利便性向上のために何が一番ベストかというようなことで話し合いの場を設け、決定をしていきたいと考えております。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 給料費の明細書を見ておりましたならば、事業勘定であります。職員の異動によりまして人件費を調整したということでありますが、見れば、補正前も後も、3人

で給料は同じ、手当は3万9千円下がっております。ただ、共済費が8万6千円、これプラスになっておりますが、なぜこういう8万6千円というプラスになるのかなと疑念を持ったものですから、お尋ねをいたします。

- ○議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- ○総務課長 人件費の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。 先ほど一般会計の中でも若干申し上げましたが、共済費の負担率が若干引き上げになっ ております。昨年度の負担率が1,000分の196.9125と、本年度が1,000分の198.3という ことでありまして、その差が1,000分の1.3875ほど引き上げになったということで、今回、 ここの事業勘定につきましては、人の異動がございませんので、その分、増えたというこ とでございます。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第16号、平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を 議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第16号、平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、職員の異動による人件費の調整が増額要因であり、介護サービス等については見込による組み替え調整が主な内容で、それぞれ所要額を調製したものであります。 それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成23年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,966万6千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4ページをご覧いただきたいと思います。歳入であります。

6款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金は、141万6千円を増額し、3,942万4千円とするものであります。これは職員の異動等による職員給与等繰入金であります。

次に、5ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費は、141万6千円を追加するものであります。職員の 異動による人件費の追加であります。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は、3,000 万円を追加するものであります。要介護1から5の認定を受けているかたの訪問介護、ホームヘルプサービス、通所介護、デイサービス、通所リハビリ、デイケア、短期入所生活介護、ショートステイなどの増によるものであります。3目施設介護サービス給付費は、3,680 万円を減額するものであります。施設介護サービスで介護老人保健施設や特別養護老人ホーム入所者に係る給付費の見込による減であります。5目居宅介護住宅改修費は、36万円を追加するものであります。自宅の手すり設置やトイレの改修費などであります。

6ページをご覧ください。

2項1目介護予防サービス給付費は、600万円の追加であります。要支援1・2の認定を受けているかたのホームヘルプサービスやデイサービス、デイケアなどの増によるものであります。5目介護予防サービス計画給付費は、44万円の追加で、要支援のかたのケアプラン作成に要する給付費の増によるものであります。

4款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費は、4万4千円の追加で、介護認定を受ける直前のかたがたに対する介護予防事業費であります。2目一次予防事業費は、4万4千円の減額であり、健康な高齢者に対する介護予防事業であり、予算の組み替えを行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のと おりご議決を賜りますようお願申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第17号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2

次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第17号、平成23年度簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)の調整についてご説明申し上げます。本会計につきましては、人件費の調整によるものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成23年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区 分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補 正による。

補正の内容でありますが、事項別明細書にて説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

まず歳入でありますが、増減はございません。

次に歳出でありますが、1款水道費は人件費調整であります。

3款予備費は人件費の調整での必要額について予備費より充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、 よろしくお願い申しあげます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 1点ほどお伺いをいたします。簡易水道の現在ある数なんですが、それを一つと。

関連としてお聞きしたいんですが、2年ほど前だと思うんですが、経済常任委員会で楢木平の水道、その水源がなくなるということで調査したことがあります。その後の経過ですか、そこに水道ができたのかどうか、ちょっと私も勉強不足でしたので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 簡易水道の数でございますが、簡易水道は7カ所ございます。 あと、楢木平の水道につきましては、本年完成いたしまして、今給水をしているところ でございます。
- ○議長 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 その中に楢木平の水道は入っているということですか。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 先ほどは失礼しました。塩喰のことなんですが、これは簡易水道にあたるもの

だかどうだか、調べてみてください。そして流れ水も両方利用しているものですから、実際、部落の人からいわせると、何とかしてくれと、そういうことなんですよ。俺も実際その簡易水道だか、部落独自でつくったものだかは判断できません、私はね。だけど、やっぱり部落の人が何とかしてもらいたいんだということでございますので、私は奥多摩工業にいたとき、部落の人たちの水は、山の流れ水で、3軒くらいはそれでやっているんですよ。あと2軒の人は上の簡易水道ですか、はっきりわからないんだけれども、それでやっているんですけれども、雨降ったりなんだりすると泥が入ってきたり、何だかんだになってしまって、方法はないんだと、飲めないんだと、だから、できれば水道を引っぱってもらえないかと、できればですよ。それはどういうふうな形でできるのか、できないのか、予算はどのくらいいるのか、それはわかりません。しかし、

- ○議長 質問事項をまとめて、集約して。
- ○渡部憲 だから、部落の人にいわせれば、水を飲めるようにしてもらいたいと、そうい うことなんですよ。課長の考えをひとつお聞きしたい。2回ばかり聞いたんですけれども。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 塩喰の水道のことでのご質問にお答えいたします。

塩喰につきましては、うちの課で現地を調査いたしました。現在の状況におきましては、何件かは共同で水源を見つけてそれを使用しているのと、あとは個人で水を引いているというような状況であります。それにつきましては、町の管理の水道ではございません。各家で管理をしている水道でございます。

今後どのような対策を取るかというようなことで、現在、集落にある水源の水量調査を 今行っているような状況でございます。その水量が十分確保されるというようなことであ れば、町が補助をして、部落の水道の施設をつくるのか、それとも町の上水区域でござい ますので、牧からの水道管をそこまで引いて、町の上水として給水するのかという選択が ございますが、ただ、今のところ牧までいっている水道管が細いもので、塩喰までそれを 引きますと、水量が不足するというようなことが懸念されます。その辺のことを十分調査 し、今後対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号、平成23年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)を議題

とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第18号、平成23年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)の 調整についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、収入においては水道事業収益で小島浄水場の保険金の確定、 資本的収入で負担金及び国庫補助金の確定によるものです。支出においては、水道事業費 で人件費の調整によること、資本的支出では量水器購入費の減額、大久保浄水場の工事費 の追加と委託費の減及び配水管移設工事費の追加であります。

それでは予算書をご覧ください。

第1条、平成23年度西会津町の水道事業会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の 予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。

1 款水道事業収益でありますが、既決予定額1億4,920万円を21万円減額いたしまして合計額を1億4,899万円といたします。その内訳でありますが、第2項営業外収益につきまして、21万円減額し4,688万8千円とします。

次に支出です。

第 1 款水道事業費でありますが、既決予定額 1 億 4,920 万円を 21 万円減額いたしまして合計額を 1 億 4,899 万円といたします。その内訳ですが、第 1 項営業費用について 31 万 5 千円を減額いたしまして、1 億 544 万 7 千円といたします。第 2 項予備費について 10 万 5 千円追加し 49 万 3 千円といたします。

第3条予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,802万7千円は、 当年度分損益勘定留保資金4,778万5千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額24 万2千円で補てんするものを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,117万1 千円は、当年度分損益勘定留保資金4,656万9千円、減債積立金300万円及び消費税及び 地方消費税資本的収支調整額160万2千円で補てんするものとするに改め、資本的収入及 び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。

第1款資本的収入でありますが、既決予定額1億1,140万円に63万3千円増額しまして合計額を1億1,203万3千円といたします。その内訳でありますが、第1項補助金につきまして、同額63万3千円増額し9,203万3千円といたします。

次に支出です。

第1款資本的支出でありますが、既決予定額1億5,942万7千円に377万7千円増額いたしまして合計額を1億6,320万4千円といたします。その内訳ですが、第1項建設改良費について同額377万7千円を増額し8,805万7千円といたします。

2ページをご覧ください。

第4条、予算5条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費既決予定額

2,026 万5千円を10 万6千円減額し合計額2,015 万9千円といたします。

第5条、予算6条中、1億3,668万3千円を、1億3,731万6千円に改める。 3ページをご覧ください。

補正予算実施計画により補足説明をいたさせていただきます。

収益的収入及び支出の中の収入です。

1 款水道事業収益、2項3目雑収入21万円の減額です。本年の豪雪により小島浄水場の 屋根が被害を受けたことによる、その保険金の金額が確定したことによる減額です。

次に支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費及び4目総務費につきましては、人件費の調整と修繕費において、小島浄水場の屋根の修繕費確定による減額であります。4項4目予備費につきましては、本会計を調整いたしまして不要となった額は予備費に繰り入れました。

4ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。

1 款資本的収入、1項1目他会計負担金8万5千円の減額です。公共下水道事業堀越地区及び県営中山間総合整備事業縄沢地区における水道支障管移設に伴う工事負担金確定による減額であります。2目国庫補助金71万8千円の追加です。大久保浄水場配水池及び取水ポンプの災害復旧工事について、災害査定をうけ補助金額が確定したことによる追加計上であります。

次に支出です。

1 款資本的支出、1項1目固定資産購入費、220 万8千円の減額です。量水器購入について金額が確定したことによる減額であります。3目施設改良費508万5千円の増額です。工事請負費では大久保浄水場配水池の災害復旧工事について、工事施行に伴い配水池配管が支障となることから、配水管布設費及び仮設費の追加、小島浄水場の送水ポンプ交換において、故障により1台追加することによる増額、豪雨災害による大久保取水ポンプが被災を受けたことによりポンプ交換工事費の追加であります。委託費につきましては、大久保浄水場配水池の災害復旧工事の測量設計費が確定したことによる減額であります。4目配水管布設費90万円の増額です。公共下水道事業堀越地区及び県営中山間総合整備事業縄沢地区における水道支障管移設に伴う配水管移設費160万円の追加であります。

5ページの会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計補正予算(第 3 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成23年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)は、 原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(12時06分)

○議長 再開します。(13時00分)

議題に入る前に申し上げます。町側より、本会議において、東京電力福島第1原発事故による放射性物質の除染や汚染廃棄物の処理にかかる計画策定について、発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

- ○議長 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う放射性物質の除染計画策定に関する 西会津町の基本的な方針につきまして、ご説明を申し上げます。

除染につきましては、生活空間における空間放射線の低下を目指すために行うものでございます。現在、空間放射線量が高い県内の一部において、国が先行してモデル事業を進めております。

一方、空間放射線量がそれほど高くはないものの、目標とされる1年間1ミリシーベルトの追加被爆放射線量を超える地域につきましては、自治体が中心となり除染を進めることとしております。

放射性物質汚染対策処理特別措置法が来年1月より施行され、汚染状況重点調査地域に 指定された市町村は、除染計画を策定し、除染計画を進めていくこととしております。

本町におきましては、年間1ミリシーベルトを超えていないということから、計画を策定する要件とはなっておりませんが、玄米から微量のセシウムが検出され、その原因が落ち葉等の影響も考えられるというところでございます。なお、原因等につきましては、現在福島県において調査中というところでございます。

このことから、今朝、新聞報道でございました町の計画の策定状況ということに関しましては、保留という形で報道発表があったところでございます。除染の作業に関しましては、県から補助を受けるというためには、除染計画の策定が必要となっているところであります。また、土壌調査の結果や今後の状況によっては、追加により指定を受けることも可能であります。今後、必要性を十分検討して、必要であれば計画策定ということで対処してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 日程第9、議案第19号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてから、日程第22、議案第32号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。なお、審議の方法は、議案の説明終了後、総括質疑を行い、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

地方自治法第117条の除斥の規定によって、10番、清野佐一君の退場を求めます。

(10 番議員退場)

○議長 職員に議案を朗読させます。

事務局長。

(事務局朗読)

- ○議長 指定管理者の指定にかかる選定方針等の全体的な説明を求めます。 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 議案第 19 号から第 32 号までの町の公の施設の指定管理にかかる指定管理者 の指定についての議案のご説明の前に、指定管理者候補者の選定にいたるまでの経過など についてご説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

公の施設の管理につきましては、平成 15 年の地方自治法改正により管理委託制度が創設され、以来、公共団体及び町の出資団体等に限られていた施設の管理委託が、民間の事業者、NPO法人などにも委ねることが可能となりました。この制度改正により、公の施設にかかる管理は、直営、もしくは指定管理者制度のいずれかにより行わなければならなくなったところであります。

本町においては、平成17年9月定例会において、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例のご議決をいただき、平成18年4月1日からの3年間を第1期、平成21年4月1日からの3年間を第2期として、それぞれ指定管理者選定委員会での審査及び議会でのご議決を賜り、各施設の指定管理者を選定してきたところであります。

第3期となる今回も、これまで7回の指定管理者選定委員会を開催し、慎重に作業を行ってきたところであります。まず制度の運用にあたりまして、原則は公募により管理者を募集することが望ましいとされておりますが、第3回目となります今回につきましては、引き続き公募によらないで選定することといたしました。その理由でございますが、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条、施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときには、公募によらないで選定できるとされておりますことから、この規定に照らしまして、一つは、現在管理している団体が蓄積した管理運営技術や専門的技能などの経営資源を活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できたと認められたこと。二つ目は、現在管理している団体の設立経緯や社会的役割を考慮した場合に、現在の団体が引き続き管理運営することが望ましいと考えられたことなどから、引き続き公募によらないで選定することといたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

その上で、具体的な審査の基準につきましては、一つ、町民の平等な理由を確保するものであること。二つ、関係法令を遵守するものであること。三つ、当該施設の効用を最大限発揮させるとともに、管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。四つ、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。五つ、業務の遂行上知りえた個人情報、その他の情報を漏らし、また不当な目的に使用しない体制が整備されていること。

次に、審査項目といたしましては、一つ、団体としての経営理念。二つ、当該公の施設の管理運営体制。三つ、当該公の施設の管理運営にあたっての取り組み方針。四つ、当該公の施設の効用を最大限に発揮する方策及び経費縮減が図られるもの。五つ、要望、苦情

処理への対応。六つ、当該公の施設の管理上の緊急時の対応。七つ、当該公の施設の管理 上の個人情報保護を設定いたしました。

選定にあたりましては、各団体から各施設の管理状況などのヒアリングを実施し、前回 申請時に提出された計画と実績などの評価検証と、選定基準及び審査項目に従い、公正か つ公平な審査を行ってまいりました。

その結果、まず西会津町森林組合でございますが、林業研修センターの管理運営を適切に行っているとともに、林業研修センターは、町林業活性化の拠点施設であり、森林組合の事務所と隣接しておりますことから、森林組合が管理を行うことにより効率的かつ効果的な運営が期待できること。

次に、西会津町社会福祉協議会及びにしあいづ福祉会でございますが、施設の管理運営は適切に行っており、また利用者へのサービス向上及び経費の縮減に努めていること。

次に、温泉健康保養センターやさゆり公園などの指定管理者となっている西会津町振興公社でございますが、累積欠損金の解消に向け努力しており、徐々に経営改善が図られている。また、利用者へのサービス向上に努めているとともに、温泉健康保養センター、森林活用交流促進施設、さゆり公園、ふれあい交流施設及びよりっせの5施設を一体的に管理することにより、相乗効果が発揮され、効果的かつ効率的な管理運営と経費の削減が期待できることなどであります。

よって、平成24年4月1日からの公の施設の指定管理者は、すべての施設において公募によらないで選定することといたしました。ただし、指定管理者のかたに、ある種の緊張感を持った施設運営をしていただくことと、それに伴う団体及び職員のモチベーションの向上を維持していただくため、指定管理者に対しましては、選定委員会として必要と考える課題の提示もさせていただきました。

まず、にしあいづ福祉会でありますが、一つ目は、事業展開を行うに際しては、町とより一層の情報交換と情報共有の場を図るため、定期的な話し合いの場を設けること。二つ、介護老人保健施設やグループホームの入所待機者、あるいは野沢保育所の待機児童解消に向けた対策は喫緊の課題であり、早急に町と協議の上、解決策を講じること。三つ目、各会計の分かりやすい財務状況の公表や剰余金の明確化を図ることであります。

次に、西会津町振興公社でありますが、温泉健康保養センターなどの施設によっては、利用者が減少している施設があります。これは人口の減少や経済情勢など、さまざまな状況が要因として考えられますが、施設の有効活用や利用料金の増収による収益の確保といった観点からも、利用者サービスや満足度の向上、現状分析による対応をはじめとした積極的な運営展開が必要であると考えられます。このため、一つ目は、組織の強化を図ること。二つ目として、経営戦略の見直しを行うこと。三つ目として累積欠損金の解消のため、より一層の経営改善及び経営努力による組織の健全化を図ること。

以上であります。

これらの課題解決に向けた取り組みを指定管理者が行うということを受託の条件とすることといたしました。

次に、各施設とも、現在一律3年とされております指定期間の設定について申し上げます。期間については、法令上特段の設定は設けられておりませんが、公の施設を効率的に

管理運営する観点から、短期間や、あるいは相当長期にわたる期間を設定することは望ま しくないとされております。直近の総務省の調査によりますと、5年間の指定期間が全体 の47%ともっとも多い結果が示されているところであります。

町といたしましては、今回の指定は単なる建物の維持管理ということから、施設の利活用、つまり人的なサービス、事業企画を重視すべきであるというふうに考えたところでございます。このため、指定管理者が優秀な人材を確保しながら、長期的に安定したサービスを提供していく基盤整備を行うため必要な期間として、西会津町森林組合、西会津町社会福祉協議会及びにしあいづ福祉会の指定期間については、これまでの管理運営状況などを踏まえ、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、3年後の時点において中間評価を実施するということといたしました。

また、西会津町振興公社につきましては、債務超過は解消されたものの、約1,700万円の累積欠損金をかかえていることから、組織の強化、経営戦略の見直し、累積欠損金の解消を図るため、さらなる経営改善、経営努力による組織の健全化が必要であると判断し、指定期間については、24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしました。なお、西会津町雪室貯蔵施設につきましては、当分の間、従前どおり町直営で管理することといたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

以上、選定の経過などについてご説明を申し上げましたが、各議案の説明につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長 議案第19号の説明を求めます。

農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 議案第19号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定 についてご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過と結果につきましては副町長から説明申し上げましたとおりであり、林業研修センターについては、西会津町森林組合を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは議案第19号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者となる団体は、西会津町森林組合であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。

- ○議長 議案第20号から議案第27号までの説明を求めます。
 - 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 議案第20号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についてから議案第27号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括してご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過と結果につきましては、先ほど副町長からご説明申し上げました とおりでありまして、西会津町老人憩の家につきましては、現在、施設の管理運営をして おります社会福祉法人西会津町社会福祉協議会を指定管理者候補として選定し、また、西 会津町介護老人保健施設、西会津町温泉リハビリプール、西会津町介護センター、西会津 町地域ふれあいセンター、西会津町高齢者グループホーム、西会津町野沢保育所、西会津町へき地保育所につきましても、現在、施設の管理運営をしております社会福祉法人にしあいづ福祉会を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案第20号からご説明を申し上げます。

議案第20号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、 指定管理者となる団体は、社会福祉法人西会津町社会福祉協議会であります。指定の期間 は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

議案第21号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

議案第22号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

議案第23号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

議案第24号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

議案第25号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

議案第26号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、 指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平 成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

議案第27号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

- ○議長 議案第28号から議案第32号までの説明を求めます。 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 議案第28号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の 指定についてから議案第32号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管 理者の指定についてまで、ご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過と結果につきましては、先ほど副町長からご説明申し上げましたとおりであり、西会津町温泉健康保養センター、西会津町森林活用交流促進施設、西会津町さゆり公園、西会津町ふれあい交流施設、西会津町地域資源活用総合交流物産館につきましては、株式会社西会津町振興公社を指定管理者候補として選定したところであります。それでは、各議案についてご説明申し上げます。

議案第28号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

議案第29号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

議案第30号、西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、 指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、平成24 年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

議案第31号、西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

議案第32号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてでありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長 これから総括質疑を行います。
 - 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 それでは、総括で質問をいたしたいと思います。公募によらないで指定するというのは、第1回目、第2回目の指定の経緯をみれば、これはやむを得ないのかなと、官から民へ、指定管理者をすることによって、官から民の、民の活力で経営をしていくという狙いはあるわけでありますが、民間でなかなかそういうのが育っていないとなるならば、これはこれでやむを得ないのかなというふうには思いました。

それで、今回はじめて指定期間が3年と5年とに分けたわけであります。期間が長いだけ安定した経営ができるというようなこともお話されましたが、説明の中で、全国的にみて47%が5年だと、この数字は3年前と変わっておりません。なんら全国的な傾向としては変わっておりません。3年にしたと。今回は47%、同じ数字であっても5年としたと、そういう点では、この全国の数値を根拠に5年というのは、説明不足だなと思いますので、そこら辺を説明をしていただきたいと思います。

それと、5年にすることによって、中間の評価をするということですが、中間の評価と はいったいどのような項目といいますか、どういうことを評価するのかと。

それと、これ私、振興公社、福祉会ができたときから思っておるんですが、振興公社は株式会社、経済団体でありますから、やはりこれは民の活力で経営していくのが望ましいことであろうと思っています。今でも変わりません。福祉会でありますが、これは町内でただ唯一の、ただ一つの、われわれ町民が安心して介護等を受けられる施設でありますから、これは介護、医療に関しての責任は町にあるわけですから、私は福祉会のトップは町長であってしかるべきだと今でもそれは思っております。そういうような考えから、これからお尋ねをするわけでありますが、福祉会との関係でいいますと、副町長は、町とより

一層の情報交換をしていかなければだめだと、情報の共有をしていくんだと、これは当然でありまして、当然なのをあえていわなければならないほど、町と福祉会の関係がよくなかったのかなと、逆にそうも思いますので、今までこの情報の共有はどうなさっていて、これからどういう情報の共有をなさろうとしているのか。

それと、一番気になったのは、一般質問でも申し上げましたが、例えば0歳児の保育ですね、これは再質問できなかったから突っ込んだ議論はできなかったんですが、いわゆる食事の提供、あるいは1人当たりのスペース、そういうところを考えれば、今のところ野沢保育所でしか受け入れられないわけです。そういうのを解消してくるのは町の責任であって、決して福祉会の責任ではないと思います。その業務は福祉会でやっていますが、その環境といいますか、建物等は、これは全部町の責任でやるべきだと思っていますが、そういう点でもお尋ねします。

それから、財務の公表ということにもお述べになりましたが、私は今まで、さゆりの園も財務の公表は、法に則ってやっていると思っておりますが、町ではどういうような認識をしておるのかお尋ねをします。

5年間ということであります。これからの5年間、どういうような介護を取り巻く環境が変化していくのかなと、かなり5年間というのは長いなと思います。来年の3月までには介護保険の事業計画の策定がなされると、これによってどう変わるのか、あるいはその計画は24年から3カ年の計画です。5年間の計画ではない。それと、後期高齢者の医療制度、今話題になっております。これも制度の改正によって、それなりの影響を受けるわけであります。

また、この前、国保運営協議会の会長の集まりがあって、私も出席をしてきましたが、 その中で、財政基盤を安定するために、各自治体の国民健康保険を県一つにしていくんだ という動きがあるということを知ったわけであります。これは全国の知事会、あるいは全 国の市長会、全国の町村会がこぞって意見書を提出して国保一つと、これもかなり介護関 係、西会津では直営の診療所を持っていますから、そういう点での影響が出てくるのでは ないかと、これは今、新たな動きですから、だけれども、5年とするならば、この間に国 保制度が変わる可能性もあるわけです。

そういう点、あるいはもう一つ気がかりなのは、あそこに診療所があるから、さゆりの 園が円滑に運営されており、その医師の確保でありますが、なかなかもう1人増やしたい、 あるいは群岡診療所の医師を増やしたいと、何年もこうやってきていますが、いまだ医師 が確保されないわけであります。医師が確保されないとなると、診療所の運営ができなく なるわけでありまして、そういう点からみれば、5年というのはやはり私は長いなと、3 年間の間で、お互いに緊張感をもって、十分に意思の疎通を図ってやっていくことが望ま しいのではないかなと思っていますので、改めてその5年ということに関してお尋ねをし ます。

それから、振興公社であります。これについてまず最初にお尋ねしたいのは、ケーブルテレビの業務委託といいますか、受託といいますか、ケーブルテレビ放送の振興公社で受け持っている件に関しては、何ら触れておられませんでしたので、なぜかそれをお尋ねをします。3年前、この指定管理者指定のときに、いわゆる振興公社の社長が町長であると

いうことで議論がなされました。その経緯はやはり、お願いする人と受ける人が同じ、これはおかしいですよと、今、町長におなりになられた伊藤勝さん、議員でありましたから、あるいは清野興一さんから、この点については質問がありまして、それは何ら民法に抵触しないということの答弁はありましたが、やはり伊藤町長も、好ましくないということでの質問をされておるわけであります。

それでは3年後、この前の指定管理者と今回の3年では、どこが違うかといいますと、伊藤町長が誕生されました。選挙のマニフェストで、公約で権力の分散ということで、振興公社、福祉会のトップは民間人に委ねると、それを掲げて圧倒的な差で当選をされたわけであります。ですからそれを受けて、一昨年の12月、私は一般質問で約束どおり社長はお譲りになったらいいのではないかとお尋ねをしたわけでありますが、そのときには、町長は、社長も副社長も辞めてしまって、誰もいないんだから、やっぱりそれは俺がやるしかないんだと、こういう答弁でしたので、これも私ももっともだとこう思いました。

しかし、いつまでそれではやるのかといったならば、副町長が不在だから、副町長が決まったならば、その態勢ができたならば相談をして、しかるべきときに辞すると、こうおっしゃっておられるわけでありまして、この選挙の公約と一昨年の12月で答弁された、副町長がきて、相談をして、しかるべきときに辞するということがまだなされておりませんが、これはなぜですか。

それと、もう一つ違うのは、3年前は、町長と振興公社は専務との間で契約が締結されたと思っております。今回は専務がおられませんので、町長とおそらく副社長たる副町長との間で結ばれるのではないかと私は思っているわけですが、そうするとなると、選定の委員長は副町長が責任を持ってこれをやってきたわけですから、そこら辺で公平さといいますか、公正さという点では疑念を持つ人も出てくるのではないかなと、そんなふうに思いますがいかがですか。

それと、1,700 万円が赤字だということでありますが、これの資金繰りについて、町からはどのような支援といいますか、資金繰りで手助けをしておるか、それをお尋ねをします。

- ○議長 それでは、答弁整理のため、暫時休議します。(13時40分)
- ○議長 再開します。(13時44分)

町長、伊藤勝君。

○町長 13番、長谷沼議員のいくつかにわたる質問の中で、私からは、いわゆる振興公社 の社長にいつまで居座り続けるんだというようなご指摘やら、内容等と受け止めたわけで ありますが、まず私の基本的な選挙公約と、そしてこの町長がいくつかの団体にわたる、 すべてのトップになるということについては、分散型でやっていこうとする、その基本的 な考え方は今も変わってはおりません。

そこで、これまで私が辞めると依頼があって辞めましたのは、土地改良区、この理事長、これは私は辞めました。それから、今この役員改選でいろいろ内部で調整を図りながら進めておりますのは、社会福祉協議会との関係であります。これもいろいろ対応されておりますので、この組織体制がきちっと対応するということであれば、その時点で替わるというようなことで現在進んでおります。

そして福祉会でありますけれども、この福祉会の理事長というのは、私が町長になってきた時点で、こう言われました。今までは、継続性があるから町長が福祉会の理事長として、そこに籍はありましたけれども、しかし県の方針では、好ましいものではないので、正常に戻すという意味から、町長にお辞めいただいたというような内容で、その先回の、前の町長の時代でお辞めになったと、こういう経緯があるわけです。したがって、その時点から町長はそのトップにはならないということです。

さて、残っているのが、このいわゆる振興公社であります。そこで、私が町長になって、 振興公社をみなければならないときに、先ほど指摘がありましたように、専務も辞め、当 時副町長もいない、しかし働く人たちのトップが誰もいないということについては、これ は経営できないと、こういうことで私は引き続き、今働いている人たちの雇用、路頭に迷 わすことはできないというようなことから、現在の振興公社の社長を引き受けて、今日ま で実はおります。

そこで、指摘のあった、いわゆるじゃあいつまでいるのかというようなことでありますが、まずこの組織体制の見直しを私は行いました。この組織体制の見直しというのは、経営改善です。経営改善の中で、やっぱりあの2年前にあった、いわゆる債務超過分、累積赤字2,300万円、これをなんとか、やはり消していかなければならないということで、その人件費で一番高かった専務というその職務は、これはもし町長が代わりで行っていくことができれば、その人件費分もこれから解消し、あるいはそれを合理性を持って、これをその経営の中でなんとかなるであろうというようなことで、専務という職務はおきませんでした。

それで、内部の皆さんで、経営改善できるかということで、現在のいわゆる人数に定め、 各部署もそれぞれ毎年変わるというようなことをしながら、それぞれのポストで対応でき るという確約のもとに、現在、専務というポストがございません。

そこで、今度は役員会であります。役員会にお諮りをいたしまして、今言った経営改善 と、今後の経営方針の中で最大のネックである、いわゆる債務超過の部分をなんとか改善 をするまでに努力をしたいということで、現在まで実はいるわけであります。

したがって、じゃあ私の代わりということになると、今度はじゃあそれは職務的に副町 長が社長になるとかということにはなりませんし、あるいは今、こうした債務超過を抱え ているところで、社長を新たに公募をしても、非常に厳しいだろうという判断のもとに、 なんとか経営の目途をつける、こういうところをしっかりと考えながら、この目途がつき しだい、私は新たな体制をもって、いつでも交換をしたいというふうに思っているわけで あります。

ですから、今回の指定管理者が発注する側と受ける側が同じだというようなことで、かって私も指摘をいたしました。それは、当時、専務もちゃんといたし、あるいはこれからそういう体制の中であれば、そういうことでしっかり対応できるんじゃないかというようなことでありましたけれども、状況が入っていったらまったく一変していたということで、継続性を持って現在まで行っているということでありますので、いろいろとご不満もあるかと思いますけれども、しかし責任ある立場の中においては、そういう対応を取りながら、なんとか経営改善を図っていきたいということで今取り組んでいるところでございます。

そして、1,700 万の債務超過を町がどういうふうにしてこれを具体的な、その支援策は あるのかということでありますが、その支援策は、町としてこれの債務超過の部分を、い わゆる町が直接的に支援をする考え方は毛頭ございません。自助努力でこれはやらなけれ ばならないというふうに思っているところであります。

- ○議長 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 まず最初に、5年という根拠についてでございます。冒頭申しましたように、期間についての定めは、制度上はございません。ただ、前回、前々回と3年間でやってまいりました。その結果をみて、やはりサービスの向上とか、人を確保して育てていくということについては、相当の期間かかるものだなと、かといって、ほかの団体でやっているように10年とか、そういったところまで伸ばすまでにはいたらないというようなところが判断したとろのまず一つでございます。

それとあと今回は、団体のほうにいろいろ課題といいますか、宿題、これ解決していただきたいというところでお願いをさせていただいたというふうにもご説明申し上げました。課題を設定するには、むこうの自助努力といいますか、団体さんの自助努力も必要でございます。そんなことで、話、戻ってしまいますが、人を育てていくという観点から、前回よりは長めの期間の設定が望ましてというふうに考えてきたところでございます。

それともう1点は、中間評価と申しましたが、これも先ほどご説明申し上げましたが、 今回審査にあたっては、さまざまな審査項目を付けさせていただきました。これを3年経 ったら見直すということではなくて、モニタリングをして、例えば項目、今回出した課題 の解決はどうだったでしょうか、あるいは人材の確保とか育成というのはどうだったでし ょうか、必要と思われるものをモニタリングして、その評価を行っていきたいというふう に考えているところでございます。

それとあともう一つ、福祉会との情報交換の場というところでございます。町の施設を 管理運営していただいて、指定管理を受けてやっていただいているところ、まず担当者レ ベルで定期的な話し合いの場というのがみられていなかったというのが第1点でございま す。

したがいまして、トップの判断というところになってまいりますと、そういったところのすり合わせがない、したがって今までは、あくまで日常的にはいろいろあるんでしょうけれども、課題解決に向けた定期的な話し合いの場というものは存在しなかったということで、今回はお願いしたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 私のほうからは、0歳児の乳児保育の件とその他についてご説明を申し上げたいと思います。

施設面の問題であれば、町の責任で0歳児の待機児童を解消すべきではないかというご質問でございましたが、当然公の施設の管理運営を指定管理者という形でお願いをしているわけですので、施設面で不足がある場合には、町は対応しなければならないと考えております。ただ、態勢面、人的な面につきましては、指定管理者にお願いするべきものが多いものでございますので、そういう意味で解消に向けて連携した協議が必要だということでございます。

ちなみに、施設面と態勢面の具体的なお話をさせていただきますと、0歳児の保育につきましては、1名当たり面積が3.3平方メートル必要でございます。また1歳児も同じく3.3平方メートル必要です。また保育士の数でございますが、0歳児3名に対して保育士1名が必要でございます。1歳児につきましては、6名の1歳児に対して1名の保育士が必要だということで、乳幼児保育をする上では、施設面、保育室のスペースの確保、さらには人的な保育士の態勢の確保がさまざま必要でございますので、連携を図りながら、協議の上で待機児童解消に向けた取り組みが必要だということでございます。

次に、財務の公表についてどう考えているのかということでございましたが、福祉会の 決算状況につきましては、町でも入手をいたしまして、それぞれの決算内容は承知はして ございます。ただ、福祉会の決算の場合、多くの事業所がございまして、さまざまな特別 会計に分割をされております。また大変多くのスタッフ、職員がおられて、兼務の状況も 多くあるということで、会計間の人件費のやりくりがございまして、それらが明確に見た だけでは分かりにくいということで、それらについてもう少し詳しくお願いをしたいとい うことでございます。

次に、今後5年間、介護保険の状況は変わるのではないかということで、取り巻く環境は変わるのではないかということでございますが、現在、策定しております第5期の介護保険事業計画につきましては、将来を展望した形で中長期的な推計のもとに、今後の介護人数を把握しながら、質の高い介護サービスができるような形で、現在策定作業を進めているところでございます。

また、後期高齢者医療制度、さらには国保財政基盤安定のための国保の広域化というお話でございましたが、国保の広域化、さらには後期高齢者医療制度、今後どのような形になるか見えてこない部分もあるわけでございますが、これらもすべて国の税と、社会保障の一体改革の中で盛り込まれている内容でございますので、それらの推移も見守りながら、町としては対応していかなければならないと考えております。

あと、医師の確保と施設の連携ということでございますが、医師の確保につきましては、 現在鋭意、来ていただけるような形で作業を進めておりまして、介護老人保健施設、また 特別養護老人ホームの診察にも支障ないような形で体制をつくりたいということで考えて おりますのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 私のほうから振興公社の代表権の関係でご説明させていただきたいと思います。確かに私、副社長でございまして、振興公社は、選定委員長ということで、行政側の立場もあるわけでございます。ただ、今回は選定委員会、合議体でございます、機関が。私1人の意思で案件をもんできたということはないということで、まずその辺はご理解いただきたいなと。

それともう一つは、指定管理者制度は、これは一種の行政処分というふうに分類される ものでございます。司法上の契約ではなくて、行政庁として町が処分をくだすと、したが って、議会のご議決というものもいただくわけでございますが、代理、双方代理、町長が 行政処分の町長であります。今回は振興公社の副社長として私が指定の申請を出すという 形でございますので、特に恣意的な運用をしているとか、ということには、いろいろチェックが働きますので、あたらないというふうに考えているところであります。

- ○議長 商工観光課長、新田新也君。
- ○商工観光課長 今回の指定管理者の指定の中で、ケーブルテレビ業務が入っていないというお話でございましたが、ケーブルテレビ業務につきましては、施設の管理委託ではなくて、業務委託ということで今回の指定管理の選定の対象外ということでございます。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 最後の答弁でありますが、ケーブルテレビは別に結ぶということになるというわけですね。施設ではないから。

答弁をいただきましたが、まだ理解はできないわけであります。福祉会との関係です。 率直に言って、今までそういうような定期的な連携といいますか、連絡の場、会議の場もなかったということは、それなりに意思の疎通を欠いていた。原因はいろいろあるんでしょうが、そういう関係であるならばなるほど、5年というのは長いのではないか、3年間という短期的な計画で、そういうのはすべて改善をしていくと、5年にすれば、ああまた来年もあるんだ、再来年もあるんだというようなことで、緊迫感に欠けるのではないかなというふうに私は思いますが、再度お尋ねをいたします。

それから、財務内容の公表でありますが、福祉会、いろいろな会計を持っていますから、いろいろな会計の処理をしなければならないと、わかりました。ただ、わざわざ財務状況の公表ということを町でお述べになるということは、とる人にとってみれば、法に則ってしていないから、こういうような指摘がされたのかなと、こう思う人も、私はそう思ったんですよ。私は法に則って公表していると思っていますが、則っていないのかいるのか、則っていながらも、もっと詳しく、それは当然町が委託をするわけですから、これから委託料等も計算するのに、それは当然必要ですから、当然指示、あるいは命令を出してまでも、きちっと報告をさせる、今までだってさせるべきだったと思いますよ。そういう点ではどうお考えですか。

あと、振興公社であります。町長からご答弁をいただきましたが、町長が選挙に出たころは、資本金以上の赤字であったなと私は思っているんです。そういう中で、それを解消するためには、権力の分散、官から民へ、民間に任せたほうがいい、今おっしゃいましたが、いろいろ土地改良区、協議会とおっしゃいましたが、具体的にはマニフェストで、権力の分散化、振興公社、福祉会のトップは民間人に委ねます。そうおっしゃっているわけです。今、報告あって、経営が改善されたとおっしゃいましたが、それはそうでしょう、それもいわゆる最初設立した、ロータスを含むあの出だしの時代の振興公社ではなくて、よりっせが振興公社で経営するようになって経営改善が図られたと、決して前からの部分が経営改善されたのではないなと、そういう見方を私はしています。これで間違いがあるかないか。

そして、専務を置かないから、専務の人件費が 500 万相当だと聞いています。500 万人件費に費やすことがないから、その分は経営改善されておる。それと、副町長が決して社長で好ましくないなと思いませんよ。それは副市長が副町長が社長やっているというケースだってあるはずでありますから、私はですから、約束どおり、ここはきちっと襟を正し

て、民間人に現在委ねることができないとするならば、副町長に社長を譲ってもいいのではないのか、あるいは募集をして民間人に約束どおり、そういう方向性が一つも見えてこないわけです。やはり選挙の公約、一昨年の12月の私の質問に答えた、副町長が決まったならば、相談をして辞する方向でいくとこうおっしゃっておるわけでありますから、再度お答えをいただきたいと思います。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 再度申し上げますけれども、公約としたから、すぐにそれをやらなければ、何か この、あなたは町民に対してまったく嘘を言っているようなことでありますけれども、し かし今申し上げたとおり、物事というのは順序があるわけです。飛行機でもなんでもそう ですよ、空へちゃんと飛び立つ前には、それなりの準備があって、そして滑走があってや るわけです。今こういうご時勢になったときに、行政が変わっちゃったときにだっていろ いろあるわけですよ。まるっきりそれと同じような状況ではない、そして現在の経営状況 をみると、温泉施設ではだんだんとこれは儲からなくなってきているんです、実際のとこ ろ。だって全部の、ほとんどといっていいほどこういう施設というのは赤字覚悟でやって いるわけですよ。ようやく今、先ほども言いましたように、言われましたが、あのよりっ せの、いわゆる抱え込んで経営しているということが、ある意味においては経営的に非常 に有利に働いていることは事実です。一方では、温泉そのものは厳しいという現実が実は あるわけです。誰がやったって、それは改善できない部分というのはあるわけです。まし てやこういう原発事故とか、そういう状況が一変してしまえば、これまたいろんな経済情 勢に絡めて経営も厳しくなっているということでありますから、そういう働いている人た ちに、やはり責任ある立場として、私自身だけの考えではないと、やっぱりその立場にお いては、しっかりとその認識をしながら、そして現在いろいろと働いている人たちについ ても、その状況を私の立場というものを認識していただく。あるいは役員会においても、 明確にじゃいついつころまでに解く場合についてはきちっと対応報告をする。こういうこ とをちゃんと整えた上で、しっかり判断をしていきたいということであります。

ですから、今すぐ辞めろなんて言われたって、なかなかそういう状況ではないので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 福祉会との打ち合わせの場というところでございますけれども、議員おっしゃるように、確かにある程度の緊張感といいますか、緊張感は持っていただきながらやっていただくということで条件を設定させていただいているわけでございます。期間の考え方についてもう一度申し上げますが、3年という短期間の雇用を念頭に事業を展開するということと、5年ないしは10年ということで人材育成を図っていくということは、これ当然まわし方が違ってくるわけでございます。したがいまして、今まで3年間、3年間というスパンできた際に出てきている結果、それはいいところもあったでしょうけれども、やはりサービスというところではいまだしだなというところもあるというところもこれ現実的にあるわけでございますから、今回は条件を付けた、それを担保するというんですか、自己確保するために指定管理の期間を5年というふうに少し伸ばして、その中で3年ごとに検証を行っていくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 それでは福祉会の財務状況の公表についてお答えをしたいと思います。 財務状況、決算の状況につきましては、法に則った形で適正にされていると思います。 ただ、町と福祉会の関係で、指定管理者制度というものを導入いたしまして、委託料をお 支払いし、管理運営をお願いしているわけでございますが、その中身で人件費的なものが 主になってくるわけですが、福祉会としてのスケールメリットによる経済性や人的な、職 員が多いということでいろんなこうやりくりをされているということで、その辺の各会計 間のやりくりをもう少し明確にしていただいた上で、適正な委託料を算定しようというこ とで、これまでも資料を求めて精査してまいりましたが、今後も継続してそのような形で 適正な委託料の算定に努めてまいりたいと考えております。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 3年、5年の問題でありますが、それは3年なら3年のよさがあるでしょうし、5年なら5年のよさがあって、何でもそうですが、有利な部分は100%、不利な部分が一つもないなんて、裏と表があるように、必ずいい面と、それは悪い面があります。それは捉え方ですが、しかし、今までの流れからいえば、もう公募もしないということは、あそこしかやれる団体はないということなんですよ。これはみんなわかっていると思います。そうなれば、3年であっても、4年後、5年後を見通した経営というのはできる、私は3年間というその期間で、緊張感を持って、今財務の公表だとか、話し合いだとかといっているわけですから、私は3年後、中間評価ではなくて、これは振興公社と同じように3年間でやっていくべきだなと思っています。そこら辺でもう一回副町長から答弁をもらうことと。

あと、専務がいないから町長と副社長たる副町長と契約を結ばれるんでしょうが、合議体だから特別な権力というか、力といいますか、それもわかります。しかし、一般の町民がどう見るかと、社長が町長で副社長が副町長で、選考委員長が副町長で、なんだ同じ中でやっているのかと、これは3年前の質疑をみていましたならば、じゃあ町長が例えば振興公社に改善命令を出すのか、出せるのか、わがでわがのところに出すのか、出せるのか、そういうような指摘もありましたよ。それは、そういうことがやはり信頼度といいますか、経営の明朗化、公正、そういうところへいくと疑念が払拭されないと、解消できないということであります。

町長からは、本当の話なんでしょうなこれ、誰がやっても改善できないと、ロータスに関しては。それほど経営が厳しいということはわかりました。だからこそ民間の経済人にやっていただくべきだなと、なおさら私は思いました。

それと、物事には順序があると、こういうことをおっしゃいました。伊藤町長ではなくて、私のわがの都合のいいような解釈をかなりしているかもしれません。順序あります。 黒塗り高級車の廃止を掲げて当選をして、町長に就任した日に黒塗り乗用車を返しているんですよ。これは物事の順序からいえば議会の議決を経なければならないのに、そうでないことをおやりになったわけです。それはもういいですよ、決まってしまったことだから。だから、物事の順序というものあります。しかし、自分が約束をして、当選して、副町長がきたら相談をして実施したいと言っているわけですから、もう一回お尋ねをします。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 ここでいつに交代をするかとか、そういうことについて明言をしろというように 受け止めるわけでありますけれども、私はそういうことではなくて、ちゃんとその時期が 来たときには、やっぱりこの民間人なり、あるいはそれにふさわしい人が社長になって、 きちっとした経営をするという考え方は、今でも変わってはおりません。それに向けて、 鋭意努力をしていくということしか、今のところ申し上げることはできませんけれども、 やっぱり私も当初から考えているとおり、そのことについては、十分意を持って対処して いかなければというふうに思っているところであります。
- ○議長 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 まずあの公募、選定にあたりましては、原則は公募なんだということが前提といいますか、ございます。したがいまして、その実態をみて、例えば都市部のように民間の受け皿が育っていないという現状においては、そこはやっぱり実態をみなければいけないわけでございますけれども、原則が公募でありますことから、それに見合う期間として考えられるのは、短いのか長いのか、確かに今議員おっしゃるように、いいところ悪いところはあるとは思います。ただし、3年間、ずっと今まで3年間でやってきたことの検証をして、人の育成というのが大事だなということで、指定管理者側と私で話をさせていただいたことも踏まえて、今回5年間という提示をさせていただいたということでご理解をいただければありがたいというふうに思います。
- ○議長 これで総括質疑を終わります。

10番、清野佐一君の入場をお願いします。

(議員入場)

○議長 これから議案第19号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定 についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 20 号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定について をの質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 21 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

9番、荒海清隆君。

- ○荒海清隆 本件について修正動議を提案いたします。
- ○議長 9番、荒海清隆君から修正動議の提出がありました。

議運開催のため、暫時休議をします。(14時26分)

○議長 再開します。(14時45分)

本案に対して、9番、荒海清隆君ほか6人から、お手元に配りました議案第21号、西会 津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正の動議が提出 されました。したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 議案第21号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提案をいたします。発議者は荒海清隆、多賀剛、長谷沼清吉、鈴木滿子、青木照夫、清野佐一、五十嵐忠比古、以上であります。

それでは、説明をさせていただきます。

修正案の提案理由の説明をいたします。今次提案されております西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定の期間についてでありますが、これまで3年間だった指定の期間を5年間とすることについて、明確な理由が見出せないため、修正案を提案いたします。

それでは、修正の内容を説明いたします。

議案第21号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案であります。議案第21号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についての一部を次のように修正する。

指定の期間でありますが、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までを、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに改める。

以上をもちまして説明を終わります。皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 これから、修正案について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案 賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、4番、伊藤一男です。私は議案第21号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定について原案に賛成の立場で賛成討論を行います。

管理指定する福祉会については、管理、経営とも安定していることから、また効率的な 管理運営と人材育成、指定管理にかかる経費削減につながることから、私は5年が望まし いというふうに考えております。また、3年経過後、中間評価するなど、私は十分そうい うことで5年で十分ではないのかというふうに考えますので、そういうことで5年につい ては何ら問題はないというふうに考えておりますので、どうか議員の皆さまには原案のと おりご賛成いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に原案賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第 21 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第21号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第22号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定 についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

9番、荒海清隆君。

- ○荒海清隆 本件について修正動議を提案いたします。
- ○議長 9番、荒海清隆君から修正動議の提出がありました。

暫時休議にします。(14時55分)

○議長 再開します。(14時56分)

本案に対して、9番、荒海清隆君ほか6人から、お手元に配りました議案第22号、西会 津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正の動議が提 出されました。したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 議案第22号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提案をいたします。発議者は荒海清隆、多賀剛、長谷沼清吉、鈴木滿子、青木照夫、清野佐一、五十嵐忠比古、以上であります。

それでは、説明をさせていただきます。

修正案の提案理由の説明をいたします。今次提案されております西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定の期間についてでありますが、これまで3年間だった指定の期間を5年間とすることについて、明確な理由が見出せないため、修正案を提案いたします。

それでは、修正の内容を説明いたします。

議案第22号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案であります。議案第22号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についての一部を次のように修正する。

指定の期間についてでありますが、平成24年4月1日から平成29年3月31日までを、 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに改める。

以上をもちまして説明を終わります。皆さまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから、修正案について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案 賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私は、今の修正案の中身について、おただしをさせていただきますが、私は 賛成派の中の原案に対してのお話を申し上げさせていただきたいと思います。

原案については、これから5年間というふうな期間を設けまして運営をされていくという考え方が示されたわけであります。その際に、いろいろと経営というのは短い期間ではなかなか解決のできるものではありません。その中には、難しい問題もございます。その際に、やはり手腕力を問われた人が、それなりに力量を発揮していくことが大事であり、また、赤字を解決することが一番望ましいのが5年間の線が一番正しいものと私は考えております。

(「福祉会だぞ」の声あり)

- ○猪俣常三 いずれにせよ、よい成績になることが一番正しいと私は信じておりますので、 この際、原案の5年間というのが私にとっては適切な期間と認めますので、どうか同僚の 各議員の皆さまがたの賛成の姿にご期待を申し上げて、賛成の意見とさせていただきます。 以上です。
- ○議長 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に原案賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

13番、長谷沼清吉君。

- ○長谷沼清吉 ただいまの原案に賛成者の意見を聞いておりましたが、福祉会は赤字ではありません。振興公社と福祉会の間違ったような賛成討論には賛成できません。期間に関しては見解の相違はいろいろあります。先ほど申しましたように、これは今までの流れ、これからの流れからいっても、福祉会ということにはなると思います。そういう関係にあって、緊迫感を持って経営にあたっていくと、今まで欠けていた意思の疎通、あるいは町が求める会計の決算報告、そういう等もきちっとしていくためにも5年という期間は長い、3年で今町が求めているような福祉会になるために、3年間ということが最良だと私は思いますので、ご賛同をお願いします。
- ○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第22号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第22号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定 についてに対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 23 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

9番、荒海清隆君。

- ○荒海清隆 議案第23号について修正動議を提案いたします。
- ○議長 ただいま9番、荒海清隆君から修正動議の提出があります。 資料配付のため暫時休議にします。(15時08分)
- ○議長 再開します。(15時09分)

本案に対して、9番、荒海清隆君ほか6人から、お手元に配りました議案第23号、西会 津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正の動議が提出され ました。したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 議案第23号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について に対する修正動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により、別 紙の修正案を添えて提案をいたします。発議者は荒海清隆、多賀剛、長谷沼清吉、鈴木滿 子、青木照夫、清野佐一、五十嵐忠比古、以上であります。

それでは、説明をさせていただきます。

修正案の提案理由の説明をいたします。今次提案されております西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定の期間についてでありますが、これまで3年間だった指定の期間を5年間とすることについて、明確な理由が見出せないため、修正案を提案いたします。

それでは、修正の内容を説明いたします。

議案第23号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案であります。議案第23号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についての一部を次のように修正する。

指定の期間について、平成24年4月1日から平成29年3月31日までを、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに改める。

以上をもちまして説明を終わります。皆さまのご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長 これから、修正案について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案

賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

4番、伊藤一男君。

- ○伊藤一男 4番、伊藤一男です。私は議案第23号、西会津町介護センターの管理に係る 指定管理者の指定について原案に賛成の立場で賛成討論を行います。私は、福祉会につい ては、こと管理、経営とも安定しているということと、効率的な管理運営と人材育成、指 定管理者にかかる経費削減につながることから、5年が望ましいと考えております。また、 3年経過後に中間評価もすることとなっており、なんら5年で問題はないというふうに考 えておりますので、議員皆さまがたのご賛同をよろしくお願いを申し上げます。
- ○議長 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に原案賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第23号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてに 対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第23号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 24 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

9番、荒海清隆君。

- ○荒海清隆 議案第24号について修正動議を提案いたします。
- ○議長 9番、荒海清隆君から修正動議の提出がありますので、資料配付のため暫時休議 にします。(15時17分)
- ○議長 再開します。(15時19分)

本案に対して、9番、荒海清隆君ほか6人から、お手元に配りました議案第24号、西会 津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正の動議が 提出されました。したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 議案第24号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定 についてに対する修正動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定に より、別紙の修正案を添えて提案をいたします。発議者は荒海清隆、多賀剛、長谷沼清吉、 鈴木滿子、青木照夫、清野佐一、五十嵐忠比古、以上であります。

それでは、説明をさせていただきます。

修正案の提案理由の説明をいたします。今次提案されております西会津町地域ふれあい センターの管理に係る指定管理者の指定の期間についてでありますが、これまで3年間だった指定の期間を5年間とすることについて、明確な理由が見出せないため、修正案を提案いたします。

それでは、修正の内容を説明いたします。

議案第24号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案であります。議案第24号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についての一部を次のように修正する。

指定の期間について、平成24年4月1日から平成29年3月31日までを、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに改める。

以上をもちまして説明を終わります。皆さまのご賛同のほどよろしくお願いいたします。 〇議長 これから、修正案について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、はじめに原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次 に修正案賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。原案の賛成においての立場から申し上げてまいりたい と思います。

この原案につきましては、縷々執行部のほうは大変立派な考え方で進められている関係上、まずは老人のかたがたが安心安全で暮らせるようにできているところで、立派な考え方で物事を進めようとしている。これが一番大事なことでありまして、また、隣接する部分につきましても、それぞれ関係する建物でございまして、やはり5年間というのが一番望ましいし、そして経費等の削減もできる努力もされている、また3年間の間、評価をしながら、そして縷々修正、改善を求めたりすることもできる。一番やりやすく、そしてまた安心を与えさせていくことができるということで、私は賛成の立場を取り、24年4月1日から29年の3月31日の5年間を、私は賛成をさせていただきたいということでありま

す。議員の皆さまがたの賛成の立場を表明していただきますよう、よろしくお願いを申し 上げたいと思います。

以上。

○議長 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に原案賛成者の発言を許します。

1番、三留正義君。

- ○三留正義 1番、三留です。議案第24号について賛成の討論をさせていただきます。 指定期間につきまして5年、5年という期間、私は福祉会も中長期的に人材育成を図り、 その中で一定期間、3年で事業に見直しをかけるというような内容で説明を受けておりま すので、私は非常に健全なものだと考えております。スパンがあまり短いと、やはり人材 の育成に関しては、なかなか事業計画的に結びつけるのが困難なのかなと私は思います。 よって私は賛成です。議員の皆さま、よろしくご理解のほどお願いいたします。
- ○議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第24号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第24号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 25 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

9番、荒海清隆君。

- ○荒海清隆 議案第25号について修正動議を提案いたします。
- ○議長 9番、荒海清隆君から修正動議の提出があります。

資料配付のため暫時休議にします。(15時30分)

○議長 再開します。(15時31分)

本案に対して、9番、荒海清隆君ほか6人から、お手元に配りました議案第25号、西会 津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正の動議が 提出されました。したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 議案第25号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定 についてに対する修正動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定に より、別紙の修正案を添えて提案をいたします。発議者は荒海清隆、多賀剛、長谷沼清吉、 鈴木滿子、青木照夫、清野佐一、五十嵐忠比古、以上であります。

それでは、修正案の提案理由の説明をさせていただきます。

今次提案されております西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定の期間についてでありますが、これまで3年間だった指定の期間を5年間とすることについて、明確な理由が見出せないため、修正案を提案いたします。

それでは、修正案の提案内容を説明いたします。

議案第25号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案であります。議案第25号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についての一部を次のように修正する。

指定の期間についてでありますが、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までを、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに改めるものであります。

以上をもちまして説明を終わります。議員の皆さまのご賛同のほどよろしくお願い申し 上げます。

○議長 これから、修正案について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、はじめに原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

4番、伊藤一男君。

- ○伊藤一男 4番、伊藤一男です。それでは、議案第25号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定について、私は原案に賛成であります。先ほどから理由については申し上げているとおりでございますので、どうか原案に対して議員の皆さまがたのご賛成をよろしくお願いいたします。
- ○議長 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に原案賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第25号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第25号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 26 号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

9番、荒海清隆君。

- ○荒海清隆 本件についての修正動議を提案いたします。よろしくお願いいたします。
- ○議長 9番、荒海清隆君から修正動議の提出があります。

資料配付のため暫時休議にします。(15時39分)

○議長 再開します。(15時40分)

本案に対して、9番、荒海清隆君ほか6人から、お手元に配りました議案第26号、西会 津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正の動議が提出されま した。したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 議案第 26 号、西会津町保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正動議を地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 16 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提案をいたします。発議者は荒海清隆、多賀剛、長谷沼清吉、鈴木滿子、青木照夫、清野佐一、五十嵐忠比古、以上であります。

それでは、修正案の提案理由の説明をいたします。

今次提案されております西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定の期間についてでありますが、これまで3年間だった指定の期間を5年間とすることについて、明確な理由が見出せないため、修正案を提案いたします。

それでは、修正案の提案内容を説明申し上げます。

議案第26号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正

案であります。議案第26号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についての一部を次のように修正する。

指定の期間についてでありますが、平成24年4月1日から平成29年3月31日までを、 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに改めるものであります。

以上をもちまして説明を終わります。議員の皆さまのご賛同のほどよろしくお願い申し 上げます。

○議長 これから、修正案について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案 賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。先ほどの執行部のほうから出ております原案のほうに 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

野沢保育所につきましての管理者の5年間につきましては、非常に運営上、また管理上、非常に良好に推移している状況でもございます。また、5年間といえども、3年間をみながら、それなりに改善をし、そして評価をしなおし、そういう体制をもっていくんだということでございますので、さらに組織体制の、あるいは施設管理の運営が図れるものと信じております。よって5年間の期間というのが適当であるというふうに考えております。24年4月1日から29年の3月31日まで、この5年間を私は賛成といたします。賛同していただく議員のご理解を賜りたいと思います。

○議長 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に原案賛成者の発言を許します。

3番、渡部憲君。

○渡部憲 私はこの原案、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

3年間では、私は責任者がちょいちょい変わるというのは、総理大臣ではございませんので、そういう変わることはよろしくないと、最低やっぱり5年間は責任を持って子どもをちゃんと育ててほしい、私はその考えでありますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第26号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第26号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定について に対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 27 号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

9番、荒海清隆君。

- ○荒海清隆 議案第27号について修正動議を提案いたしますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長 9番、荒海清隆君からの修正動議の提出があります。

資料配付のため暫時休議にします。(15時49分)

○議長 再開します。(15時51分)

本案に対して、9番、荒海清隆君ほか6人から、お手元に配りました議案第27号、西会 津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正の動議が提出され ました。したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、修正動議の説明をさせていただきます。

議案第27号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提案をいたします。発議者は荒海清隆、多賀剛、長谷沼清吉、鈴木滿子、青木照夫、清野佐一、五十嵐忠比古、以上であります。

それでは、修正案の提案理由の説明をいたします。

今次提案されております西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定の期間についてでありますが、これまで3年間だった指定の期間を5年間とすることについて、明確な理由が見出せないため、修正案を提案いたします。

それでは、修正の内容を説明させていただきます。

議案第27号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案であります。議案第27号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についての一部を次のように修正するものであります。

指定の期間についてでありますが、平成24年4月1日から平成29年3月31日までを、

平成24年4月1日から平成27年3月31日までに改める。

以上をもちまして説明を終わります。皆さまのご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから、修正案について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、はじめに原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次 に修正案賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に原案賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第27号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案を採決します。

13番、長谷沼清吉君。

- ○長谷沼清吉 討論を求めなかったんではないか、今。
- ○議長 討論が誰もいなかったんで、いいでしょう。

暫時休議します。(15時55分)

○議長 再開します。(15時56分)

これにて討論を終結いたします。

これから議案第27号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第27号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてに対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。 暫時休議します。(15時58分)

○議長 再開します。(16時10分)

会議の時間を延長します。

地方自治法第117条の除斥の規定によって、10番、清野佐一君の退場を求めます。

(議員退場)

○議長 日程第 18、議案第 28 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理 者の指定についての質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

- ○長谷沼清吉 先ほども質問いたしましたが、1点だけお伺いをいたします。振興公社は 町があってはじめて経営を成り立つと思っています。これはあれだけ、あれだけというか 3,000 万もの出資をして、絶対的な株主ですから、これは町の意向に、町長の意向に反し た経営はできないと思っています。ですから、私は町長が社長をおやりにならなくても振 興公社は町の意図するように経営されると思います。これは、どなたが、副町長が社長に なろうとも、あるいは取締役の人が社長になろうとも、くどいようですが町の意思に逆ら った経営はできないわけありますから、この際、3月までに町長は社長を譲る意思がある かないかだけを聞いておきます。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 私個人的な考えで、今の状態をとやかく即答できるものではありません。それに はきちっとした手続きも必要でありますので、やはりそういう正規の手続きを経ながら、 きちっとした管理運営をとって、そして働いている人たちに不安を与えないように、町の 方針に基づいてしっかり対応をしなければならないと、こういうふうに考えておりますので、今即答できるものではございません。
- ○議長 7番、多賀剛君。
- ○多賀剛 私からも1点お尋ねします。この温泉健康保養センターロータスインでありますが、私の一般質問の続きになるかもしれませんが、この内容の詳細を見ますと、人口の減少や経済情勢などでいろんな状況が考えられるけれども、人が減ってきていると、施設の有効活用や利用料金の増収による収益の確保といった観点からも利用者サービスや満足度の向上を図っていかなければならないというようなことが書いてありますが、私が一般質問で申し上げましたロータスインのトレーニングルーム、実際は65%、時間的にみればもっと空いているわけです。あれだけ立派な施設、もっと有効に活用すれば、これは収益を見出せる施設になるような気がします。現在、町長は社長でいらっしゃいますから、経営上の観点から、あの施設の有効利用についてどうお考えなのかお尋ねをいたします。
- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 私個人的な考え方でありますけれども、当初、社長に就任した際に、まったく多 賀議員の同じような考えで、あそこガラス張りがあって、当初はトレーニングルームとし て開所されたところであります。もう一度そのトレーニングルーム本来的な役割を果たすようにできないかというようなことで、現在の、いわゆる総括責任者や、あるいは担当者 といろいろお話をした経緯もございます。

そうした中で、どうしてもスポット的に、あるいはいろんな会議が入った場合に、いつどういう場合でその会議に使うかという、たった一つの机を出して、会議のできるような研修室ということが、これまで必要なことであったので、本来あそこに設備された健康器具があったんですよね。それを、あれはどこに持っていた。それがさゆり公園の体育館のほうにかたしちゃったんです。そういうことが実はありまして、非常に今、そこに器具を並べて、じゃあ一時それをはずして会議というわけにはいかないかということで、いろいろちょっと検討した経緯もございますけれども、なかなか1台、2台のものではありませんので、そういうことを並べれば、やっぱり常備設置をしているということも必要になってくるし、非常にその準備に相当手間隙がかかるということで、それで現在にいたっているわけであります。

確かに、これは多く人にもいわれておりますが、若松やそういったところにトレーニングに通っているかたもございます。そういった実情もありますので、なんとかああいうところに連結して、そして汗をかいたら風呂に入るとか、そういうようなことの施設もこれから必要なんだなというふうなことも、実は考えております。

それで、いつそれが具体化するかどうかということについては、明言はできませんけれども、いずれにしても、設備を増設すると、消防法の中でスプリンクラーを取り付けなければならないと、そのスプリンクラーを取り付けるのに 1,000 万、2,000 万の話ではないというんですね。いずれにしても、この消防法がどういう形になって変わってくるか、ちょっとわかりませんけれども、そういう宿泊設備の持っているところには、すべてスプリンクラーは設置しなければならないというような法が、これからだんだん変わってくるようなことになりますと、そういうことも検討して、そしてそういった場合に、いち早く増設というようなことも必要になってくるのかなと、なってくるというよりも、そういうことも含めて将来的にそういう施設も、やはり町民要望としてあれば、やっぱり検討していくことも必要なのかなというふうに思っているところであります。

今の施設の中でできるとすれば、そこから離れた場所、例えば管理棟の脇にそういう施設ができないかとか、そういうところであれば、これは可能かもしれません。しかしどうしても、やっぱり温泉施設と連携してということになりますと、クリアしなければならない課題がありますので、そんなところを十分これから検討しながら、時代に合った取り組みというものもこれから必要になってくるというふうには思っているところであります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 先日の商工観光課長のご答弁よりは、町長は少し経営的に改善できるような余地はあるのかなというのは、今拝聴しましたけれども、私は逆だと思うんです。実際あの温泉保養施設と、そういうスポーツができる施設が一緒になって、はじめて効果が出るものだと、会議室だとか研修会だとか、仮にそういうのがどうしても必要であれば、増設とか考える以前に、それこそさゆりの管理棟の会議室を使うとか、あるいはキャンプ場の管理棟を使って研修会をやるとか、そういうほうが私は振興公社の収益を考えた場合、温泉保養施設、あそこスポーツジムとして使えば、汗をかきますし、汗をかけばかならずお風呂に入ったり、シャワーを浴びたりというのはセットでついてきますので、私は会議室を増設してスプリンクラーを付けるようなことは考えなくても、振興公社の経営改善、もっ

と収益性の上がる、町民に喜ばれる施設になろうと思いますので、ぜひそういう方向で考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長 町長、伊藤勝君。
- ○町長 だんだん一般質問になってきまして、これはいずれ十分そうしたことを念頭に置きながら、少し考えてみる余地はあるのかなというふうに思っております。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 反対の意見を述べさせていただきます。皆さまがたの賛同をお願いいたします。

振興公社との関係でありますが、今まで議論してきたように、経済団体である振興公社の経営のトップは民間人に委ねるべきであるとこう思っております。そして、町長は自ら選挙公約で振興公社のトップの人事は民間人に委ねますと、その後、事情があって社長に就任したが、副町長が決まったならば相談をして結論を出すと、副町長おいでになって2年になるわけであります。未だに結論が出ないと、3月までも結論は出せないというわけでありますが、先ほど申したように、3,000万という町の出資があってはじめて振興公社が成り立っておるわけでありますから、町長の意に反したり、町の意に反した振興公社の経営はできないわけであります。これは選挙の公約の重み、議会での発言の重みをしっかりと受け止めて、社長はお辞めになって、別の人に委ねるべきであると、これは伊藤町長も前からそういう考えでおられます。どうか皆さんがたのご賛同をお願い申し上げます。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 4番、伊藤一男です。私は原案に賛成の立場で討論を行います。

西会津町健康保養センターについては、先ほども町長が申されましたように、しかるべきにお辞めになると、そういうことを明言しておりますので、ここでそれによってセンターの管理にかかる指定管理者の指定について反対というのは、私はおかしい。私は健康保養センターは町民のものである、そういうふうに思います。町長1人のものでもありません。また議員のものでもありません。町民のものであります。そういうことで私はこの原案に賛成の立場で討論を行いました。ぜひ議員の皆さんの賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第28号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第28号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 29 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第29号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第30号、西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定について の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号、西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 31 号、西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第31号、西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第32号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長討論なしと認めます。

これから議案第32号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の 指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

10番、清野佐一君は入場願います。

(議員入場)

○議長 日程第23、議案第33号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第33号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の 変更契約についてをご説明申しあげます。併せて議案第33号説明資料をご覧ください。

本工事につきましては、昨年の9月議会定例会において請負契約のご議決をいただき、また本年7月臨時会で変更契約のご議決をいただいたところでありまして、平成22年度と 平成23年度の2カ年の債務負担行為によりまして、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましての変更事項でありますが、議案第33号説明資料をご覧ください。

青色の部分であります第2期整備における上谷地区へのケーブルテレビ伝送路については、出ヶ原集落から山越えをして長桜、泥浮山、程窪集落へいたる東北電力の電柱に共架して敷設する計画となっておりました。本年9月になり東北電力から、平成23年~24年度の2カ年をかけ縄沢地区から林道泥浮山線に沿って新たな配電ルートを整備することとなり、出ヶ原集落から長桜までの山越えのルートについては撤去になるとの計画が示され

ました。

本ケーブルテレビ伝送路につきましては東北電力柱に共架する計画であり、また今後林道沿いのルートが管理が容易となることから、東北電力柱の新ルートにケーブルテレビの伝送路を共架することとし、国道 49 号線と国道 400 号線分岐から長桜までの赤色の新ルートに変更し、出ヶ原、長桜、泥浮山、程窪集落のケーブルテレビ伝送路青色の部分についての工事費を減額するものであります。

またこのことにより、上谷地区については現状のままの配信を行わなければならないことから、センター機器の撤去調整費及び旧伝送路撤去費を減額するものであります。なお上谷地区の整備工事については、平成24年度において別件工事で実施することといたしたいと考えております。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により各事業を減額し、変更設計書を調整いたしまして、去る11月28日付、パナソニックシステムソリュウションズジャパン株式会社東北社社長菱広茂氏と918万9,600円の減額による、請負金額4億5,180万300円とする変更請負仮契約書を締結いたしました。なお、これに伴って、平成23年度支払限度額を2億2,732万7,300円に変更し、平成24年3月15日と定めております竣工期限には変更はございません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第95条第5項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。10番、清野佐一君。
- ○清野佐一 確認といいますか、聞いておきたいと思いますが、この工事については、当時問題になりました支線の18スクエアとか、本来であれば22スクエアでやるべきことだったということですが、22で正規の工事になるわけですか。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 来年の工事のことでしょうか。来年の工事は22スクエアで行うことといたします。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 今、説明して、疑問一つ解けましたが、なぜ長桜への新しい 5.3 キロが、 当初設計の 3.0 よりも工事が少なくなるのかなと思ったら、それは 24 年度で別に設計をす るという説明でありましたが、 1 期、 2 期の工事に組み込んでこれができないのか、工事 は 3 月 31 日までに終わらなくても、契約は 2 期工事の中に繰り入れて、このルートの変更 というものができないのか、わからない。

あの、出ヶ原から長桜、程窪へは今回は工事しないというわけでしょう。それで、新しいのは24年度新たに1期、2期工事と別に工事をするといっているわけでしょう、説明は。それは、2期工事の中に入れて、延長、竣工の延長ということもとれるわけですが、それはとらないのはなぜか。

それと、2期工事に入れないで工事をする場合には、国県等の補助とか、起債だとか、

そういうものには影響がないのかと。

それともう一つは、もう最初の設計どおりに発注して、ここからここまでのスパンというのかな、でこの例えば、出ヶ原から程窪までは、張る電線はもう発注して、生産が終わっているんだとこう理解をしますが、どうですか。

- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 本工事につきましては、22、23の債務負担行為で行っております。債務 負担行為の延長については、当該年度しかできないということになっておりますので、債 務負担行為の延長ということで、24年度まで伸ばすということはできないということでご ざいます。

あと、24 年度工事の補助事業等のご質問でございますが、これは補助事業で行っておりません。起債の工事で行っておりますので、来年度また起債を充当して行いたいと考えております。

今年度の伝送路の発注についてですが、この分につきましては、変更になりまして最終的には400号と49号からの分れから伝送路を新たに引かなければならないということでございますので、それはまだ発注済ではございません。むこうで電線を買っていると、伝送路を購入しているということではございません。

- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 ここは大事なところでありまして、なぜ22スクエア、約束したのが18スクエアでやったんだと、ならば22スクエアに即変えてやってもいいだろと、そのときの答弁は、もうすべて、ここからここまでのスパン、距離に合わせて全部注文をして、それを製造してしまっているから、返還は困難です。ですからそれを使わなければならないという答弁をしていたんですよ。だから、私はこの3.0というのも当然、課長の説明を聞いていれば、もう発注して、製品はできあがっているとこうみているわけですが、そうではないわけですね、そうすると。そうではないとするならば、一番最初に説明した、それぞれ最初から全部の距離は注文して生産してしまっているという、信憑性がなくなるわけですよ。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 大変申し訳ありませんでした。私の勘違いで、400 号から長桜の新ルートのほうと勘違いしておりました。当初、設計ルートについての3キロメートルについては購入済みでございます。発注済みでございます。それにつきましては、今後、請負業者とのご相談ですが、今後、修繕工事等があるようなときの、予備として町としてストックするか、その辺のことはご相談したいと、そのように考えております。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 わかりました。これは発注済みだと、製品もできあがっている。それを使えないというわけですね、今の町の工事には。そういう点で、この請け負った会社と、これから話し合いといっているわけですが、おそらくどの程度の金額になるか知りませんが、これが無駄になる可能性があるわけですから、そういう点では町の責任というのを、この会社から問われかねないと思いますが、そういう点はどうお考えですか。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

- ○建設水道課長 この伝送路につきましては、町といたしましても、今後何かあったとき の敷設に使うとか、そういうことで無駄のないような方向で考えていきたいと考えております。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 それは町の希望であって、相手があることですから、そのように町の新たな負担にならないように、この件についての決着がついたならば、改めて議会に報告してください。
- ○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第33号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変 更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第34号、財産の取得について、医用画像総合システムを議題とします。 本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第34号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、西会津・群岡両診療所に、県の地域医療再生臨時特例基金事業補助金を活用いたしまして、医用画像総合システムを構築するため購入するものであります。 このシステムの構成につきましては、本日皆さまのお手元に配付させていただきました説明資料をご覧いただきたいと思います。

このシステムでありますけれども、西会津・群岡両診療所の医療検査画像をデジタル化いたしまして、医師が診察室で検査結果や過去の画像などを瞬時に確認できるようにするものであります。また、インターネット回線を利用いたしまして、平成24年度には県立会津総合病院及び竹田綜合病院とのネットワークを構築することにより、患者の紹介状送付をはじめ、受診予約、検査画像の送信、入院時の治療内容の確認などが可能となり、随時、総合病院と連携した診療を行うことができ、患者の利便性と医療サービスの向上が図られるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

1の取得する財産及び数量でありますが、医用画像総合システム一式であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る12月2日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名いた しました業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、株式会社バ イタルネット会津支店、東邦薬品株式会社会津営業所、福味商事株式会社会津営業所、株式会社恒和薬品会津第二営業所、株式会社メディセオ会津支店の6社であります。

入札の結果、株式会社三陽代表取締役鈴木孝氏が 4,600 万円で落札いたしましたので、 これに消費税及び地方消費税を加算した額、4,830 万円を取得価格といたしまして、同日、 物品売買仮契約を締結したところであります。納入期限は平成24年3月19日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議 決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長 これから質疑を行います。
 - 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 1 点だけお尋ねをいたします。群岡診療所から竹田総合病院、あるいは県立病院というような、一瞬にして分かるというんですか、そういうすばらしい回線ができるというようなことで、これはいいんですが、会津には竹田総合病院、あるいは県立病院のほかに、会津中央病院という大きな総合病院があるわけなんですが、こういうところにも西会津のかたも結構通院したりしておられるかたはおると思うんですが、会津中央病院となぜアクセスできないという、そういうところの説明をお願いいたします。
- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

本事業でございますが、地域医療再生臨時特例基金事業補助金ということで、県の 10 分の 10 の補助財源として導入するものでございまして、先ほど申し上げました来年度には 県立病院、さらには竹田総合病院と画像を送ることができるわけでございますが、それは 2 次的な利用でございまして、1 次的な利用としましては、検査機器の画像、検査データを診察室でパソコンで直接見ることができるということでございます。

なお、会津中央病院と川崎医大につきましては、23 年度の画像診断システム解析のための装置をすでに設置をしてございます。それで、画像の解析は可能となっておりますので、このたびの医用画像総合システムは竹田病院と県立病院ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 ちょっとその内容的にわからないんですが、中央病院は昨年度、画像を送る システムはできたということなんですか。それで、今回は西診と群岡診療所の画像は送ら なくてもいいんだというような認識でよろしいんですか。
- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 大変失礼いたしました。本補助事業につきましては、竹田病院が実施主体であるということから、地域医療に関係する診療所と、さらには県立病院が結ばれるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 9番、荒海清隆君。
- ○荒海清隆 ということは、会津中央病院は今のようなシステムには入らないということですか。それで、結構中央病院に、私はひいきするわけでもなんでもないんですが、病院

に行ってみると、西会津のかた、地元のかたが結構おられるもので、やっぱりこういうシステムというものは、あってこそ利用できるものでありますから、その辺に向けてやっていただきたいというふうにお願いいたします。

- ○議長 健康福祉課長、髙橋謙一君。
- ○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

事業主体が竹田病院であるということでございますので、中央病院と結ばないのは、その辺はちょっと私どもにはわかりませんが、事業主体が竹田病院であるということで、竹田病院と県立病院を結ぶということでございます。

先ほどちょっと申し上げましたのは、総務省のICT絆プロジェクトということで、イーヘルスケアオンラインということで、中央病院と川崎医大を結ぶ読影といいますか、画像を送信いたしまして、データ、診断をしていただくというような装置は本年度設置してございます。

以上です。

○議長 町とは結んでいないそうです。

9番、荒海清隆君。

- ○荒海清隆 ただいま課長、事業主体が竹田病院というようなことをおっしゃったんですが、竹田病院の、主体が竹田病院であるところに、町でこういう機器を買って提供するというようなこと、ちょっと納得いかないんですが、その辺のことをよろしくお願いします。
- ○議長 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 これは事業の、実際やっているところは地域医療関係で、県が総合的にコーディネートして、機械の導入とかをその分補助金をもらっていると、実際その病院関係の中心的な役割を果たすのは、今回の場合は竹田病院だということでご理解いただきたいと思います。
- ○議長 3番、渡部憲君。
- ○渡部憲 今、副町長の話は分かりました。これ 25 年度から、今度は県立病院が大きくなりますよね、そういうところには伝送はできないんでしょうか。

あともう一つは、このシステムが本当に正しく動くというのは、技師とか、お医者さん、 群岡診療所だと小林先生1人ですから、正確にやってくれるかというのも、特別な技師と か雇わなければ、まただめだということはないんでしょうか。

- ○議長 副町長、和田正孝君。
- ○副町長 町長がいろいろ県のほうにまいりまして、そのようなお願いをしておりますから、協力態勢はとっていただけるというふうには考えております。

あとそのシステム的には問題ないといいますか、先行している事例もあります。ただ問題はその中のお医者さんの態勢ですとか、その辺はこれから詰めていく、県立病院が新しくなった際はですね。ただ前にも申し上げましたように、機会をみてお願いしておりますから、万全を期してやっていきたいというふうに思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第34号、財産の取得について、医用画像総合システムを採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、財産の取得について、医用画像総合システムは、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議にします。(17時01分)

○議長 再開いたします。(17時03分)

日程第 25、議案第 35 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第35号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を 申し上げます。

本年12月25日で任期満了となります教育委員会委員1名についてでありますが、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります佐藤晃さんを引き続き、教育委員会委員として任命したいので、なにとぞ満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長おいいます。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第35号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、 原案のとおり同意することに決しました。

追加議事日程配付のため、暫時休議にします。(17時05分)

○議長 再開します。(17時08分)

お諮りします。

追加議案として、町長から議案第36号、介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請負契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第36号、介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請負契約

の締結についてを追加日程第2として、日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第36号、介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

- ○町長 (町長提案理由の説明)
- ○議長 追加日程第2、議案第36号、介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請 負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第36号、介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請負契約 の締結についてをご説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。お手元に入 札結果並びに議案説明資料を配付してございますので、ご覧ください。

本工事は平成21年4月1日に改正消防法施行令が施行され、自力で避難することの困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設等について、平成24年3月末日までにスプリンクラー及び消火栓の設置が義務付けられたことにより、県の補助金が受けられることとなったため、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、生活支援ハウスにおいて本工事を実施するものであります。

工事の内容でありますが、対象施設は先ほど申し上げました3施設であり、お手元の議案説明書の赤色に着色されたまるがスプリンクラー、大きな円の中心部等に緑色で着色されたものが既設消火栓、同じく大きな円の中心部に青色で着色されたものが、新設散水栓であります。スプリンクラーにつきましては、半径2.5メートルをカバーできるものでありまして、全体で513基で全床面積を消火できる計画です。既設消火栓につきましては既設の配管を利用し、扉やホースの交換をするもので、ホース半径15メートルをカバーできるものが12基、新設散水栓につきましては、新たに消火栓を設けるものでありまして、同じくホース半径15メートルをカバーできるものが8基を計画しております。

また、この水源につきましては、13 トンの水槽を設置いたしましてポンプにより圧送をするものであります。これは全スプリンクラーが作動しても消防法に定められております初期消火の20分間に散水できる充分な量が確保されております。また火災等により停電の場合に備え自家発電機の設置を計画しております。本工事につきましては、消防設備士の資格を持った事業所でならないこと、予定価格が5,000万円を超えることから町内業者では該当する事業所がないことから、会津管内の中で、町に指名参加願いを提出している該当する業者を指名し、去る12月9日に入札会を執行しました。

入札書の結果、最低の価格で入札した業者は八橋設備株式会社であり、その価格は 6,620 万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額 331 万円を加えた合計額 6,951 万円を契約金として、12 月 12 日付、同社代表取締役笠原昭氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成 24 年 3 月 30 日であります。

これを持ちまして、説明を終わりますが、予定価格が 5,000 万円を超えることから、地方自治法第 96 条第 5 項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 2点ほどお尋ねします。

1点は、ただいまの説明で、県の補助金が充当されるということでありますが、この請 負金額の財源の内訳を説明をしてください。

もう一つは、今、3月30日に竣工とおっしゃったわけでありますが、3月30日、金曜日でありまして、ケーブルテレビの第1期工事のときの竣工が3月の月末で、不具合はその次の年度の7月、8月にわたって修繕というか、直した経緯があるわけですが、完全な形で検査もして、完全な形でその3月30日に町に受け渡しができると、こう理解していますが、それでよろしいかどうかであります。

- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 本事業の財源内訳ということでご質問でございますが、県の補助金を受けて整備をしてまいりますが、高齢者施設スプリンクラー緊急整備事業補助金ということで、補助上限額、平米当たり1万7,000円ということでございますが、これを下回っておりますので、10分の10、全額県補助金の対象となりますが、若干補助対象外の雑工事がございまして、70万ほどは一般財源の支出がございます。その他、70万を除きまして全額県の補助事業を充当できますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- ○建設水道課長 竣工が3月30日ということでございますので、完全な形で工事を引き渡しを受け、検査を終了したいと、そのように考えております。
- ○議長 13番、長谷沼清吉君。
- ○長谷沼清吉 ほとんど県の補助金でこの設置ができるということがわかりましたが、福祉会で経営をしている特別養護老人ホームについても同じと理解していいですか。
- ○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- ○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム、さゆりの園、にしあいづ福祉会の施設でございますが、これにつきましても同様でございまして、県の補助事業を受けて行うものでございます。面積案分によって、工事請負額の面積案分によりまして、町のほうに負担をいただきまして実施をしたいということでございます。ほぼ全額福祉会のほうにも県から補助金がまいる予定でございます。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長討論なしと認めます。

これから議案第36号、介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請負契約の締結 についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、介護老人保健施設等施設スプリンクラー設置工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第26、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申出が あります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第27、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申 出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第28、議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会基本条例制定特別委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続 審査の申出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 12月議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

9日から本日までの7日間の日程にわたり、議員各位には真剣にご審議を賜り、全議案ともご議決をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

本議会で賜りましたご意見、ご助言などにつきましては、今後の行政執行におきまして、 十分意を持って対応してまいりたいと存じます。

本年1年間をかえりみますと、1月の豪雪対策、3月の大震災と避難者受け入れ、原発事故と放射能対応、7月の豪雨災害など、災害対策に追われた年でありました。おかげさまで、本町におきましては、適切な対応をもちまして、人身事故もなく、被害を最小限に食い止めることができました。これも一重に議員各位をはじめ、町民皆さまがたのご協力とご支援の賜物と心から感謝を申し上げます。

今次災害を教訓といたしまして、何よりも人命を第一に、安全安心なまちづくりに全力 を傾注してまいりたいと思いますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

今年も残すところあとわずかとなりました。議員各位には、健康に十分ご自愛のうえ、よいお年をお迎えいただき、来る 2012 年度は、さらなる町政進展のために、ますますのご活躍をご祈念申し上げましてあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月9日以来本日まで7日間にわたり、議員各位におかれましては、年の瀬を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって全議案議決成立をみました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。 町当局におかれましては、これらの執行にあたっては、本会議において議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきまして、特に留意されるとともに、適切なる運営をもって進められ、町政発展のため、一層のご努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなりました。議員の皆さまがた、執行部の皆さまがたにおかれましては一層ご自愛のうえ、よい年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今後とも町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。大変ありがとうございました。

これをもって平成23年第10回西会津町議会定例会を閉会します。(17時28分)